

地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン

(中間とりまとめ)

第2章 番号制度に対応したシステム構築について

平成24年9月

【目次】

第1節 住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン	1
1 基本要件	1
(1) 番号制度における住民基本台帳システムの役割	1
(2) 世帯情報の提供方法	8
(3) モデルとしたシステム構成	12
(4) スケジュール	13
2 システム改修要件	14
(1) 施行日(平成 26 年 10 月)前から施行日にかけての個人番号の指定(初期一斉指定)等	15
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等	20
① 出生等	
①-1 個人番号の指定等	
①-1-1 出生	20
①-1-2 海外からの転入等	23
①-2 個人番号の変更	28
② 転出	31
③ 転入	34
④ 転居	37
⑤ 死亡等による消除	39
⑥ 国籍変更	41
(3) 第4号施行日(平成 27 年1月)以後の個人番号カードの交付等	43
① 個人番号カードの交付	43
② 個人番号が記載された住民票の写しの交付	45
(4) 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得	47
(5) 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得	49
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等	52
① 出生等	
①-1 個人番号の指定等	
①-1-1 出生	52
①-1-2 海外からの転入等	56
①-2 個人番号の変更	63
② 転出	66
③ 転入	69
④ 転居	73
⑤ 死亡等による消除	75
⑥ 国籍変更	77
(7) 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得	79

第2節 地方税務システムの構築に係るガイドライン81

1 基本要件(番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響)	81
(1) 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響の概要	81
(2) 対応の方向性	84
(3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項	91
(4) 本ガイドライン案における記述の前提となる税務システムモデル	95
2 システム改修要件(市町村)	97
(1) 宛名システム	97
(2) 個人住民税システム	113
(3) 法人市町村民税システム	126
(4) 固定資産税システム	133
(5) 軽自動車税システム	138
(6) 収滞納管理システム	142
3 システム改修要件(都道府県)	146
(1) 宛名システム	146
(2) 個人事業税システム	159
(3) 自動車税システム	163
(4) 法人都道府県民税・事業税システム	168
(5) 不動産取得税システム	175
(6) 収滞納管理システム	178

第3節 情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン 182

1 基本要件	182
(1) 中間サーバの必要性	182
(2) 中間サーバの基本的な考え方	187
(3) モデルとしたシステム構成	193
(4) スケジュール	194
(5) 効率的な導入に向けて	195
2 システム構築要件	196
(1) 符号の取得	
① 住民	
①－1 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得	197
①－2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得	
①－2－1 出生	200
①－2－2 海外からの転入等	205
①－2－3 転入	211

② 住民以外の者	
②－１ 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得	216
②－２ 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得	219
(2) 情報連携	
① 情報照会者になる場合	222
② 情報提供者になる場合	225
(3) プッシュ型のお知らせ	227
3 非機能要件等留意すべき事項	229
(1) 規模	229
(2) 可用性要件	232
(3) セキュリティ要件	234
(4) 運用に関する要件	236
<u>第4節 その他の業務システムに関する留意事項</u>	<u>237</u>
例① 児童扶養手当の認定請求における地方税関係情報の確認について	238
例② 別居児童における児童扶養手当の認定請求における住民票関係情報の確認について	243

第1節 住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン

1 基本要件

(1) 番号制度における住民基本台帳システムの役割

① 個人番号の指定等

①-1 個人番号の指定等

番号制度においては、個人を特定することが不可欠である。市町村は、住民基本台帳法に基づき、個人を特定して住民の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)を正確に把握し、これを住民票に記載している(既存住基システムに記録している)。また、市町村の住民基本台帳を基礎として、住基ネットが整備されており、平成14年度以降、全国の都道府県・市町村により安定的に運用されている。住基ネットにおいては、住民の基本4情報とひも付く住民票コードが重複なく存在している。これらを活用して、番号利用法案においては、法定受託事務として個人番号の指定を市町村長が行うこととされているところである。

個人番号の指定については、市町村長は、番号利用法案附則第3条により、施行日(平成26年10月を想定)において、既に住民票コードが記載されている者に対して一斉に指定する(以下、この指定を「初期一斉指定」という。)とともに、番号利用法案第4条及び第5条により、施行日以後に出生する者等に対して個人番号を指定することとされている。

①-1-1 初期一斉指定の準備

初期一斉指定の場合は、機構は、保有する本人確認情報を活用して住民票コードに対応する個人番号とすべき番号を生成し、その準備が整った時点で各市町村に通知することになる。

①-1-2 施行日以後の指定の準備

現在、住民票コードについては、重複のない住民票コードの束を各市町村に事前に配布し、当該束から必要な住民票コードを抽出して住民票に記載する方式となっている。住民票コードの記載についてはこれまでの方法を維持することとするが、施行日以後の個人番号の指定については、市町村長が住民票に住民票コードを記載したのち、当該住民票コードをもって機構に対して個人番号とすべき番号の要求を行い、即時に当該

住民票コードに対応する個人番号とすべき番号を機構が提供する方式(コール&レスポンス方式)を採用することとする。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

(指定及び通知)

第四条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

2 （略）

(個人番号とすべき番号の生成)

第五条 市町村長は、前条の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しようとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定めるところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

- 一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。
- 二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。
- 三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対する通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

附 則

(個人番号の指定及び通知に関する経過措置)

第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第三項において準用する第五条第二項の規定により機構から通知された番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であって施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第五条第二項の規定により機構から通知された番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

3 第五条の規定は、前二項の場合について準用する。

4～6 （略）

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の住民基本台帳法

(住民票コードの指定)

第三十条の二 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、総務省令で定めるところにより、市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2 機構は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に指定した住民票コードと重複しないようにしなければならない。

(住民票コードの記載等)

第三十条の三 (略)

2 市町村長は、新たにその市町村の住民基本台帳に記録されるべき者につき住民票の記載をする場合において、その者がいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者であるときは、その者に係る住民票に前条第一項の規定により機構から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3 (略)

①ー2 個人番号を住民票に記載

番号利用法案に基づき市町村長が指定した個人番号については、整備法案による改正後の住民基本台帳法(以下「改正住基法案」という。)により、住民票に記載することとされている。このことにより、市町村長は指定した個人番号に係る者の基本4情報と個人番号をひも付けて管理し、住民に関する事務の基礎とするとともに、その公証を行うことができる。したがって、今回のシステム改修においては、既存住基システムのデータベースに個人番号を追加する必要がある。

住民の転入・転出の際は、転出証明書に基本4情報や住民票コードと同様に個人番号を記載することとし、転入・転出があっても、個人番号を確実に市町村間で引き継ぐ仕組みとなる。

また、改正住基法案に基づき、本人等から特別の請求があった場合に限り、個人番号が記載された住民票の写しの交付をすることとされている。したがって、住民票の写しの交付の申請書や発行する住民票の写しの様式に個人番号の欄を追加する必要がある。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の住民基本台帳法

(住民票の記載事項)

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一～八 （略）

八の二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

九～十四 （略）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(番号利用法の施行に伴う住民基本台帳法の特例)

第十八条 （略）

2 市町村長は、番号利用法附則第三条第一項及び第二項の規定により個人番号を指定したときは、当該個人番号を当該個人番号に係る者の住民票に記載するものとする。

①－3 本人確認情報に個人番号を追加

改正住基法案においては、住基ネットの本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所及び住民票コード並びにこれらの変更情報）に個人番号を追加することとされている。これは、機構が個人番号の重複付番を最終的にチェックすることができるようにすることに加え、現在、国の行政機関等に対して、住民票コードを検索キーとして行っている基本4情報の提供を、個人番号を検索キーとして行うこととするものである。また、このことにより、国の行政機関等が個人番号カード等から個人番号を取得できない場合等において、機構は、国の行政機関等に対し、個人番号を提供する役割を担うこととなる。

したがって、市町村においては、現在、既存住基システムからコミュニケーション・サーバに対して通知している本人確認情報に個人番号を追加する改修が必要となる。

住民票コードは、これらの改正により、住基ネットの内部管理番号として秘匿性を高めるとともに、個人番号及び情報提供ネットワークシステムで使用される符号の基礎となる番号としてその役割を変化させることになる。ただし、改正住基法案においては、改正前から住民票コードの利用が認められている機関においてはシステムへの影響等を考慮して、当分の間、住民票コードを使うことができることとしていることに留意が必要である。

①－4 個人番号を通知

番号利用法案においては、市町村長が個人番号を指定した場合に、当該者に通知することとされている。

個人番号の通知については、費用等を考慮して世帯単位で送ることとし、プライバシー

に配慮する観点から、例えば、封書で郵送することが適当であると考えられる。この場合、個別の事情がある世帯には特段の配慮を行うなどの工夫を行うこととする。

番号利用法案においては、個人番号の確認及び本人確認のため、市町村長は個人番号カードを交付することとしているが、全国民に短期間一斉に交付することは難しいことから、当該個人番号の通知に係る書面には、個人番号カードの交付を受けるまでの間、一定の公証力を持たせる必要がある。市町村が個別に印刷すると費用が割高になると考えられることから、個人番号の通知書の作成等の事務については、市町村長が機構に対して委託し、一括して行うことが適当であると考えられる。

なお、施行日以後に出生した者等に係る住民票コードの通知については、改正住基法案において、現在住民票コードを使用している機関は、当分の間、住民票コードを利用できることとされていることから、これらの機関からの求めに対して住民が対応できるよう引き続き行う必要がある。この場合、個人番号の通知と住民票コードの通知は同一の通知書で行えば足りると考えられるが、通知を受けた住民が混乱しないよう、通知書における住民票コードの取扱い等について工夫することとする。

①-5 個人番号の変更

個人番号の変更については、番号利用法案第4条第2項に規定されている。任意の変更が認められている住民票コードと異なり、「個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により」との変更要件が付けられている。これは、個人番号がいわゆる「民－民－官」で使われ、個人番号を利用する関係機関が膨大な数となることから、その変更はなるべく抑制的にすべきであるとの考え方がある一方、例えば、個人番号カードが盗難され、不正に使われるおそれがあることを市町村長が知ったときなどは、個人番号を変更する必要があるとの考え方に基づくものである。

なお、変更後の個人番号は、変更前の個人番号とひも付けできていればよく、住民票コードを変更する必要はない。逆に、住民票コードを変更しても、すでに個人番号が指定されていれば、個人番号を変更する必要はない。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

(指定及び通知)

第四条 (略)

- 2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

② 個人番号カードの交付

番号制度においては、個人を特定するために個人番号を指定するだけでは不十分であり、その個人番号がその者に係るものであることを示し、その個人番号を提示する者が確実に本人であることを証明する手段を導入する必要がある。そのための手段が個人番号カードである。今後、行政サービスにおいて個人番号を確認する場面が飛躍的に増加すること(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等)を考えると、個人番号カードは、番号制度に必要な不可欠なインフラであり、番号利用法案において、個人番号の指定と同様に、個人番号カードの交付事務は、法定受託事務として市町村長が行うこととされている。

なお、個人番号カードの交付については、これまで住民基本台帳カードの交付を行ってきた市町村の現場の声に十分耳を傾けながら制度設計していくため、現在、住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会のシステム整備検討部会において意見聴取がなされており、これらの意見を踏まえて、業務フロー等を検討していくこととしている。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

第六章 個人番号カード

第五十六条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カード（氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項（第三項及び第四項において「カード記載事項」という。）が記載されたカードをいう。以下この条及び第七十条において同じ。）を交付しなければならない。

2～9 （略）

③ 世帯情報の提供

住民基本台帳が記録している情報のうち、本人確認情報については住基ネットを通じて提供することとなるが、社会保障給付の資格要件等を確認するために必要な世帯情報については、番号利用法案において情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長から必要な機関に提供することとされている。

そのためには、中間サーバ(中間サーバの必要性、基本的な考え方等については、第3節参照)に提供すべき世帯情報を既存住基システムから抽出するための改修を行う必要がある。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

(特定個人情報の提供の制限)

第十七条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
一～六 (略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八～十三 (略)

(特定個人情報の提供)

第二十条 情報提供者は、第十七条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 (略)

④ 住民等の符号の取得

番号利用法案では、情報連携の具体的な仕組みについての規定はない。しかしながら、社会保障・税番号大綱では、個人情報の保護を図るため個人番号を直接用いない情報連携を行うとしており、本ガイドラインでは、符号による情報連携を行うことを前提とする。

また、符号の生成方法も情報提供ネットワークシステム側で決定されるべきものであるが、現時点では明らかになっていないため、次のような方法を想定し、以下の記述を進めることとする。

住民の符号の取得については、情報連携が始まる際に一斉取得するほか、情報連携開始後における新たな住民となった者は、住民基本台帳によりその異動が把握できることから、異動に合わせて符号を取得する。具体的には、当該者の個人番号をキーとして、市町村のコミュニケーション・サーバから機構を経由し、情報提供ネットワークシステムから中間サーバに符号が通知される仕組みが想定され、また、住民以外の者についての符号を生成する必要がある場合も、当該者の個人番号又は基本4情報をキーとして、同じ過程によって中間サーバに符号が通知されることが想定される。

既存住基システムにおいて、このような住民等の符号を取得するための改修を行う必要がある。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案による改正後の住民基本台帳法案

(総務省への住民票コードの提供)

第三十条の九の二 機構は、総務省から番号利用法第十九条の規定による事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、当該求めに係る者の住民票に記載された住民票コードを提供するものとする。この場合において、機構は、機構保存本人確認情報を利用することができる。

2 機構は、前項の規定により提供した住民票コードが記載された住民票について当該住民票コードの記載の修正が行われたときは、総務省に対し、修正前及び修正後の住民票コードを提供するものとする。

(2) 世帯情報の提供方法

① 住民票の写しの添付が省略される手続き

現在、社会保障分野等の多くの制度において同一世帯であることを基準として支給等が行われており、申請者はその手続きにおいて住民票の写しの添付等を求められている。

「(1)③世帯情報の提供」のとおり、番号利用法案において、住民基本台帳に記録されている世帯情報を、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長から必要な機関に提供することとされており、このことにより、申請者が住民票の写しの添付等を省略することができることとなる。具体的な手続きの例としては、次のものがあげられる。

【年金分野】

- ・ 遺族基礎年金・遺族厚生年金の裁定請求に関する手続き
- ・ 老齢厚生年金・障害厚生年金の加給年金額の加算に関する手続き
- ・ 共済年金の長期給付の被扶養者の認定に関する手続き

【福祉分野】

- ・ 児童扶養手当の認定に関する手続き
- ・ 障害児養育年金の養育関係の確認に関する手続き
- ・ 老人ホームへの入所の措置及び費用の徴収に当たっての扶養関係の確認に関する手続き

【医療・介護分野】

- ・ 健康保険の被保険者の被扶養者の認定に関する手続き
- ・ 国民健康保険の保険料の賦課に関する手続き
- ・ 介護保険の保険料の賦課に関する手続き

【雇用保険分野】

- ・ 未支給の失業等給付の支給に関する手続き

【公営住宅分野】

- ・ 公営住宅の入居者の資格要件等の確認に関する手続き

【学校関係分野】

- ・ 特別支援教育奨励費負担金の支給に関する手続き

【災害分野】

- ・ 被災者生活再建支援金の支給に関する手続き

② 世帯情報により確認する事項

現在、上述の手続きにおいて住民票の写しの添付等を求めているのは、申請書に記載された申請者の続柄が正しいかどうかなど、申請書の内容を確認することや、これに加え、申請書に記載されている者の他に同一世帯員は存在しないかなど、申請書の内容に漏れがないことを確認するためであると考えられる。

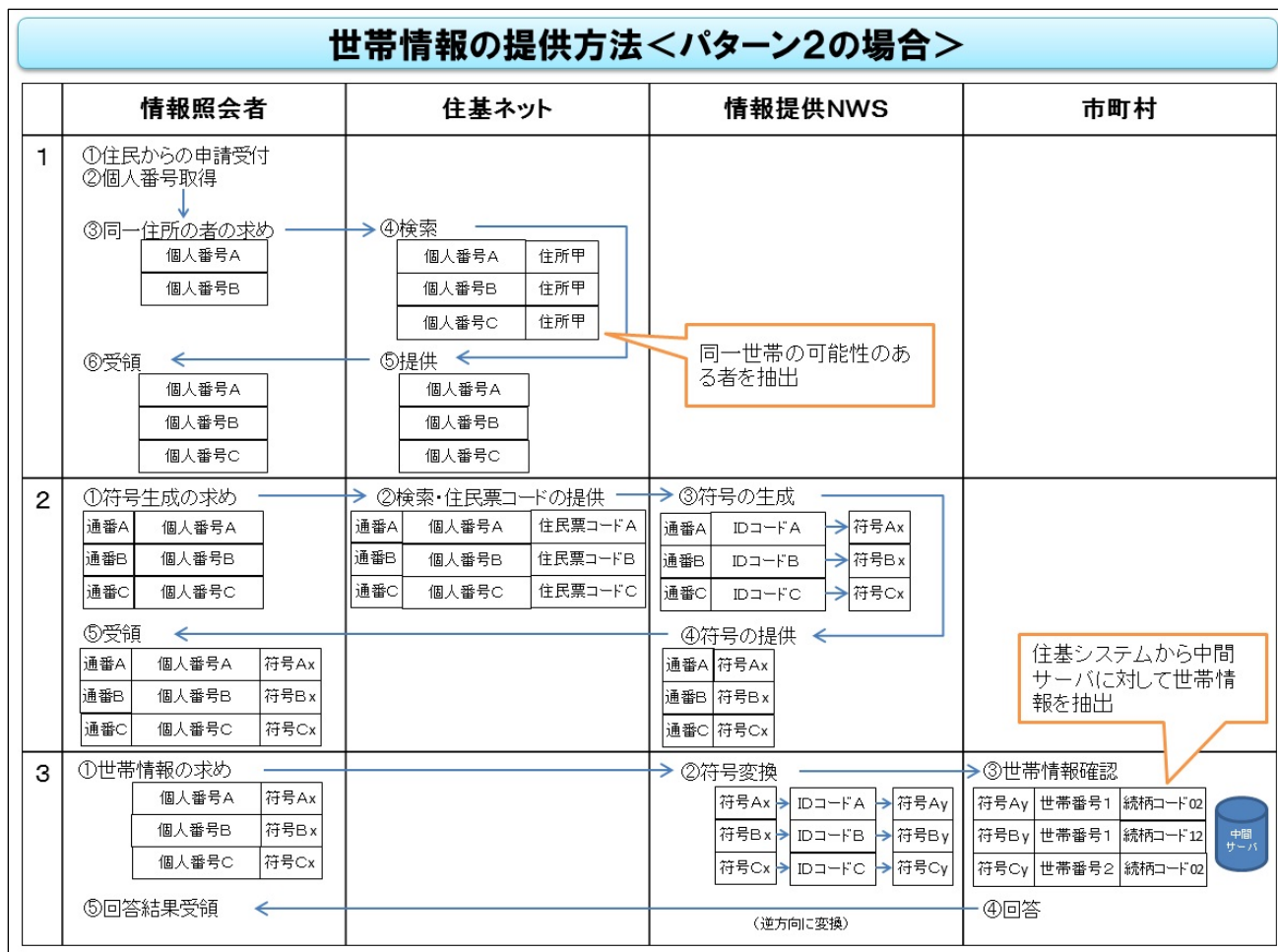


＜図1: 世帯情報により確認する事項＞

③ 世帯情報の提供方法

申請書の内容を確認する場合については、確認をするすべての者の正しい個人番号を取得し、情報提供ネットワークシステムを通じて符号を取得した上で情報連携をすることにより確認することができる。一方、申請書の内容に漏れがないことを確認する場合については、漏れている者の正しい個人番号を取得することが困難である。そこで、住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出する(同一世帯である者は必ず同一住所であるが、同一住所であるから同一世帯であるとは限らない。)こととし、その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯の者を絞り込むことによって、申請書の内容に漏れがないことを確認することができる。

なお、詳細な方法については、今後、情報提供ネットワークシステムの構築を進める中で検討する必要がある。



＜図2: 世帯情報の提供方法＜パターン2の場合＞＞

④ 市町村の中間サーバに保有すべき世帯情報

世帯情報を情報提供ネットワークシステムにより提供するためには、市町村の中間サーバに、符号に対応する世帯番号、続柄コード、更新日を保有する必要がある。

世帯番号については、各市町村が独自に付番しているが、同じ世帯番号を付番された者が同一世帯であることを示すものであることは全国で共通であると考えられる。中間サーバにおいては、世帯番号の全国的な重複調整等の必要性は特段ないことから、各市町村が独自に付番した世帯番号をそのまま中間サーバで保有すればよいものと考えられる。

続柄コードについては、「住民基本台帳ネットワークシステムシステム構築手引書」の中で統一的な付番方法を提示しており、当該続柄コードを中間サーバに保有することが適当であると考えられる。

なお、死亡者との続柄を確認する必要があるため、変更履歴を保有する必要があることから、更新前の記録の保存期間は、住民票の除票の保存期間と同一にすることが適当であると考えられる。

市町村の中間サーバに保有すべき世帯情報

(例)

2010年4月1日 Aさん(夫、世帯主)、Bさん(妻)、Cさん(子)、Eさん(子)が転入

2012年4月1日 Eさん(子)が転居して世帯主

2012年6月27日 Dさん(子)が出生

符号 (※1)	世帯番号 (※2)	続柄コード (※3)	更新日 (※4)
A	111	02	20100401
B	111	12	20100401
C	111	20	20100401
D	111	20	20120627
E	111	20	20100401
E	222	02	20120401
...	...	...	...

※1: 符号の桁数等は内閣官房において検討

※2: 世帯番号は、各市町村が既存住基システムで管理している番号でよい

※3: 続柄コードは、「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」中「既存住基システム改造仕様書(インタフェース編) 版」で示したものと
する

※4: 死亡者との続柄を確認する必要があるため、変更履歴を保有する必要がある(更新前の記録の保存期間は、住民票の除票の保存期間と合わせる)

【中間サーバDB】

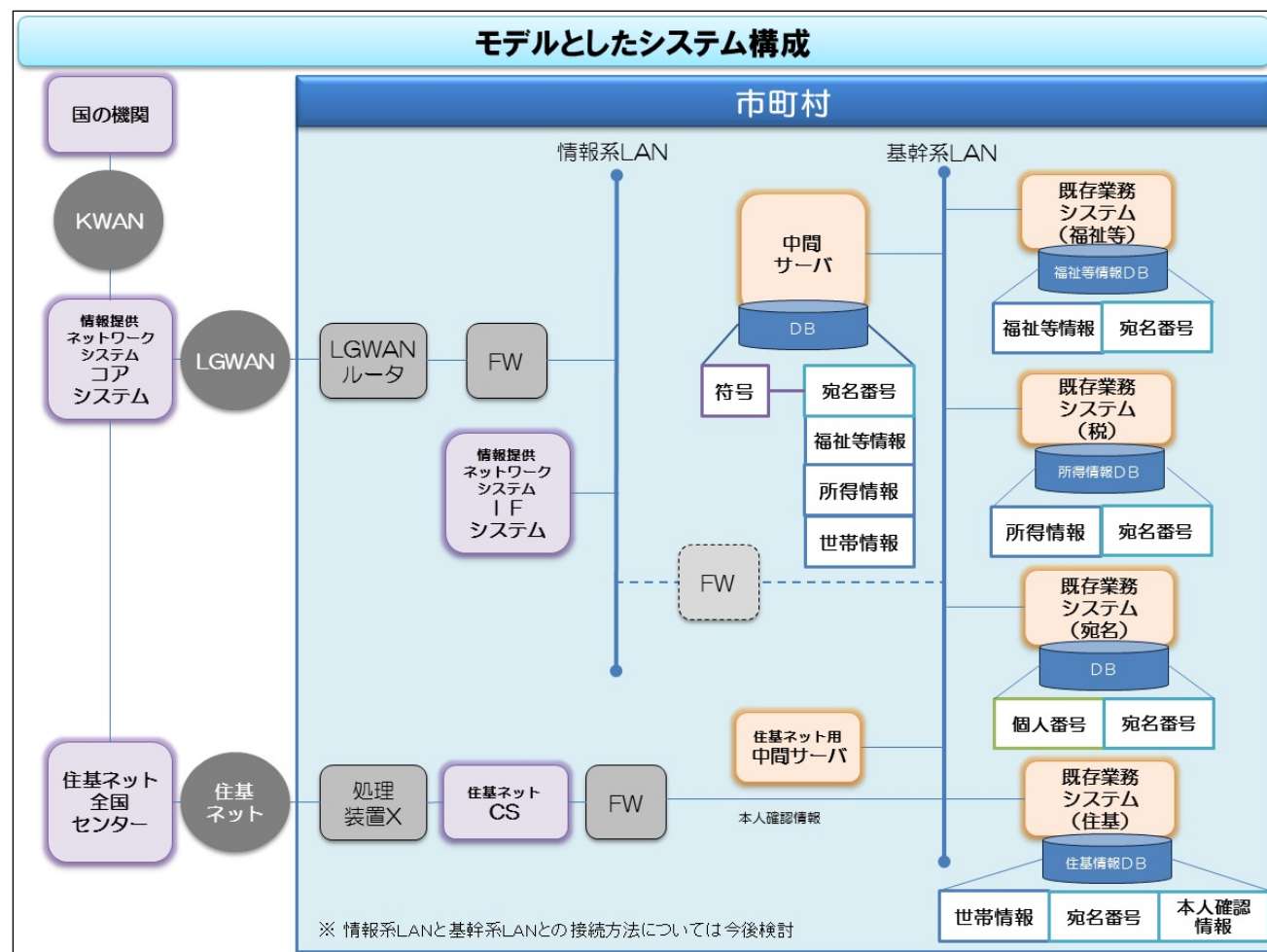
<図3:市町村の中間サーバに保有すべき世帯情報>

(3) モデルとしたシステム構成

2からは、番号制度の導入に伴い必要となる業務フローとそれに伴って必要となるシステム改修要件を示すこととする。

この検討の前提となるシステム構成としては、総務省自治税務局が平成24年3月に公表した「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究」の中で実施した市町村向けアンケート調査において、10超のシステムで宛名番号(個人)が統一されていると回答した市町村が約8割となっていること等を踏まえ、下記のとおりとする。

なお、ここでいう宛名番号とは、宛名システム又はそれに類似したシステムにおいて、個人又は法人(事業所等)を識別するために付番される番号で、住民基本台帳に記録される住民、いわゆる「住登内者」に対する番号、「住登外者」に対する番号と法人に対する番号を網羅的に取り扱う番号をさす。



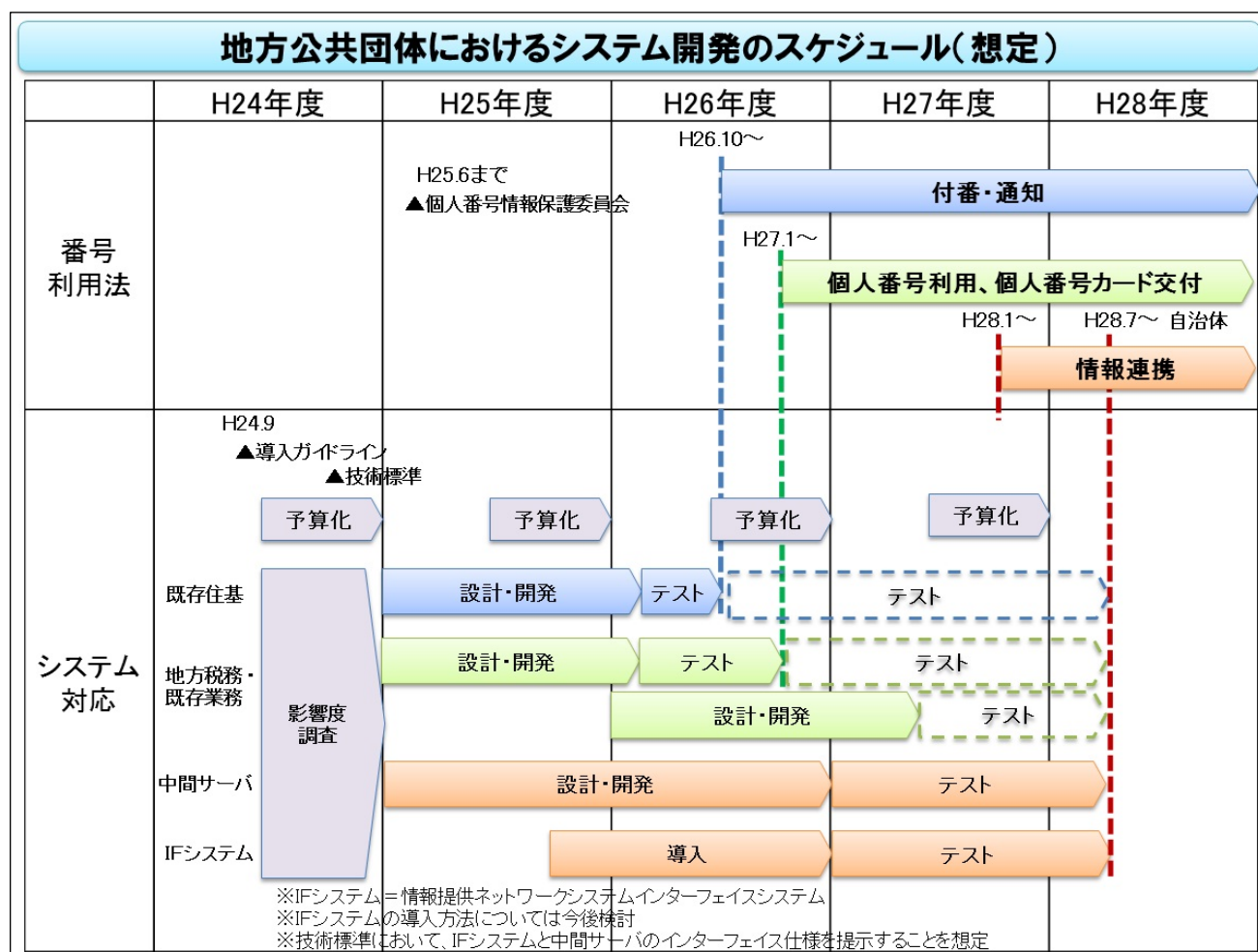
<図4:モデルとしたシステム構成>

(4) スケジュール

スケジュールについては、下記のとおり想定している。

本ガイドラインは、各市町村の担当者が住基システムの開発等を担うベンダー等に対し本ガイドラインを示し、関係するシステム改修に必要な費用の積算の一助となることを目的として作成するものである。システム改修に伴う財源措置については、検討中であるが、各市町村においては本ガイドラインに基づき必要な見積りをとるなど、平成25年度予算計上に向けて準備を進めていただきたい。

なお、さらに詳細な技術標準については、今年度末に内閣官房(情報提供ネットワークシステムに関する部分)及び(財)地方自治情報センター(住基ネットに関する部分)から示される予定である。



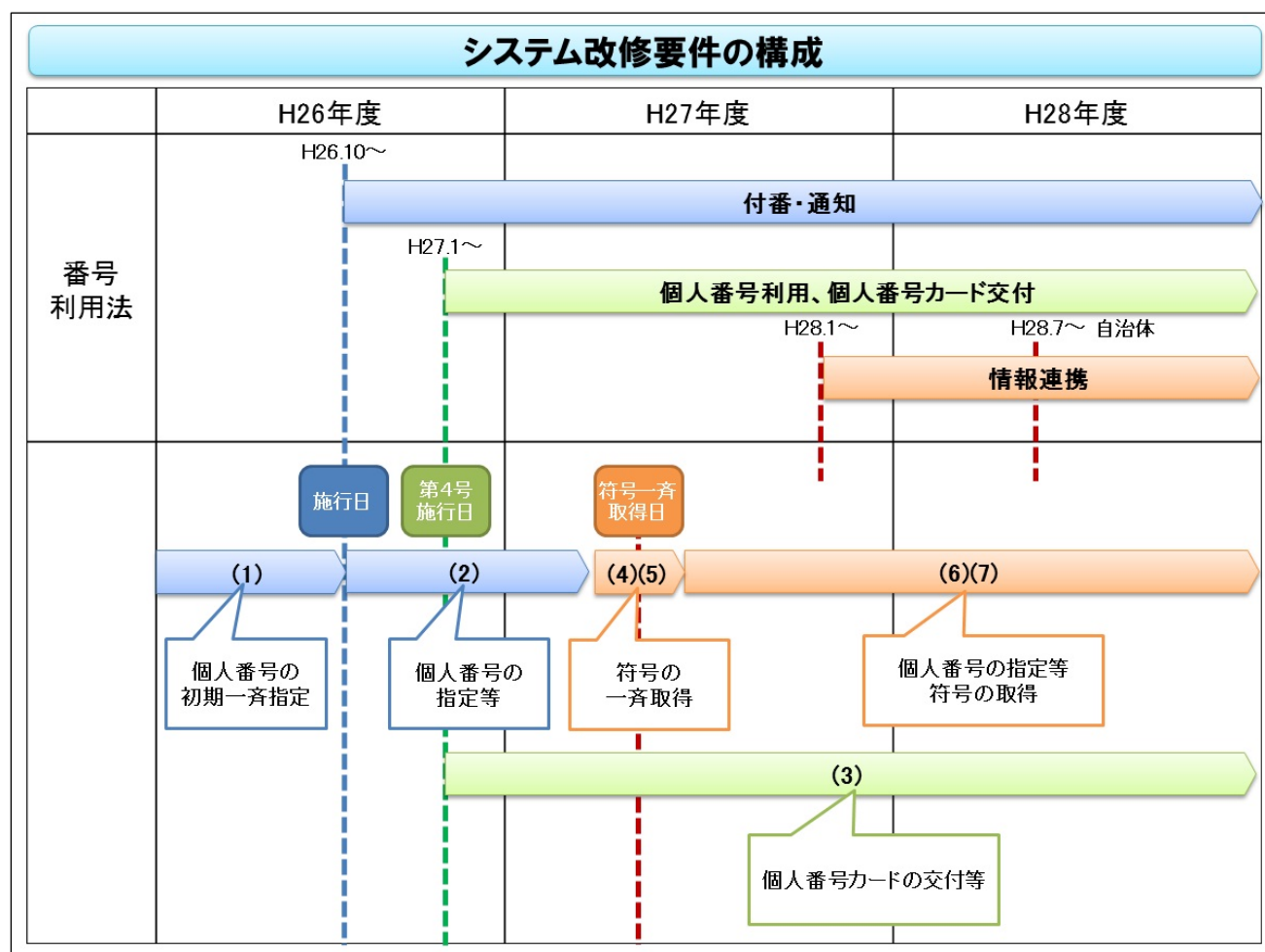
<図5:地方公共団体におけるシステム開発のスケジュール(想定)>

2 システム改修要件

本項では、番号制度の導入に伴って住民基本台帳事務の業務フローがどのように変わり、それにより既存の住基システムをどのように改修する必要が生じるのかについて俯瞰する。

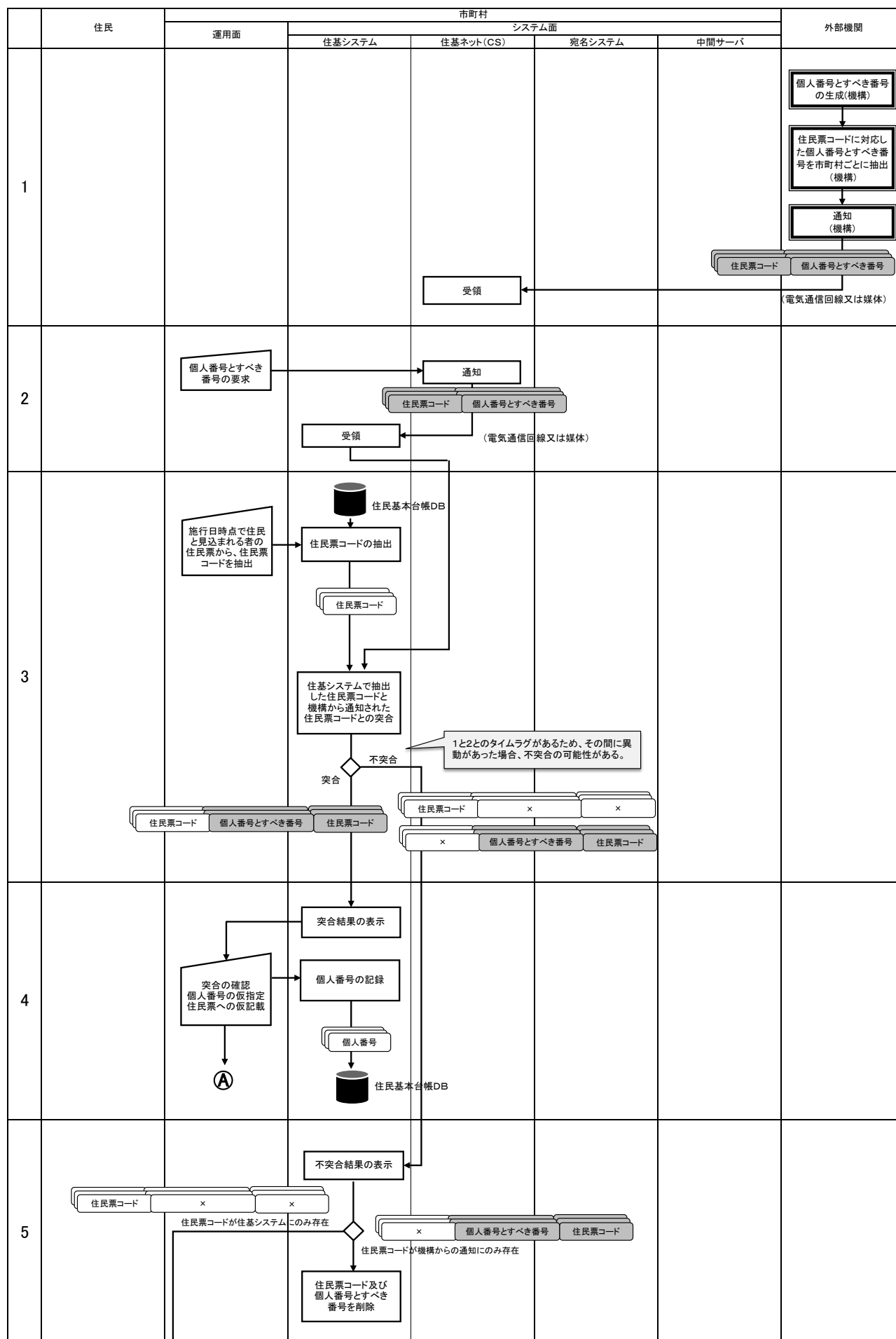
住民基本台帳事務の業務フローについては、符号一斉取得日以降が基本的な事務の流れになる。符号一斉取得日は、情報提供ネットワークシステムの構築の中で示されるものと考えられるが、情報連携については平成 27 年度に入ってから情報連携開始までの間に疎通テスト等を行う予定であり、その中で具体的な日時が決まるものと考えられる。

それまで、番号利用法案の施行日前から施行日まで、施行日から第4号施行日まで、第4号施行日から符号一斉取得日まで、事務が多少異なっていることから、下記の図のとおり、(1)から(7)まで時期を分けて業務フローを記載する。

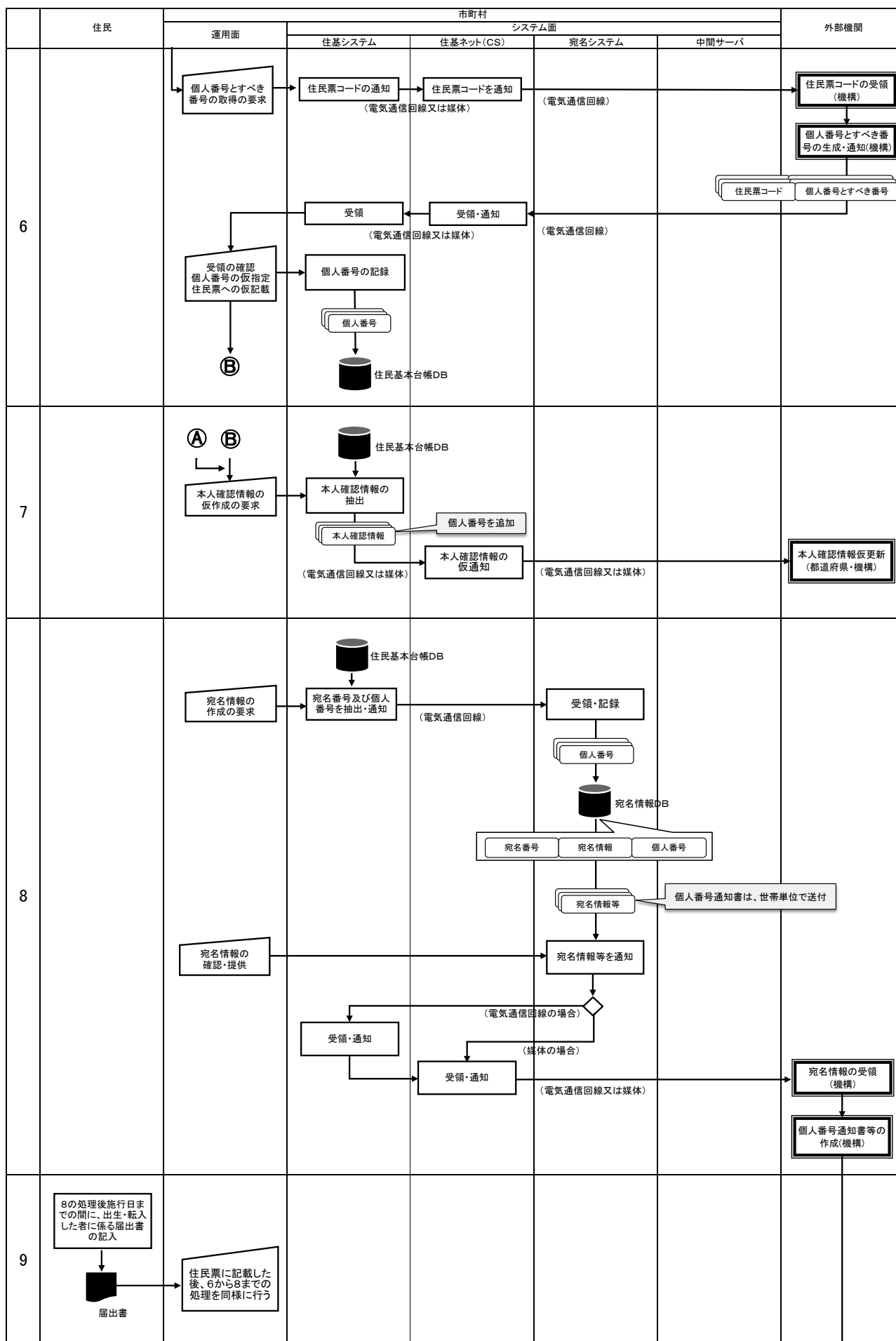


<図6:システム改修要件の構成>

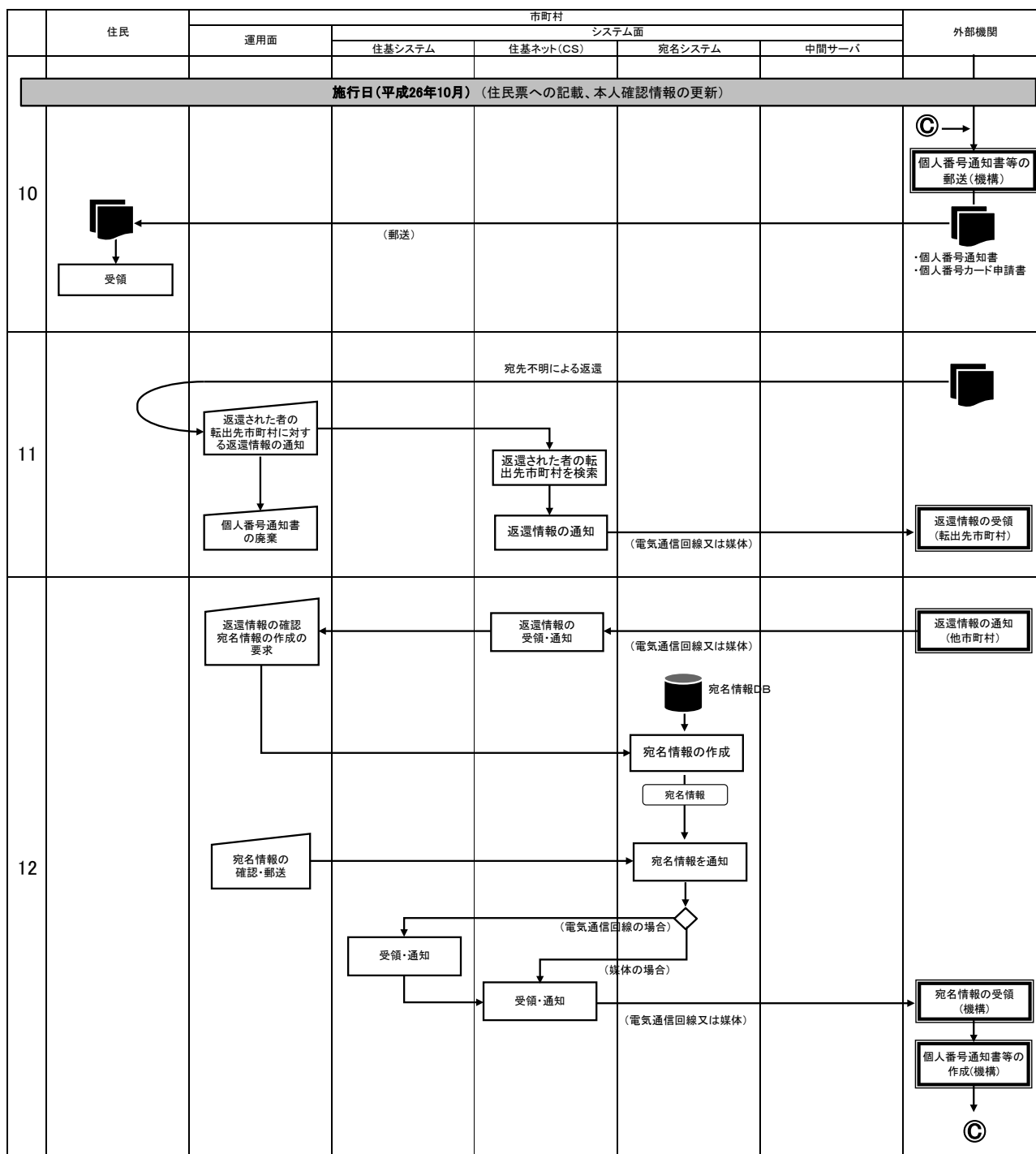
(1) 施行日(平成26年10月)前から施行日にかけての個人番号の指定(初期一斉指定)等



(1) 施行日(平成26年10月)前から施行日にかけての個人番号の指定(初期一斉指定)等



(1) 施行日(平成26年10月)前から施行日にかけての個人番号の指定(初期一斉指定)等



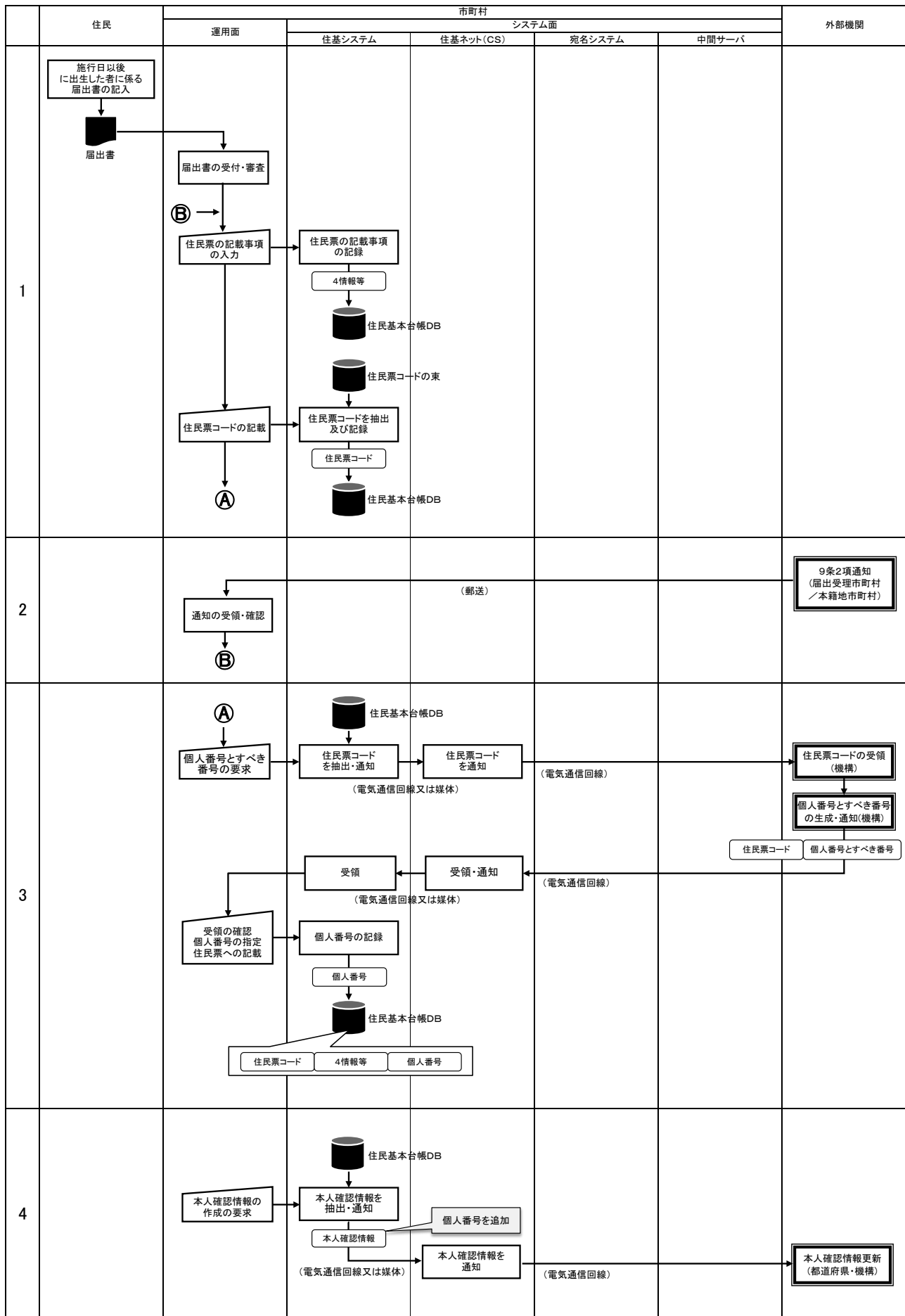
(1) 施行日(平成26年10月)前から施行日にかけての個人番号の指定(初期一斉指定)等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号とすべき番号の生成と通知	—	—
2	個人番号とすべき番号の取得	・ 機構から通知された個人番号とすべき番号を、住基ネットC Sから取得する。	・ 機構から通知された住民票コードに対応する個人番号とすべき番号のデータをファイルに出力する。
3	住民基本台帳から住民票コードを抽出	・ 施行日に住民と見込まれる住民の住民票から抽出した住民票コード(以下「抽出住民票コード」という。)と、あらかじめ機構から通知されたファイル(以下「機構通知ファイル」という。)の住民票コードとの突合を行う。	・ 住民基本台帳D Bから住民票コードを抽出する。 ・ 抽出住民票コードと、機構通知ファイルの住民票コードとの突合を行う。
4	抽出住民票コード及び機構通知ファイルの住民票コードが両方存在する者に対する個人番号の指定と住民票への記載	・ 3で突合した場合は、当該個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に仮記載を行う。	・ 3で突合した住民票コードと個人番号とすべき番号をファイルに出力する。 ・ 個人番号とすべき番号を個人番号として、住基台帳D Bに記録する。
5	機構通知ファイルの住民票コードのみが存在する者に対する個人番号とすべき番号の削除	—	・ 3で突合せず、機構通知ファイルにのみ存在する住民票コードについては、当該住民票コード及び個人番号とすべき番号を削除する。
6	抽出住民票コードのみ存在する者の個人番号とすべき番号の取得	・ 3で突合しない場合において、抽出住民票コードに係る者の個人番号とすべき番号の取得を要求する。 ・ 機構から通知を受けた個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に仮記載を行う。	・ 抽出住民票コードをファイルに出力し、住基ネットC Sに通知する。 ・ 住基ネットC Sから受領した個人番号とすべき番号を受領し、個人番号として記録する。
7	本人確認情報の仮通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を仮通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットC Sに対し本人確認情報を通知する。
8	個人番号通知書を郵送するための宛名情報を通知	・ 宛名システムに個人番号を記録する。 ・ 個人番号通知書を郵送するために必要な宛名情報を作成し、機構に通知する。	[住基システム] ・ 住民基本台帳D Bから宛名番号及び個人番号を抽出し、宛名システムに通知する。 ・ 宛名システムから通知のあった宛名情報及び差出人情報を住基ネットC Sに通知する(電気通信回線を利用する場合)。 [宛名システム] ・ 住基システムから通知のあった宛名情報及び差出人情報をファイルに出力する。 ・ なお、宛名情報は、個人番号通知書を世帯単位で通知するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 ・ 当該宛名情報及び差出人情報のファイルを電気通信回線により、住基システムを経由して又は媒体により住基ネットC Sに通知する。

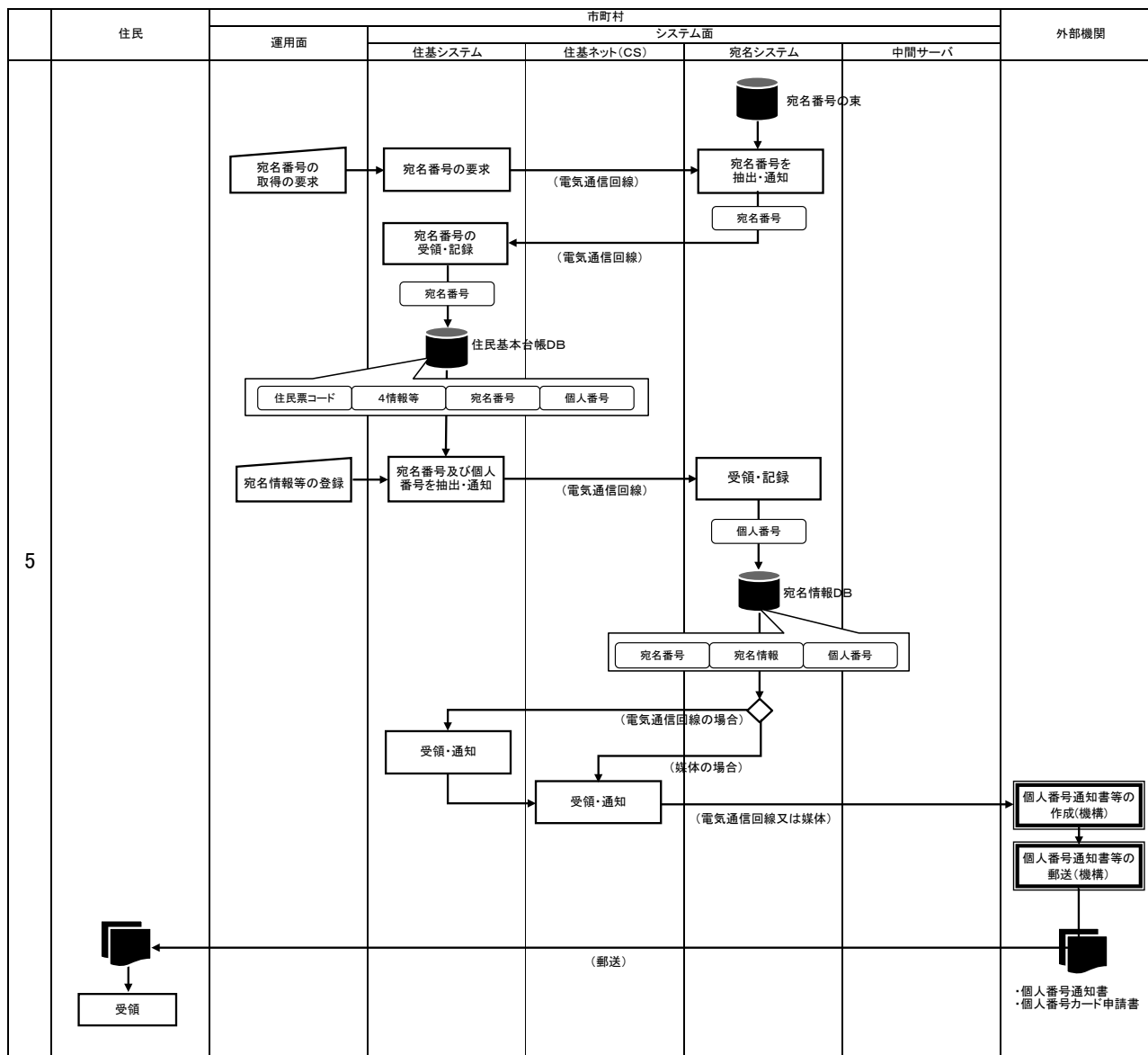
(1) 施行日(平成26年10月)前から施行日にかけての個人番号の指定(初期一斉指定)等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
9	8の処理の後、施行日までに出生、転入、海外からの転入があった場合の処理	6～8の処理を同様に実施する。	6～8の処理を同様に実施する。
10	個人番号通知書等の郵送	—	—
11	宛先不明で返還された場合の処理	個人番号通知書等が返還された場合、住基ネットC Sに個人番号通知書に記載された個人番号を入力して、転出先市町村を検索し、当該市町村に対し返還情報を通知する。	—
12	他市町村から返還情報を受領した場合の処理	- 返還情報を確認し、宛名情報を作成する。 - 宛名情報が更新されたことを確認し、当該者の宛名情報及び差出人情報を機構に通知する。	[住基システム] - 住民基本台帳D Bから宛名番号及び個人番号を抽出し、宛名システムに通知する。 - 宛名システムから通知のあった宛名情報及び差出人情報を住基ネットC Sに通知する(電気通信回線を利用する場合)。
			[宛名システム] - 住基システムから通知のあった宛名情報及び差出人情報をファイルに出力する。 - なお、宛名情報は、個人番号通知書を世帯単位で通知するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 - 当該宛名情報及び差出人情報のファイルを電気通信回線により、住基システムを経由して又は媒体により住基ネットC Sに通知する。

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－１－１出生



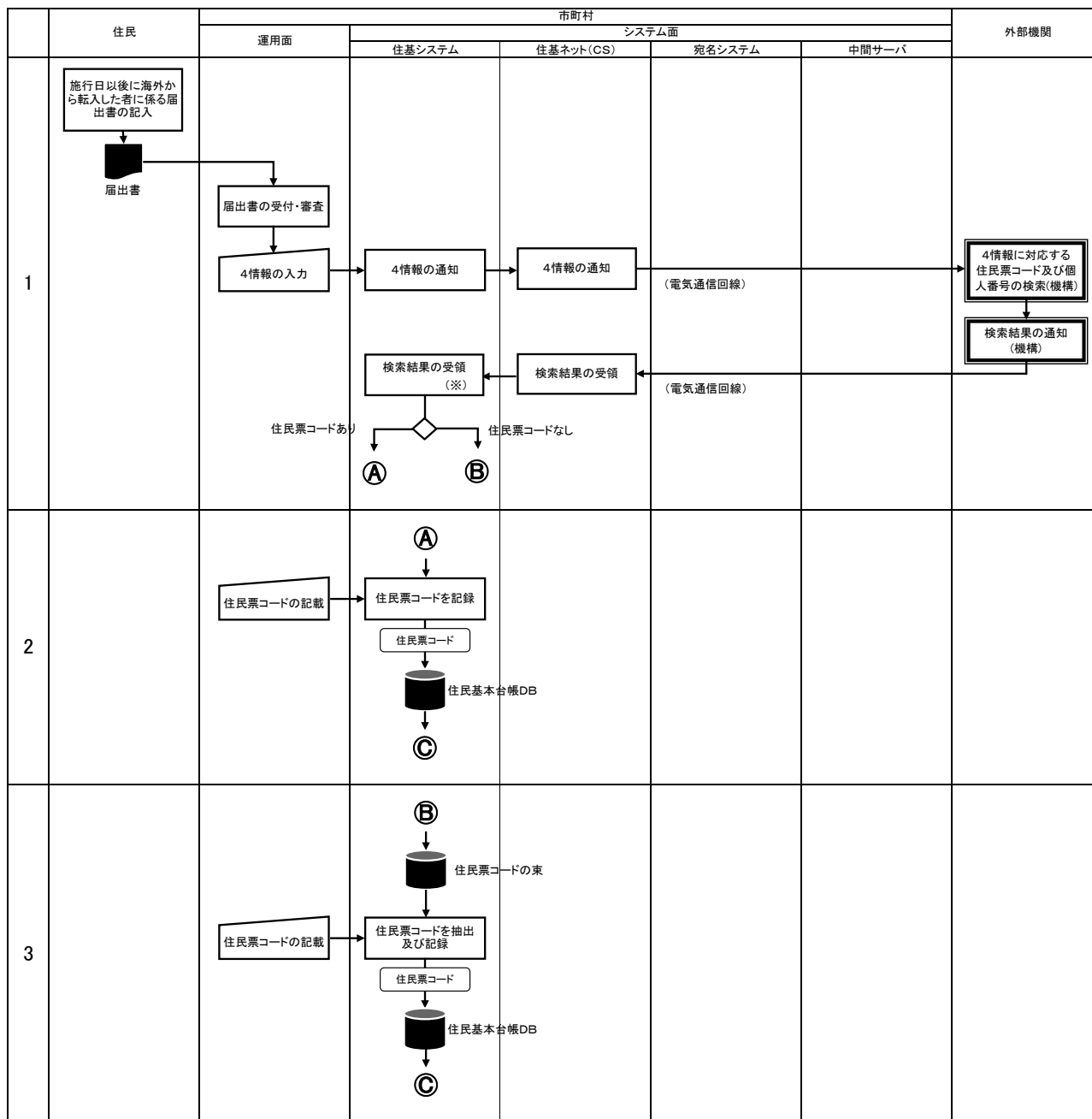
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①-1-1 出生



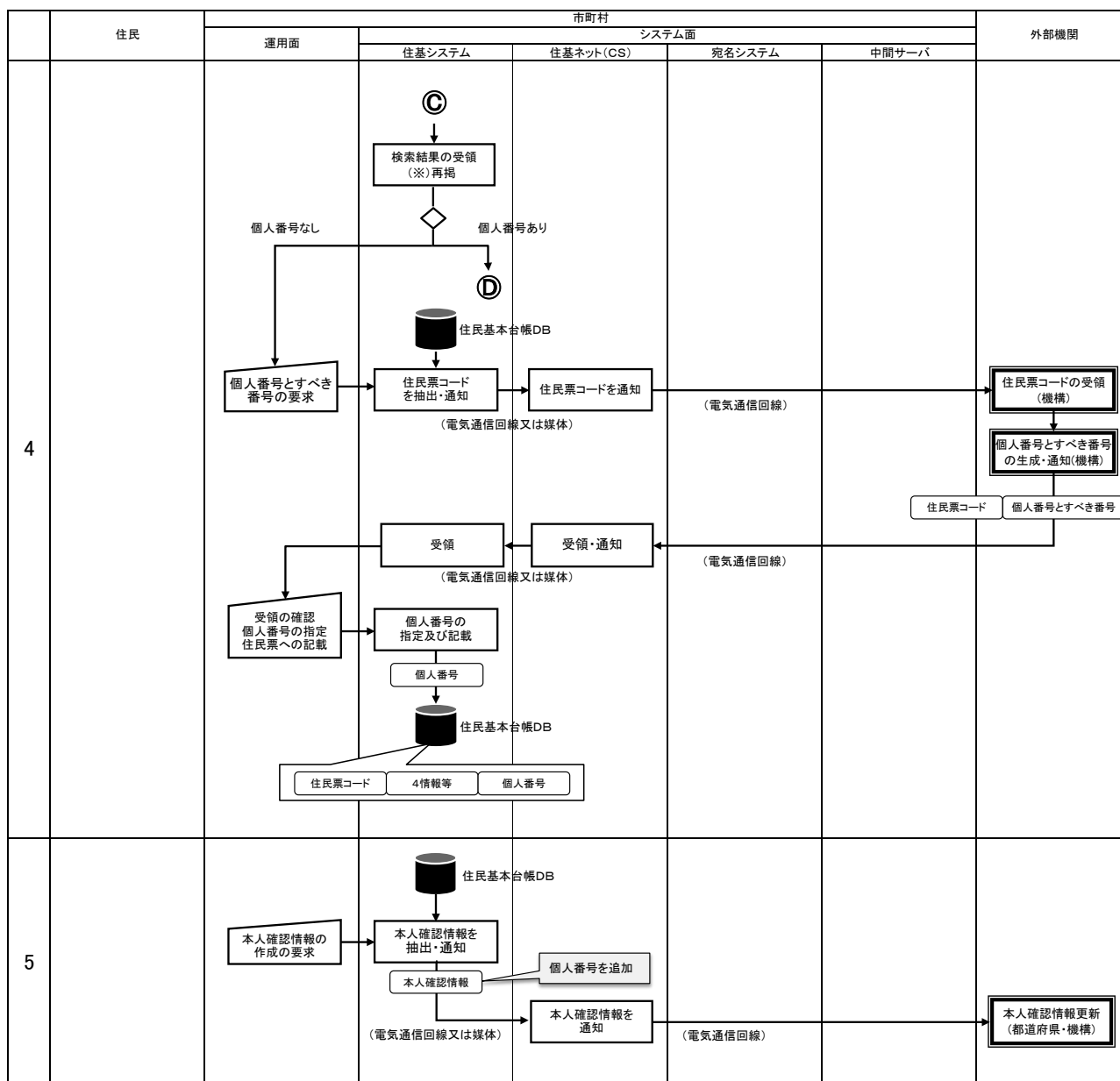
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－１－１出生

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～5			
	(6) ①－１－１と同様の対応		

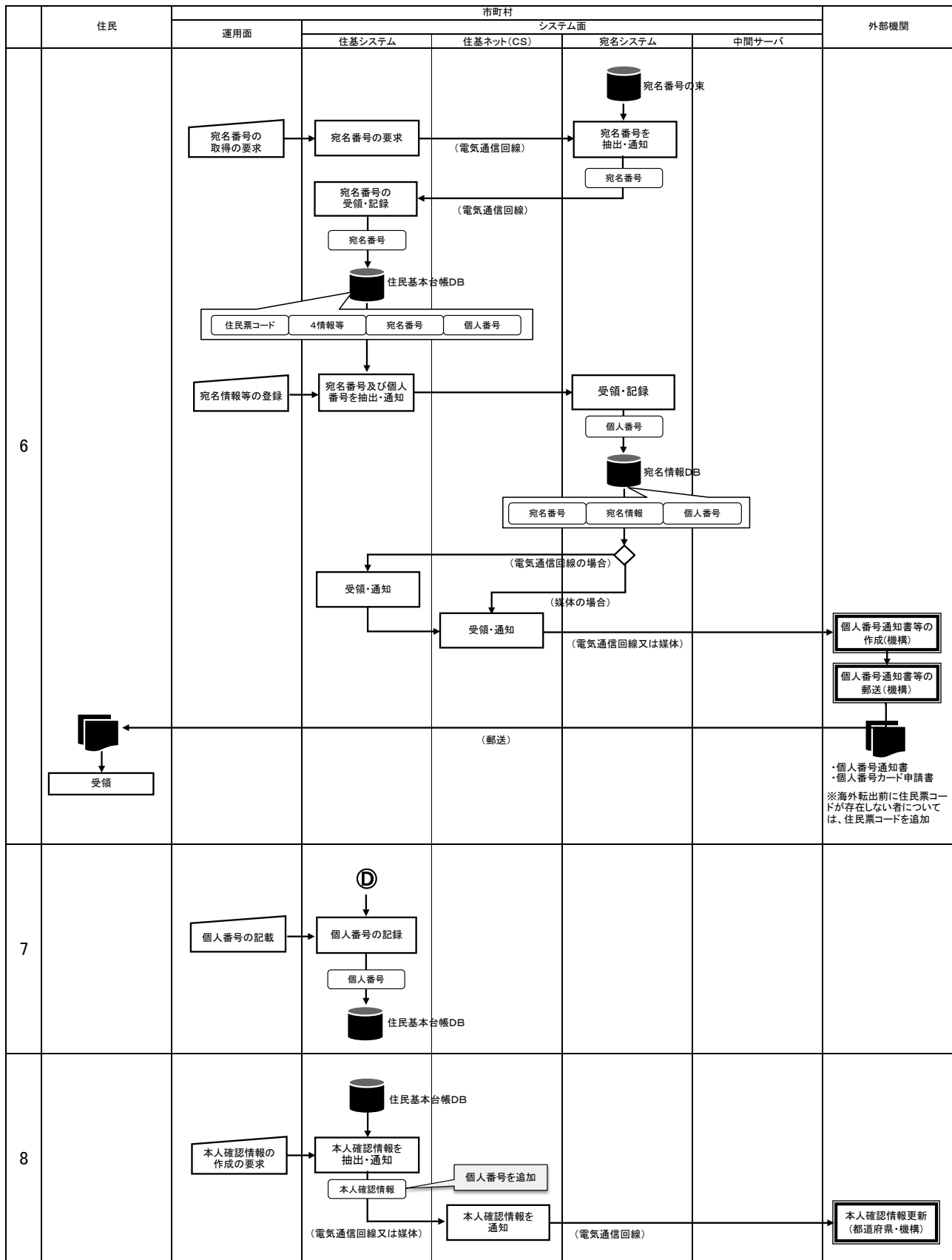
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－1－2海外からの転入等



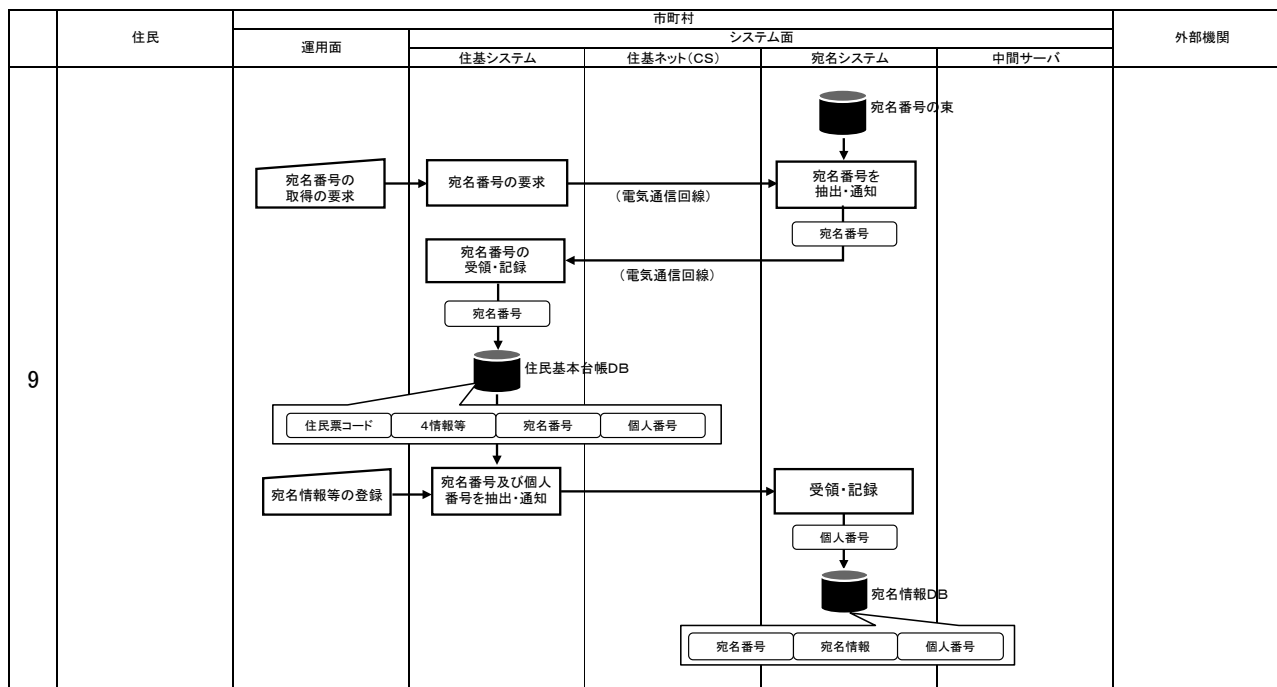
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－１－２海外からの転入等



(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－１－２海外からの転入等



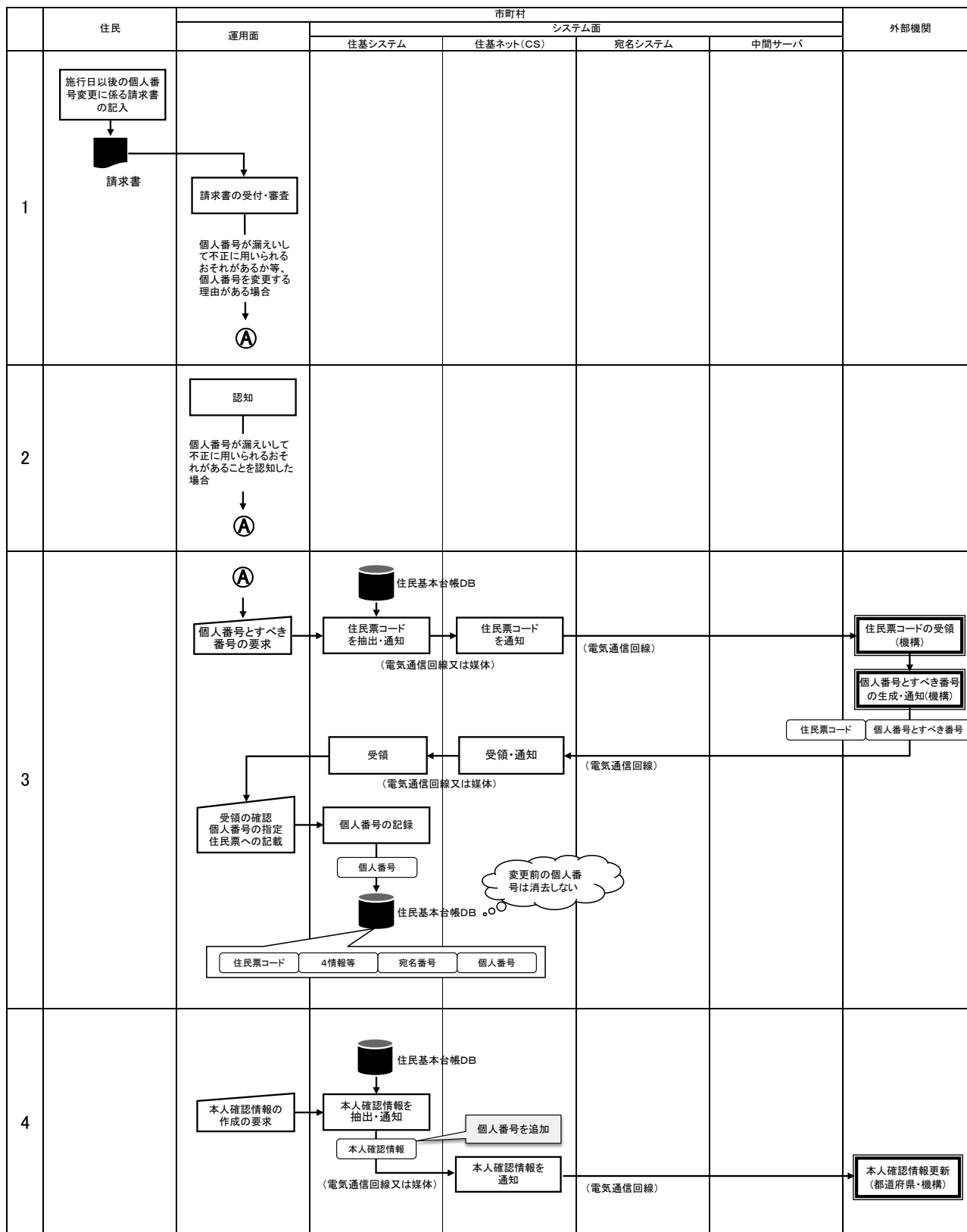
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－１－２海外からの転入等



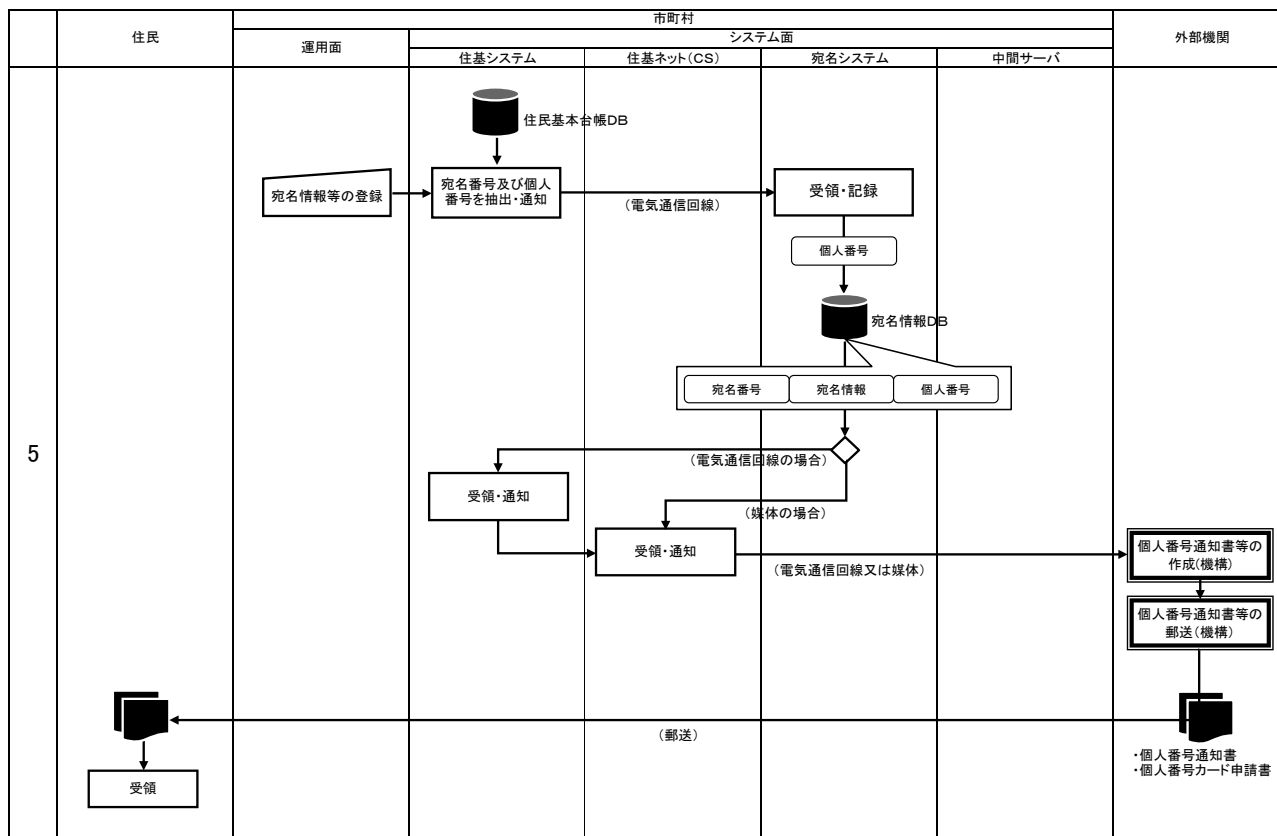
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－１－２海外からの転入等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～9			
	(6)①－１－２と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－2個人番号の変更



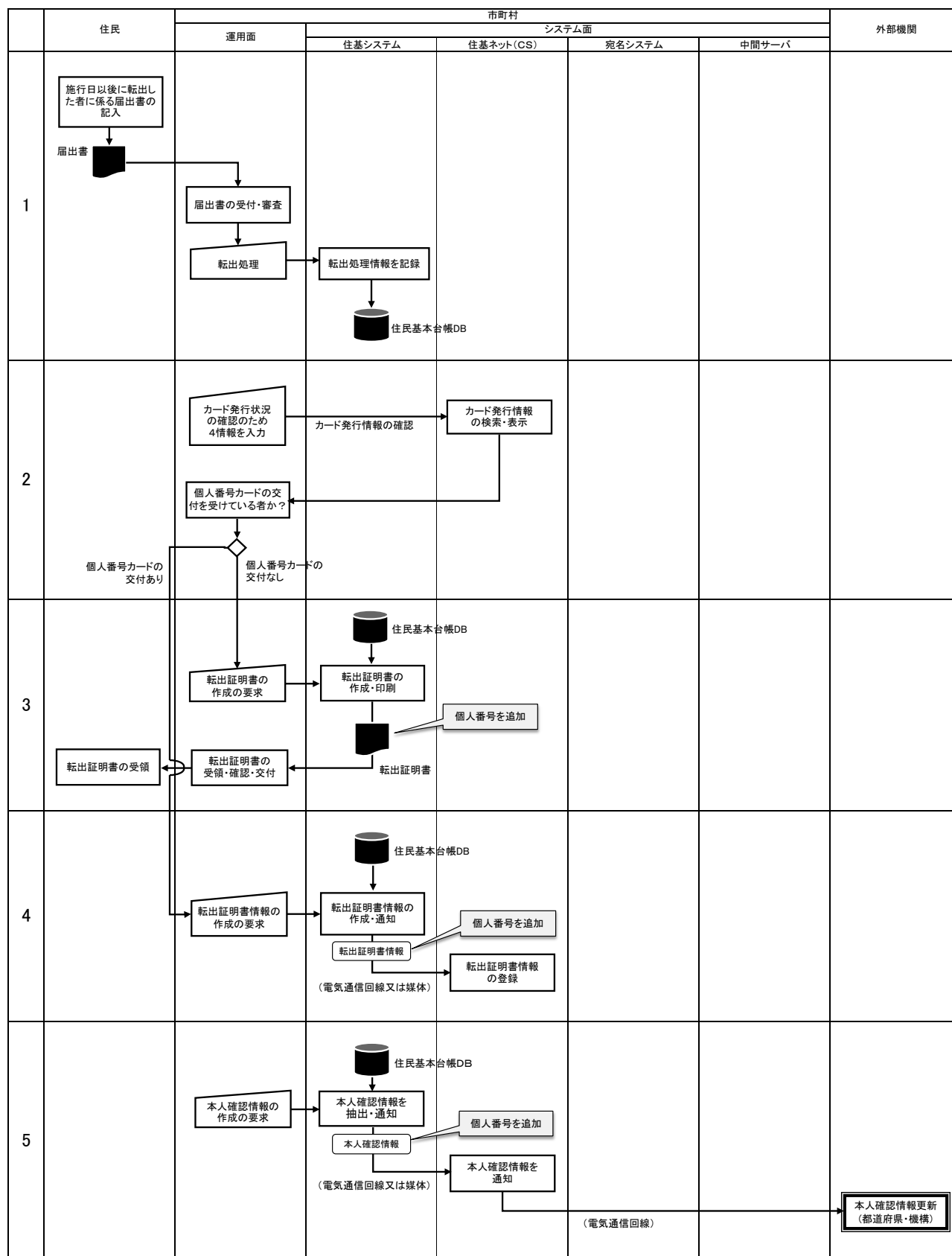
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①ー2個人番号の変更



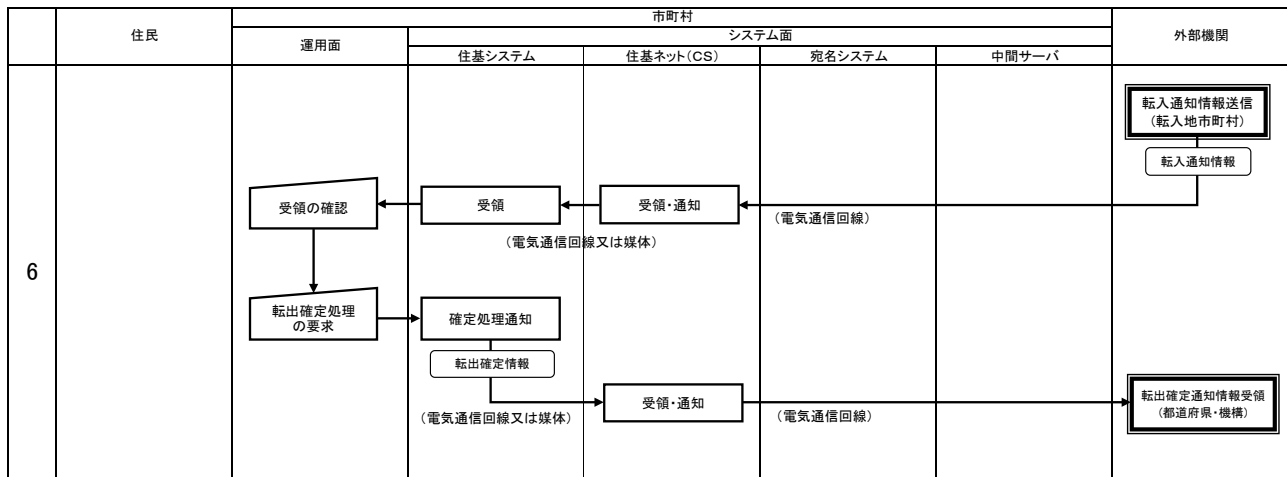
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ①－2個人番号の変更

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～5			
	(6)①－2と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ②転出



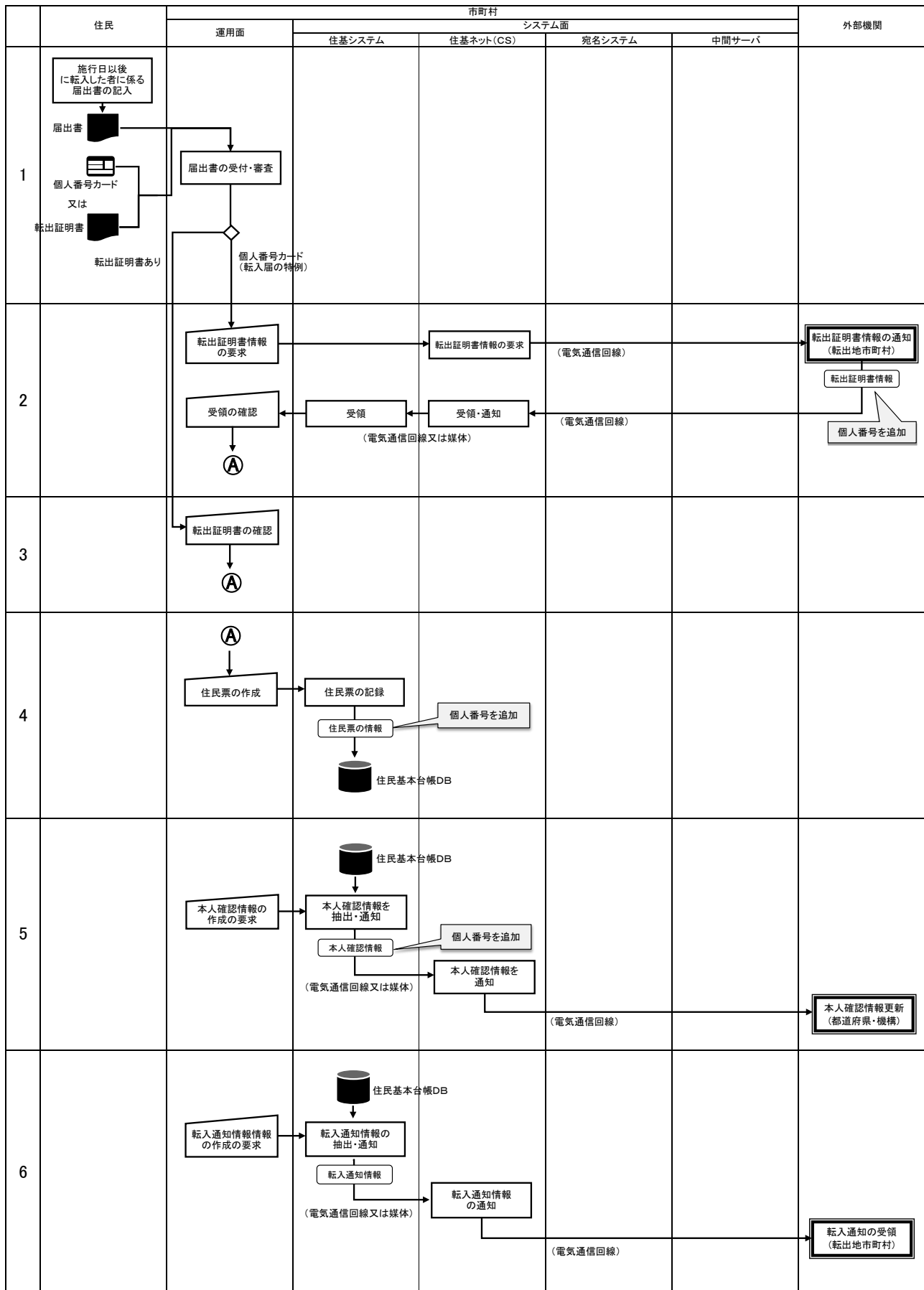
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ②転出



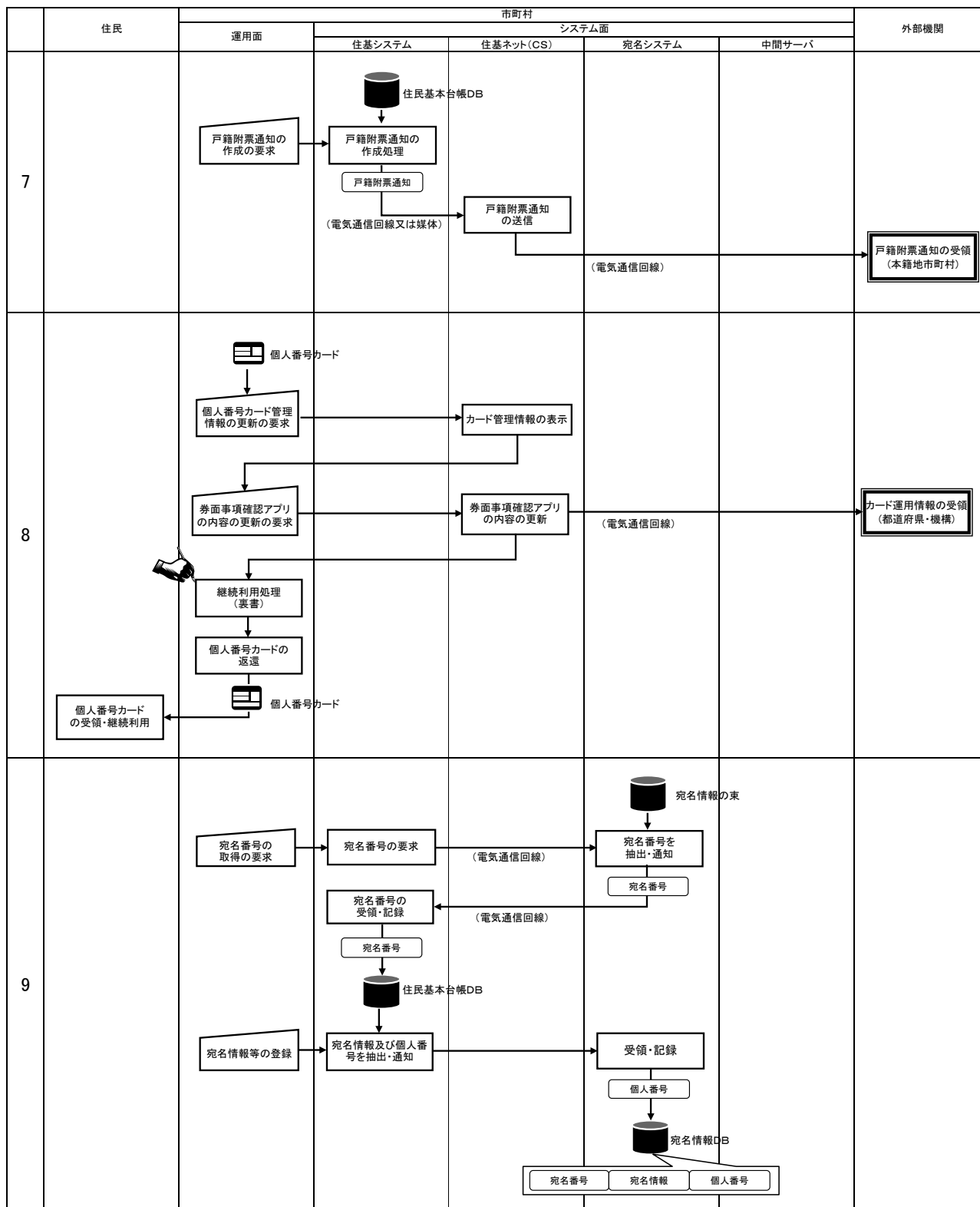
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ②転出

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～6			
	(6)②と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ③転入



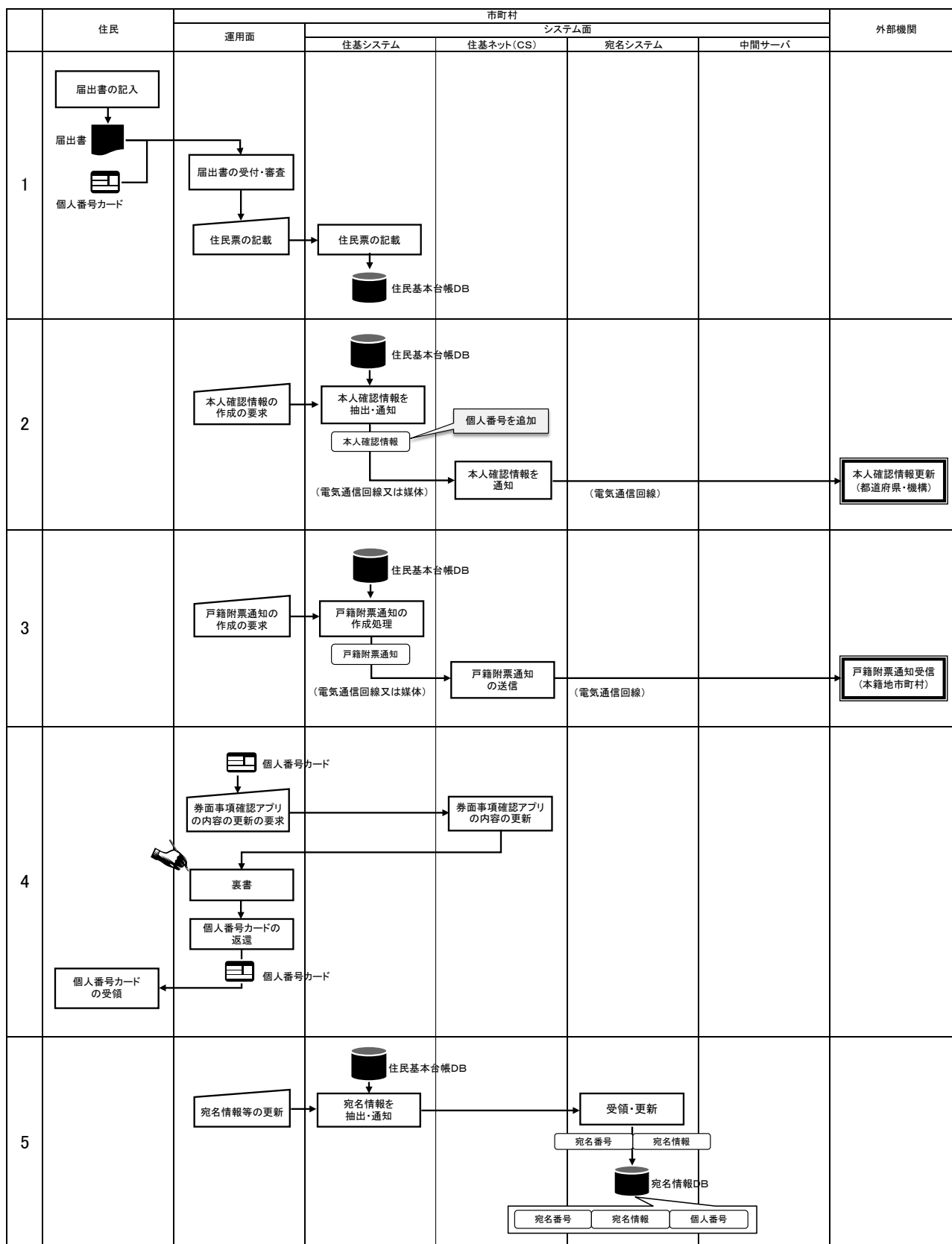
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ③転入



(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ③転入

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～9			
	(6)③と同様の対応		

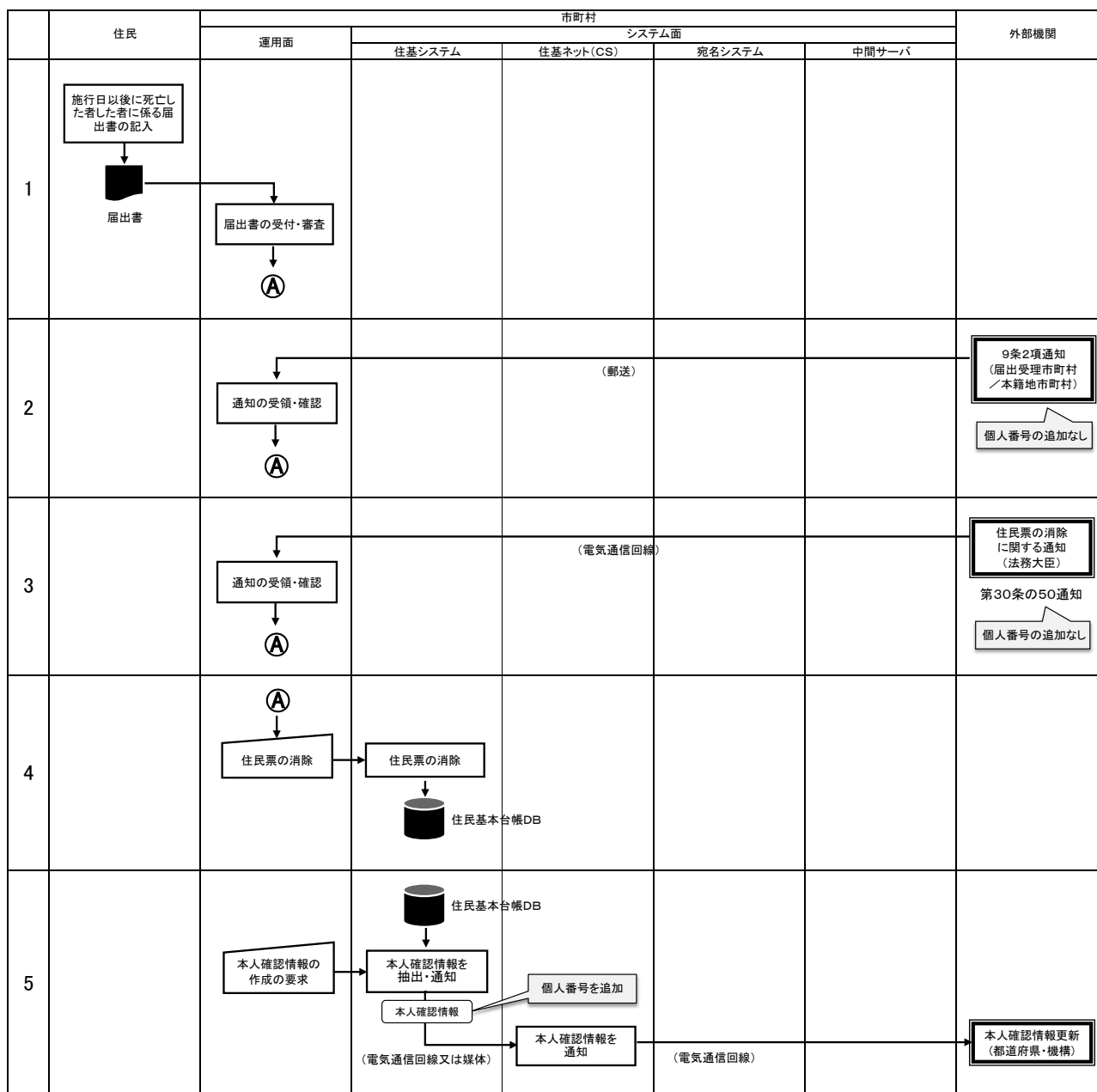
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ④転居



(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ④転居

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～5			
	(6)④と同様の対応		

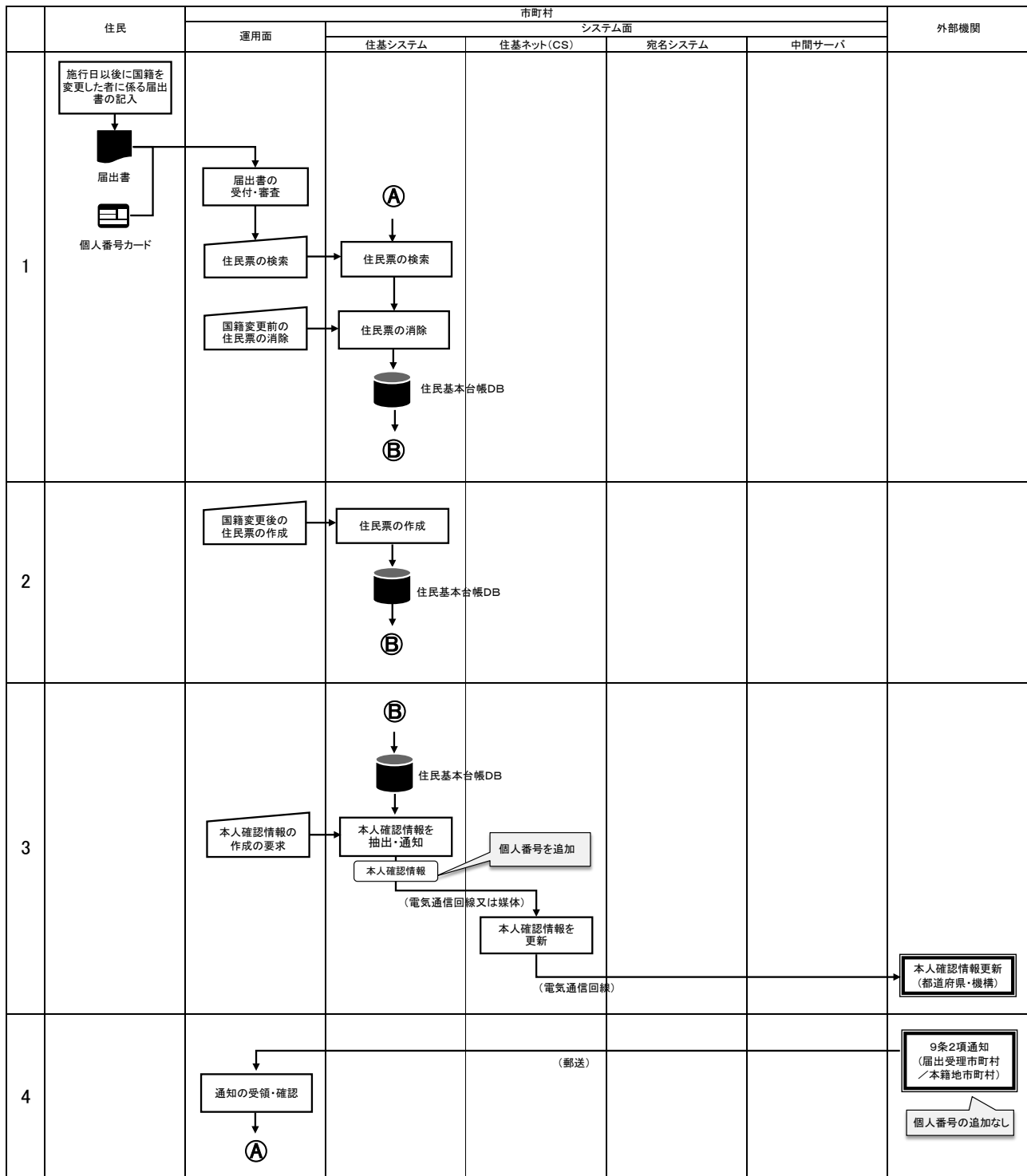
(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ⑤死亡等による消除



(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ⑤死亡等による消除

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～5			
	(6)⑤と同様の対応		

(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ⑥国籍変更



(2) 施行日以後符号一斉取得日までの住民に対する個人番号の指定等 ⑥国籍変更

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1～4			
	(6)⑥と同様の対応		

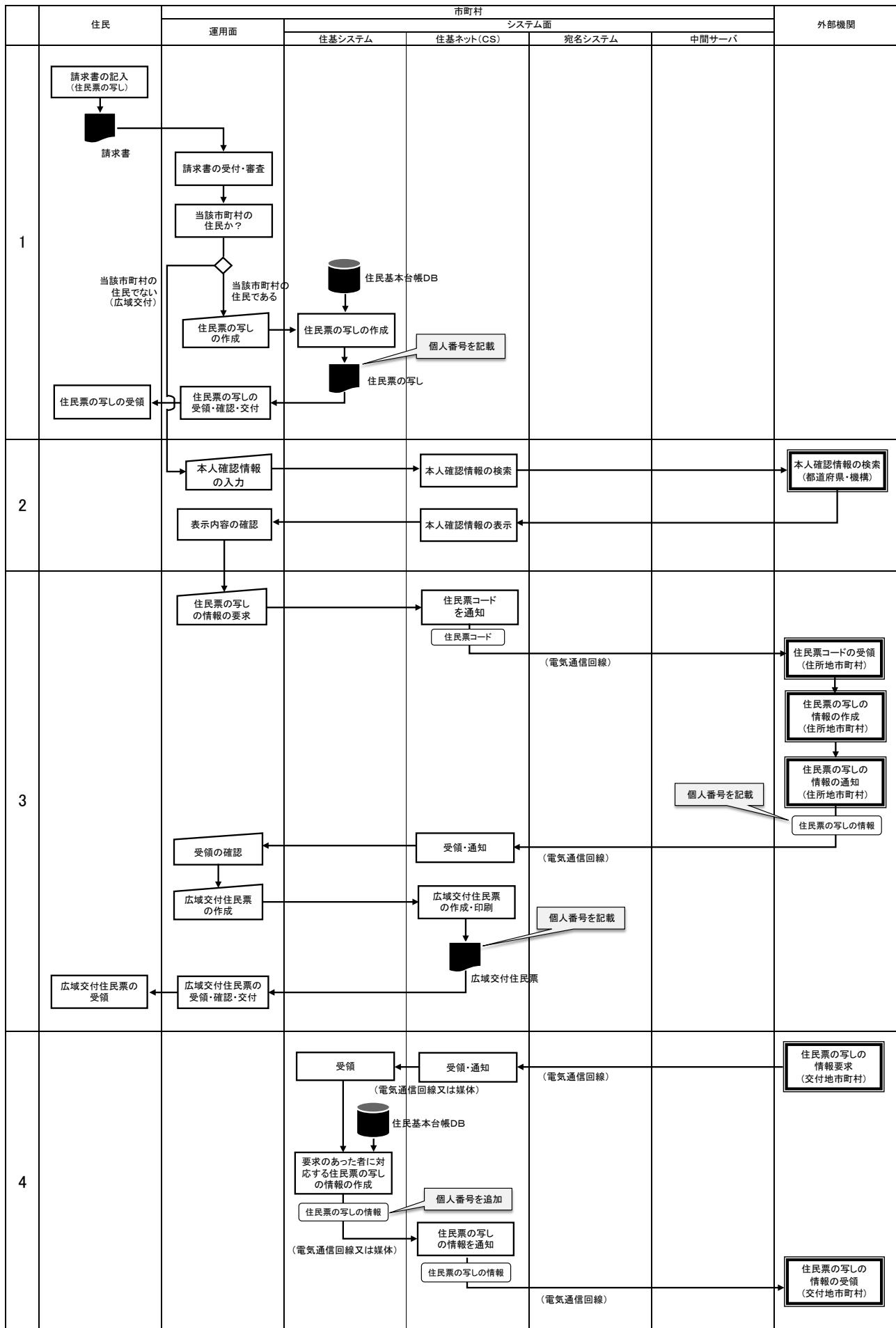
(3) 第4号施行日(平成27年1月)以後の個人番号カードの交付等 ①個人番号カードの交付

	住民	市町村				外部機関
		運用面	システム面			
			住基システム	住基ネット(CS)	宛名システム	
	住基ネット推進協議会システム整備検討部会における意見聴取を踏まえ検討					

(3) 第4号施行日(平成27年1月)以後の個人番号カードの交付等 ①個人番号カードの交付

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
	住基ネット推進協議会システム整備検討部会における意見聴取を踏まえ検討		

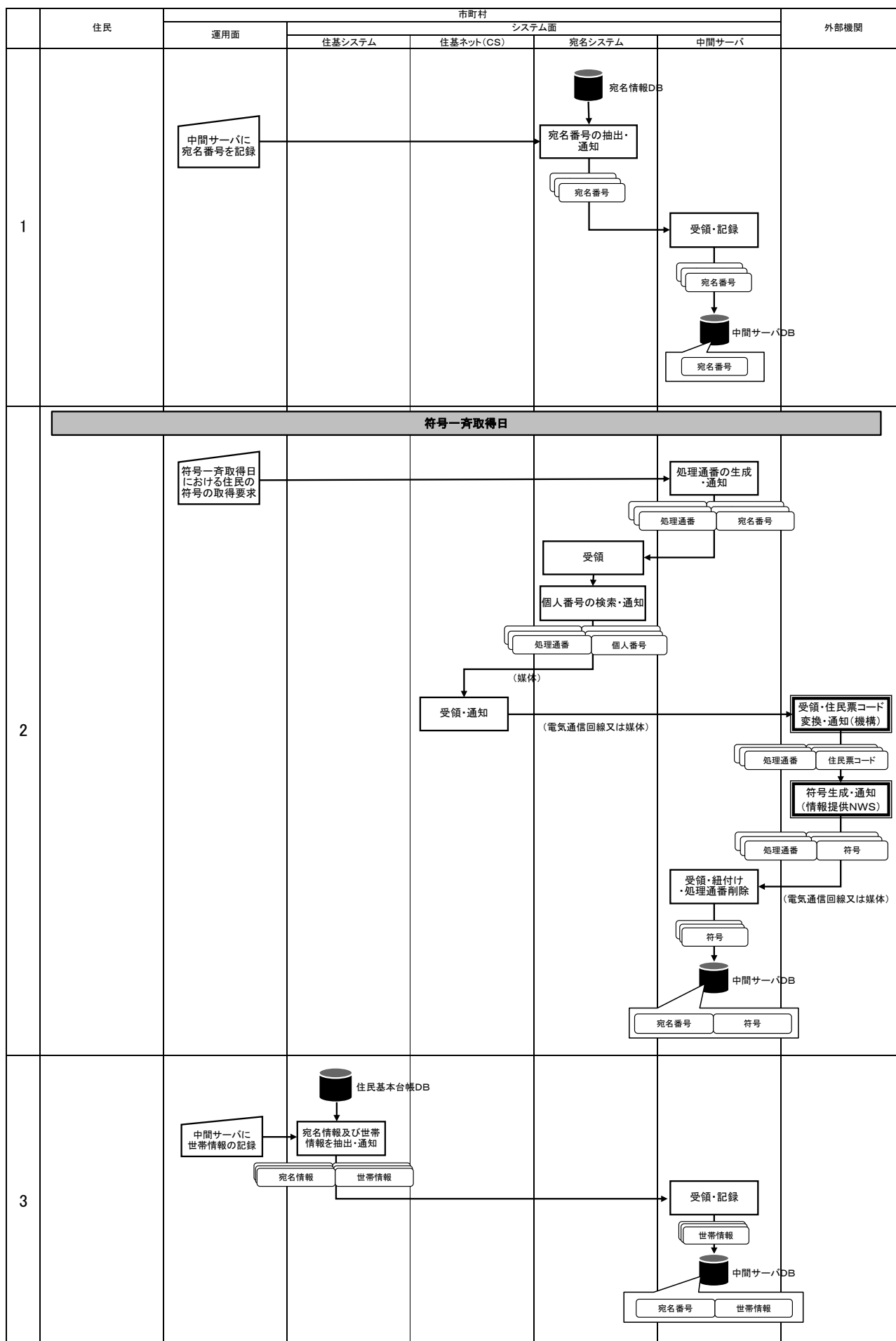
(3) 第4号施行日(平成27年1月)以後の個人番号カードの交付等 ②個人番号が記載された住民票の写しの交付



(3) 第4号施行日(平成27年1月)以後の個人番号カードの交付 ②個人番号が記載された住民票の写しの交付

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	住民票の写しの交付	住民票の写しの交付請求において、個人番号の記載された住民票の写しの特別な請求があった場合に限り、個人番号を記載した住民票の写しを交付する。	住民からの交付請求の場合には、個人番号を記載した住民票の写しを発行する。
2	住所地市町村の確認	広域交付住民票を交付するため、住基ネットC S端末で本人確認情報を検索し、住所地市町村を確認する。	—
3	広域交付住民票の取得	個人番号の記載された住民票の写しの特別な請求があった場合には、個人番号を記載した広域交付住民票を交付する。	—
4	広域交付住民票の通知	住民票の写しの情報に個人番号を追加し、住民票の写しの情報を交付地市町村に対し通知する。	住民票の写しの情報に個人番号を追加し、住基ネットC Sに対し住民票の写しの情報を通知する。

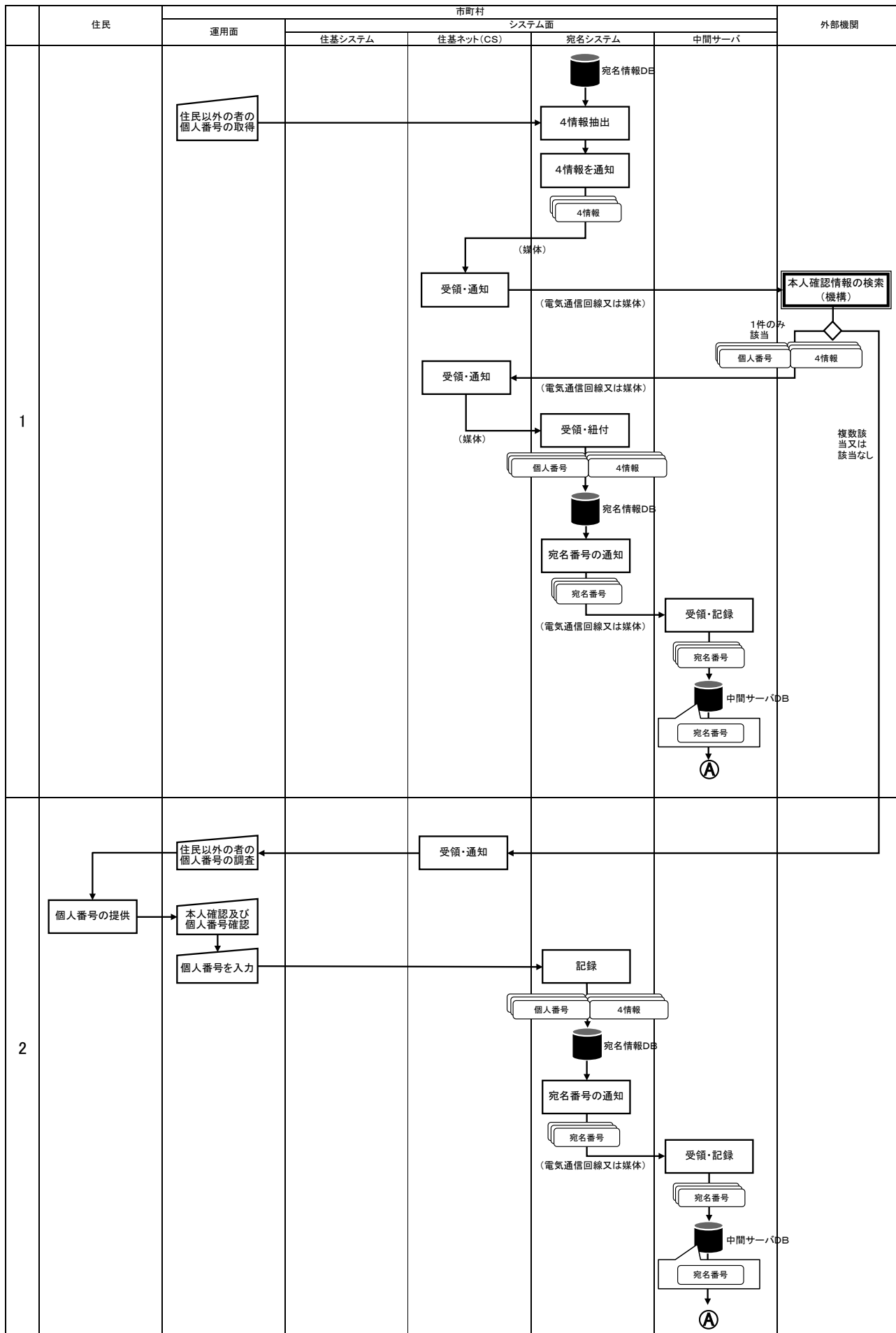
(4) 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得



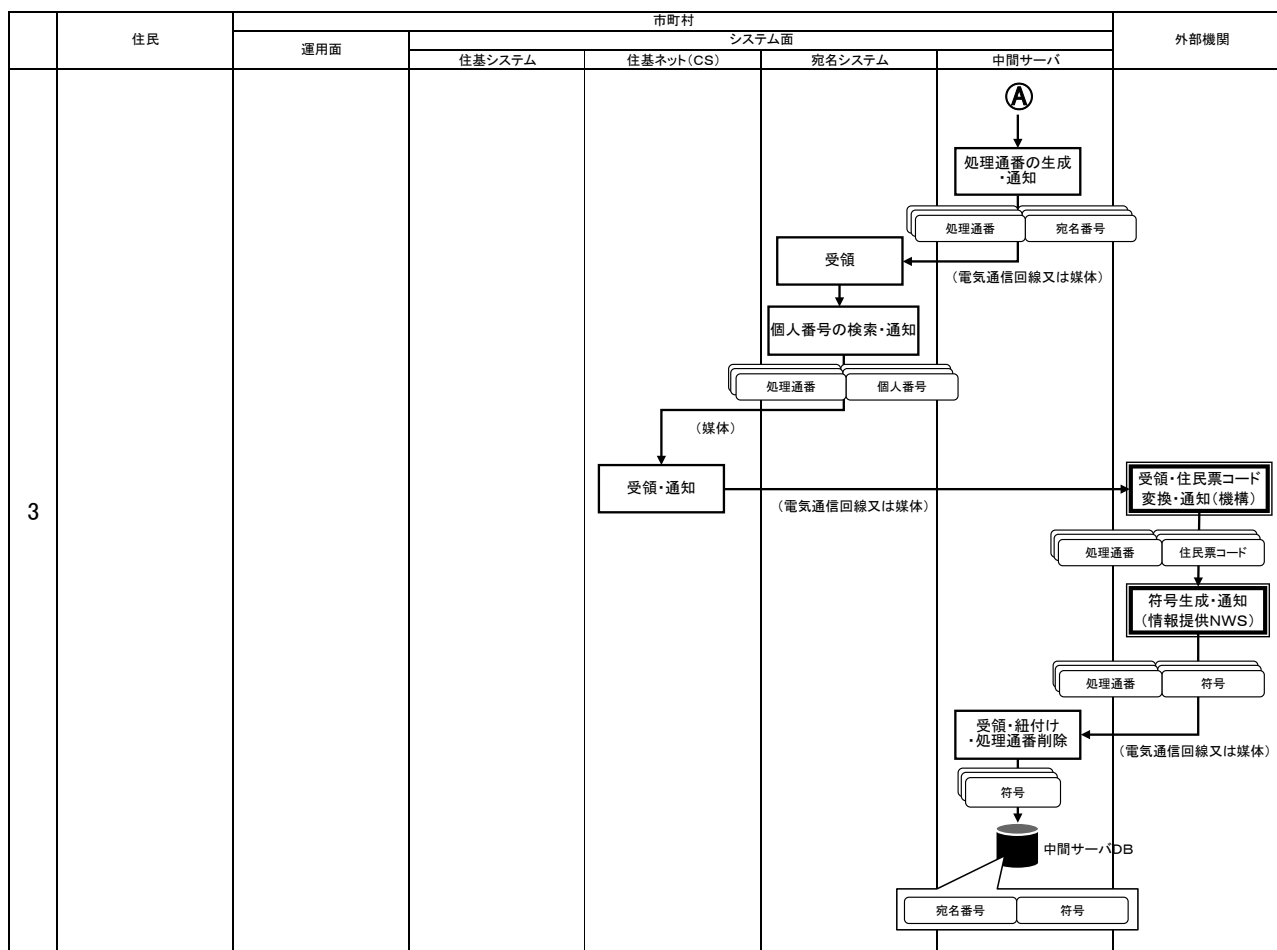
(4) 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	宛名番号の記録	—	—
2	符号一斉取得日における住民の符号の取得要求	—	—
3	世帯情報の記録	住基システムに保存されている全ての住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	- 住民基本台帳ＤＢから世帯情報を抽出する。 - 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバに通知する。

(5) 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得



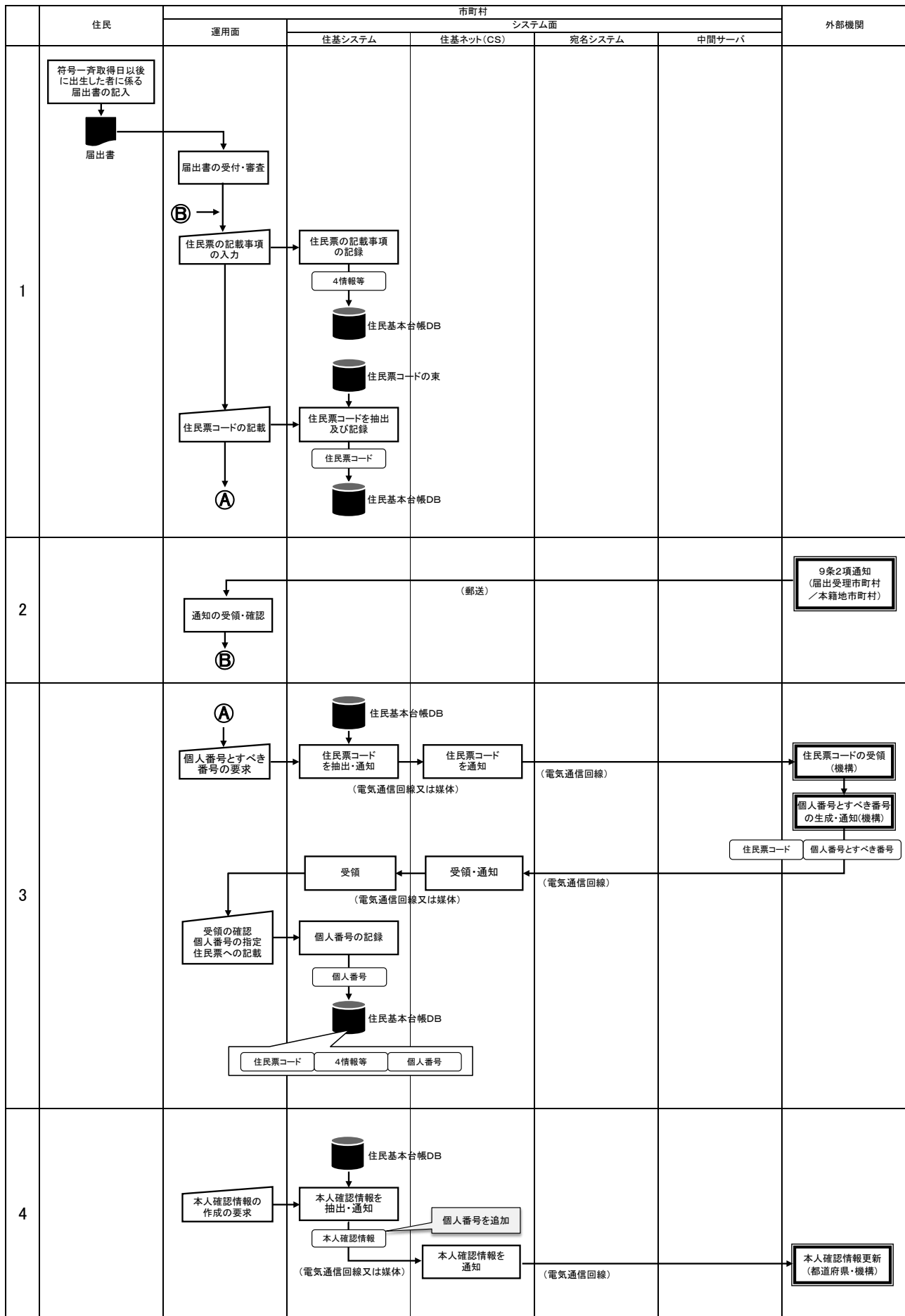
(5) 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得



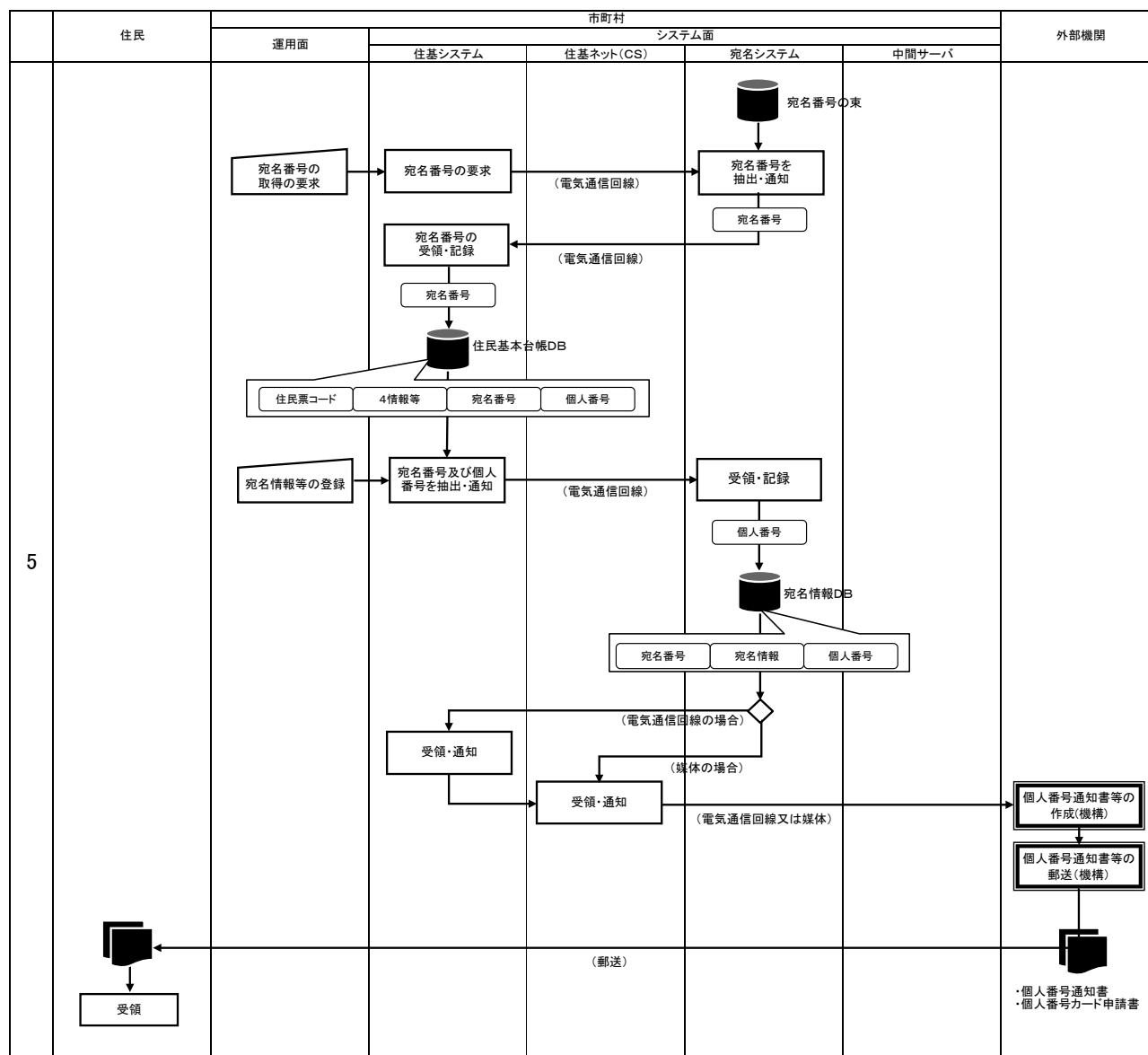
(5) 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号の初期一斉取得	・ 宛名システムから抽出された4情報を住基ネットで検索し、4情報に対応する個人番号の取得を求める。 ・ 住基ネットによる検索により、突合した者の個人番号を宛名システムに登録する。	—
2	住基ネットで検索できなかった者の個人番号の調査	・ 宛名システムの宛名情報DBに保存されている4情報が不完全等の理由で、住基ネットで検索できなかった者又は複数候補の結果を得た場合には、個人番号を調査する。 ※ 当該調査については、当該者に係る個人情報の情報連携の必要性等を勘案して実行する。	—
3	住民以外の者の符号の取得	・ 住民以外の者の符号を取得する。	—

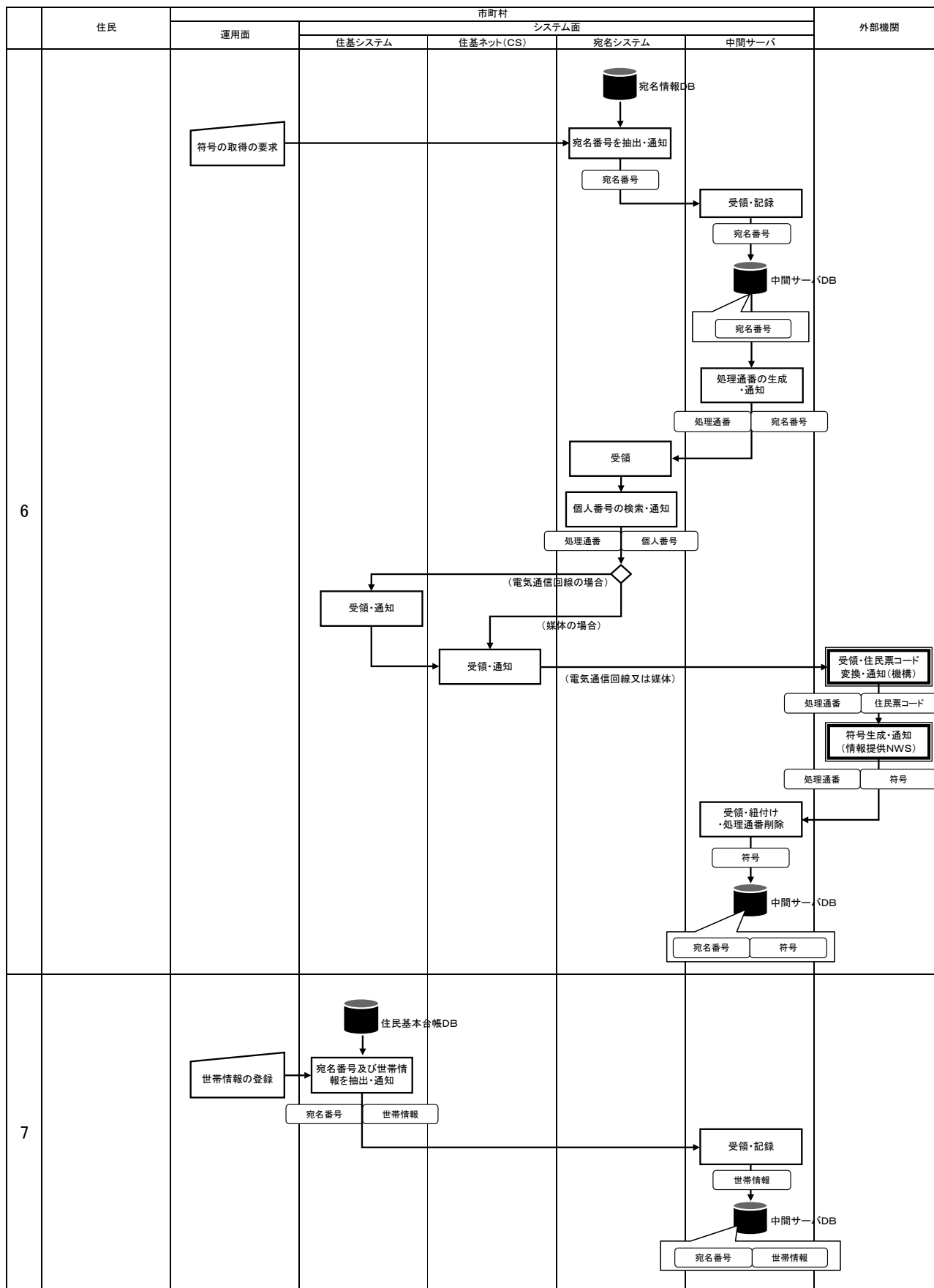
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－１－１出生



(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①-1-1 出生



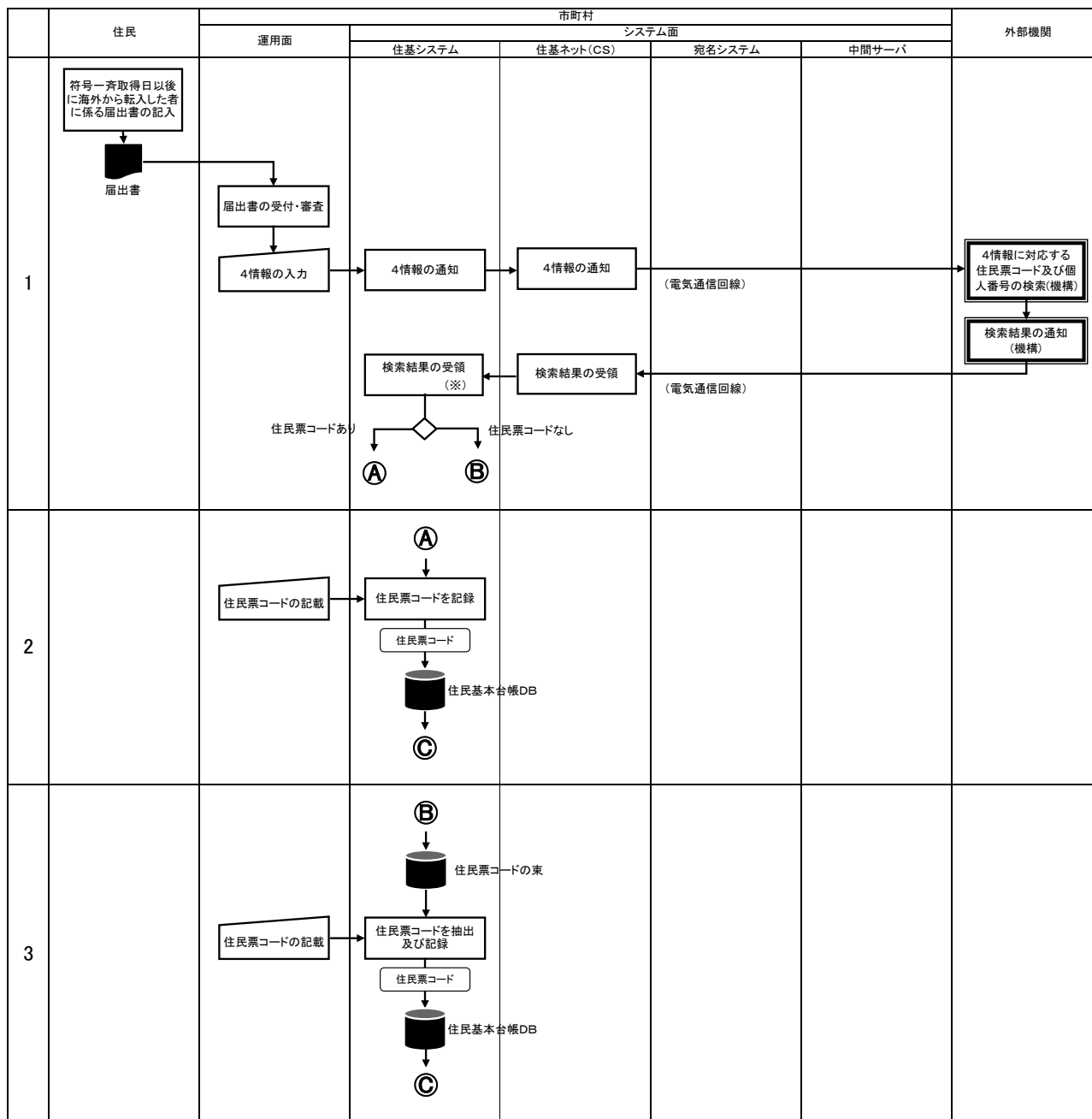
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①-1-1 出生



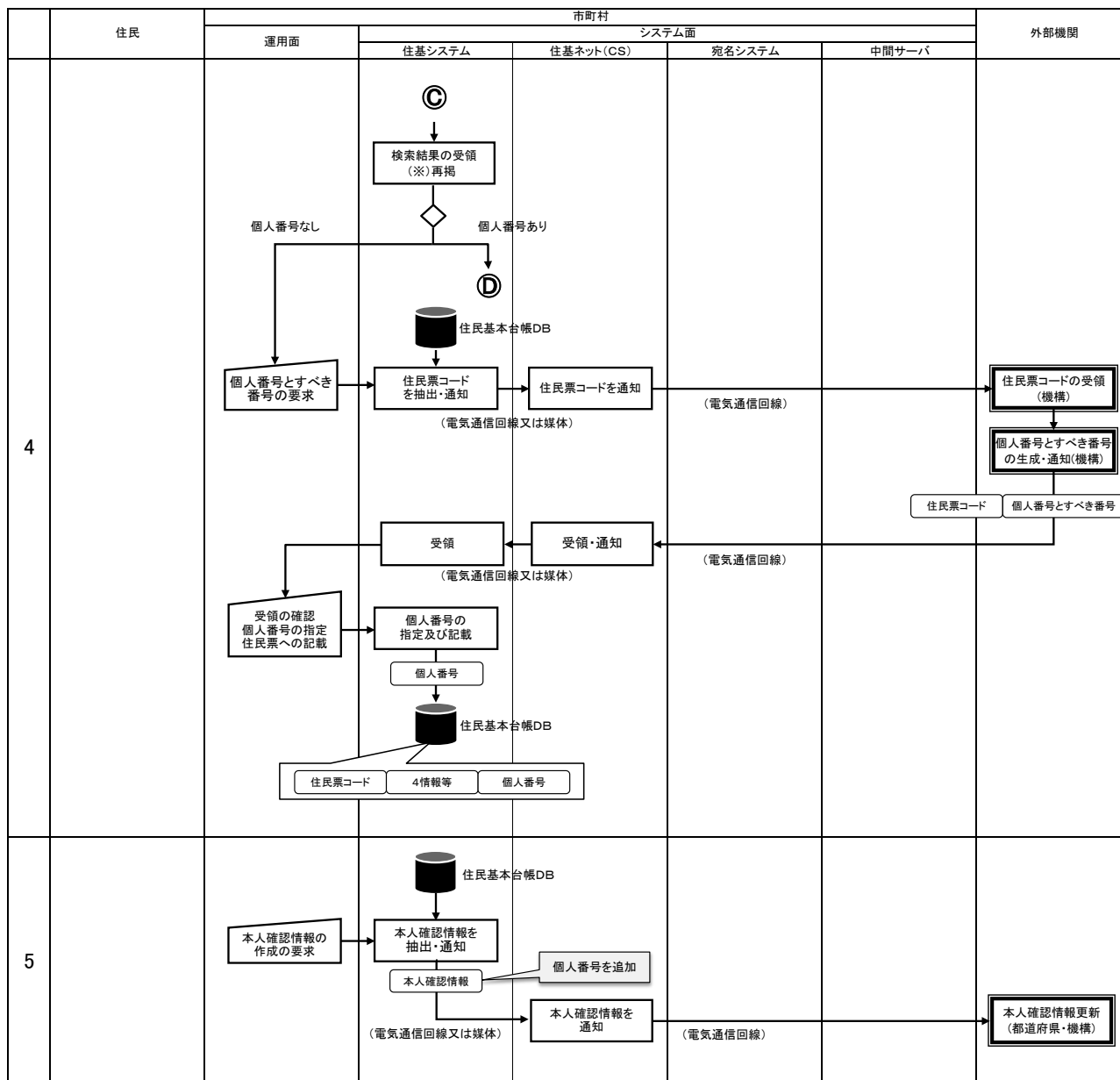
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①ー１ー１出生

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	住民票の記載等	・ 従前どおり、住民票を作成する。	・ 従前どおり
2	9条2項通知の受領	・ 従前どおり、9条2項通知を受領確認する。	・ 従前どおり
3	符号一斉取得日以後に出生した者に係る個人番号の指定と住民票への記載	・ 符号一斉取得日以後に出生した者の住民票から、住民票コードを抽出し、個人番号とすべき番号の取得を要求する。 ・ 機構から通知を受けた個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に記載する。	・ 施行日以後符号一斉取得日までに出生した者に係る住民票コードをファイルに出力し、住基ネットＣＳに通知する。 ・ 住基ネットＣＳから通知を受けた個人番号とすべき番号を受領し、個人番号として記録する。
4	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
5	個人番号通知書を郵送するための宛名情報を通知	・ 宛名番号を住基システムに記録する。 ・ 宛名情報及び個人番号を宛名システムに記録する。 ・ 個人番号通知書を郵送するために必要な宛名情報を作成し、機構に通知する。	[住基システム] ・ 宛名システムから通知のあった宛名番号を住民基本台帳ＤＢに記録する。 ・ 住民基本台帳ＤＢから宛名番号及び個人番号を抽出し、宛名システムに通知する。 ・ 宛名システムから通知のあった宛名情報及び差出人情報を住基ネットＣＳに通知する（電気通信回線を利用する場合）。 [宛名システム] ・ 宛名番号の束から宛名番号を抽出し、住基システムに通知する。 ・ 住基システムから通知のあった宛名情報等を宛名情報ＤＢに記録し、宛名情報及び差出人情報をファイルに出力する。 ・ なお、宛名情報は、個人番号通知書を世帯単位で通知するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 ・ 当該宛名情報及び差出人情報のファイルを電気通信回線により、住基システムを経由して又は媒体により住基ネットＣＳに通知する。
6	符号一斉取得日以後に出生した者の符号の取得	・ 符号一斉取得日以後に出生した者の符号を取得する。	・ 宛名システムから通知された宛名番号及び個人番号を住基ネットＣＳに通知する（電気通信回線を利用する場合）。
7	世帯情報の記録	・ 住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	・ 住基システムは、住基台帳ＤＢから宛名番号及び世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した宛名番号及び世帯情報を情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバに通知する。

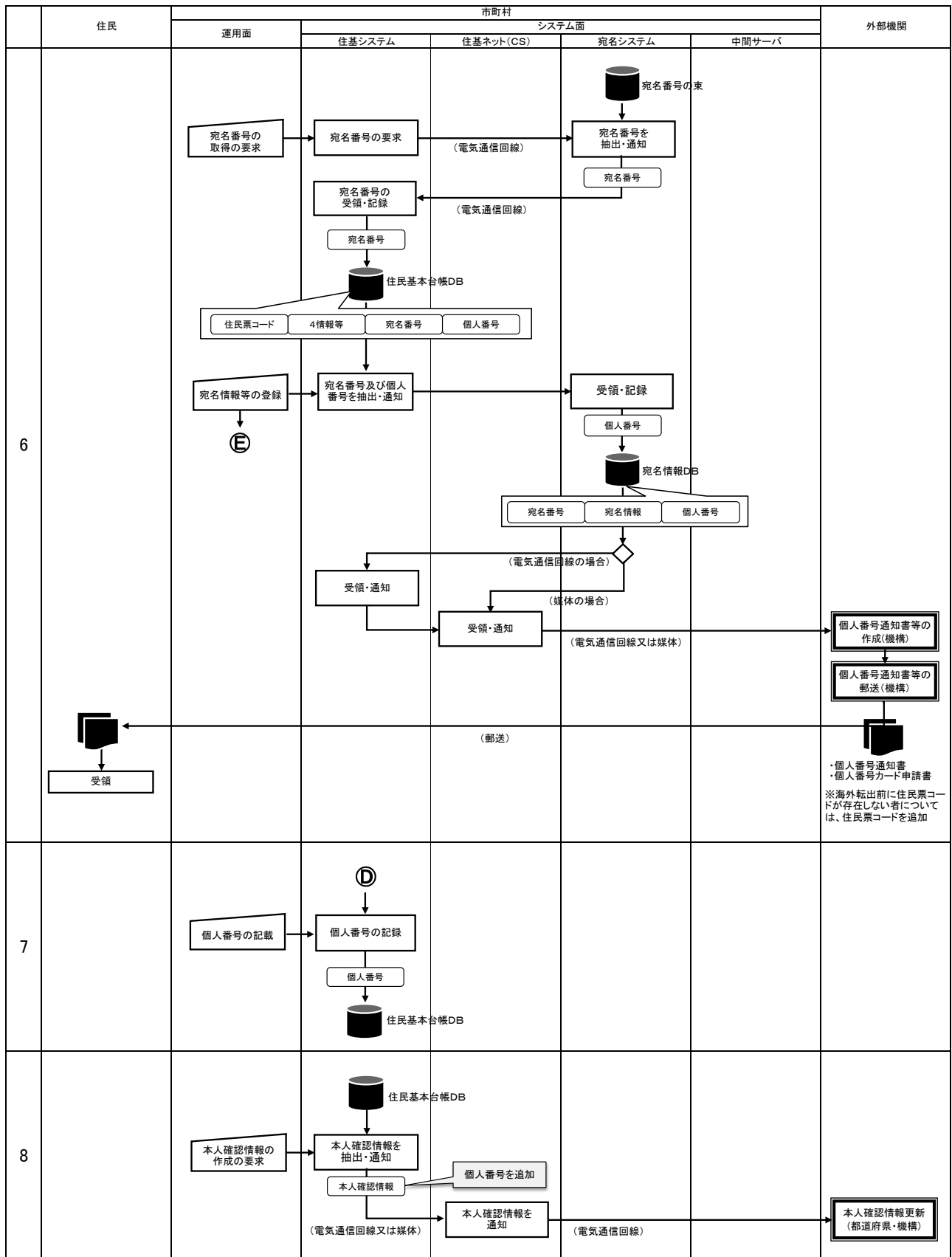
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－１－２海外からの転入等



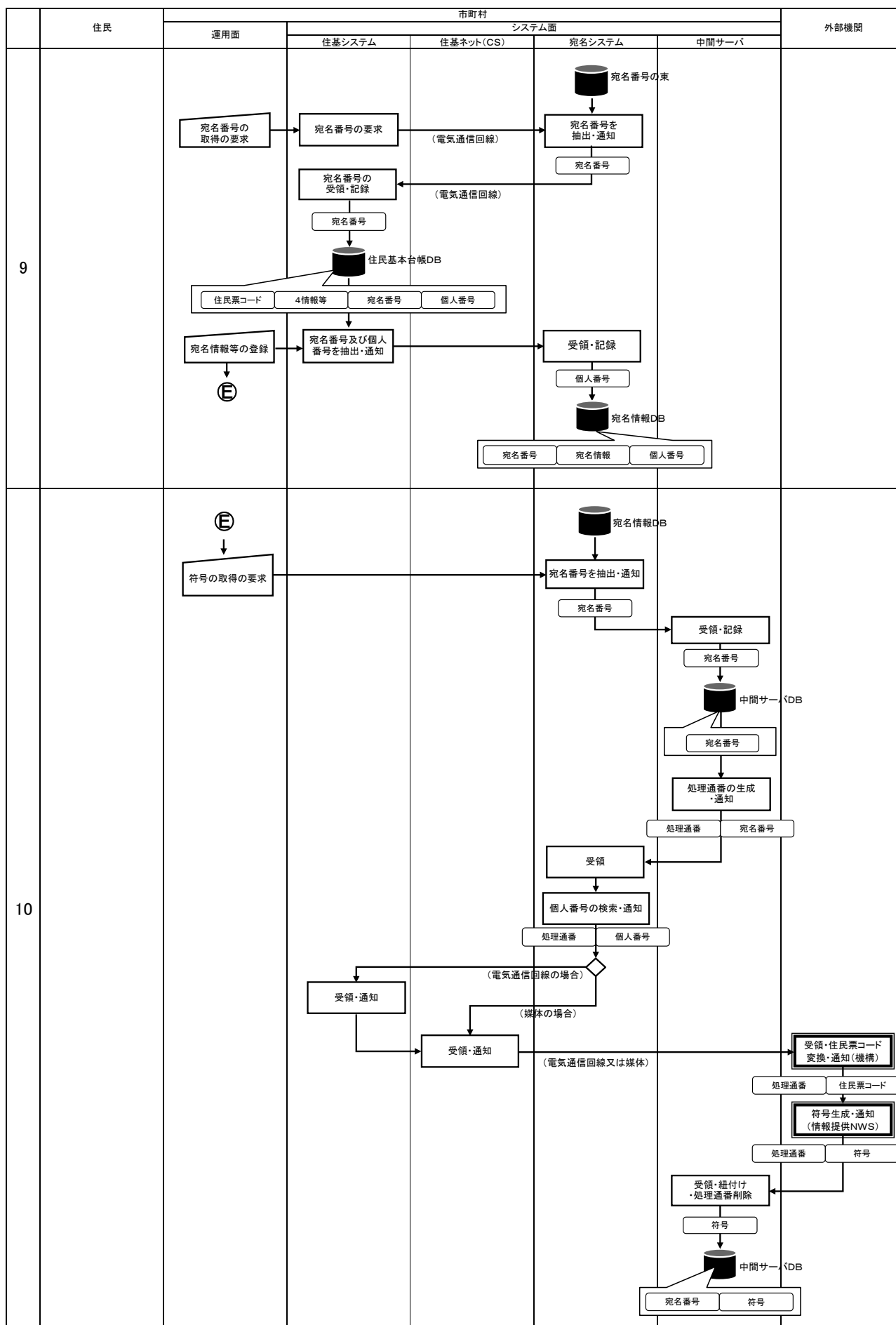
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①ー1ー2海外からの転入等



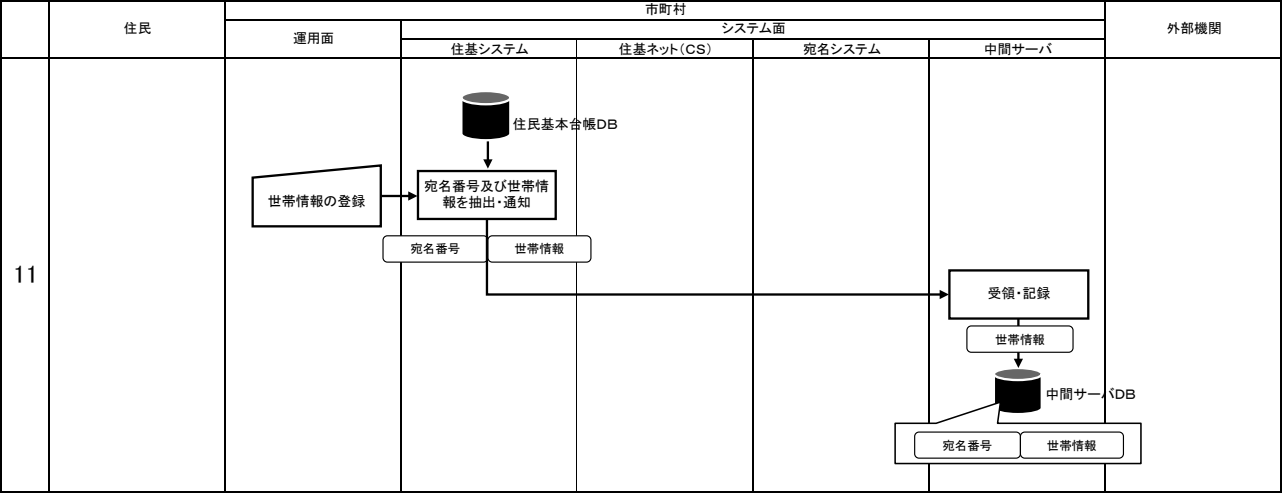
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①-1-2海外からの転入等



(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①-1-2海外からの転入等



(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－１－２海外からの転入等



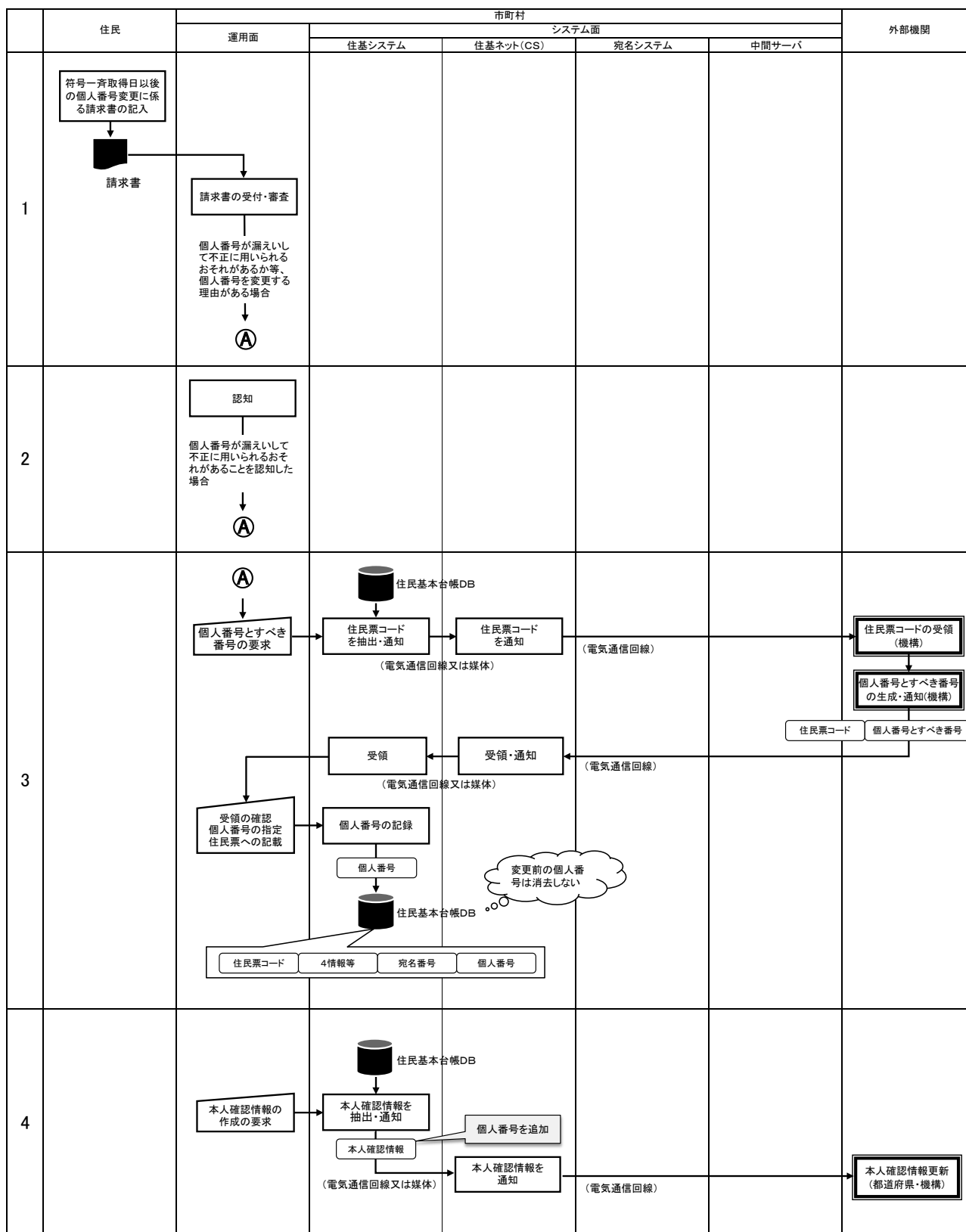
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①ー１ー２海外からの転入等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	転入届の受付・審査及び本人確認情報の検索	・ 符号一斉取得日以後に海外から転入した者について、海外転出前における住民票コードの付番の事実について、住基ネットＣＳにより、確認する（従前どおり）。	・ 住基ネットＣＳより通知された検索結果に個人番号を追加する。
2	海外転出前に住民票コードが存在する場合の住民票コードの記載	・ 海外転出前に住民票コードが存在する場合は、当該住民票コードを指定し、住民票に記載する（従前どおり）。	・ 従前どおり
3	海外転出前に住民票コードが存在しない場合の住民票コードの記載	・ 海外転出前に住民票コードが存在しない場合、新たな住民票コードを指定し、住民票に記載する（従前どおり）。	・ 従前どおり
4	海外転出前に個人番号が存在しない者に係る個人番号とすべき番号の取得	・ 海外転出前に個人番号が存在しない場合は、新たな個人番号を指定するため、個人番号とすべき番号を要求する。 ・ 機構から通知を受けた個人番号とすべき番号を個人番号として指定し、住民票に記載する。	・ 符号一斉取得日以後に海外から転入した者に係る住民票コードを抽出し、住基ネットＣＳに通知する。 ・ 住基ネットＣＳから受領した個人番号とすべき番号を個人番号として記録する。
5	海外転出前に個人番号が存在しない者に係る本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
6	海外転出前に個人番号が存在しない者に係る宛名情報を通知	・ 宛名番号を住基システムに記録する。 ・ 宛名情報及び個人番号を宛名システムに記録する。 ・ 個人番号通知書を郵送するために必要な宛名情報を作成し、機構に通知する。	〔住基システム〕 ・ 宛名システムから通知のあった宛名番号を住民基本台帳ＤＢに記録する。 ・ 住民基本台帳ＤＢから宛名番号及び個人番号を抽出し、宛名システムに通知する。 ・ 宛名システムから通知のあった宛名情報及び差出人情報を住基ネットＣＳに通知する（電気通信回線を利用する場合）。 〔宛名システム〕 ・ 宛名番号の束から宛名番号を抽出し、住基システムに通知する。 ・ 住基システムから通知のあった宛名情報等を記録し、宛名情報及び差出人情報をファイルに出力する。 ・ なお、宛名情報は、個人番号通知書を世帯単位で通知するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 ・ 当該宛名情報及び差出人情報のファイルを電気通信回線により、住基システムを経由して又は媒体により住基ネットＣＳに通知する。

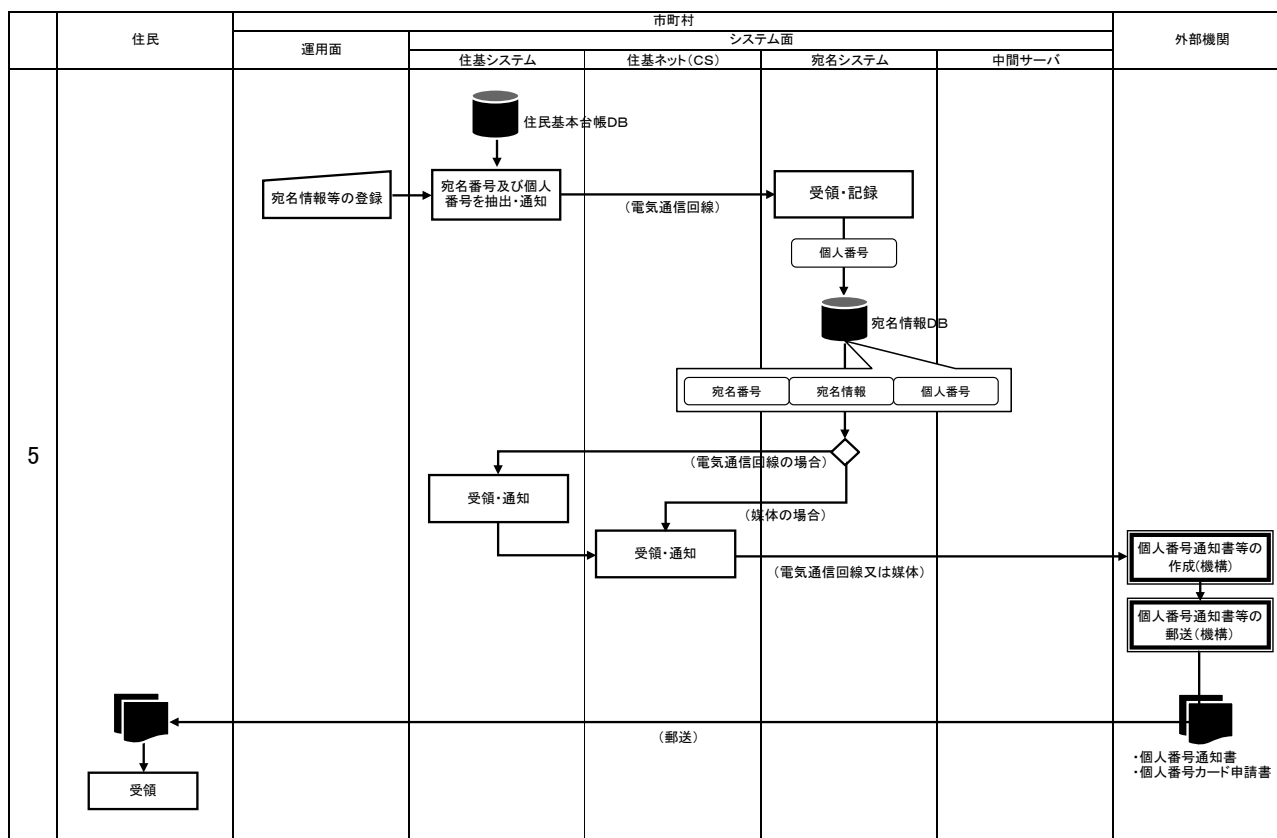
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①ー１ー２海外からの転入等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
7	海外転出前に個人番号が存在する者に係る個人番号の記載	海外転出前に個人番号が存在する場合は、当該個人番号を住民票に記載する。	個人番号を住民基本台帳ＤＢに記録する。
8	海外転出前に個人番号が存在する者に係る本人確認情報の通知	本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
9	海外転出前に個人番号が存在する者に係る宛名情報の記録	符号一斉取得日以後に転入した者の符号を取得する。	宛名システムから通知された宛名番号及び個人番号を住基ネットＣＳに通知する（電気通信回線を利用する場合）。
10	符号一斉取得日以後に海外から転入した者の符号の取得	符号一斉取得日以後に海外から転入した者の符号を取得する。	宛名システムから通知された宛名番号及び個人番号を住基ネットＣＳに通知する（電気通信回線を利用する場合）。
11	世帯情報の記録	住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	- 住基システムは、住基台帳ＤＢから宛名番号及び世帯情報を抽出する。 - 抽出した宛名番号及び世帯情報を情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバに通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①－2個人番号の変更



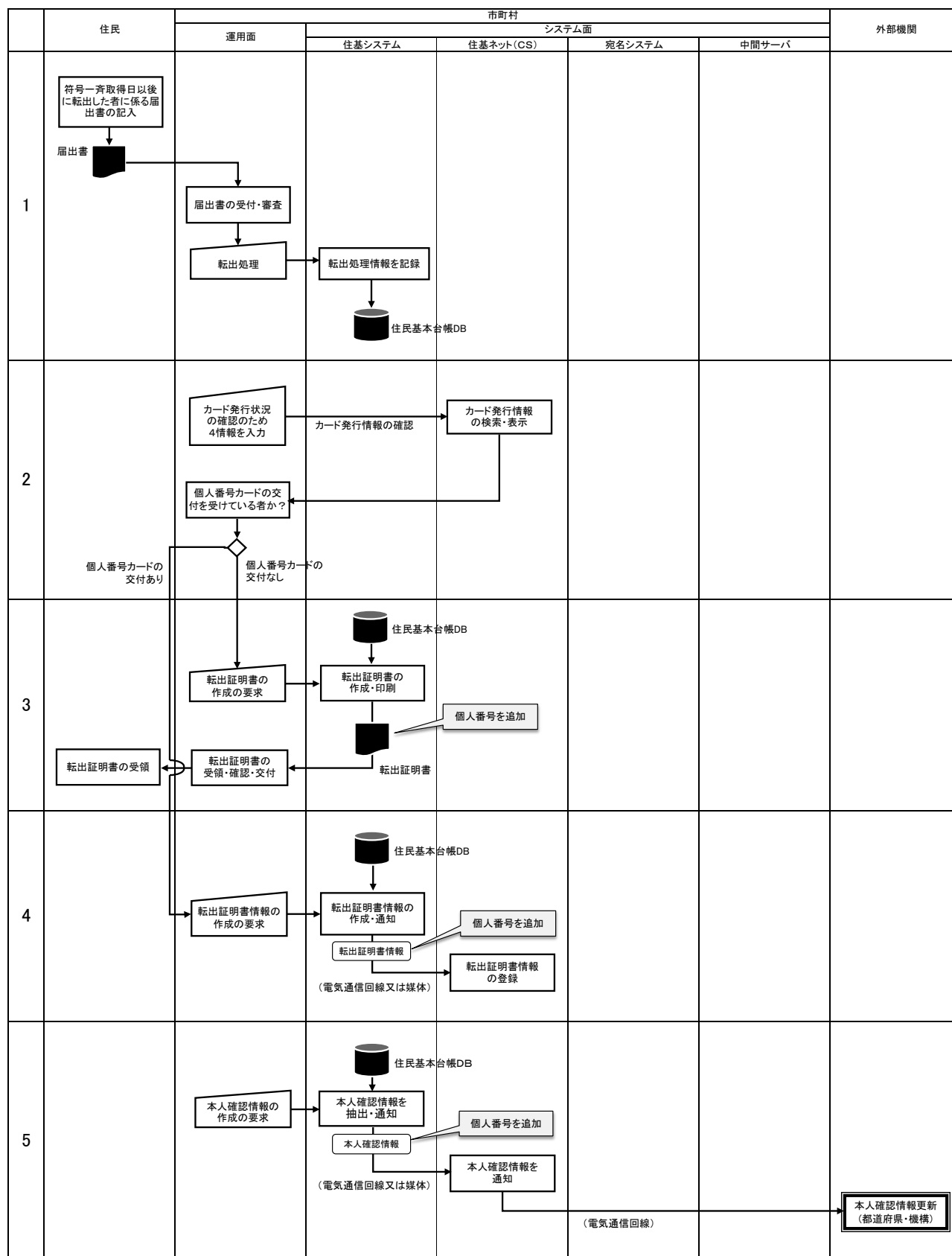
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①ー2個人番号の変更



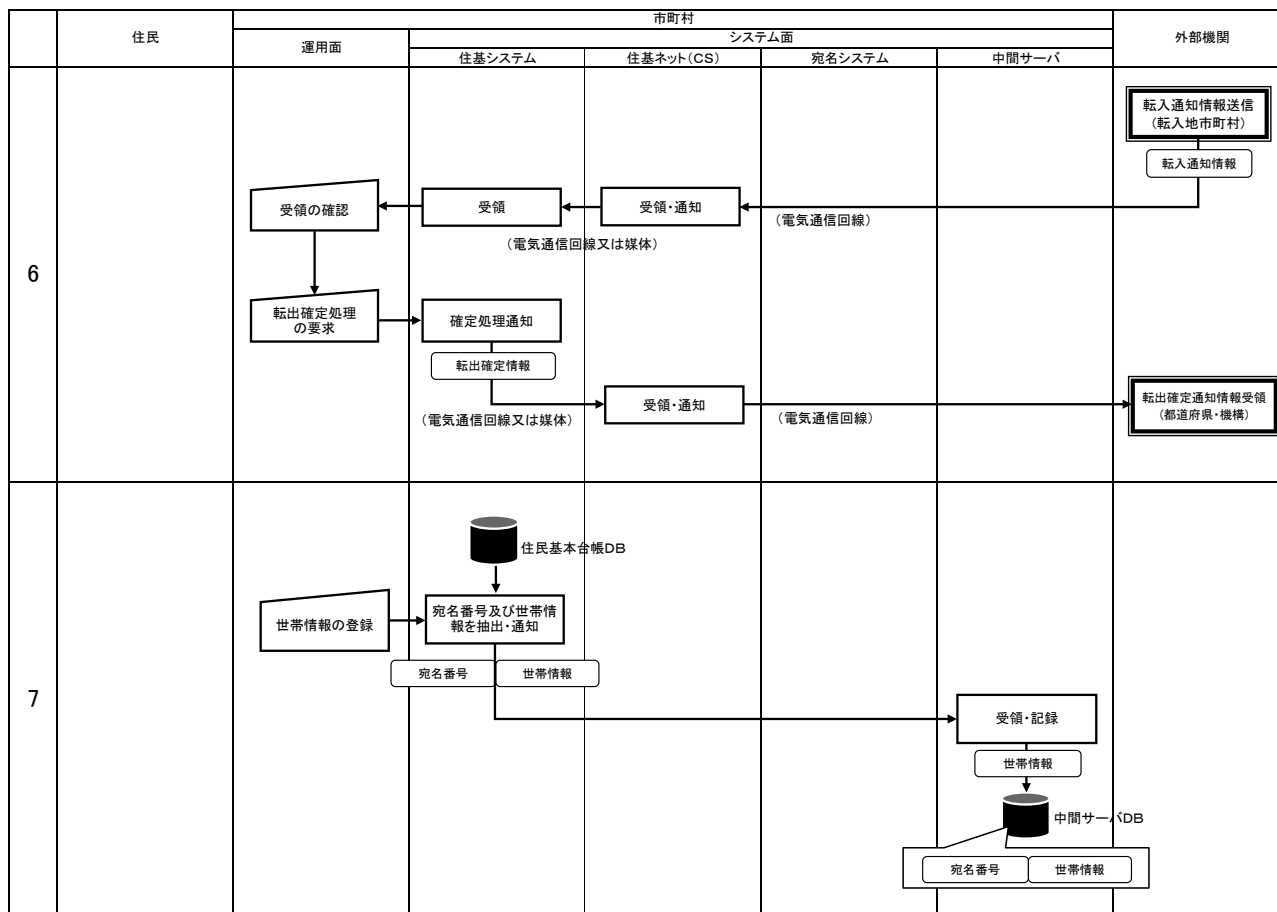
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ①ー2個人番号の変更

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号変更の請求書の受付・審査	・住民からの個人番号の変更の請求に対し、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあるか等の確認を行う。	－
2	個人番号変更の認知	・個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認知した場合は、職権で個人番号を変更する。	－
3	個人番号とすべき番号の取得	・個人番号を変更すべき者の住民票から、住民票コードを抽出し、個人番号とすべき番号を要求する。 ・機構から通知を受けた個人番号とすべき番号を、新たな個人番号として指定し住民票に記載する。	・個人番号を変更すべき者に係る住民票コードを住基ネットＣＳに通知する。 ・住基ネットＣＳから受領した個人番号とすべき番号を新たな個人番号として記録する。 (変更前の個人番号は消去しない。)
4	本人確認情報の通知	・本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
5	個人番号通知書を郵送するための宛名情報を通知	・宛名システムに個人番号を記録する。 ・個人番号通知書を郵送するために必要な宛先情報を作成し、機構に通知する。	[住基システム] ・住民基本台帳ＤＢから宛名番号及び個人番号を抽出し、宛名システムに通知する。 ・宛名システムから通知のあった宛名情報及び差出人情報を住基ネットＣＳに通知する（電気通信回線を利用する場合）。 [宛名システム] ・住基システムから通知のあった宛名情報及び差出人情報をファイルに出力する。 ・なお、宛名情報は、個人番号通知書を世帯単位で通知するため、世帯単位で作成することとし、併せて通知が妥当でない者に届かないよう配慮する。 ・当該宛名情報及び差出人情報のファイルを電気通信回線により、住基システムを経由して又は媒体により住基ネットＣＳに通知する。

(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ② 転出



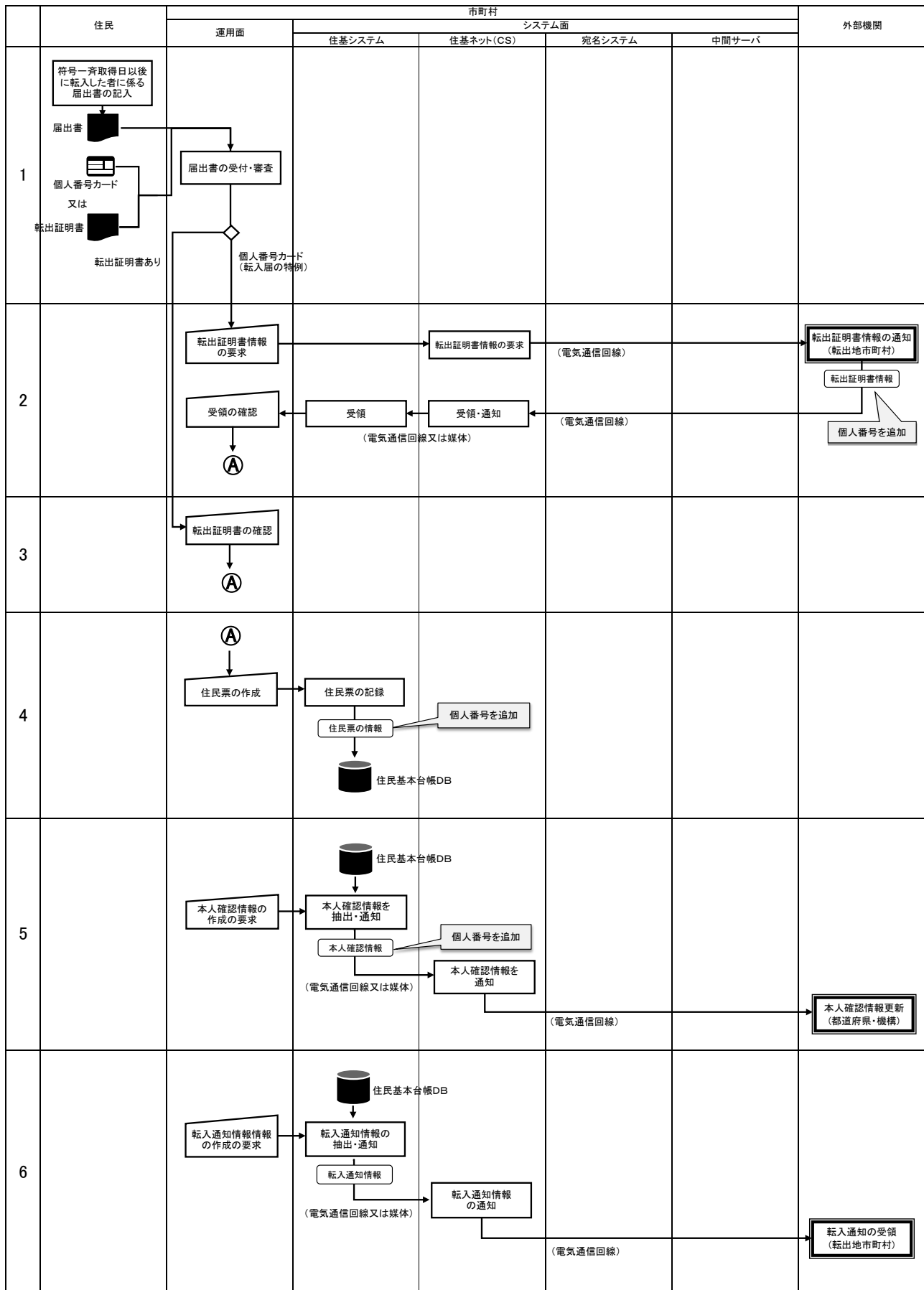
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ②転出



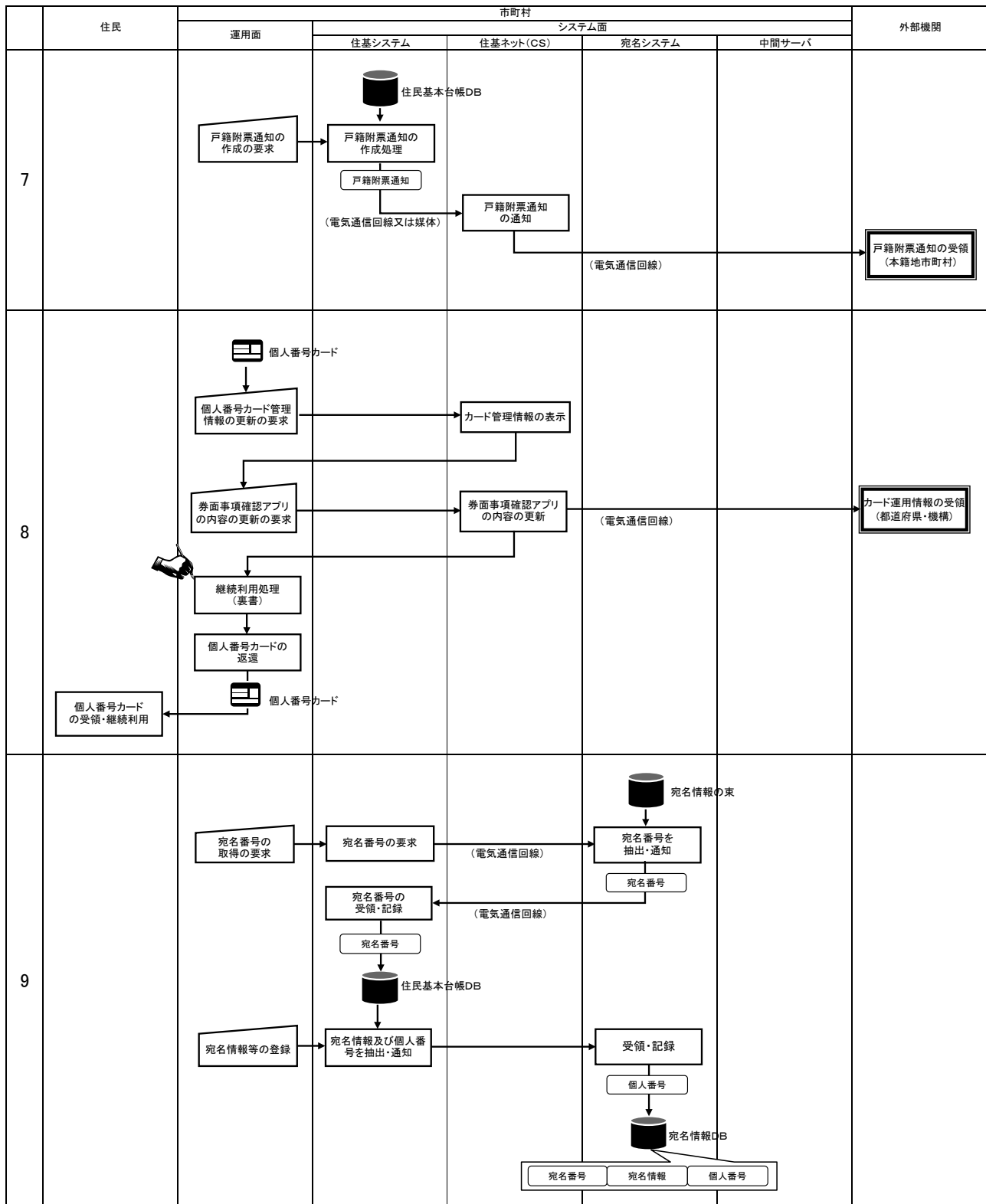
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ②転出

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	転出届の受付・審査	・ 従前どおり、転出届の受付・審査を行う。	・ 従前どおり
2	個人番号カードの交付情報の確認	・ 住基カードと同様に個人番号カードの発行状況を確認する。	・ 住基カードと同様
3	転出証明書の交付	・ 個人番号を記載した転出証明書を交付する。	・ 個人番号を記載した転出証明書を作成・印刷する。
4	転出証明書情報の作成	・ 転出証明書情報に個人番号を追加し、転出証明書情報を作成する。	・ 転出証明書情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに転出証明書情報を通知する。
5	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
6	転出確定	・ 従前どおり、転入地からの転入通知情報を受領し、転出確定処理を行う。	・ 従前どおり
7	世帯情報の記録	・ 転出により変更した世帯情報を中間サーバに記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから、転出により異動した者に係る世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバに通知する。

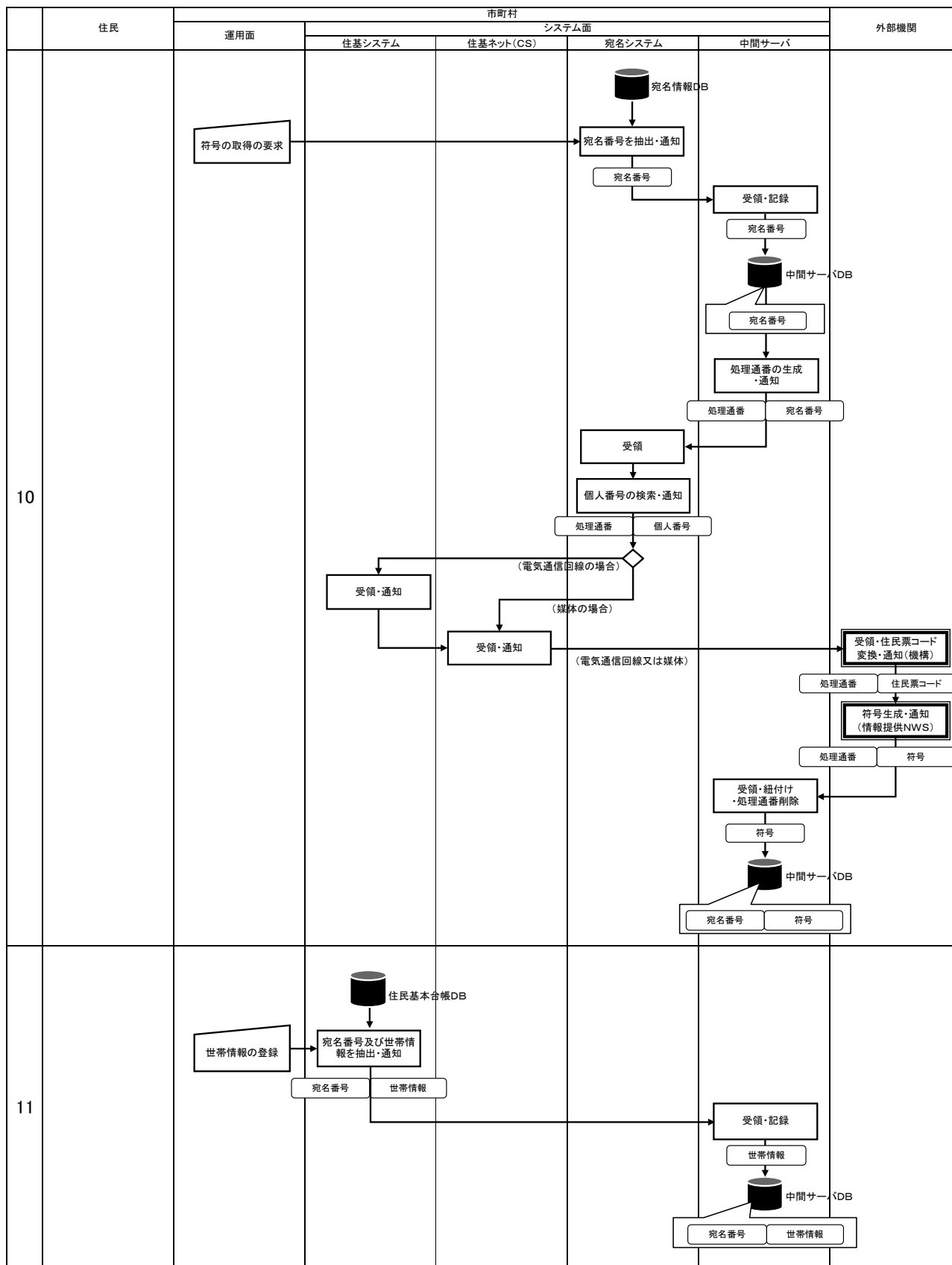
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ③転入



(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ③ 転入



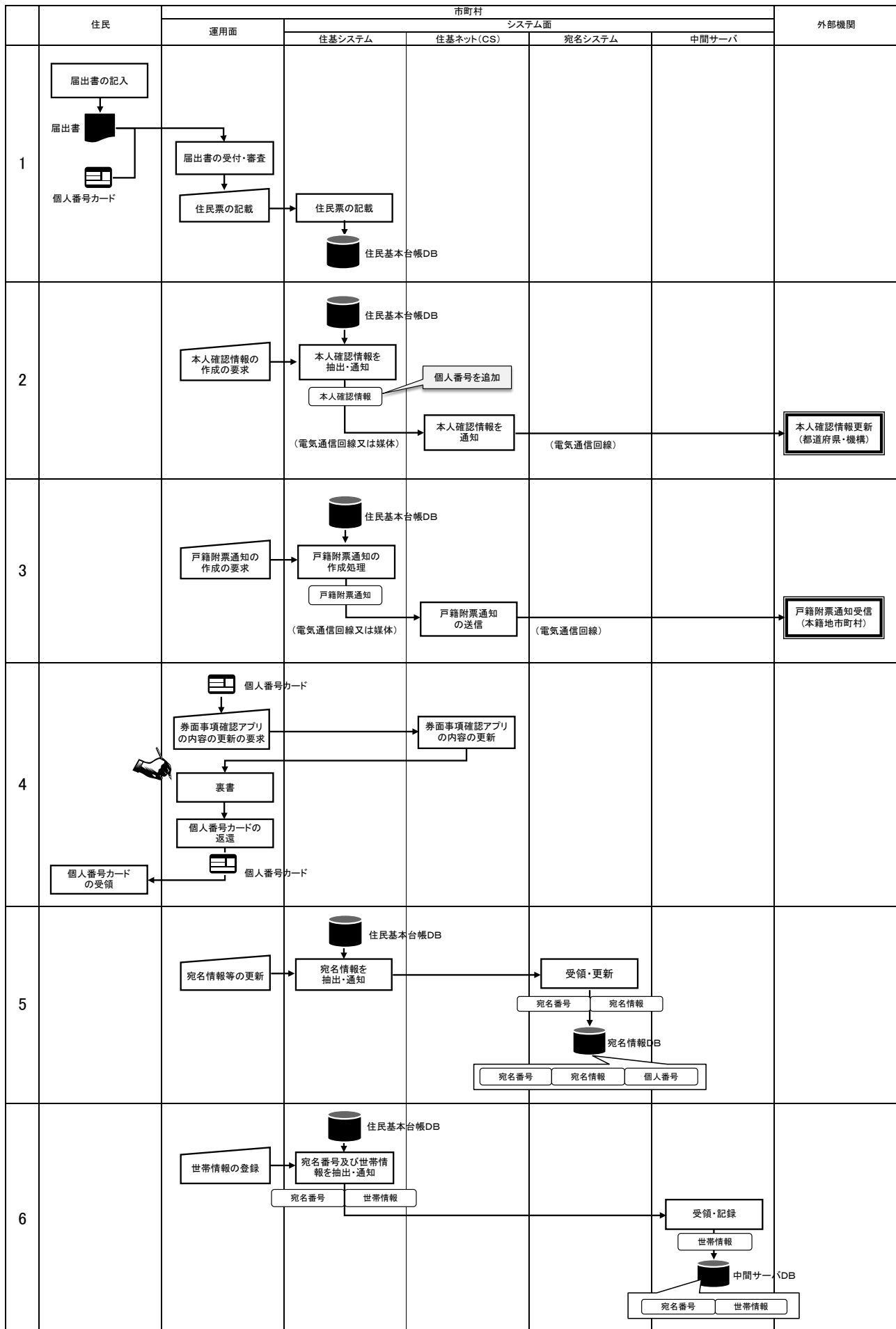
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ③ 転入



(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ③転入

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	転入届の受付・審査	・ 従前どおり、転入届の受付・審査を行う。	・ 従前どおり
2	転出証明書情報の取得	・ 従前どおり、住基ネットを通じて、転出証明書情報を取得する。	・ 個人番号が記録された転出証明書情報を住基ネットＣＳから受領する。
3	転出証明書の確認	・ 個人番号が記載された転出証明書を確認する。	－
4	住民票の作成	・ 転出証明書情報又は転出証明書から個人番号を含む情報を取得し、住民票を作成する。	・ 転出証明書情報又は転出証明書から個人番号を含む情報を取得し、住民票として記録する。
5	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットＣＳに対し本人確認情報を通知する。
6	転入通知情報の通知	・ 従前どおり、転入通知情報を作成する。	・ 従前どおり
7	戸籍附票通知の作成	・ 従前どおり、戸籍附票通知を作成する。	・ 従前どおり
8	個人番号カード管理情報の更新	・ 個人番号カード管理情報の更新する。 ・ 券面事項確認アプリの内容の更新する。 ・ 個人番号カードに裏書きし、届出を行った者に返還する。	・ 住基カードと同様
9	宛名情報の記録	・ 住基システムに宛名番号を記録する。 ・ 宛名システムに宛名情報及び個人番号を記録する。	〔住基システム〕 ・ 宛名システムから通知のあった宛名番号を住民基本台帳ＤＢに記録する。 ・ 住民基本台帳ＤＢから宛名番号、宛名情報、個人番号を抽出し、宛名システムに通知する。 〔宛名システム〕 ・ 宛名番号の束から宛名番号を抽出し、住基システムに通知する。 ・ 住基システムから通知のあった宛名情報等を記録する。
10	符号一斉取得日以後に転入した者の符号の取得要求	・ 符号一斉取得日以後に転入した者の符号を取得する。	・ 宛名システムから通知された宛名番号及び個人番号を住基ネットＣＳに通知する（電気通信回線を利用する場合）。
11	世帯情報の記録	・ 住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	・ 住民基本台帳ＤＢから世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバに通知する。

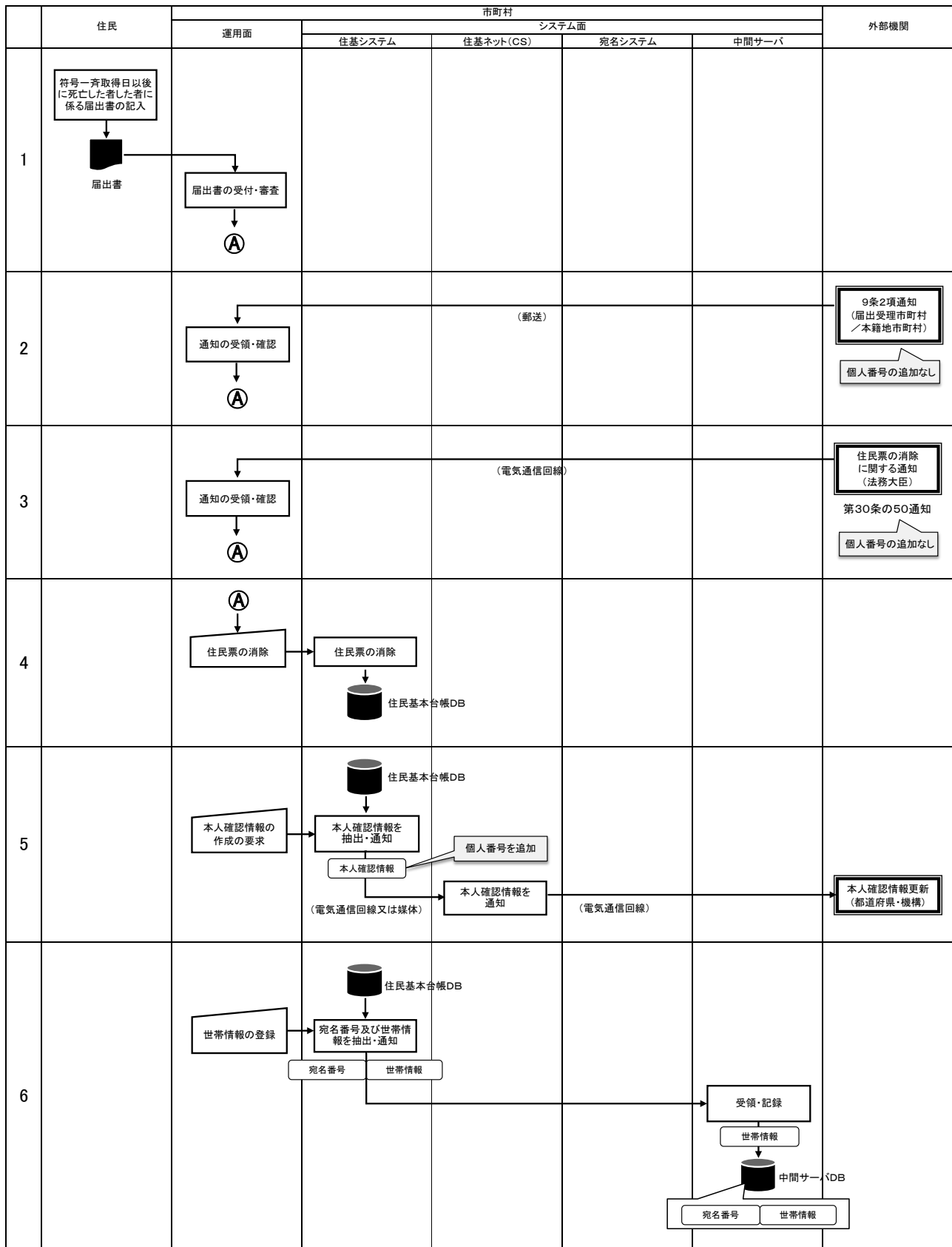
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ④ 転居



(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ④転居

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	転居届の受領・審査	・ 従前どおり、転居届の受付・審査を行う。	・ 従前どおり
2	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットCSに対し本人確認情報を通知する。
3	戸籍附票通知の作成	・ 従前どおり、戸籍附票通知を作成する。	・ 従前どおり
4	個人番号カード管理情報の更新	・ 券面事項確認アプリの内容の更新する。 ・ 個人番号カードに裏書きし、届出を行った者に返還する。	・ 住基カードと同様
5	宛名情報等の記録	・ 宛名情報を宛名システムに記録する。	・ 住民基本台帳DBから宛名番号及び宛名情報を抽出し、宛名システムに通知する。
6	世帯情報の記録	・ 住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	・ 住基システムは、住民基本台帳DBから転居により異動した世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバに通知する。

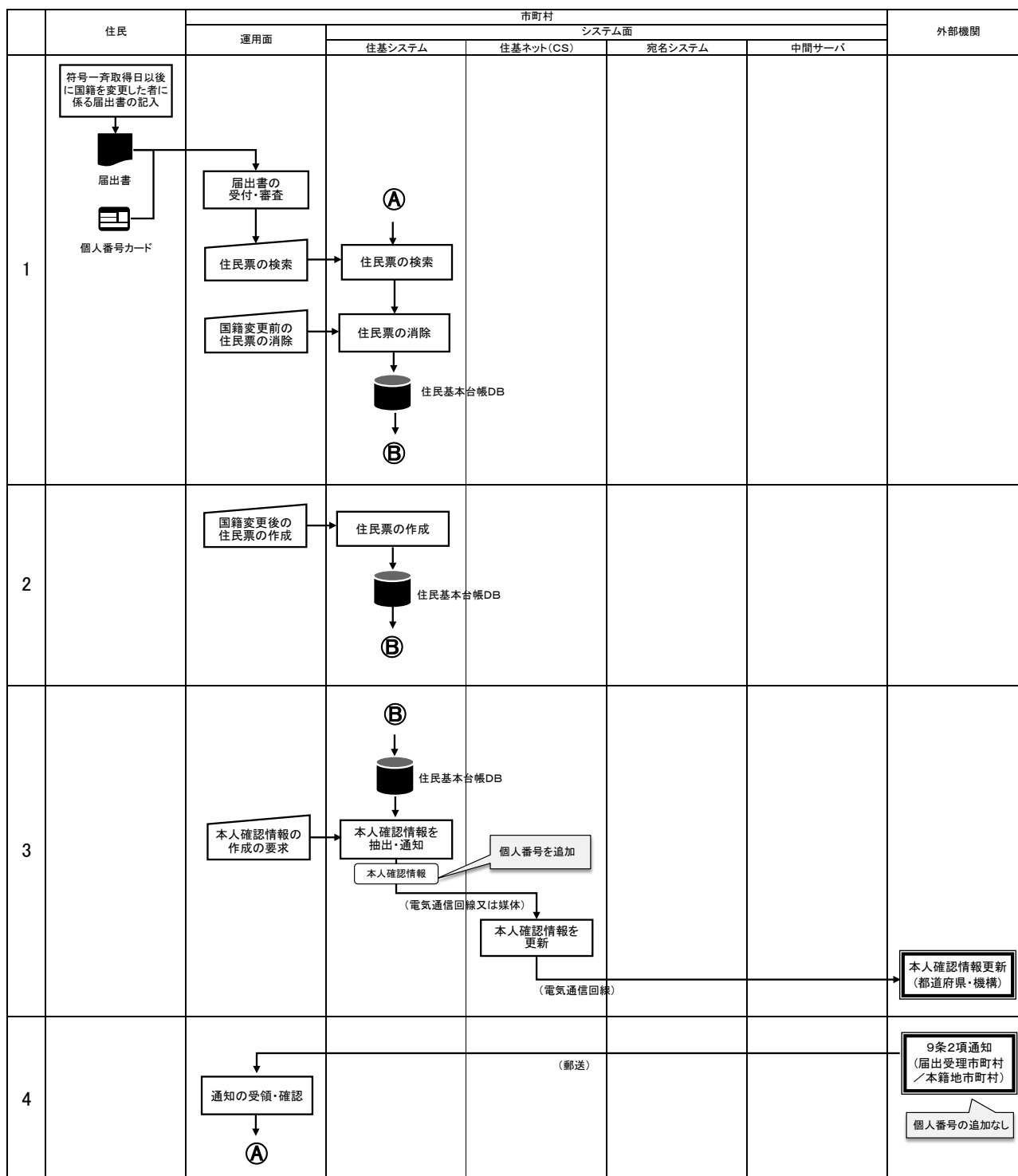
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ⑤死亡等による消除



(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ⑤死亡等による消除

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	死亡届の受領・審査	・ 従前どおり、死亡届の受付・審査を行う。	・ 従前どおり
2	第9条2項通知の受領・審査	・ 従前どおり、他市町村からの第9条2項通知を受領する。	・ 従前どおり
3	法務大臣からの通知の受領・確認	・ 従前どおり、法務大臣からの第30条の50による通知を受領し、確認を行う。	・ 従前どおり
4	住民票の消除	・ 従前どおり、住民票の消除を行う。	・ 従前どおり
5	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットCSに対し本人確認情報を通知する。
6	世帯情報の登録	・ 住基システムに保存されている住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	・ 住民基本台帳DBから宛名番号及び世帯情報を抽出する。 ・ 抽出した世帯情報を、情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、中間サーバに通知する。

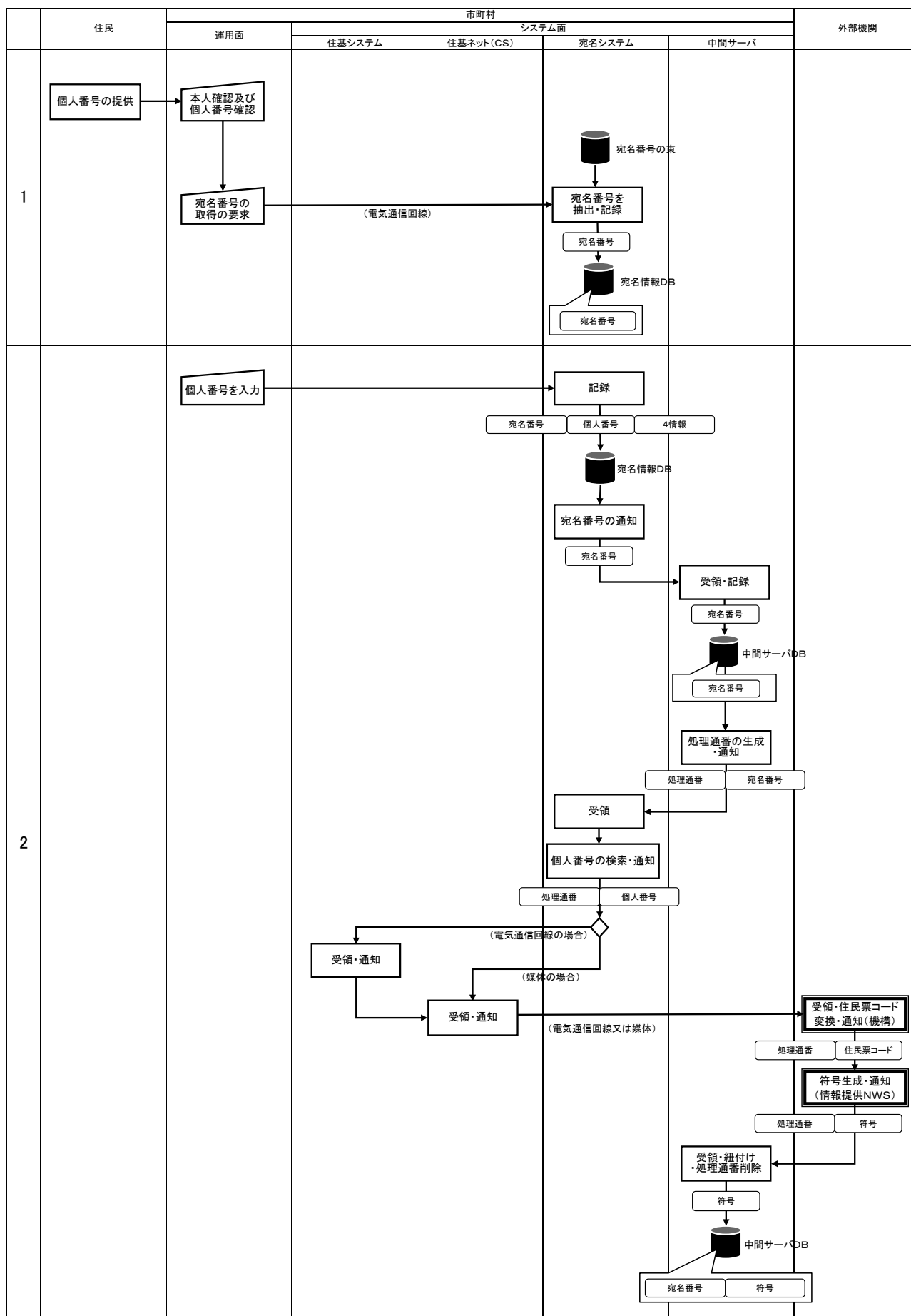
(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ⑥国籍変更



(6) 符号一斉取得日以後の住民に対する個人番号の指定等 ⑥国籍変更

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	国籍変更に関する届出の受付・審査等	・ 国籍喪失届、国籍喪失報告、帰化届等の受付・審査を行う ・ 国籍変更前の住民票の消除を行う。 ・ 国籍変更前の除票住民票から、住民票コードと個人番号を、新しい住民票に移記する。	・ 消除された住民票の住民票コードと個人番号を新しい住民票に引き継ぐために、一時的なデータ保存等の処理を行う。
2	国籍変更後の住民票の作成	・ 国籍変更後の住民票の作成を行う。	・ 住民票の作成を行い、住民基本台帳DBに記録する。
3	本人確認情報の通知	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、本人確認情報を通知する。	・ 本人確認情報に個人番号を追加し、住基ネットCSに対し本人確認情報を通知する。
4	第9条2項通知の受領・審査	・ 従前どおり、他市町村からの第9条2項通知を受領し、審査を行う。	—

(7) 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得



(7) 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	符号一斉取得日以後の住民以外の者の宛名番号の取得	・ 個人番号カード等により本人確認及び個人番号確認を行い、住民以外の者の個人番号を取得する。 ・ 住民以外の者から宛名番号を取得する。	・ 宛名番号の束から宛名番号を抽出する。 ・ 抽出した宛名番号を宛名情報DBに記録する。
2	符号一斉取得日以後の住民以外の者の符号の取得要求	・ 符号一斉取得日以後の住民以外の者の符号を取得する。	・ 宛名システムから通知された宛名番号及び個人番号を住基ネットCSに通知する（電気通信回線を利用する場合）。

第2節 地方税務システムの構築に係るガイドライン

1 基本要件(番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響)

番号利用法案及び整備法案とそれによる社会保障・税番号制度の導入により、現行の地方税務の流れ、システムの運用等が変わることとなり、地方団体においては、社会保障・税番号制度導入に向けた対応が求められることになる。具体的には、地方税法、条例による地方税の賦課徴収、調査に関する事務について、個人番号を利用することが可能となるとともに、他の情報保有機関との間で、地方税関係情報その他必要な情報を直接やり取りすることが可能となる。(他の情報保有機関から番号利用法案別表第二に定める地方税情報の照会があった場合には、その提供が義務付けられる。)

本章では、「番号制度に係る地方税務システム検討会」における議論を踏まえて業務・システムへの影響の概要について記述するとともに、**2**では市町村、**3**では都道府県のシステム改修要件についてそれぞれ詳述している。

(1) 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響の概要

番号制度導入に伴い、各地方団体が行う地方税の賦課徴収、調査に関する事務については、以下のような影響が生じる。

ア 個人番号、法人番号を用いた地方税データの管理

(ア) 個人番号、法人番号の取得

番号利用法案第6条及び別表第一に基づき地方税分野で個人番号を用いることができることとなること、番号利用法案第5章の規定により法人番号が導入されることを受け、申告書、報告書等の様式を改正し、個人番号、法人番号を記載した上で、提出してもらうことが可能となる。地方団体においては、提供を受けた個人番号、法人番号により本人の税情報を管理することができることとなり、地方団体において、個人番号、法人番号と地方団体が保有する税情報とをひも付けて管理する必要がある。

番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究で実施したアンケート調査の結果でも、大部分の地方団体で個人、法人ともに既存の宛名番号を付して税情報が管理され、宛名システムで、宛名番号及び地方税務における納税義務者等の宛名情報が管理されていることが判明しており、宛名システムで個人番号と宛名番号とをひも付けることを基本的なシステム改修の方針とすると、番号制度対応が効率的になると考えられる。

a 制度導入時

既に保有している税情報と個人番号、法人番号とのひも付け(初期突合)には、本人から個人番号、法人番号の提供を受けられないことから、初期突合の方法や初期突合すべき対象となる税情報の範囲が課題となる。

b 制度導入後

個人番号については、社会保障・税番号大綱において、『番号』の告知を受ける際、本人確認を行うとともに、『番号』の真正性を確保する措置を講じるよう努めなければならない。」(35頁)とされており、番号利用法案第12条において「個人番号カードの提示を受けること」などの本人確認の措置をとることが求められていることから、本人から個人番号カードの提示を受けて、本人確認及び記載された個人番号の真正性を確保することが原則的な取扱いとなる。

しかしながら、固定資産税(土地・家屋)のように個人番号、法人番号が記載されていない情報をもとに課税を行う場合や個人番号カードの提示を受けられない場合における本人確認及び個人番号、法人番号の真正性の確認が課題となる。

(イ) 業務効率化のための番号の活用

個人番号、法人番号は、納税義務者である個人・企業等、国税当局においても共通して使用されるものであり、地方税の賦課徴収事務において番号を活用することにより、各種課税資料の名寄せの効率化などの効果が期待できる。

そのためには、各地方団体において、個人番号、法人番号による検索機能の追加、業務画面表示・入出力帳票の変更、名寄せキーの追加・見直しなどにより個人番号、法人番号を利用して業務を行えるようにする必要がある。

(ウ) 個人情報保護、情報セキュリティの確保

個人番号とひも付けられた特定個人情報については、番号利用法案において従来の行政機関個人情報保護法による扱いよりも手厚い措置を求められていることに留意する必要がある。(番号利用法案第16条、第22条、第26条)

また、番号利用法案第15条において特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、その前に特定個人情報保護評価をすることとされていることに留意する必要がある。

その他、番号制度を踏まえた情報セキュリティの確保について検討する必要がある。

イ 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供への対応

(ア) 情報提供ネットワークシステムへの接続

番号利用法案第17条第7号及び別表第二により、情報提供ネットワークシステムを通じて情報の照会・情報提供を行うことが可能となったことを踏まえ、情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供に対応するため、情報提供用のデータベースやアプリケーションを設けるなど、情報提供ネットワークシステムと接続方法について検討する必要がある。(なお、情報提供ネットワークシステムへの接続については、総務省事業「自治体クラウド推進事業(団体間の業務データ連携に係る検討・実証)」においても、検討がなされたところである。)

地方税分野から提供する情報としては、現時点で個人住民税に関する情報が想定されており、データベースの整備が必要となる。

また、提供する情報の更新の頻度について検討する必要がある。

(イ) 照会・情報提供に用いる符号と個人データとのひも付け

第1節で述べたように、符号による情報連携を行うかどうかを含めて、情報連携の具体的な仕組みは明らかでないが、符号による情報連携が行われるものと想定すれば、当該符号と宛名番号とをひも付けて管理する必要がある。

(2) 対応の方向性

上記(1)で述べた影響について、検討会における議論を踏まえ対応の方向性を記載すると以下のとおり。

ア 個人番号、法人番号を用いた地方税データの管理

(ア) 個人番号、法人番号の取得

番号制度で導入される個人番号、法人番号と既存の宛名番号との関係については、宛名番号を順次個人番号、法人番号に置き換えていくということも考え得るが、

- ・ 宛名システムで既存の宛名番号を管理している場合には、宛名システムにおいて既存の宛名番号と個人番号をひも付ければ、課税管理システムについては個人番号を保有、管理するための改修を抑え、改修範囲が局所化されと考えられる
- ・ 課税対象とはなり得るが付番されない個人(例えば、海外転出により住民票の消除処理をされた者など施行日時点で住民票が消除されている者)、法人が存在するため、個人番号、法人番号以外の番号がいずれにしても必要となる

ことを踏まえ、既存の宛名番号に代替するのではなく、既存の宛名番号に追加して個人番号、法人番号を保有・管理できるようにすることが適当と考えられる。

a 制度導入時

(a) 個人番号の初期突合の方法

改正住基法案により、住民票に個人番号が記載され、個人番号が住基ネットの本人確認情報として追加されることになる。

したがって、制度導入時にすでに保有している税情報への個人番号のひも付けについては、宛名システムが保有している基本4情報と住民基本台帳(又は住基ネット)の基本4情報とを突合して、住民基本台帳(又は住基ネット)の基本4情報とひも付いている個人番号をひも付けることとなる。

具体的には、市町村の住民に係る税情報と個人番号のひも付けについては、宛名システムが保有する基本4情報と住民基本台帳の基本4情報はシステム間連携により連動しているケースが多いと想定されるため、個人番号のひも付けは正確かつ迅速に行うことができると考えられる。

一方、住登外者や都道府県の住民については、宛名システムが保有する基本4情報と住基ネットの基本4情報とを突合することになる。なお、住基ネットへの照会においては、一括提供することが想定されている。

(b) 個人番号の初期突合の範囲

市町村の住民については、

- ・ 既存住基システムから正確かつ迅速に初期突合が可能であること
- ・ 個人住民税の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて提供するために税情報と符号とのひも付けが必要となること

にかんがみれば、初期突合を行うことが求められる。(番号利用法案第20条第1項により、情報提供者である市町村は、情報提供ネットワークシステムを通じた照会があった場合に個人住民税に係る情報の提供が義務付けられることとなる。)

市町村の住登外者や都道府県の住民については、

- ・ 宛名システムが保有する基本4情報の整備状況によっては突合しない場合があり、そのひも付けに負荷が見込まれること
- ・ 個人住民税以外の情報については現時点で情報提供ネットワークシステムへの提供が予定されていないこと

から、費用対効果を検証して対応を検討し、可能な範囲で初期突合を行うといったことも考えられる。(ただし、マイ・ポータルを通じた情報提供を行う場合には、符号を取得するために基本4情報を住基ネットに照会することとなる可能性がある。)

ただし、上述のとおり、個人住民税の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて提供するために税情報と符号とのひも付けが必要となることから、市町村の住登外者であっても、当該市町村が個人住民税に係る情報を把握している者については初期突合を行うことが求められる。

(c) 法人番号の初期突合

法人番号の初期突合については、法人番号の提供方法を踏まえる必要があり、引き続き検討を行う必要がある。

b 制度導入後

申告者の個人番号カードを確認できる場合は、券面事項とICチップ内の券面事項確認領域内の情報を確認し、申請者の個人番号及び基本4情報を確認することにより真正性の確認を行う。

申告者の個人番号カードを確認できない場合は、宛名システムに個人番号及び基本4情報を確認し、真正性を確認する。確認できない場合には、既存住基システム、又は住基ネットに照会をして真正性を確認する。

例えば、固定資産税(土地、家屋)については、現時点で個人番号、法人番号の記載が予定されていない登記済通知書やその添付書類をもとに課税資料作成を行っていることを踏まえ、個人番号、法人番号を取得するための仕組みを構築する必要がある。具体的には、登記済通知書の基本情報をもとに、宛名システムを検索し、個人番号とひも付けることとなる。

また、住登外者等については、既存住基システムから個人番号を取得することができないため、基本4情報を基に住基ネットに照会し、個人番号を取得することとなる。

法人番号の取得の際の真正性の確認については、法人番号の提供方法を踏まえる必要があり、引き続き検討がなされる。

本人確認については、個人番号カードの提示によることを基本としつつ、具体的には番号利用法案の施行令で定められることとされており、政府における検討を踏まえる必要がある。

(イ) 地方税事務における番号活用の場面

地方税法施行規則の改正により、申告書等に書類の提出者その他必要な者(控除対象配偶者、扶養親族等を想定)の個人番号等の記載欄を設ける予定であり、それを踏まえた入力帳票とする。

個人情報保護の観点から、納税通知書、各種証明書等へは原則個人番号は記載しないことが考えられる。

また、プレ申告書についても同様の趣旨で個人番号を記載しないことが適切と考えられる。

また、納付書については、現行納付書の番号により管理がなされていることから個人番号の記載は不要と考えられる。

(ウ) 個人情報保護、情報セキュリティの確保

特定個人情報保護評価の実施、地方団体内での情報連携のあり方など、個人情報保護、セキュリティの確保のために必要な対応については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

イ 情報提供ネットワークシステムによる照会・提供への対応

(ア) 情報提供ネットワークシステムへの接続

情報提供ネットワークシステムとの接続方法については、「第3節 情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」を踏まえれば、情報提供ネットワークシステムのインターフェイスシステムと地方税務システムとの接続の方法として、インターフェイスシステムと地方税務システムとの間に、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、インターフェイスシステムとの情報の授受の仲介をする役割を担う「中間サーバ」を置くことが最も安全かつ効率的と考えられる。

(中間サーバに保存する情報)

情報提供ネットワークシステムを通じて提供するため中間サーバのデータベースにおいて符号とひも付けて保存される情報については、個人住民税の税額、所得の額、控除額、扶養関係情報等が予定されている。

データ項目としては、「地域情報プラットフォーム標準仕様書」を参考としつつ、今年度に内閣官房が行うデータ標準の検討やユースケースの具体化を踏まえて引き続き検討を行う必要がある。

また、情報提供が開始が予定されている平成28年7月時点で、何年度課税分の個人住民税の情報を中間サーバに保存しておくべきかについても、ユースケースの具体化を踏まえ引き続き検討する必要がある。平成27年1月1日、平成28年1月1日現在の住民について、市町村は個人番号を保有しており、情報提供を行うために必要な符号と個人住民税の情報とのひも付けを行うことが比較的容易であることから、少なくとも平成27年度及び平成28年度課税分の個人住民税に関する情報については、平成28年7月時点で中間サーバで保有することとする。

制度導入時に中間サーバに保存する所得情報について

- 中間サーバに記録すべき所得情報等の個人住民税のデータ項目等の詳細や、保管年数は、内閣官房が行うデータ標準の検討やユースケースの具体化を踏まえて検討
- 27年1月に番号利用開始され28年7月に地方の情報連携が開始される場合に、情報連携開始時に中間サーバに保存すべき所得情報
 - ◆ 28年度課税(27年所得)に関する情報について
 - 住民 → 符号を取得済みであり中間サーバに保存
 - 住登外課税者 → 課税資料から個人番号を把握しており、符号を別途取得して中間サーバに保存
 - ◆ 27年度課税(26年所得)に関する情報については、下記の手順により中間サーバに保存
 - ◆ 26年度課税(25年所得)以前に関する情報については、転出者について個人番号、符号とひも付けを行うことの事務負担とニーズを勘案して検討

	市町村の住民 (27年1月1日現在)			市町村の住民で無い者 (27年1月1日現在)
	所得割課税	所得割非課税 (課税資料あり)	所得割非課税 (課税資料無し)	当該市町村が個人住民税に係る情報を把握している者
番号利用開始時(27年1月)の対応	個人番号取得済み			4情報により個人番号を取得
符号一斉取得時(27年半ば)の対応	A 符号一斉取得時に住民の場合 → 符号一斉取得 B 符号一斉取得時には住民で無い場合 → 個人番号により符号取得			
中間サーバへの所得情報等の記録(情報提供開始までの間)	記録 (課税資料が不十分なため証明制御になっている者の扱いは要検討)	記録	要検討	記録

＜図 1-1: 番号制度導入時に中間サーバに保存する所得情報＞

(中間サーバの更新頻度)

中間サーバへ情報を提供・更新する頻度について、リアルタイムでの更新は基幹システム側の負荷が高くなることから、一定の間隔で定期的にデータの更新がなされる方式が適当と考えられる。「第3節 情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」においても、「情報の更新時点を中間サーバが保持することを前提に、提供する情報に係る業務の特性に応じた更新頻度とする」とされており、個人住民税の情報については、年1回、税額通知後速やかに更新を行うとともに、随時の税額変更等を反映するため月に1回以上はメンテナンスのため更新することとする。

(情報照会のために必要な機能)

情報照会にあたっては、各税目システムにおいて、以下の機能を備えることが基本となる。

- ・ 中間サーバに当該者の符号の有無を確認し、照会情報を作成
- ・ 照会情報を作成し、宛名番号とともに中間サーバに通知
- ・ 中間サーバから通知のあった提供情報を画面表示・記録

(所得情報の照会の具体例)

現在、個人住民税の課税において、被扶養者の所得要件や二重扶養となっていない旨を確認するため、市町村間で書面による照会を行っている。情報提供ネットワークシステム稼働後には、このような照会については情報提供ネットワークシステムを介して行うこととなるため、そのための業務フローのイメージを示すと以下のとおりである。なお、詳細な方法については、今後の情報提供ネットワークシステムの仕様の検討を踏まえ検討する必要がある。

個人住民税の扶養情報の照会に係る情報連携

情報照会者 (扶養者所在市町村)	住基ネット	情報提供NWS	情報提供者 (被扶養者所在市町村)	備考
1 ①納税者から被扶養者の 個人番号の告知 ②被扶養者の1月1日現在 住所地の確認 個人番号 氏名 ④受領	③検索・提供 個人番号 1月1日現在住所 氏名			※ 申告書、給与支払報告書等に被扶養者の氏名と個人番号の記載を求める予定
2 ①符号生成の求め 処理通番 個人番号 ⑤受領 処理通番 個人番号 符号A	②検索・住民票コード の提供 処理通番 個人番号 住民票コード	③符号の生成 処理通番 IDコード 符号A ④符号の提供 処理通番 符号A		※ 被扶養者の符号を取得済みの場合は省略可
3 ①所得情報の求め・被扶養者でないことの確認 符号A 個人番号 ④回答結果受領 ⑤必要に応じ納税者・企業等への調査 ⑥扶養を認定した場合にはその旨を連絡		②符号変換 符号A→B (逆方向に符号変換)	③所得情報、被扶養者 情報確認・提供 符号B 所得情報 ○万円 被扶養者 ○or × ⑦被扶養者情報の受領	※ 各市町村は所得情報に加え、住民が被扶養者であるか否かについての情報も中間サーバに保存しておく必要 ※ 扶養を認定した場合の連絡方法については引き続き検討

< 図 1-2: 個人住民税の扶養情報の照会に係る情報連携のイメージ >

(イ) 照会・情報提供に用いる符号と個人データとのひも付け

(宛名システムの役割)

「第3節 情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」によれば、中間サーバにおいて、符号と個人住民税に関する情報が宛名番号を介してひも付けて管理されることとなる。このため、宛名システムは情報提供を行う者に係る宛名番号を中間サーバに通知する必要がある。

また、符号の取得にあたっては、個人番号と中間サーバが生成する「処理通番」とをひも付けて、住基ネットに対して通知をする必要がある。ところが、中間サーバは個人番号を管理しないこととしているため、中間サーバと住基ネットの間で個人番号と処理通番をひも付ける仕組みが必要であり、個人番号と宛名番号をひも付けて管理している宛名システムがその役割を担う必要がある。

(符号の取得が必要となる場面)

市町村の住民の符号の取得については、世帯情報の提供のため符号を取得することが必要となるため、情報連携が始まる際に一斉取得するほか、情報連携開始後は、住民基本台帳によりその異動を把握していることから、異動に合わせて符号を生成し、中間サーバに保管されることになる。従って、市町村の住民については、個人住民税に関する情報を中間サーバに提供する際や、他の機関に情報を照会するために改めて符号を取得する必要は無い。

一方、市町村の住民以外の者や都道府県の住民についての符号を取得する必要がある場合には、当該者の個人番号又は4情報をキーとして住基ネットのCSから符号の生成を依頼することとなり、具体的には例えば以下のケースが想定される。

- ・ 符号を一斉に取得する年(平成27年予定)の1月1日現在では市町村の住民だったが、符号一斉取得時点では住民でなくなっている者について、平成27年度課税分の個人住民税に関する情報を情報提供できるようにするために符号の取得が必要
- ・ 情報連携開始後に市町村が、住民以外で税情報を把握している者に係る個人住民税に関する情報を情報提供できるようにするため、符号の取得が必要
- ・ 情報連携開始後に、市町村の住民以外の者や都道府県の住民に関して、他の機関に情報照会を行う場合、既に符号を取得していない場合には新規に符号の取得が必要

(3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項

(2)で説明した番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響や、番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書の「3 (4) 地方税システムの種類の確認」で示した番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型を踏まえ、都道府県・市町村の地方税務における番号制度対応の想定スケジュールと移行に係る留意事項について記載する。

ア 前提

(番号制度(全体)のスケジュール等)

個人番号の交付時期、その利用開始時期、そして情報連携の開始時期について想定されるスケジュールは次のとおりである。

- ・ 平成26年10月、個人番号を通知
- ・ 平成27年 1月以降、社会保障・税分野のうち、可能な範囲から個人番号、法人番号を利用開始
- ・ 平成28年 1月、情報提供ネットワークシステムの運用開始(国の機関間)
- ・ 平成28年 7月、同上(地方団体)

また、改正住基法案については次のとおりとされている。

- ・ 平成27年 1月より前、「本人確認情報」に個人番号を含まない
- ・ 平成27年 1月以降、「本人確認情報」に個人番号が含まれる
(第三号新住民基本台帳法施行)

(地方税務分野でのスケジュール)

上記スケジュールに対応し、地方税務分野でのスケジュールは以下のとおりである。

- ・ 平成27年 1月 税務分野で個人番号、法人番号の利用開始

利用開始以降に提出される各種届出等に個人番号、法人番号が記載される。

個人住民税・個人事業税の申告書、給与支払報告書等については、平成27年分所得に係るものから番号が記載される。

法人二税の申告書は、これ以降に開始する事業年度に係るものから個人番号、法人番号が記載される。

個人番号、法人番号の利用開始に向け、今後、様式の記載事項等を改めるための地方税法施行規則等の改正が予定されており、本改正後には各地方団体において対応した条例の改正が必要となる。

・ 平成28年 7月 情報提供ネットワークシステムを活用した情報の照会・提供開始

（個人情報保護）

個人情報保護の関連で以下の対応が想定されるが、現時点で詳細については決定しておらず、政府における検討を踏まえて対応する必要がある。

- ・ 特定個人情報ファイルの保有・変更にあたっては、特定個人情報保護評価を実施することとされており、その実施時期については、その結果に基づき、システム設計を変更できるようにするため、システム開発前に実施することとされている。
- ・ 地方公共団体の個人情報保護条例についても改正が必要となる。

イ システム改修

本節では、システム改修のスケジュールを「個人番号、法人番号の保有、管理、利用に係るシステム改修」、「情報提供ネットワークシステムに係るシステム対応等」の2つに分けて検討を行う。

これは、それぞれ対応のために必要な条件や期限が異なるために別に記述するものであり、実際のシステム改修で両者を一度にまとめて行うのか、段階的に行うのかについては、今後の政府における検討や各地方団体のシステムの状況、改修の負荷等を踏まえて効率的な方法を検討する必要がある。

（個人番号、法人番号の保有、管理、利用に係るシステム改修）

平成27年1月の番号利用開始以降、地方団体は住基ネットを利用して初期突合を行うことができるようになる。

そこで、平成27年1月の番号利用開始までに、個人番号、法人番号の保有、管理、利用のための改修（データベースへの項目追加、入出力帳票、画面、検索機能等の見直し等）を行う必要がある。

(情報提供ネットワークシステムに係るシステム対応等)

情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要があり、情報提供ネットワークシステムと情報を提供する地方団体との接続方法については現時点で明確ではないが、地方団体では情報をやりとりするための対応として、「中間サーバ」を設置し、また、照会用データの作成等が必要になることが見込まれる。平成28年7月までにこのシステム対応を行う必要があるが、情報提供ネットワークシステムの総合運用テストが平成26年度中に開始予定とされていることから、より早期の対応が必要となる可能性もあることに留意が必要である。

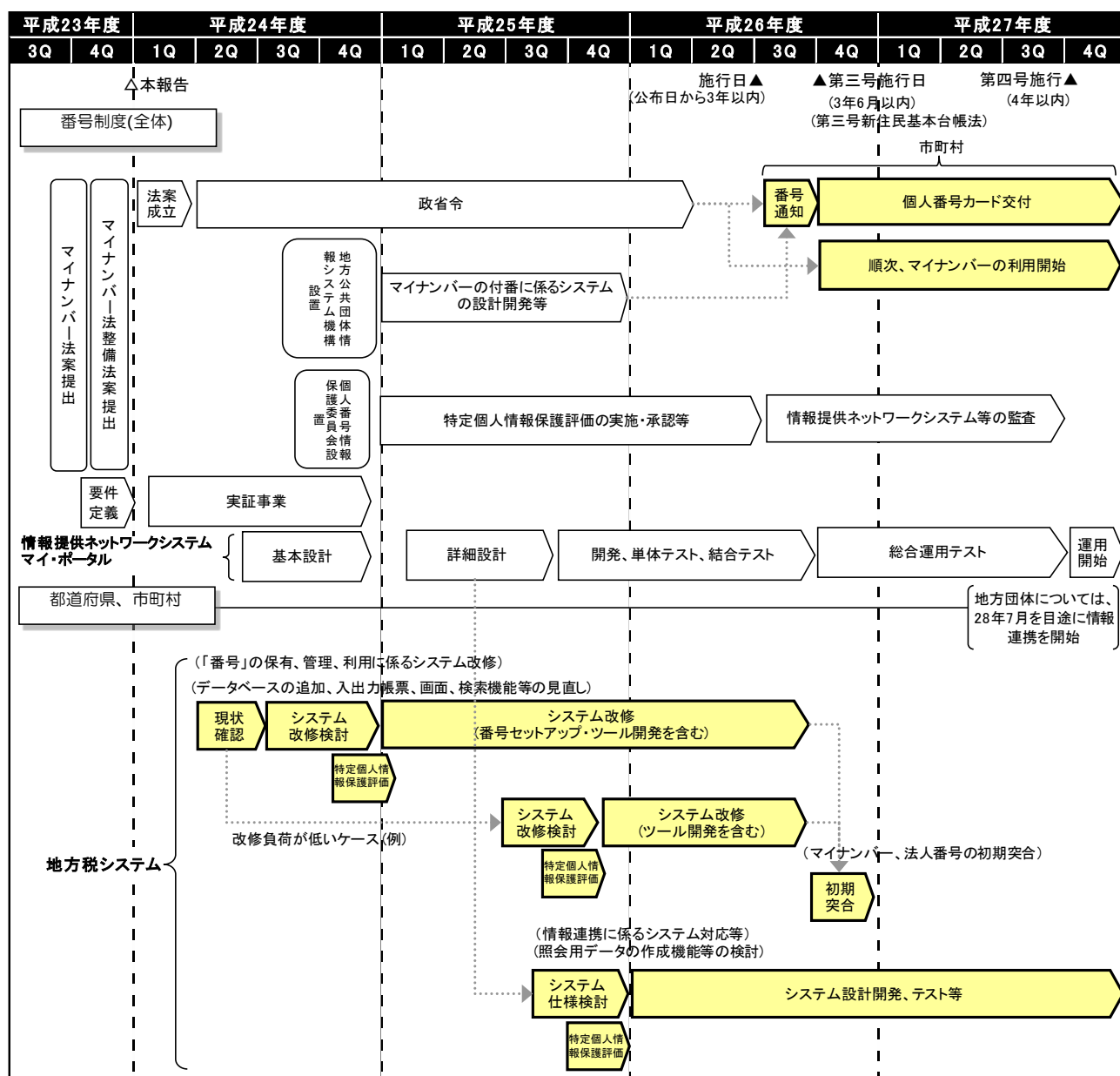
(影響検討)

平成24年度に国では情報提供ネットワークシステム構築にあたっての調査研究事業が行われている。これと平行して、地方団体においては、本報告を参考に、システムの現状を確認しながら、番号制度対応の影響検討を行うことが必要である。

番号制度導入に係る地方団体のシステム改修に係る類型(類型については、番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書の「第3章 (6) 地方税システムの類型の確認」を参照)によっては、改修負荷が高いケースがある。

類型と改修負荷については、番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書の第7章「地方税務分野における番号制度の導入に伴う費用に関する留意点」において記述しているが、地方団体においては、改修負荷の程度に応じて、システム改修検討の開始時期が異なることが見込まれ、まずは各地方団体において現状の確認を行うことが必要である。

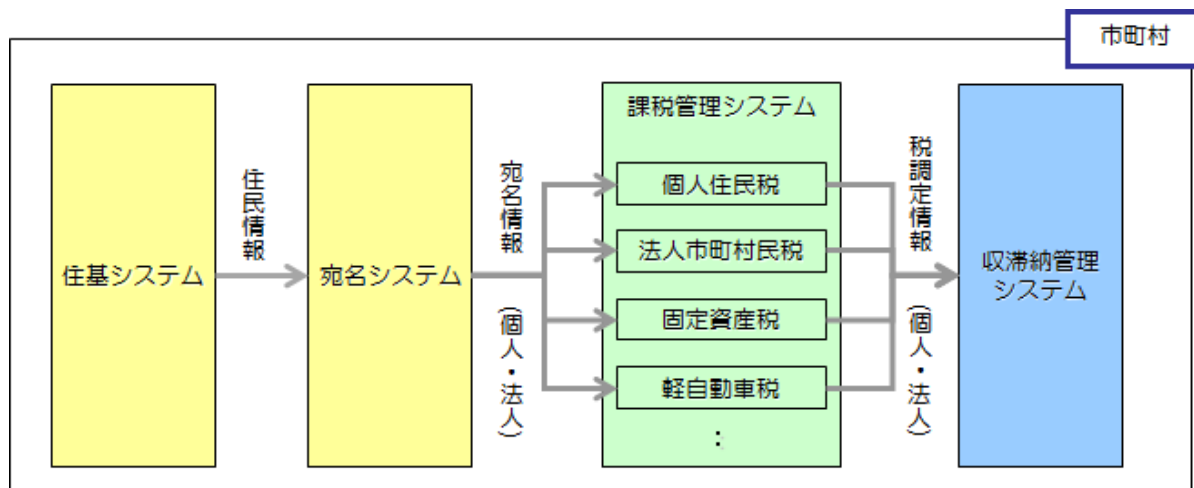
以上をまとめたものが図 1-3 の想定スケジュールである。



(4) 本ガイドライン案における記述の前提となる税務システムモデル

本ガイドライン案における記述の前提となる税務システムモデルについて、説明する。

(市町村における税務システムモデル)



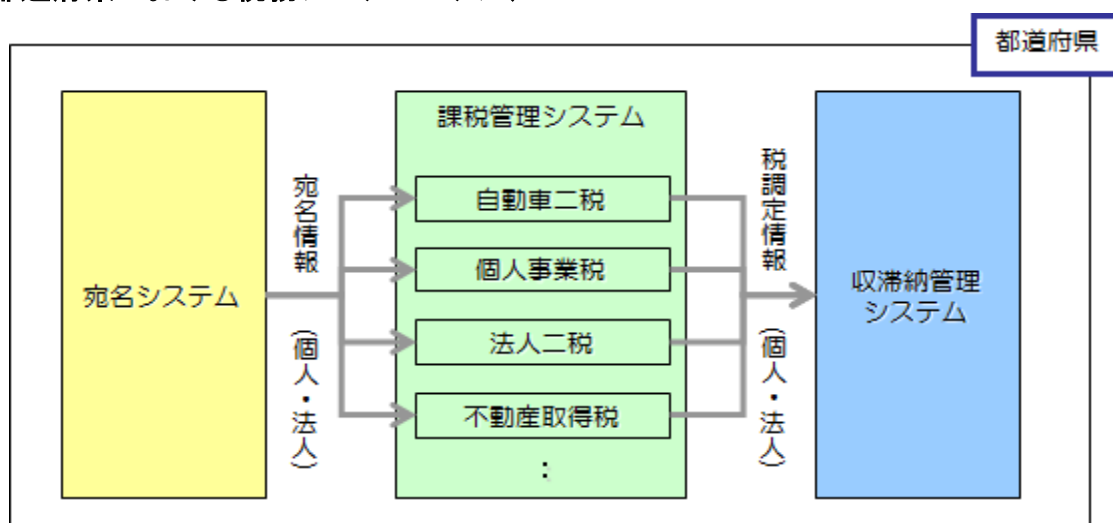
<図 1-4: 市町村における税務システムモデル>

本ガイドライン案で前提とする市町村の地方税システムのモデルは、番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究で実施したアンケート調査結果や「番号制度に係る地方税務システム検討会」の検討等を踏まえ、上図のとおりとする。

すなわち、課税管理システム又は税目別個別システムの納税義務者等の宛名情報が宛名システムで共通的に管理されており、両システムの情報が宛名番号によりひも付けられているものとする。

また、課税管理システム又は税目別個別システムの調定情報は、収納管理システムに連絡され、同システムで共通的に管理されているものとする。

(都道府県における税務システムモデル)



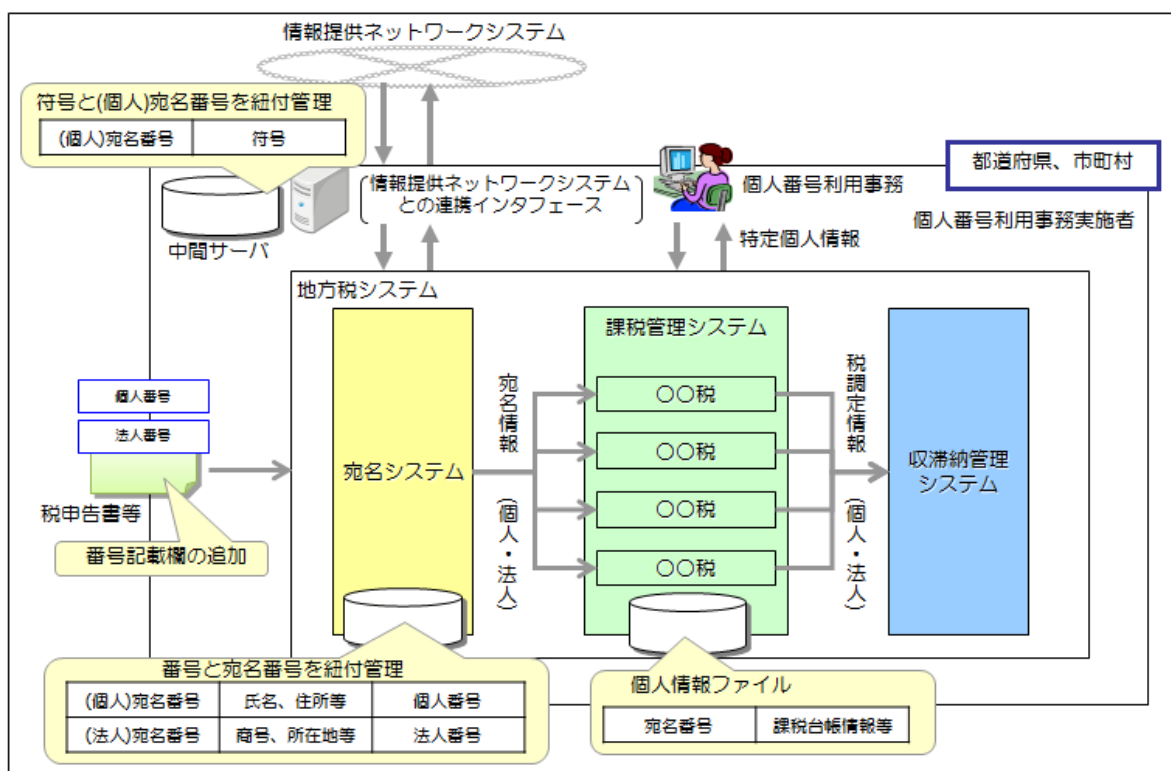
<図 1-5: 都道府県における税務システムモデル>

本ガイドライン案で前提とする都道府県の地方税システムのモデルも、市町村のモデルと同じ趣旨により、図 1-5 のとおりとする。

両モデルの相違である既存住基システムについては、既存住基システムの住民基本情報の変更等は、宛名システムを含む地方税システムに情報連携される例が多いことを踏まえて、本モデルでもそのような住民の基本情報の変更等が発生するごとに、既存住基システムと地方税システムで情報連携がなされ、住民情報が反映されるものとする。

(番号制度導入後の地方税システムのイメージ)

各システムの番号制度対応の説明に入る前に、本ガイドライン案で想定する番号制度導入後の地方税システムのイメージを次に示す。



<図 1-6: 番号制度導入後の地方税システムのイメージ>

税申告書には番号記載欄が追加され、個人は個人番号、法人は法人番号が記載される。

地方団体では、個人番号、法人番号の真正性を確認しつつ、申告書等を取扱い、業務で個人番号、法人番号を利用する。

地方税システムでは、宛名システム等のデータベースに、個人番号、法人番号が、(既存の)宛名番号等にひも付けられ、保有、管理される。この保有、管理については、宛名システムと課税管理システム等のシステム間連携により、宛名システムに個人番号、法人番号の記録を集約できることも考えられ、その場合課税管理システムの個人情報ファイルに個人番号は記録されないことになる。

2 システム改修要件（市町村）

「1 基本要件(番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響)」の概要を踏まえ、本章では、市町村の宛名システム、収滞納管理システム及び主な課税管理システムについての改修要件を示す。

(1) 宛名システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

宛名システムでは、地方税務における納税義務者、特別徴収義務者等、地方税の賦課、徴収等の業務に必要な個人、法人等に対する氏名、商号、事業所名等、住所及び所在地等の宛名情報を管理している。

宛名システムでは、宛名情報と、各税業務の課税情報とを関連付けるために、個人宛名番号、法人宛名番号、共有者宛名番号が用いられている。

番号制度導入により個人、法人に個人番号、法人番号が付与されることになるが、個人番号、法人番号を宛名システムに記録して管理することがシステム改修を局所化すると考えられる。

また、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を行うための符号の取得にあたっては、宛名システムが処理通番と個人番号をひも付ける役割を担うこととなる。

＜表 2-1-1:宛名システムでの管理対象者＞

項番	管理対象者	内容	キー	例	影響
1	住民	住民票に記載されている個人	個人宛名番号	〇〇一郎 〇〇花子 〇〇WAGNER	- 個人宛名番号と個人番号をひも付けして管理を行うことで、個人番号と宛名情報を関連付けし、特定個人情報管理する。 - 個人番号が付番されない海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者や短期滞在の外国人等についての取扱いを検討する必要がある。
2	住登外者	住民票に記載されない個人	個人宛名番号	〇〇次郎 〇〇桃子 〇〇LEWIS	
3	法人等	- 法人 - 支店、事務所又は事業所等 - 事務組合等	法人宛名番号	〇〇株式会社 〇〇株式会社〇〇事業所 〇〇大学 〇〇病院 〇〇協会 〇〇連合会 〇〇機構 〇〇神社	- 法人宛名番号と法人番号をひも付けして管理を行うことで、法人番号と宛名情報を関連付けて特定法人情報を管理する。 - 法人番号が付番されない事業所等についての取扱いを検討する必要がある。

4	共有者	共有者	共有者宛名番号	〇〇一郎 他3名 〇〇一郎、〇〇二郎、〇〇三郎 〇〇株式会社 他1名	個人番号、法人番号の対象外であるため、個人番号、法人番号による影響はないものと想定される。
---	-----	---	---	--	---

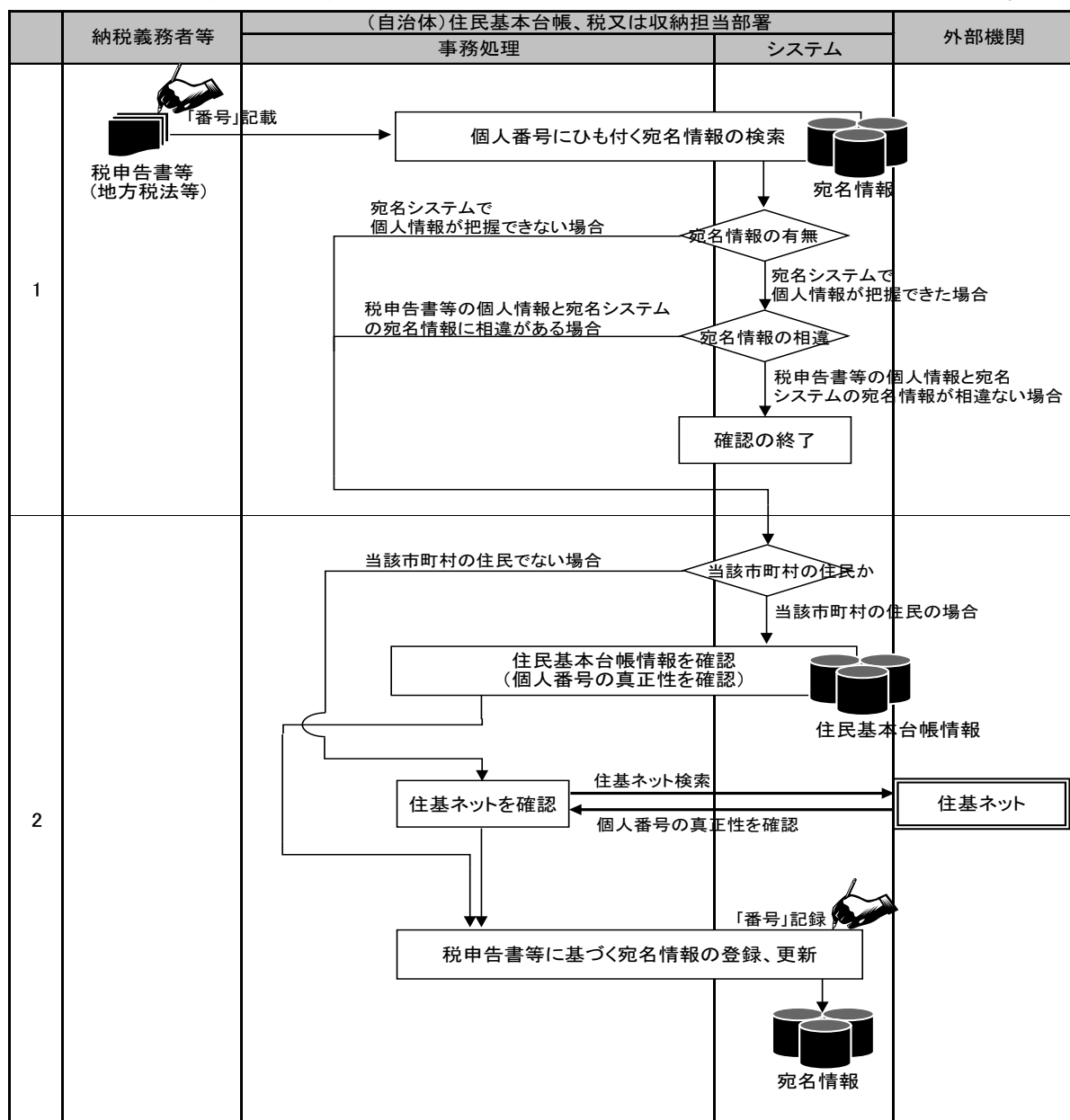
(注) 個人番号、法人番号が付番されない者がいることを踏まえ、既存の名寄せキーは残しつつも、既存の名寄せキーよりも優先して個人番号、法人番号を利用することが想定される。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、宛名システムに与える影響について記載する。

(ア) 個人番号の真正性の確認

番号制度導入後に、個人番号の真正性の確認を行うための想定フローを示す。



<図 2-1-1:個人番号の真正性の確認>

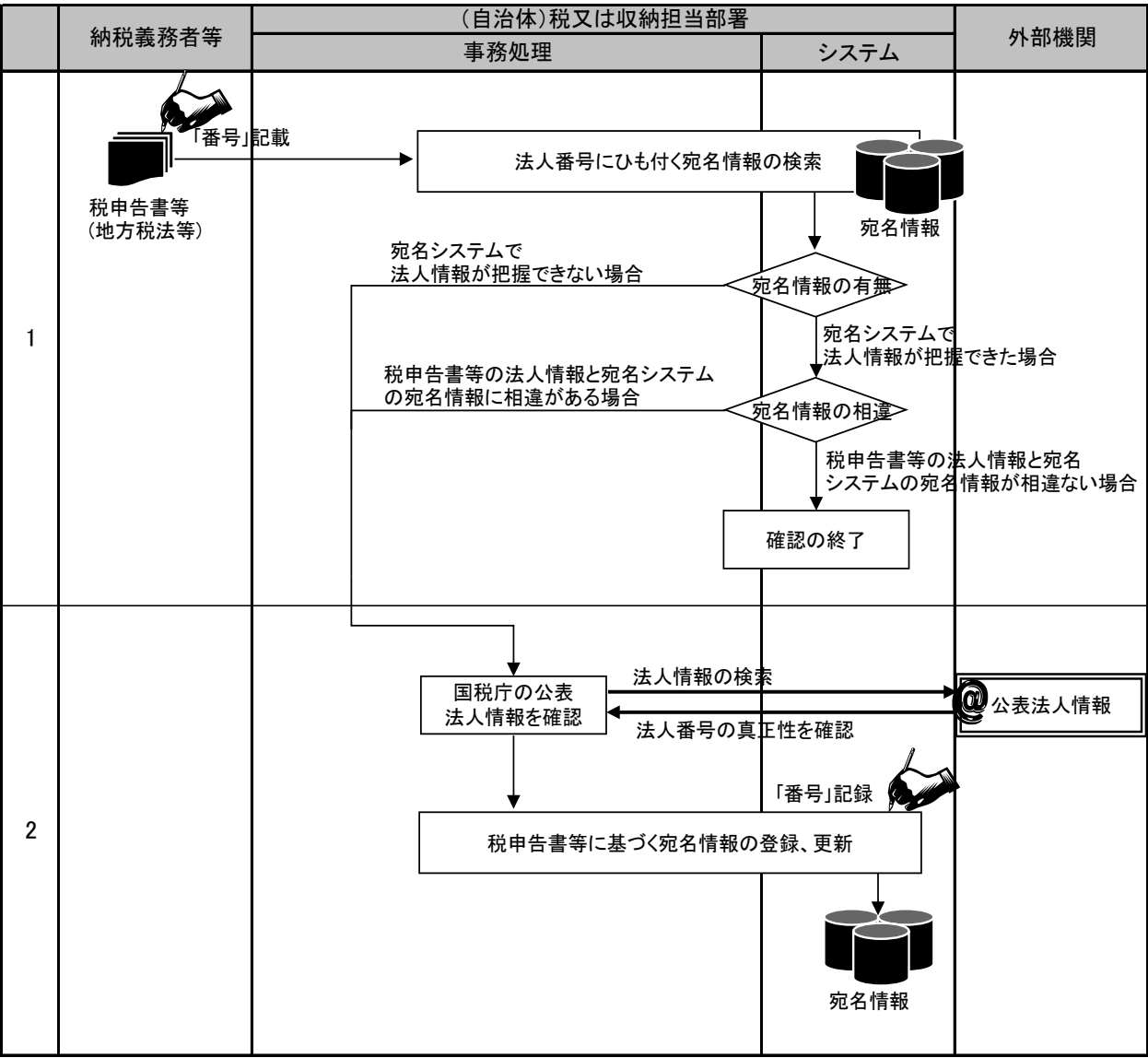
＜表 2-1-2 個人番号の真正性の確認＞

項番	項目	内容	影響
1	宛名システムを用いた個人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な限度で個人番号を利用することができる（第6条）。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し個人番号の提供を求めることができる。 • 個人番号の提供を受ける際、本人確認を行う（第12条）とともに、個人番号の真正性を確保する。	• 納税義務者等個人からの税申告書等に個人番号の記載欄を設ける。 • 税申告書等に記載された基本4情報又は個人番号で宛名システムを検索する。 • 宛名システムにおいて特定個人情報が検索でき、宛名システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、個人番号の真正性が確認できたものとする。 • 宛名システムにおいて特定個人情報が検索できない場合、又は宛名システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番2に記載する手段を用いて個人番号の真正性を確認する。
2	宛名システム以外を用いた個人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネット本人確認情報の提供を求めることができる。	• 税申告書等に記載された基本4情報又は個人番号で、既存住基システムを照会するなどして、個人番号の真正性を確認し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。 • 既存住基システムで照会できない住登外者については、税申告書等に記載された基本4情報又は個人番号で、住基ネットを照会するなどして、申請書等で提供された個人番号の真正性を確認し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。 • また、必要に応じて最新の特定個人情報を宛名システムへの登録を行う。

(注) 住登外者については、税申告書等の処理タイミングによっては、税申告書等に記載された特定個人情報が住所変更等で変更されている場合があり得るが、そのような場合、税申告書等に記載された特定個人情報と宛名システム等の情報で相違が発生するため、特定個人情報の真正性の確認のため住基ネットに対して本人確認情報の提供を求めることになる。

(イ) 法人番号の真正性の確認

番号制度導入後に、法人番号の真正性の確認を行うための想定フローを示す。



< 図 2-1-2:法人番号の真正性の確認 >

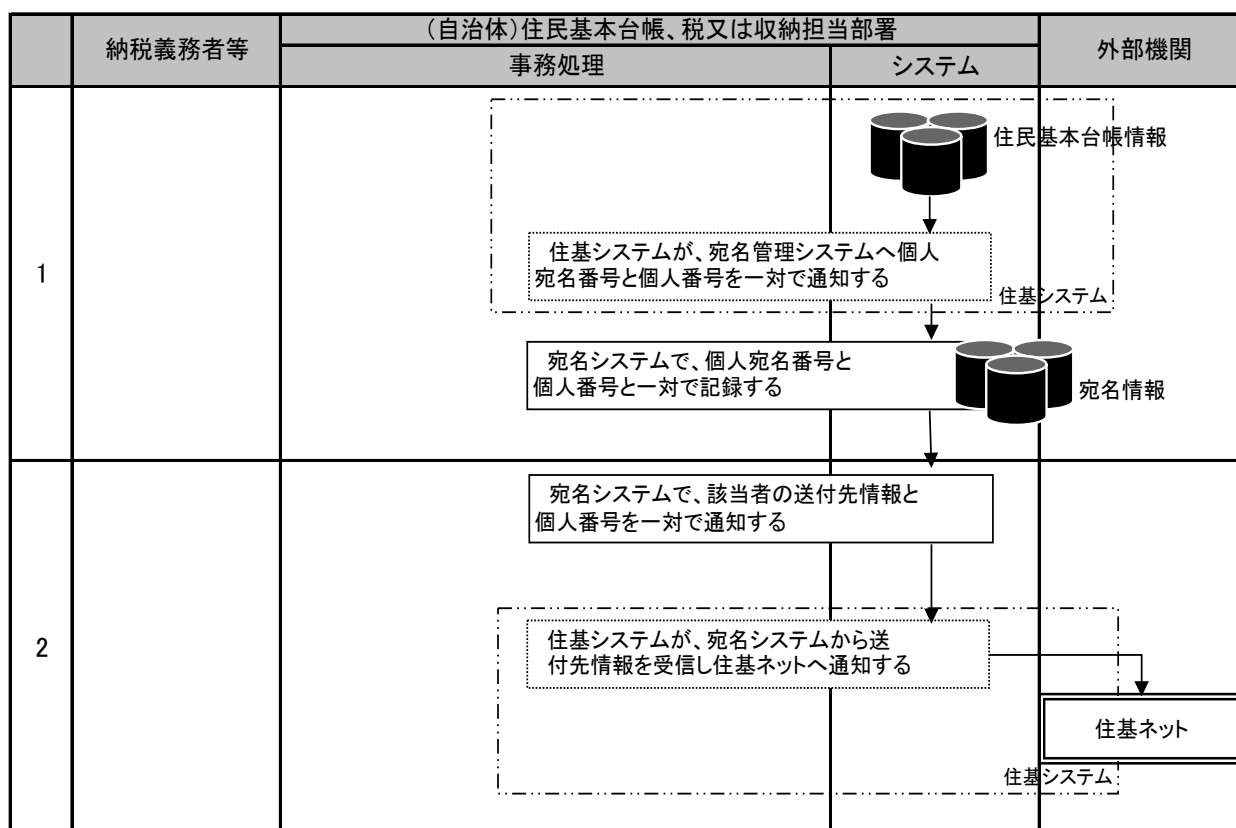
＜表 2-1-3:法人番号の真正性の確認＞

項番	項目	内容	影響
1	宛名システムを用いた法人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収事務に法人番号を利用することができる。 • 所有する特定法人情報について過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない（第55条）。	• 納税義務者等法人からの税申告書等に法人番号の記載欄を設ける。 • 税申告書等に記載された法人番号で宛名システムを検索する。 • 宛名システムにおいて特定法人情報が検索でき、宛名システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、法人番号の真正性が確認できたものとする。 • 宛名システムにおいて特定法人情報が検索できない場合、又は宛名システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番2に記載する手段を用いて法人番号の真正性を確認する。
2	宛名システム以外を用いた法人番号の真正性の確認	• 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（第52条）。 • 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第53条）。	• 税申告書等に記載された法人番号で、国税庁が公表する商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地を検索又は法人番号を照会するなどして、法人番号の真正性を確認し、特定法人情報を必要に応じて宛名システムへの登録を行う。

(注) 国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方団体に提出する法人設立(変更)等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

(ウ) 宛名システムの基本4情報による初期突合と個人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムに、住民に対する個人番号の初期記録を行うための想定フローを示す。



<図 2-1-3:個人番号の初期記録(個人)>

<表 2-1-4:個人番号の初期記録(個人)>

項番	項目	内容	影響
1	地方税システム(宛名システム)の個人番号の初期記録	地方税システム(宛名システム)の個人データに個人番号を記録する(第6条)。	地方税システム(宛名システム)で保有する住民データに、既存住基システムから入手した初期記録用データを一括で更新又は順次システム間連携させることで、個人番号の記録を行う。
2	個人番号通知書を郵送するための宛名情報を通知	個人番号を郵送するために必要な宛名情報を作成し、地方公共団体情報システム機構に通知する。	「住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン」2(1)項番8、12の宛名システムの対応を参照

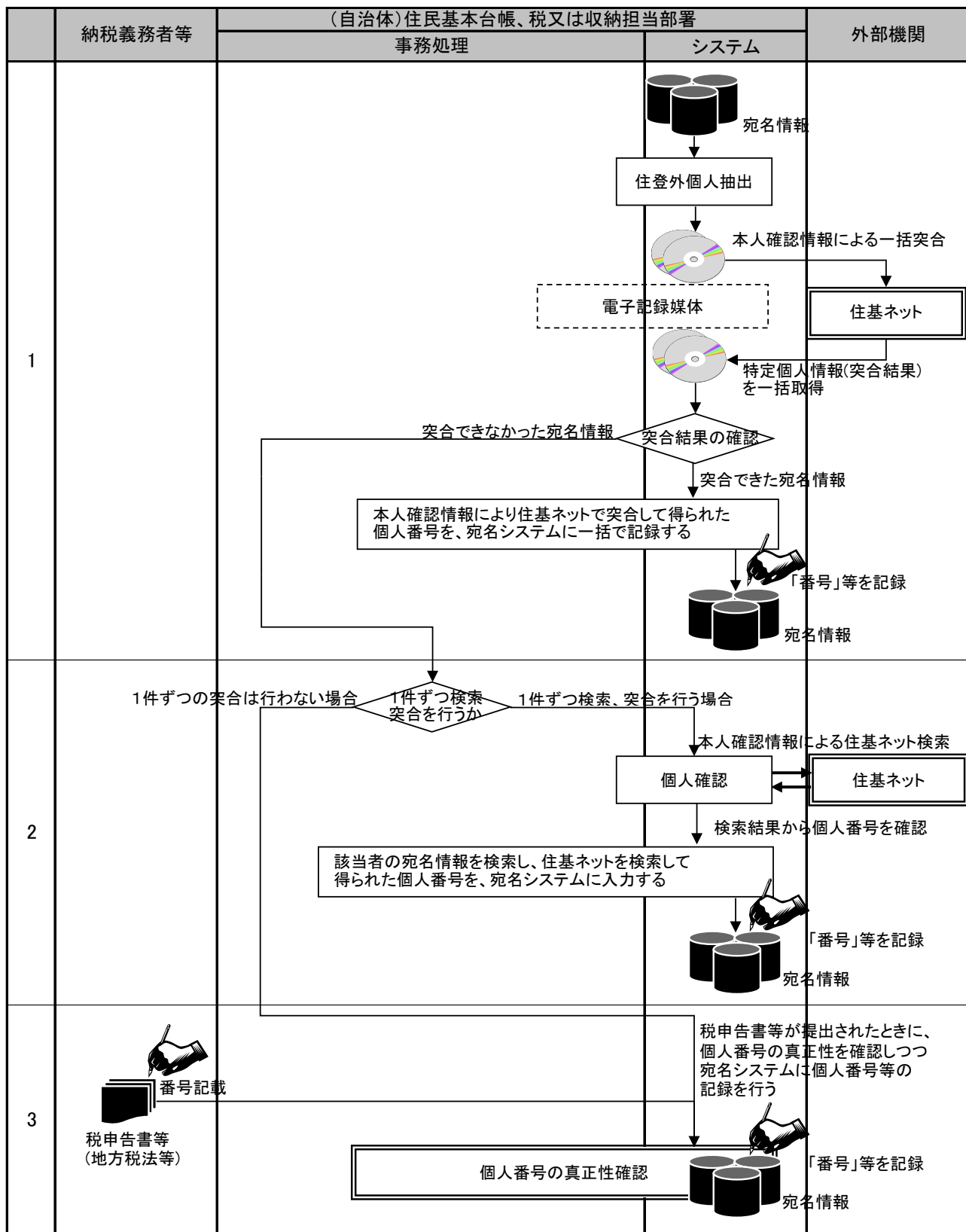
(Ⅰ) 宛名システムにおける住登外者の基本4情報による初期突合と個人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムにおける住登外者の基本4情報による初期突合と個人番号の記録を行うための想定フローを示す。

「1 基本要件(番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響)」で記載したとおり、住登外者については、宛名システムが保有する基本4情報の状態によっては突合しない場合があり、そのひも付けに負担が見込まれることから、費用対効果を検証して対応を検討し、可能な範囲で初期突合を行うといったことも考えられるものである。

ただし、個人住民税の情報を情報提供ネットワークシステムを通じて提供するために税情報と符号とのひも付けが必要となることから、市町村の住登外者であっても、当該市町村が税情報を把握している者については初期突合を行うことが求められる。(タイミングについては、情報連携のための符号を一斉取得する際に、符号の取得と合わせて行うことも考えられる)

住登外者の初期突合をする場合には、住基ネット側から取得した個人番号を含む本人確認情報を、セットアップ・ツール等を用いて一括処理することが考えられる。



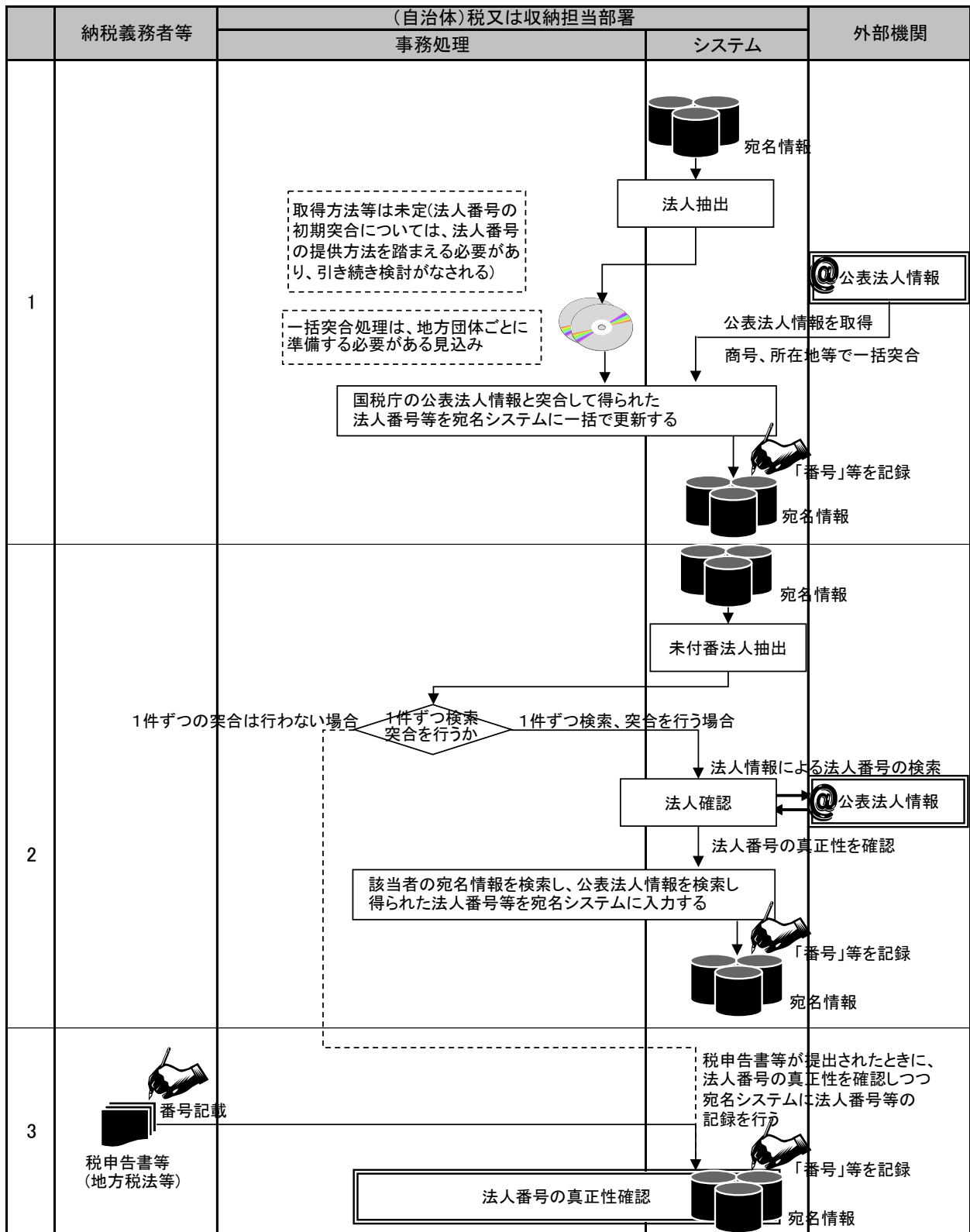
＜図 2-1-4: 基本4情報による初期突合と個人番号の記録(住登外者)＞

＜表 2-1-5:基本4情報による初期突合と個人番号の記録(住登外者)＞

項番	項目	内容	影響
1	住登外者の基本4情報による初期突合と個人番号の記録（一括）	- 宛名システムの住登外者データに個人番号を記録する（第6条）。 - 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	- 住登外者の住基ネットを利用した基本4情報による初期突合と個人番号の記録については「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(1)②-1項番1のとおりであるが、宛名システムへの影響は以下のとおり。 - 宛名システムから突合用に住登外者の個人情報ファイルを作成する。 - 住基ネットに照会し、住基ネットの基本4情報と一括突合せ、個人番号を含む基本4情報の提供を受ける。 - 突合できた個人に対して、個人番号を含む基本4情報を宛名システムに一括記録する。
2	住登外者の基本4情報による初期突合と個人番号の記録（個別）	- 宛名システムの住登外者データに個人番号を記録する（第6条）。 - 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	一括で突合できなかった個人について個別に突合を行う場合は、住登外者の基本4情報で住基ネットを検索し、検索結果から突合できた場合は、個人番号を含む基本4情報を宛名システムに記録する。
3	住登外者の基本4情報による初期突合と個人番号の記録(申告書処理時)		税申告書等に記載された個人番号の真正性を確認し、個人番号を含む基本4情報を宛名システムに記録する。

(オ) 法人の宛名システムの基本情報による初期突合と法人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムの基本情報による初期突合と法人番号の記録を行うための想定フローを示す。



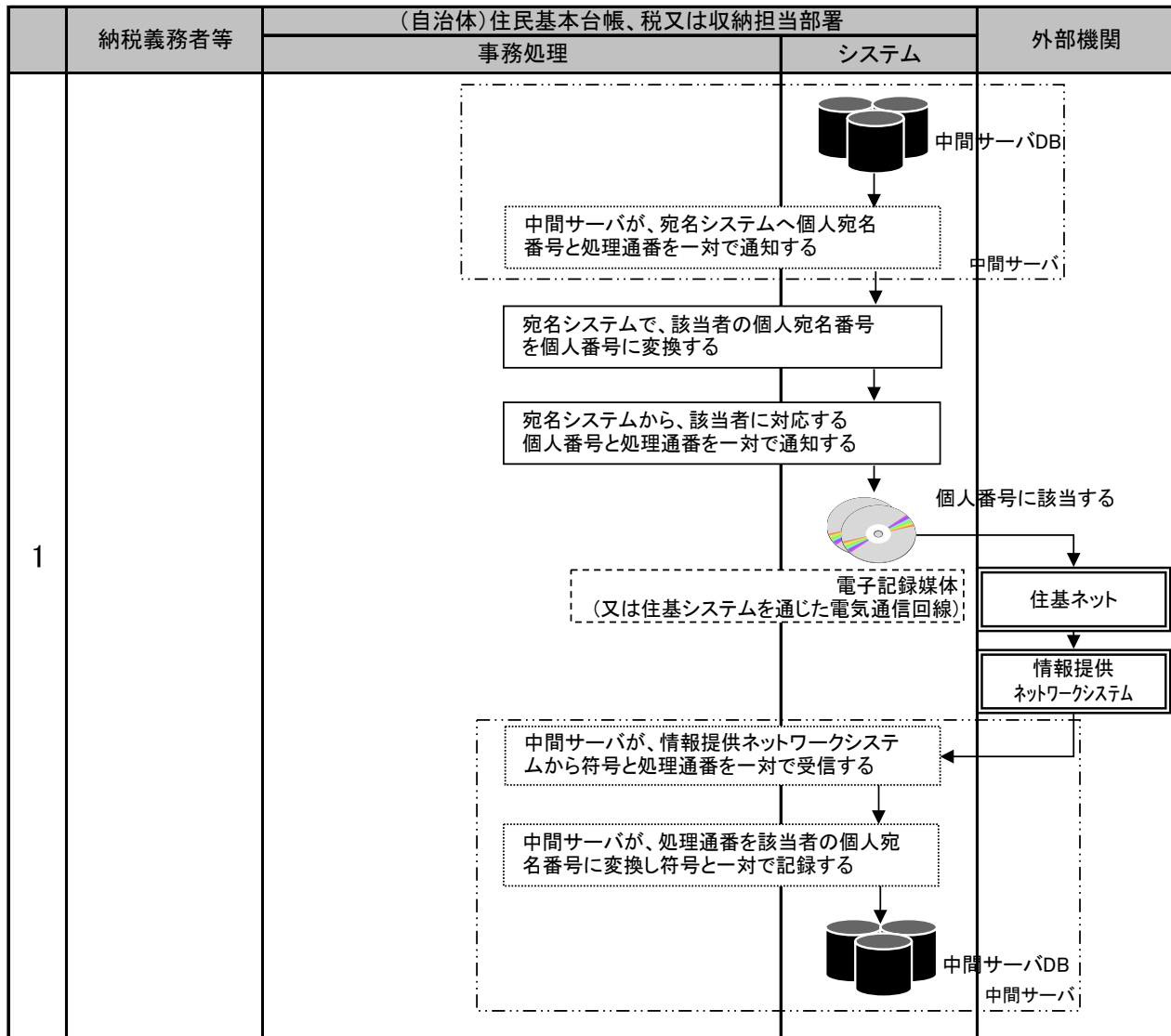
<図 2-1-5: 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録>

＜表 2-1-6:法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録＞

項番	項目	内容	影響
1	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（一括）	- 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 - 保有する特定法人情報について、過去又は現在の実態と合致するよう努めなければならない（第55条）。 - 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第53条）。	- 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、以下のとおり想定。 - 宛名システムから法人の「商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人宛名番号」を抽出し、法人情報の突合用に法人情報ファイルを作成する。 - 国税庁が公表する公表法人情報と一括突合し、法人番号を特定する。 - 一括で突合できた法人に対して、法人番号等を宛名システムに一括記録する。
2	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（個別）	国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（第52条）。	一括で突合できなかった法人について個別に突合を行う場合は、法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地等で国税庁が公表する特定法人情報を検索し、検索結果から当該法人であると特定できた場合は、当該法人の法人番号を宛名システムに入力して記録する。
3	基本情報による初期突合と個人番号の記録（申告書処理時）		税申告書等に記載された法人番号の真正性を確認し、宛名システムに記録する。

(カ) 符号の取得を行う際の宛名システムの対応

情報連携を行うために必要な符号を取得するため、宛名システムで必要となる対応の想定フローを示す。



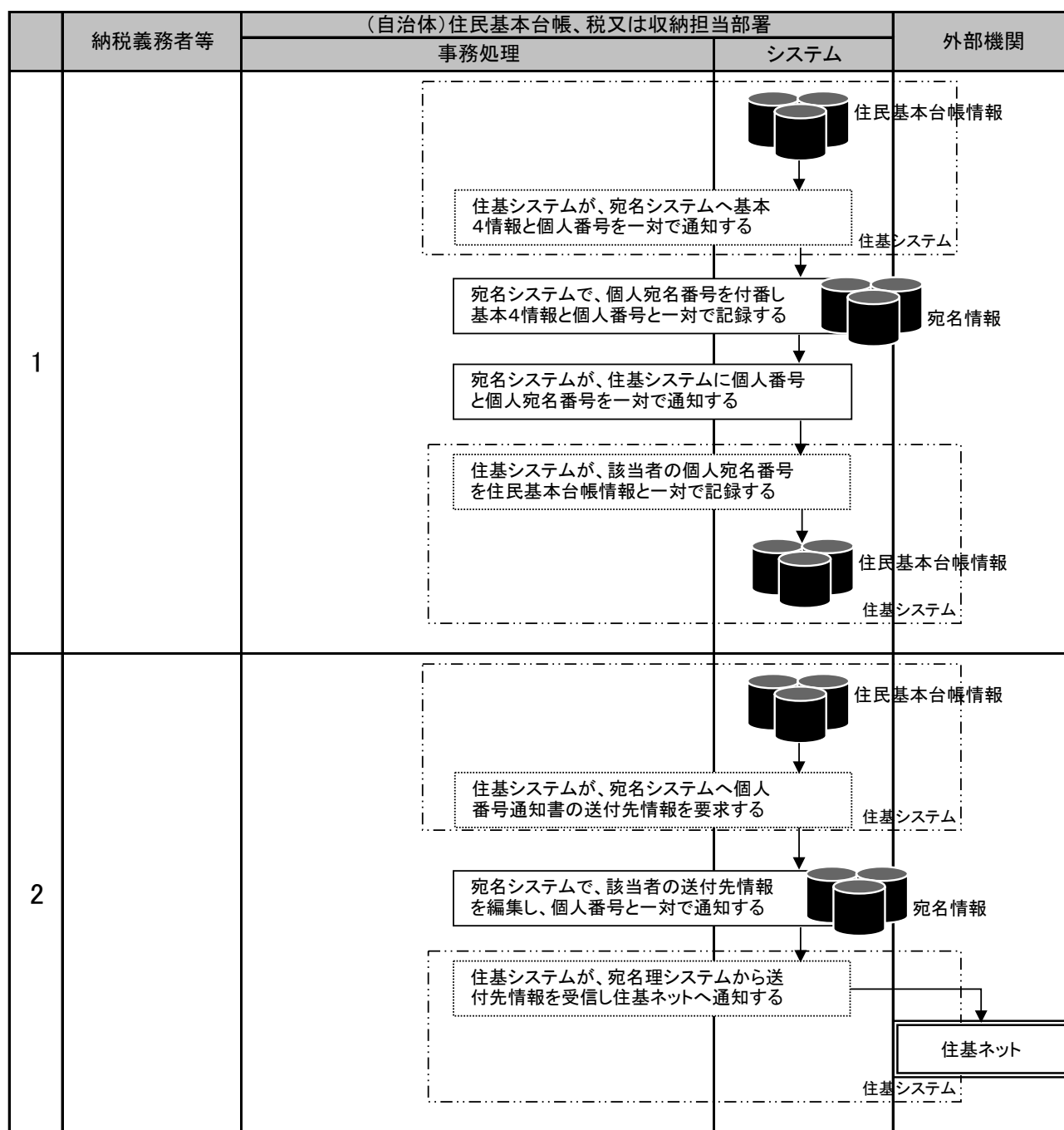
<図 2-1-6:符号の取得を行う際の宛名システムの対応>

<表 2-1-7:符号の取得を行う際の宛名システムの対応>

項番	項目	内容	影響
1	符号の取得	- 符号を取得する者の宛名番号を中間サーバへ通知する。 - 中間サーバから処理通番を受領し、住基ネットを通じて個人番号及び処理通番を地方公共団体情報システム機構へ通知する。	- 符号の取得に係る宛名システムの対応については、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」の以下の関係部分参照 - 2 (1)①-1 (住民の符号一斉取得) 項番 1、2 - 2 (1)①-2-1 (出生) 項番 6 - 2 (1)①-2-2 (海外からの転入等) 項番 10 - 2 (1)①-2-3 (転入) 項番 10 - 2 (1)②-1 (住民以外の者の符号一斉取得) 項番 1～3 - 2 (1)②-2 (住民以外の者) 項番 1、2

(キ) 施行日以降に住民に個人番号の指定を行う際等の宛名システムの対応

施行日以降に、出生、海外からの転入等により新たに個人番号が指定された場合等に宛名システムで必要となる対応の想定フローを示す。



＜図 2-1-7:施行日以降に住民に個人番号の指定を行う際の宛名システムの対応＞

＜表 2-1-8:施行日以降に住民に個人番号の指定を行う際の宛名システムの対応＞

項番	項目	内容	影響
1	地方税システム(宛名システム)の個人番号の初期記録	- 住基台帳システムの要求に応じて宛名番号を通知する。 - 地方税システム（宛名システム）の個人データに個人番号を記録する（第6条）。	「住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン」の以下の関係部分を参照 - 2 (6)①-1-1（出生）項番 5 - 2 (6)①-1-2（海外からの転入）項番 6 - 2 (6)①-2（個人番号の変更）項番 5
2	個人番号通知書を郵送するための宛名情報を通知	個人番号を郵送するために必要な宛名情報を作成し、地方公共団体情報システム機構に通知する。	- 2 (6)③（転入）項番 9 - 2 (6)④（転居）項番 5

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 2-1-7」に示す。

＜表 2-1-7: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる宛名システムの主要機能要件を示す。

＜表 2-1-8: 宛名システムにおける主要機能要件(1/2)＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	個人番号、法人番号の管理、真正性の確保	宛名データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	宛名データベースへ個人番号の追加	個人番号を保有・管理できるようにする。	◎
				個人番号が変更等された場合に、以前の個人番号で通知される税申告書等に対応するため、個人番号を把握できるように考慮する。	◎
				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、個人番号が付番されない個人が残ることも考慮する。	◎
2			宛名データベースへの法人番号の追加	法人番号を保有・管理できるようにする。	◎
				番号制度施行前に解散、清算終了した法人や支店や事業所等、法人番号が付番されない法人があることを考慮する。	◎
3		個人番号、法人番号による検索機能等を追加する。	個人番号での検索機能の追加	個人番号での検索機能を追加する。	◎
				個人番号の保守機能を追加する。	◎
				変更前の個人番号での検索機能を追加する。	◎
4			法人番号の検索機能の追加	法人番号での検索機能を追加する。	◎
				法人番号の保守機能を追加する。	◎
5		個人番号にひも付く個人情報、法人番号にひも付く法人情報の整合等	個人番号にひも付く個人情報の整合	既存住基システムと連携している宛名システムでは、住基情報の変更等が発生するごとに、宛名システム等の情報が更新される仕組みを構築する。 既存住基システムと連携していない宛名システムでは、既存住基システム等から提供された個人番号、基本4情報を一括で記録する仕組みを構築する。 宛名システムから住基ネットに照会する突合用ファイルを作成する機能を追加する。	◎

(注) 個人番号の保有、管理については、「1 基本要件(番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響)」、「1 (3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項」、「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究報告書 3 (7) ヒアリング調査結果のご紹介」を参照。

＜表 2-1-8:宛名システムにおける主要機能要件(2/2)＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
6	個人番号、法人番号の真正性の確保	個人番号にひも付く本人確認情報、法人番号にひも付く法人情報の整合等	個人番号にひも付く個人確認情報の整合（住登外者）	住登外者については、税業務等で申告等があるごとに、個人番号での検索機能と個人番号の保守機能を利用して、申告書等の基本4情報と宛名システムで管理する特定個人情報に相違がないかを確認し、個人番号を含む基本4情報を宛名システムに記録する。	◎
				住登外者の住基ネットを利用した個人番号の一括突合については、突合できた個人に対して、住基ネットから提供された個人番号を含む基本4情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●
7			法人番号にひも付く法人情報の整合	法人については、税業務等で申告等があるごとに、申告書等の基本情報（法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地）と宛名システムで管理する特定法人情報に相違がないかを確認する。	◎
				国税庁ホームページ等に公表される情報を利用した法人番号の一括突合については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、突合できた法人に対して、国税庁ホームページ等に公表される法人番号と商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地等の基本情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●
8	符号の取得、個人番号の通知への対応	符号の取得のために必要となる機能を追加	符号の取得のために必要となる機能を追加	符号を取得する者の宛名番号を中間サーバへ通知する。 中間サーバから処理通番を受領し、個人番号及び処理通番を住基ネットへ通知する。	◎
		個人番号通知のために必要となる機能を追加	個人番号通知のために必要となる機能を追加	個人番号を郵送するために必要な宛名情報を作成し、地方公共団体情報システム機構に通知する。	◎

(2) 個人住民税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

番号制度導入により、市町村に提出される書類に個人番号が記載されることから、個人番号をキーとして、給与支払報告書等と申告書との名寄せがより正確かつ効率的に行えることが期待される。

また、納税義務者本人以外に、控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者を特定するにあたり、個人番号を利用することが想定される。

また、これまで照会文書で取り交わしていた情報授受を、番号制度導入後は情報提供ネットワークシステムを介して他団体との情報連携により行うなどで、業務が効率化することが想定される。

＜表 2-2-1:個人住民税の納税義務者及び特別徴収義務者＞

項番	納税義務者等	影響
1	市町村に住所を有する個人	- 確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に個人番号が記載され、複数資料存在する時に、名寄せ判断の一部として利用する。 - 個人番号が申告書あるいは報告書単位に異なる可能性を考慮し、申告時の個人番号を保有しておく。 - 確定申告書等に控除対象配偶者、扶養親族、青色事業専従者の個人番号が記載され、その特定に利用する。 - 給与所得者が給与支払者を經由して扶養親族の申告を行う際に個人番号が記載され、その特定に利用する。 - 納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 - 給与支払報告書提出後において、給与所得者が退職、転勤等により異動した場合に提出される異動届出書に個人番号が記載され、異動者の特定に利用する。
2	事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者	- 個人住民税の申告書に個人番号が記載され、住所を有する市町村に対して申告者が非課税となるものでないか確認する際に利用する。 - 非課税となるか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。
3	特別徴収義務者	- 給与支払報告書等の提出に際し、給与支払者等の個人番号又は法人番号が記載され、給与支払者等の特定に利用する。 - 特別徴収義務者として提出する書類に個人番号又は法人番号が記載され、特別徴収義務者の特定に利用する。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

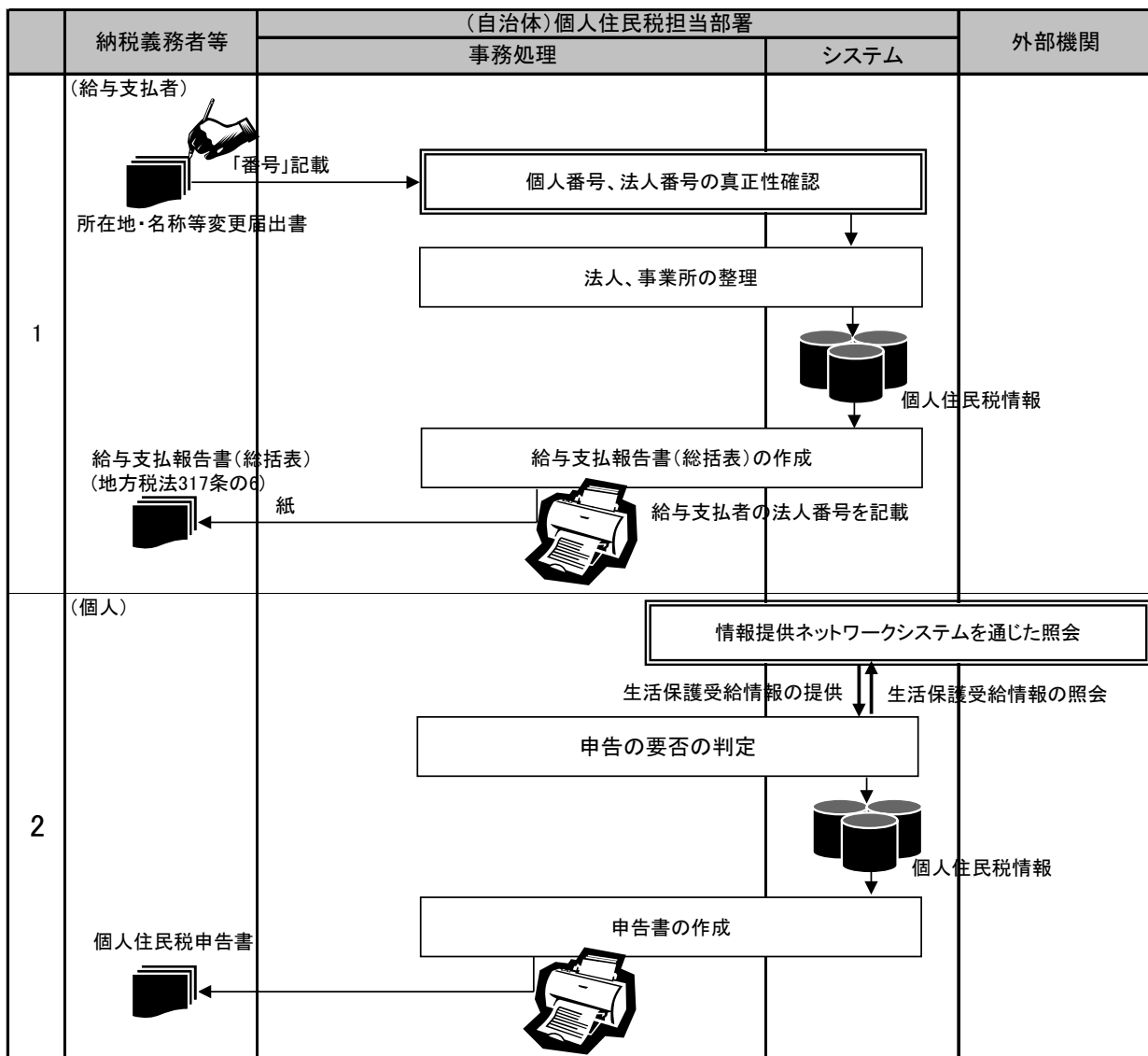
本項では、個人住民税の事務に与える影響について記載する。

番号制度導入により、給与支払報告や申告書等の書類に個人番号、法人番号が記載されることや、地方団体に提出する書類へ番号が記載されるようになるが、地方団体においてはそれらの処理業務等で個人番号、法人番号を利用することになる。

例えば、個人住民税では納税義務者、扶養親族、控除対象配偶者、青色事業専従者等を特定する場面において個人番号を利用することができる。また、特別徴収義務者の特定において個人番号、法人番号を利用することができる。

(ア) 番号制度導入後の個人住民税の課税準備の流れ

市町村の個人住民税の申告書提出対象者及び特別徴収義務者を前年実績から抽出し、個人住民税の申告書及び給与支払報告書の提出を依頼する業務についての業務フローを示す。



<図 2-2-1:課税準備>

＜表 2-2-2:課税準備＞

項番	項目	内容	影響
1	給与支払報告書の提出依頼	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	- 給与支払者の所在地等変更届出書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 - 特別徴収義務者の所在地等変更届出書の個人番号、法人番号の真正性を確認する。 - 給与支払報告書（総括表）に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。
2	個人住民税の申告書提出依頼	地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（第17条）。	- 個人住民税の申告書に個人番号の記載欄を設ける。 - 生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 - 生活保護受給情報を利用して、申告の要否の判定を行う。 - 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(2)①項番3、4のフローを参照

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

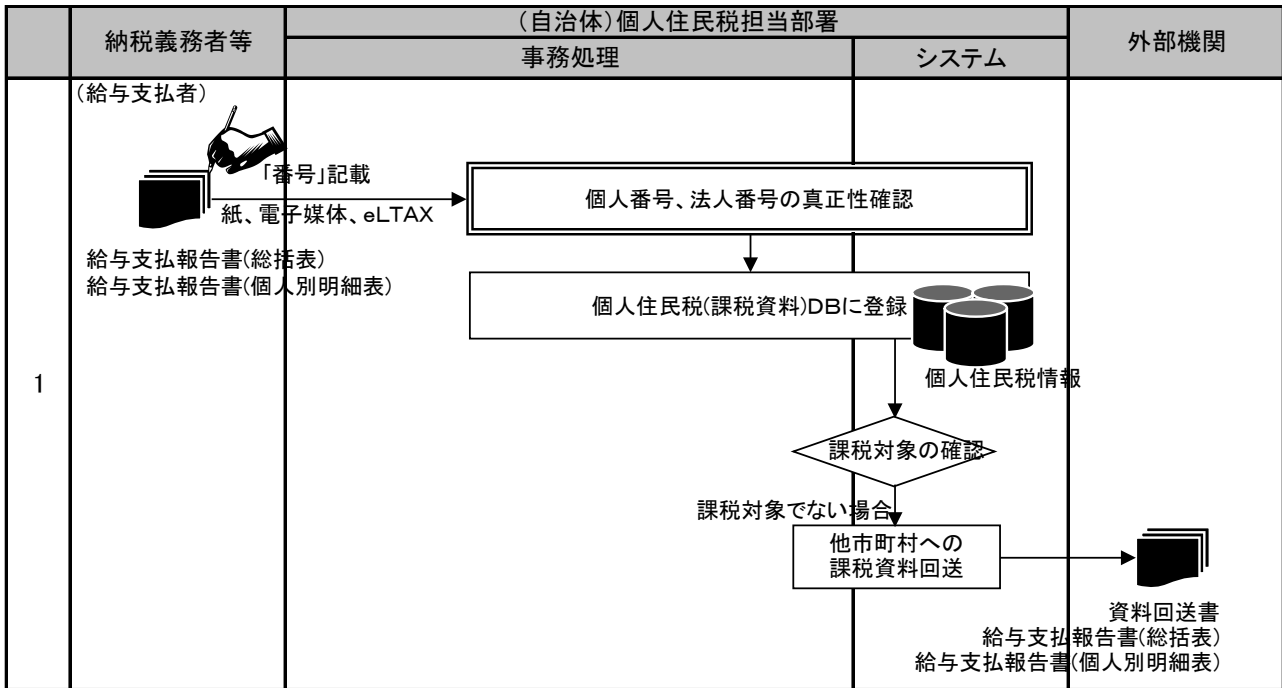
(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注 3) 既に給与支払報告書(総括表)等に、市町村独自で付番している特別徴収義務者指定番号や宛名番号を利用している場合は、個人番号、法人番号と併用で運用することも想定される。

(注 4) 個人住民税の申告書に個人番号の記載欄を設けるが、個人番号変更の可能性および個人情報保護の観点から、個人番号をあらかじめ記載しないこととすることが適当と考えられる。

(イ) 番号制度導入後の給与支払報告書の受付事務の流れ

給与支払者からの給与支払報告書を受付し、課税資料として登録する業務についての業務フローを示す。



<図 2-2-2: 給与支払報告書の受付>

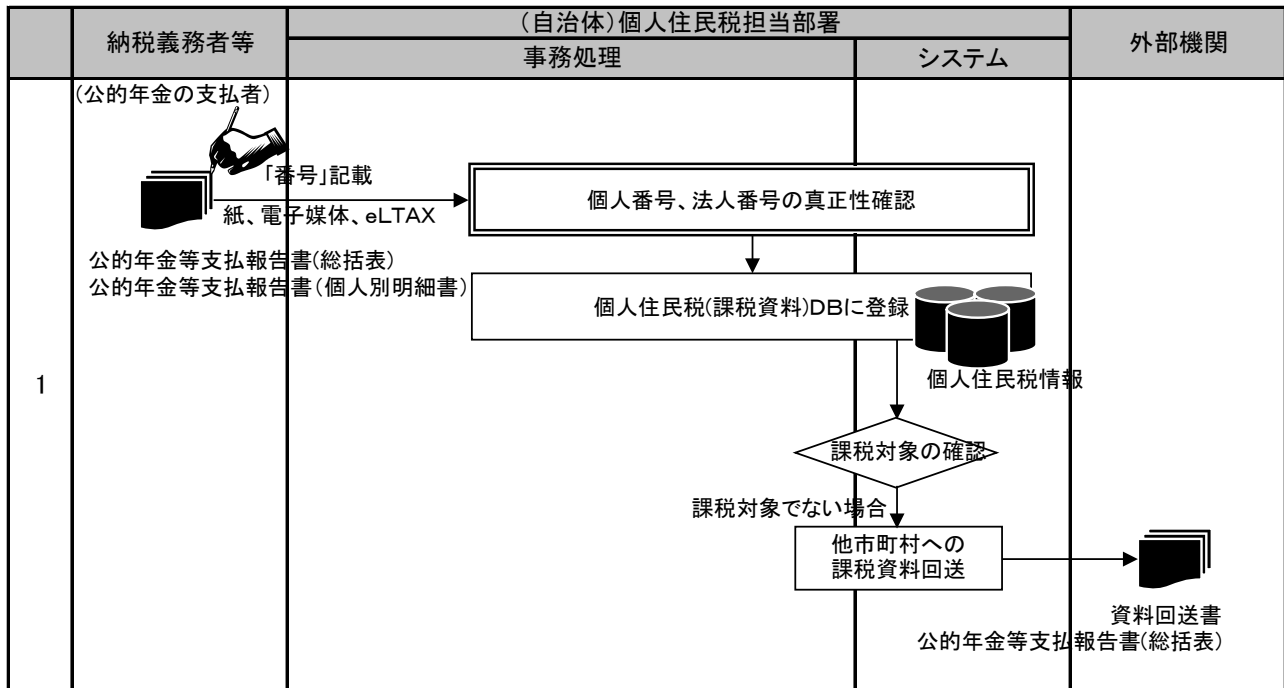
<表 2-2-3: 給与支払報告書の受付>

項番	項目	内容	影響
1	給与支払報告書の受付登録	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	- 給与支払報告書に記載された給与支払者及び給与の支払いを受ける者の個人番号、法人番号の真正性を確認する。 - 給与支払報告書に記載された扶養親族等の個人番号の真正性を確認する。 - 個人特定を個人番号等により行う。 - 課税資料の管理項目として個人番号、法人番号を登録し、個人番号、法人番号から課税資料を検索できるようにする。

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
 (注 2) 現行で給与支払報告書の扶養親族の情報については摘要欄に自由形式で任意記載されている場合があるが、番号制度導入後は扶養親族等の記載欄を設けるよう様式を改正することを検討。

(ウ) 番号制度導入後の公的年金等支払報告書の受付事務の流れ

公的年金等支払者からの公的年金等支払報告書を受付し、課税資料として登録する業務についての業務フローを示す。



<図 2-2-3:公的年金等支払報告書の受付>

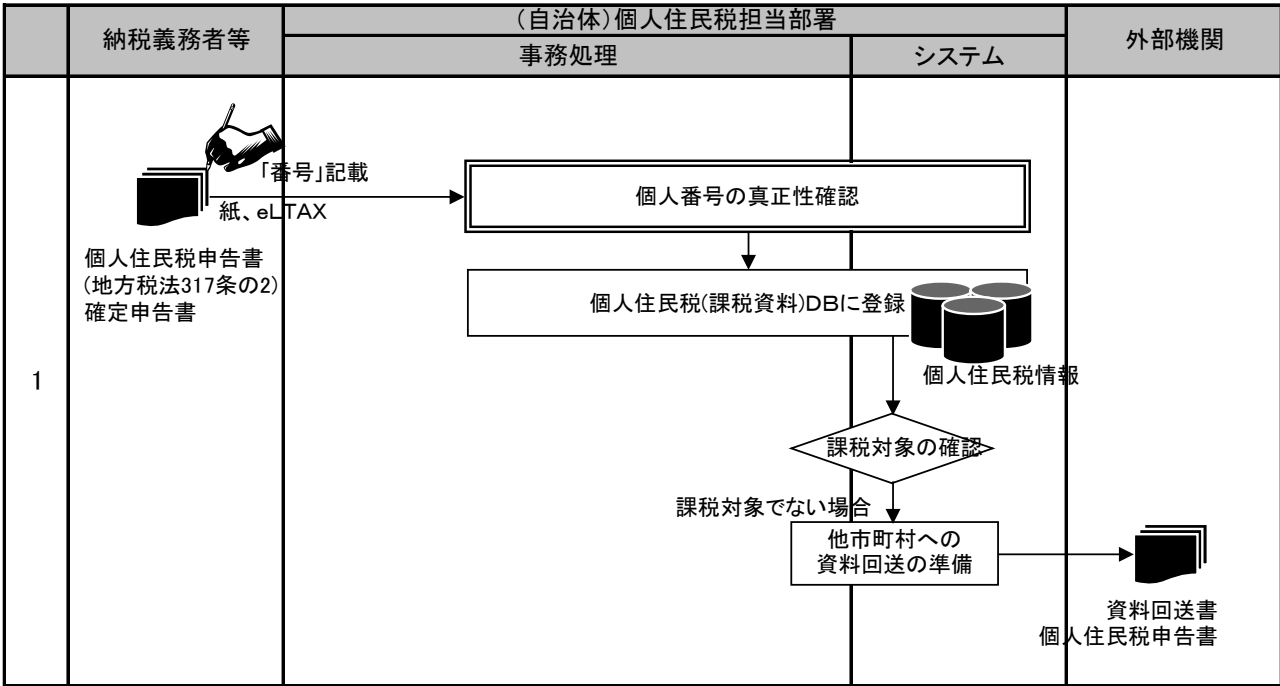
<表 2-2-4:公的年金等支払報告書の受付>

項番	項目	内容	影響
1	公的年金等支払報告書の受付登録	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	- 公的年金支払報告書に記載された支払者及び支払いを受ける者の個人番号、法人番号の真正性を確認する。 - 個人特定を個人番号等により行う。 - 課税資料の管理項目として個人番号、法人番号を記録し、個人番号、法人番号により課税資料を検索する。

(注) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(Ⅰ) 番号制度導入後の申告書の受付事務の流れ

納税義務者からの個人住民税の申告書及び確定申告書を受付し、課税資料として登録する業務についての業務フローを示す。



<図 2-2-4: 申告書の受付>

<表 2-2-5: 申告書の受付>

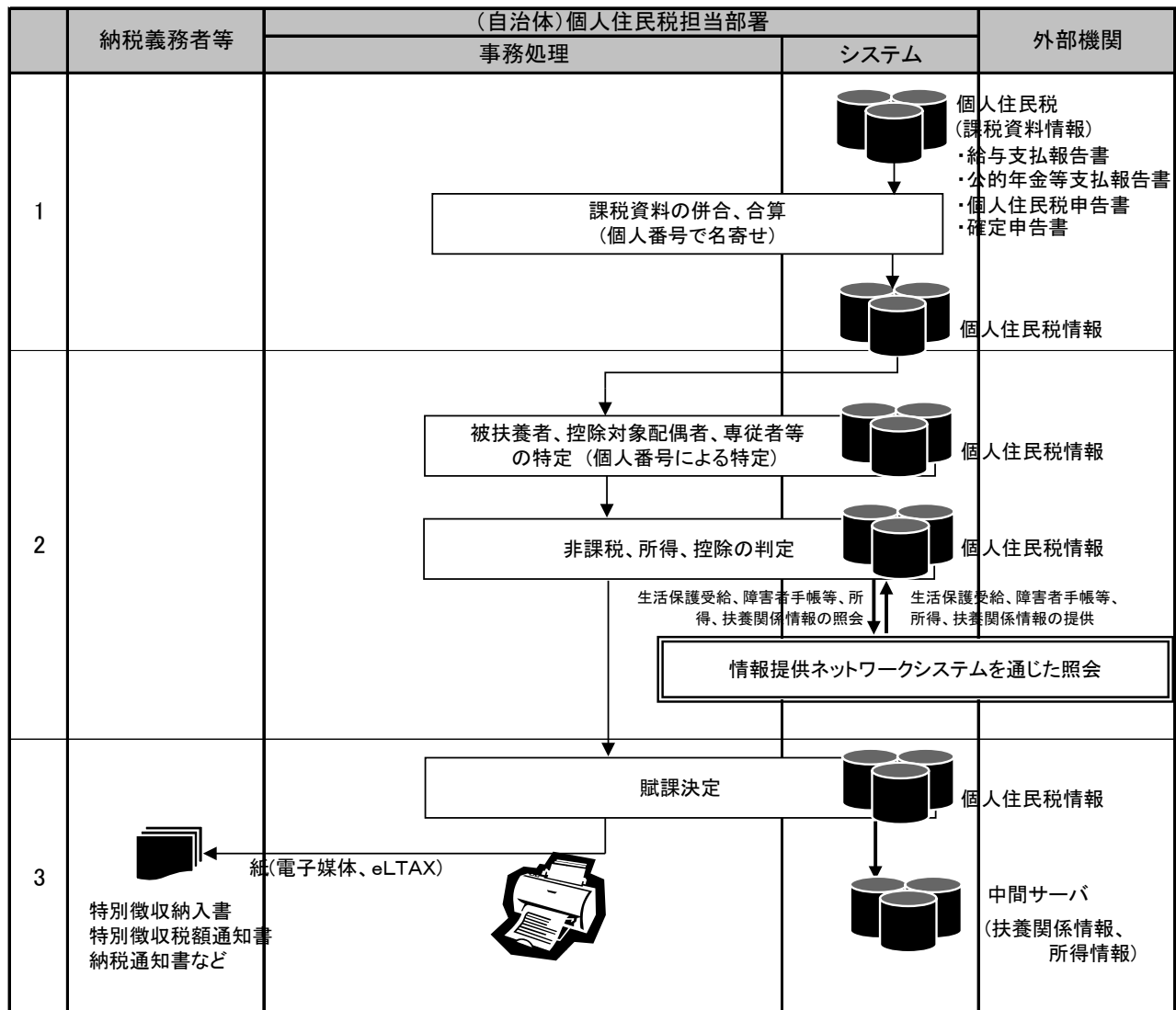
項番	項目	内容	影響
1	申告書の受付登録	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民に個人番号、法人番号の提出を求める。	- 個人住民税申告書に記載された本人、控除対象配偶者、扶養親族の個人番号の真正性を確認する。 - 個人特定を個人番号等により行う。 - 課税資料の管理項目として個人番号、法人番号を記録し、個人番号、法人番号により課税資料を検索できるようにする。

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 確定申告書に記載された個人番号の真正性の確認の要否については今後検討。

(オ) 番号制度導入後の賦課決定事務の流れ

給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税の申告書、確定申告書等、さまざまな課税資料を名寄せし、賦課を決定する業務についての業務フローを示す。



<図 2-2-5:賦課決定>

＜表 2-2-6:賦課決定＞

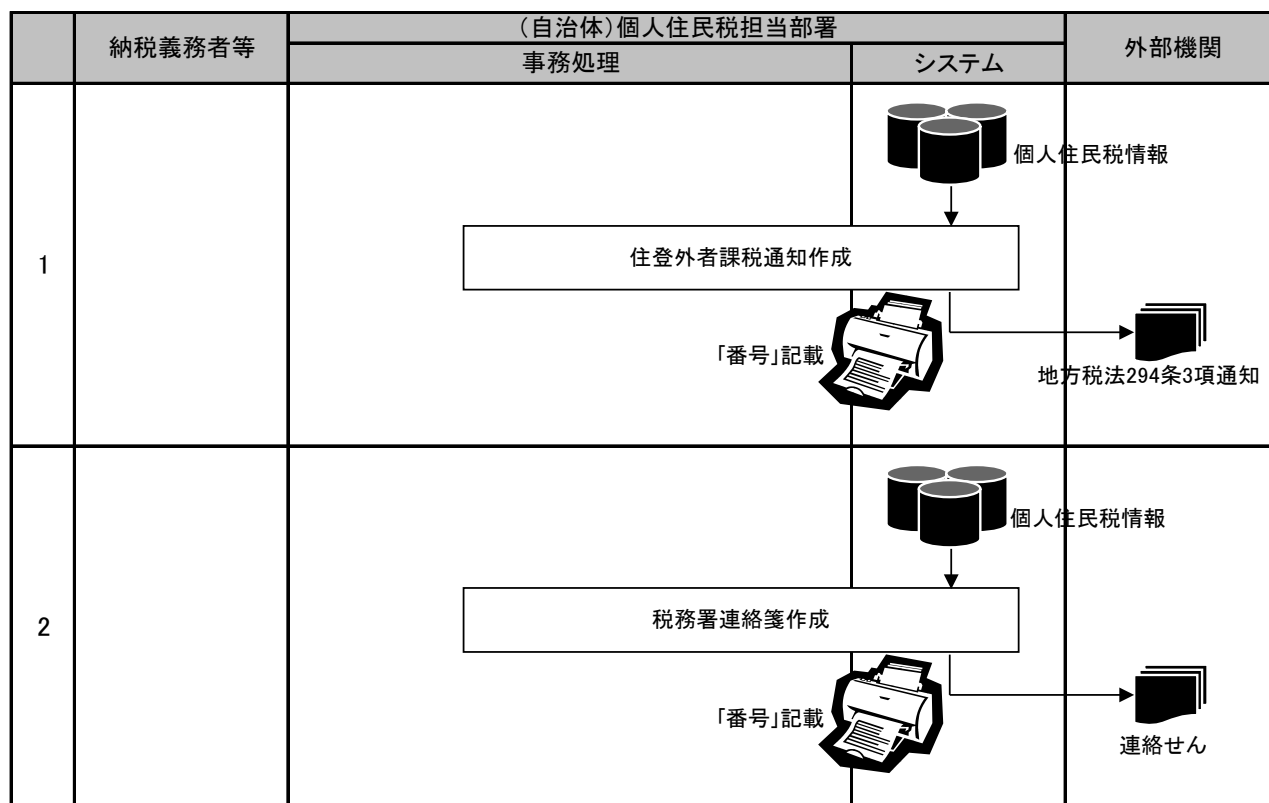
項番	項目	内容	影響
1	課税資料の併合、合算	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。 - 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（第6条）。	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、個人住民税申告書、確定申告書等、さまざまな課税資料を個人番号等で名寄せする。
2	非課税、所得、控除の判定	- 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（第6条）。 - 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（第17条）。	- 住登外者の納税義務者について、生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 - 情報提供ネットワークシステムから提供された情報を利用して、非課税判定等を行う。 - 相手先の課税状況等により情報提供ネットワークシステムから情報を取得できない場合、個別問い合わせ又は事後調査を行い、必要があれば賦課更正を行う。 - 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(2)①項番3、4のフローを参照 - 符号を取得していない場合には、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(1)②-2 項番2のフローにより、符号を取得することが必要。
3	賦課決定	地方団体は、情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供を求められた場合は、当該特定個人情報を提供しなければならない（第20条）。	- 特別徴収税額通知に給与所得者又は年金所得者の個人番号を記載する。 - 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバに記録する。 - 住民以外の者の所得情報等を中間サーバに記録するためには、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(1)②-2 のフローにより、あらかじめ符号を取得しておくことが必要。

(注 1) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注 2) 納税義務者宛ての納税通知書には、個人情報保護の観点から個人番号は記載しないこととすることが適当と考えられる。

(カ) 番号制度導入後の他団体への連絡事務の流れ

住登外者に課税する際に、地方税法第294条第3項に基づき住民基本台帳に記録されている住所地の市町村へ課税について連絡を行う場合の通知(294-3通知)及び市町村による所得の計算に係る税務署への通知に係る業務フローを示す。



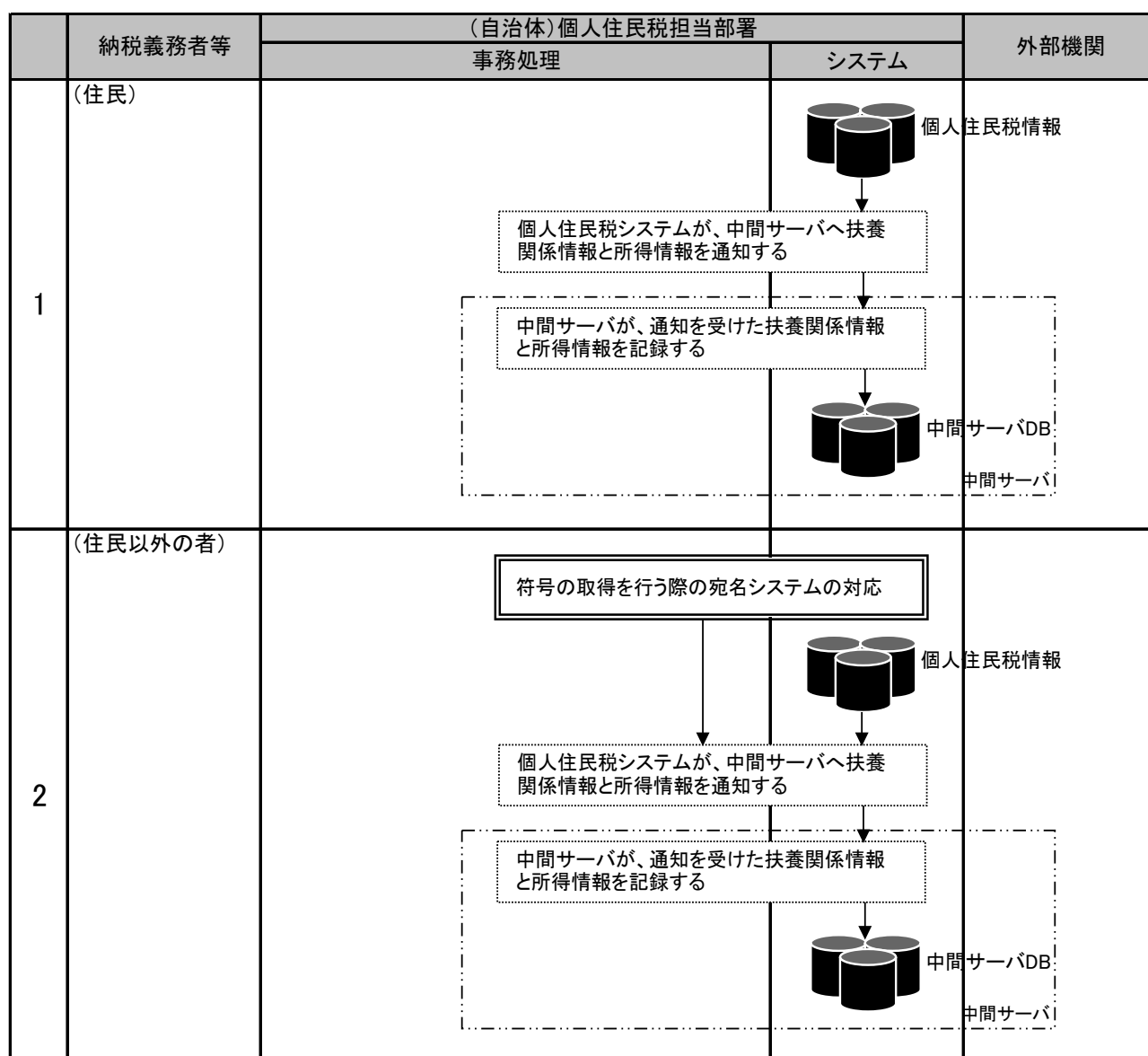
<図 2-2-6:他団体への連絡>

<表 2-2-7:他団体への連絡>

項番	項目	内容	影響
1	294-3通知(住登外課税通知)の送付	地方税に関する特定個人情報を提供する場合等において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときの特定個人情報の提供(第17条8号)	住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。
2	税務署連絡せんの送付	地方税に関する特定個人情報を提供する場合等において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているときの特定個人情報の提供(第17条8号)	市町村による所得の計算に係る税務署への通知に個人番号を記載する。

(キ) 符号一斉取得時の所得情報等の中間サーバへの記録

符号一斉取得時に所得情報等を中間サーバに記録するための業務フローを示す。
 符号一斉取得時(平成27年度を想定)には、当該年度課税分の所得情報等を中間サーバに記録することとする。この場合、平成27年1月時点で住民であったが符号一斉取得時には住民でない者やそもそも住登外者に課税している場合については、保有している4情報を利用してあらかじめ符号を取得しておく必要がある。



<図 2-2-7:符号一斉取得時の所得情報等の中間サーバへの記録>

＜表 2-2-8:符号一斉取得時の所得情報等の中間サーバへの記録＞

項番	項目	内容	影響
1	個人住民税に関する情報の記録（住民）	符号一斉取得時において個人住民税システムのデータベースに保存されている、符号取得日において住民である符号取得年度に課税した者の所得情報等を中間サーバに記録する。	● 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバに記録する。
2	個人住民税に関する情報の記録（住民以外の者）	符号一斉取得時において個人住民税システムのデータベースに保存されている、符号取得日において住民でない符号取得年度に課税した者の所得情報等を中間サーバに記録する	● 情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバに記録する。 ● 住民以外の者の所得情報等を中間サーバに記録するためには、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2 (1)②-1 項番 1～3 のフローにより、あらかじめ符号を取得しておくことが必要。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 2-2-8」に示す。

＜表 2-2-8: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる個人住民税システムの主要機能要件を示す。

＜表 2-2-9: 個人住民税における主要機能要件(1/2)＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	個人住民税データベースへの個人番号、法人番号の追加	課税根拠となる資料をデータベースで管理している場合は、資料データベースに、特別徴収義務者、納税義務者、扶養親族、専従者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
				宛名システムを参照していない個人住民税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、特別徴収義務者、納税義務者、扶養親族、専従者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				変更又は失効した個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
3	表示機能	個人住民税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	特別徴収義務者、納税義務者、扶養親族、専従者等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
				宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に、変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
4		個人住民税の賦課及び徴収のために用いる帳票及びデータに個人番号、法人番号を追加する。	特別徴収税額通知への個人番号、法人番号追加	特別徴収義務者に税額通知を行う際に、納税義務者の個人番号を記載する。	◎
6		個人住民税の他団体への連絡に用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	294条3項通知、税務署連絡せん等への個人番号、法人番号の追加	納税義務者の個人番号を294条3項通知、税務署連絡せん等の帳票に追加する。	●
7	個人特定機能	個人番号、法人番号による個人特定機能を追加する。	個人特定条件に個人番号、法人番号を追加	課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等）に記載された個人番号、法人番号を、個人特定条件に追加する。	◎

<表 2-2-9:個人住民税における主要機能要件(2/2)>

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
8	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●
9		障害者手帳等情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●
10		所得情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により所得情報を取得する仕組みを追加する。	●
11		扶養関係情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により扶養関係情報を取得する仕組みを追加する。	●
12	情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供	所得情報を提供する。	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、所得情報を提供する仕組みを追加する。	◎
13		扶養関係情報を提供する。	情報提供	情報提供ネットワークシステムを通じた照会に対し、扶養関係情報を提供する仕組みを追加する。	◎

(注) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(3) 法人市町村民税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

法人市町村民税は、法人税額を基礎に課する法人税割と、資本金等の額及び従業員数を基礎に課す均等割がある。

法人市町村民税は、申告納付方式を採用しているため、番号制度導入によって届出書や申告書に個人番号、法人番号が記載され、市町村では申告書等の処理作業で個人番号、法人番号を利用し管理することが想定される。

法人市町村民税の納税義務者は、市町村内に事務所若しくは事業所又は寮等を有する法人(地方税法第294条)とされているため、これら法人に個人番号、法人番号の提供を求め、徴収等の事務に個人番号、法人番号を利用することが想定される。

＜表 2-3-1:法人市町村民税の納税義務者＞

項番	納税義務者	影響
1	市町村内に事務所又は事業所を有する法人	- 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。 - 法人が提出する法人設立（変更）等の申告書（届出書）（地方税法317条の2 7項）に法人番号の記載欄を設ける。 - 法人設立（変更）等の申告書（届出書）が提出された場合は、法人番号の真正性の確認を行う。
2	市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの	- 法人の合併、商号変更等により法人等に異動が生じた場合には、法人番号により当該の公表法人情報を検索する等して異動内容を確認し、地方税システムに反映させることが想定される。 - 商業・法人登記から法人番号が法人に通知されるまでのタイムラグによって、申告書等への法人番号の記載の業務フローが異なることが想定される。
3	法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの	- 法人課税信託の届出等に個人番号の記載欄を設ける。 - 法人課税信託の受託者から届出等が提出された場合には、法人課税信託の受託者の個人番号について、真正性の確認を行う。 - 法人課税信託の受託者の個人番号が記載されなかった場合は、届出等に記載された基本4情報で、宛名システム又は住基ネットに照会するなどして確認し、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

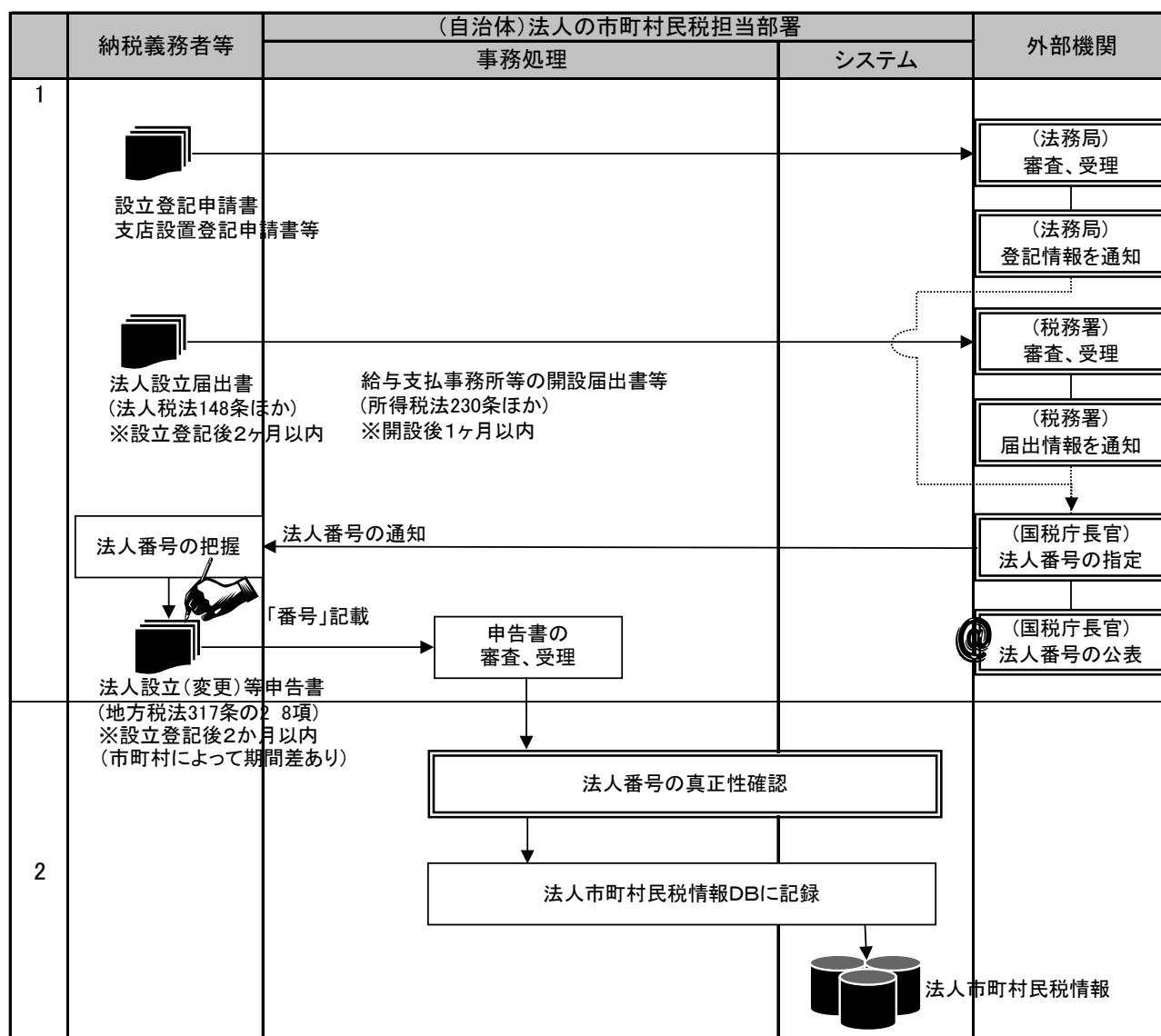
イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、法人市町村民税の事務に与える影響について記載する。

番号制度の導入により、申告書に法人番号が記載されるため、法人市町村民税では法人、事業所の特定と納税義務者の特定の場面において法人番号を利用することが想定できる。

(ア) 番号制度導入後の法人市町村民税情報の整備の流れ

法人からの設立等の申告書から、法人市町村民税情報を整備する業務についての業務フローを示す。



<図 2-3-1:法人市町村民税情報の登録>

＜表 2-3-2:法人市町村民税情報の登録＞

項番	項目	内容	影響
1	法人設立（変更）等の申告（届出）	● 国税庁長官は法人番号を指定し、これを当該法人に通知する（第52条）。 ● 国税庁長官は法務大臣及び官公署に対して、法人番号の指定等を行うために必要な情報の提供を求める（第54条）。	● 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。法人番号がどのようなタイミングで付番されるのか、現段階では不明である。
		● 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。	● 法人設立（変更）等の申告書（届出書）の法人名称欄等に法人番号の記載欄を設ける。 ● 現在の法人宛名番号に法人番号をひも付けして管理する。
2	法人市町村民税の課税資料作成	● 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第53条）。 ● 法人市町村民税の課税情報に法人の法人番号等を登録させる。	● 申告書等に記載された法人番号の真正性の確認を行う。 ● 法人市町村民税課税情報に、法人番号を登録する。 ● 法人番号による問合せがあった場合には、法人及び事業所等の法人番号から法人市町村民税の課税情報を検索する。
			● 法人課税信託の受託者となった個人について、個人番号の真正性の確認を行う。 ● 法人課税信託の受託者となったものの個人番号から法人市町村民税の課税情報を利用（検索等）できるようにする。

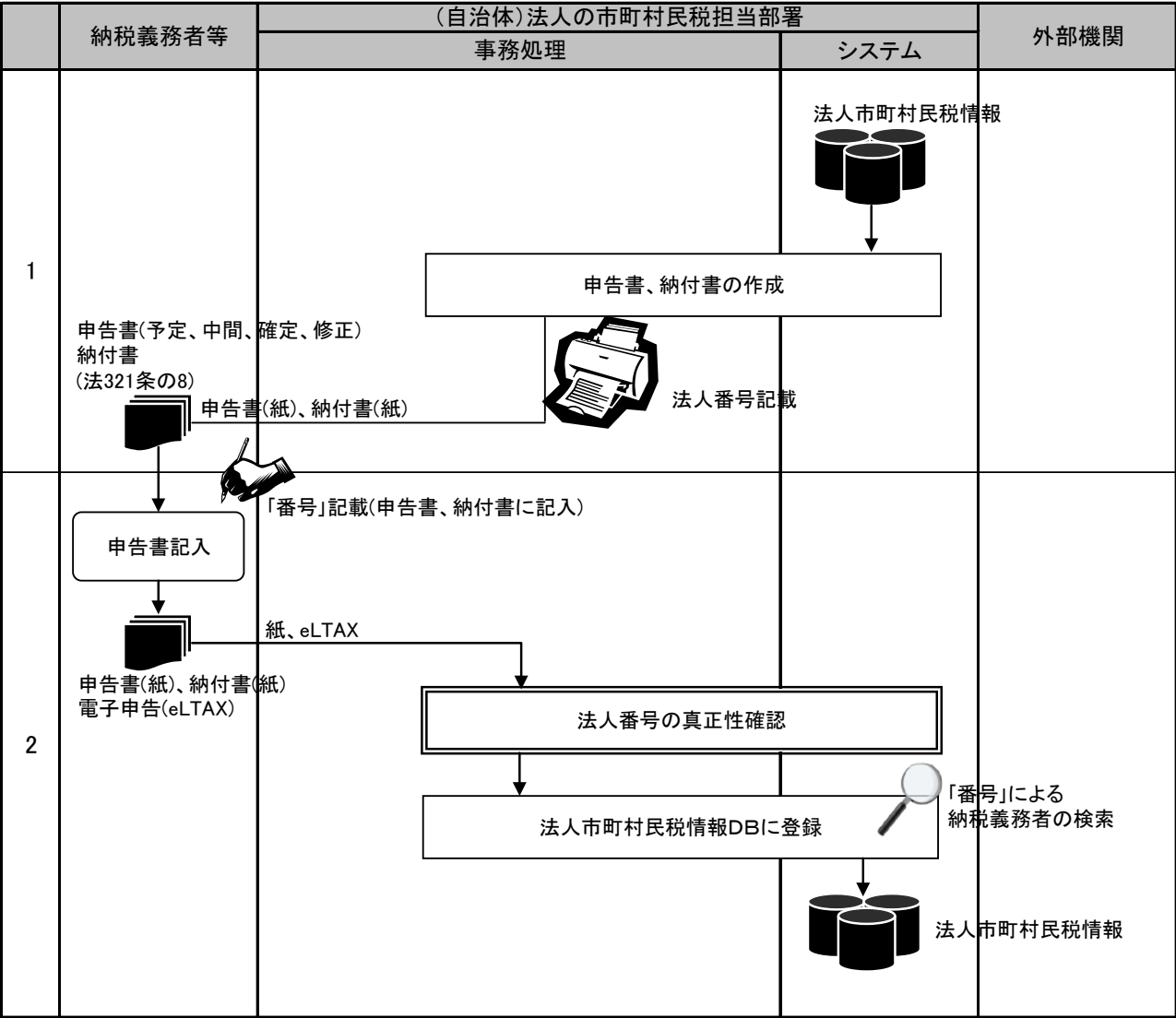
（注 1）個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

（注 2）国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方団体に提出する法人設立（変更）等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

（注 3）情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織とされており、特定法人情報を情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携することは想定されていない。

(イ) 番号制度導入後の法人市町村民税の申告に係る事務処理の流れ

納税義務者からの法人等市民税の申告書(地方税法321条の8)から、法人市町村民税に関する申告についての業務フローを示す。



<図 2-3-2:法人市町村民税に関する申告>

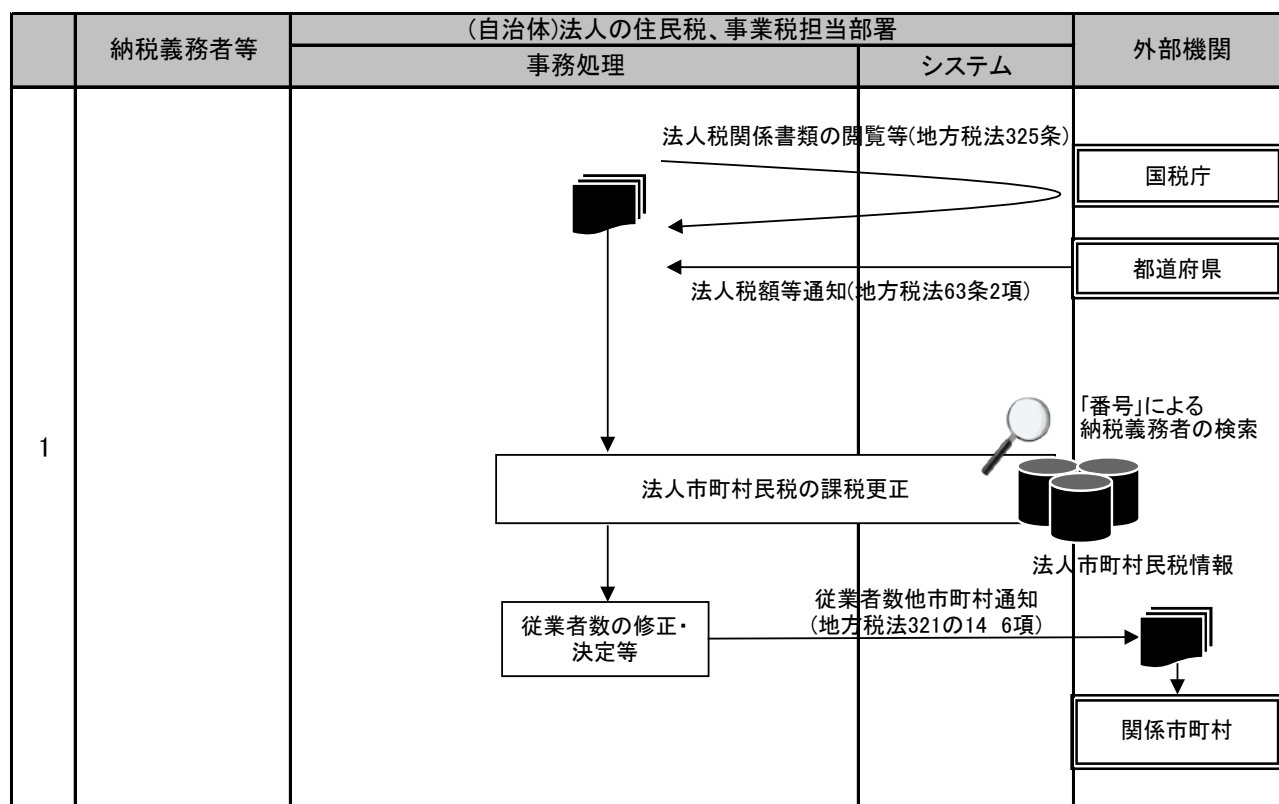
＜表 2-3-3:法人市町村民税に関する申告＞

項番	項目	内容	影響
1	申告書等の送付	法人市町村民税申告書にあらかじめ法人番号を記載する。	プレ申告データに、法人番号の記載欄を設け、法人番号を記載する。
2	申告書等の記入、課税資料作成	- 地方団体に提出する書類へ法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、法人番号の提供を求める。 - 法人市町村民税課税情報に納税義務者の法人番号を利用する。	- 申告書、納付書等の法人名称、事業所名称の記載欄に、法人番号の記載欄を設ける。 - 申告書等に記載された法人番号の真正性の確認を行う。 - 法人市町村民税の課税情報に、法人番号を登録する。 - 法人番号から法人市町村民税の課税情報を検索できるようにする。 - 法人課税信託の受託者となったものの個人番号から法人市町村民税の課税情報を検索等ができるようにする。

(注) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(ウ) 番号制度導入後の法人市町村民税に関する情報のやり取りの流れ

法人税に関する書類の供覧等(地方税法325条)、従業者数の修正・決定等(地方税法321条の14 6項)についての業務フローを示す。



<図 2-3-3:他団体との情報のやり取りの流れ>

<表 2-3-4:法人市町村民税に関する他団体との情報のやり取りの流れ>

項番	項目	内容	影響
1	法人税に関する書類の供覧等(地方税法325)、従業者数の修正通知(地方税法321の14 6項)	- 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用する。 - 他の行政機関の長等に特定法人情報の提供を求めるときは、当該法人番号を通知してするものとする。	- 法人番号が含まれる国税庁の法人税関係書類の閲覧・記録や法人税額の通知により、法人市町村民税の課税資料作成にあたり、法人番号が利用できる。 - 都道府県からの従業者数の修正・決定等について、市町村は通知に記載された法人番号により、法人市町村民税の課税情報を検索し、税額更正等を行う。 - 特定の法人に係る法人税関係書類等の閲覧又は記録を求めるときは、情報提供を求める際に当該法人の法人番号を通知する(各月中に法人税申告書を提出した法人の課税情報等、法人を特定できない場合はこの必要はない)。

(注1) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注2) 法人番号の導入後は、都道府県からの法人税額等の通知と課税情報との突合が法人番号をキーとして電子的に行われれば、事務が効率化することが考えられる。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 2-3-5」に示す。

＜表 2-3-5: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる法人市町村民税システムの主要機能要件を示す。

＜表 2-3-6: 法人市町村民税における主要機能要件＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、法人番号を追加する。	法人市町村民税データベースへの法人番号の追加	宛名システムを参照していない法人市町村民税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、法人番号を追加する。	●
2			法人番号の追加	番号制度施行前に解散、閉鎖等した法人に対しては、法人番号が把握できないことも考慮する。	●
3		法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに法人番号の追加	法人番号による検索を可能にする。	◎
4	表示機能	法人市町村民税の賦課及び徴収のために用いる画面に法人番号を追加する。	画面表示項目への法人番号の追加	法人の法人番号を画面に追加する。	◎
5		法人市町村民税の賦課及び徴収のために用いる帳票に法人番号を追加する。	申告書、納付書等への法人番号の追加	法人番号を、申告書、申出書、課税台帳等の帳票に追加する。	◎
				法人番号を、通知書、証明書等の帳票に追加する。	●
			都道府県からの通知の法人番号の利用	都道府県からの通知に法人番号が付加されることが想定されるため、法人市町村民税システムで管理する課税情報データと、法人番号を使用して突合ができるようにする。	●
			他市町村への通知への法人番号の追加	他の市町村向けに作成する法人税額等の通知に法人番号を追加する。	◎

(4) 固定資産税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

固定資産税は、課税の客体が、土地、家屋及び事業用の償却資産(地方税法342条)であり、番号制度導入による課税客体そのものへの影響はないと考える。

しかしながら、固定資産税の納税義務者は原則として固定資産の所有者(地方税法343条)とされているため、固定資産の所有者に個人番号、法人番号の提供を求め、賦課及び徴収のために行う事務に個人番号、法人番号を利用することが想定される。

<表 2-4-1: 固定資産税の納税義務者>

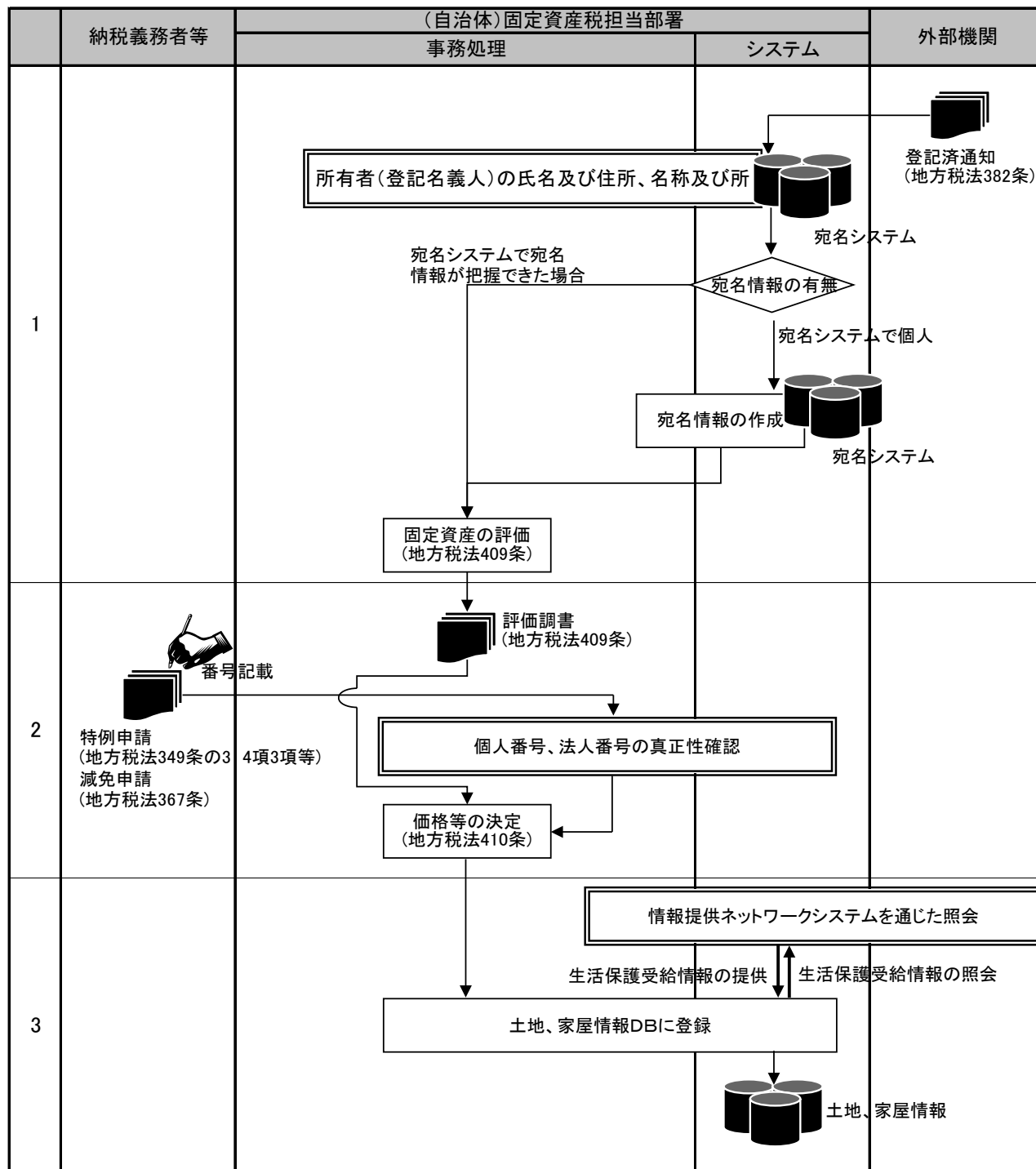
項番	課税客体	納税義務者	影響
1	土地	- 登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者(地方税法343条2項) - 登記(登録)されている者が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地を現に所有している者(相続人等)	- 登記所から市町村に送付される登記済通知に記載されている所有者の氏名と住所から個人番号、法人番号を取得し、固定資産課税資料作成で利用する。 - 所有者が賦課期日前に死亡又は消滅している場合は、相続人代表指定届等(地方税法9条の2)に個人番号、法人番号を記載して提供させることにより、個人番号、法人番号を固定資産課税資料作成で利用する。
2	家屋	- 登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者(地方税法343条2項) - 登記(登録)されている者が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その家屋を現に所有している者(相続人等)	- 登記所から市町村に送付される登記済通知に記載されている所有者の氏名と住所から市町村において個人番号、法人番号を取得し、固定資産課税資料作成で利用する。 - 所有者が賦課期日前に死亡又は消滅している場合は、相続人代表指定届等(地方税法9条の2)に個人番号、法人番号を記載して提供させることにより、個人番号、法人番号を固定資産課税資料作成で利用する。
3	償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者(地方税法343条3項)	- 償却資産申告書、償却資産種類別明細書(地方税法383条)から法人番号を取得する。 - 前年に償却資産申告書を提出している所有者には、市町村から送付する申告書にあらかじめ所有者の個人番号、法人番号を記載しておくことも想定される。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、固定資産税の事務に与える影響について記載する。

(ア) 番号制度導入後の土地、家屋に関する固定資産課税情報の整備の流れ

登記所からの登記済通知から、土地、家屋に関する固定資産課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。



<図 2-4-1: 土地、家屋に関する情報登録>

＜表 2-4-2: 土地、家屋に関する情報登録＞

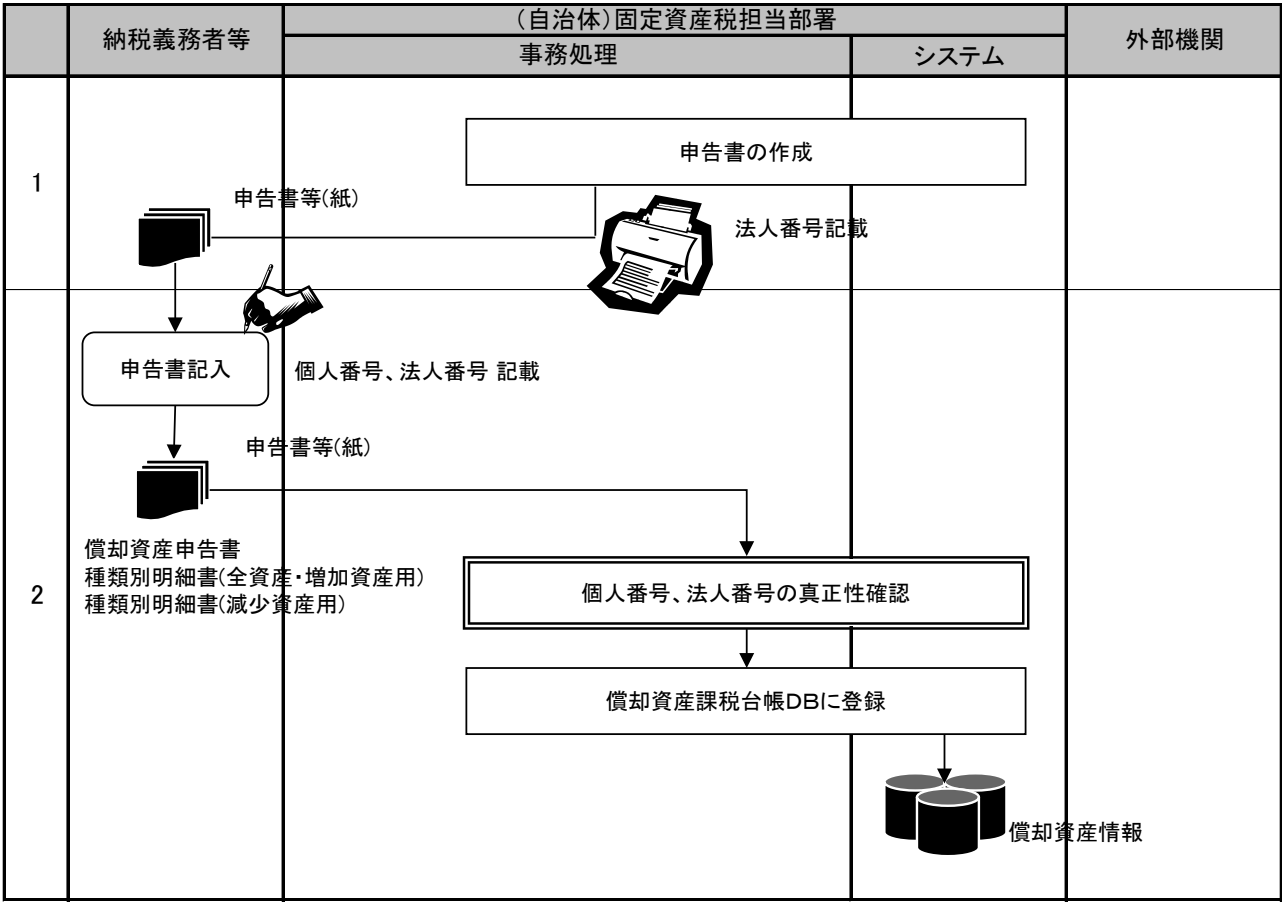
項番	項目	内容	影響
1	登記所からの通知	土地、家屋に関する登記所からの登記済通知における所有者（登記名義人）の氏名及び住所、名称及び所在地から、当該所有者や名義人のにひも付く宛名情報を検索する。	登記済通知を受け取ったら、宛名情報を検索し、保有している宛名情報とひも付かない場合には新たな宛名を作成する。
2	納税義務者からの特例、減免等の申請	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、個人番号、法人番号の提供を求める。 - 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（第17条）。	- 納税義務者からの特例、減免等の申請書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 - 申請書を受け取ったら、個人番号、法人番号の真正性の確認を行う。 - 住登外者の固定資産税の減免（地方税法367条）を判定するため、生活保護受給に関する特定個人情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 - 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報を利用して、減免判定を行う。 - 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(2)①項番3、4のフローを参照 - 個人番号、符号を取得していない場合には、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(1)②-1 項番1及び2のフローにより、個人番号、符号を取得することが必要。
3	固定資産課税資料作成	必要に応じ、固定資産課税情報に納税義務者等の個人番号、法人番号を利用する。	土地、家屋の課税情報に、所有者等の個人番号、法人番号を利用（検索等）できるようにする。

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(イ) 番号制度導入後の償却資産に関する固定資産課税情報の整備の流れ

所有者からの申告書(地方税法383条)から、償却資産に関する固定資産課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。



<図 2-4-2:償却資産に関する情報登録>

<表 2-4-3:償却資産に関する情報登録>

項番	項目	内容	影響
1	償却資産申告書等の送付	地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。	- 償却資産申告書、種類別明細書等の所有者欄に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 - プレ申告書に法人番号をあらかじめ記載する。
2	償却資産申告書等の記入	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民に個人番号、法人番号 の提供を求める。 - 固定資産課税情報に償却資産の所有者の個人番号、法人番号を登録する。	- 償却資産申告書、種類別明細書等に記載された個人番号、法人番号の真正性の確認を行う。 - 償却資産の課税情報に、所有者の個人番号、法人番号を登録する。

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。
(注 2) 納税義務者宛ての納税通知書には、個人番号変更の可能性および個人情報保護の観点から、個人番号をあらかじめ記載しないこととすることが適当と考えられる。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 2-4-4」に示す。

＜表 2-4-4: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる固定資産税システムの主要機能要件を示す。

＜表 2-4-5: 固定資産税における主要機能要件＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	固定資産税データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない固定資産税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、納税義務者、名義人等の個人番号、法人番号を追加する。	●
				番号制度施行前の被相続人など、個人番号が付番されない者についても考慮する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
3	表示機能	固定資産税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	納税義務者、名義人等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		固定資産税の賦課及び徴収のために用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	申告書等への個人番号、法人番号記載欄の追加	納税義務者、名義人等の個人番号、法人番号記載欄を申告書、申出書等の帳票に追加する。	◎
5	名寄せ機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能に変更する。	名寄せキー個人番号、法人番号へ変更	現在の宛名番号の他に、納税義務者、所有者に対応する個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。(その場合、個人番号、法人番号が付番されない者についても考慮が必要になる。)	●
6	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注 3) 個人情報保護の観点から通知書や証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(5) 軽自動車税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

軽自動車税は、課税の客体が、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(地方税法442条)で、これらは既に登録ナンバーによる番号管理がなされていることが多いが、軽自動車税の納税義務者は軽自動車等の所有者が原則とされている(地方税法442条の2)ため、これら軽自動車等の所有者に個人番号、法人番号の提供を求め、賦課及び徴収のために行う事務に個人番号、法人番号を利用することが想定される。

<表 2-5-1:軽自動車税の納税義務者>

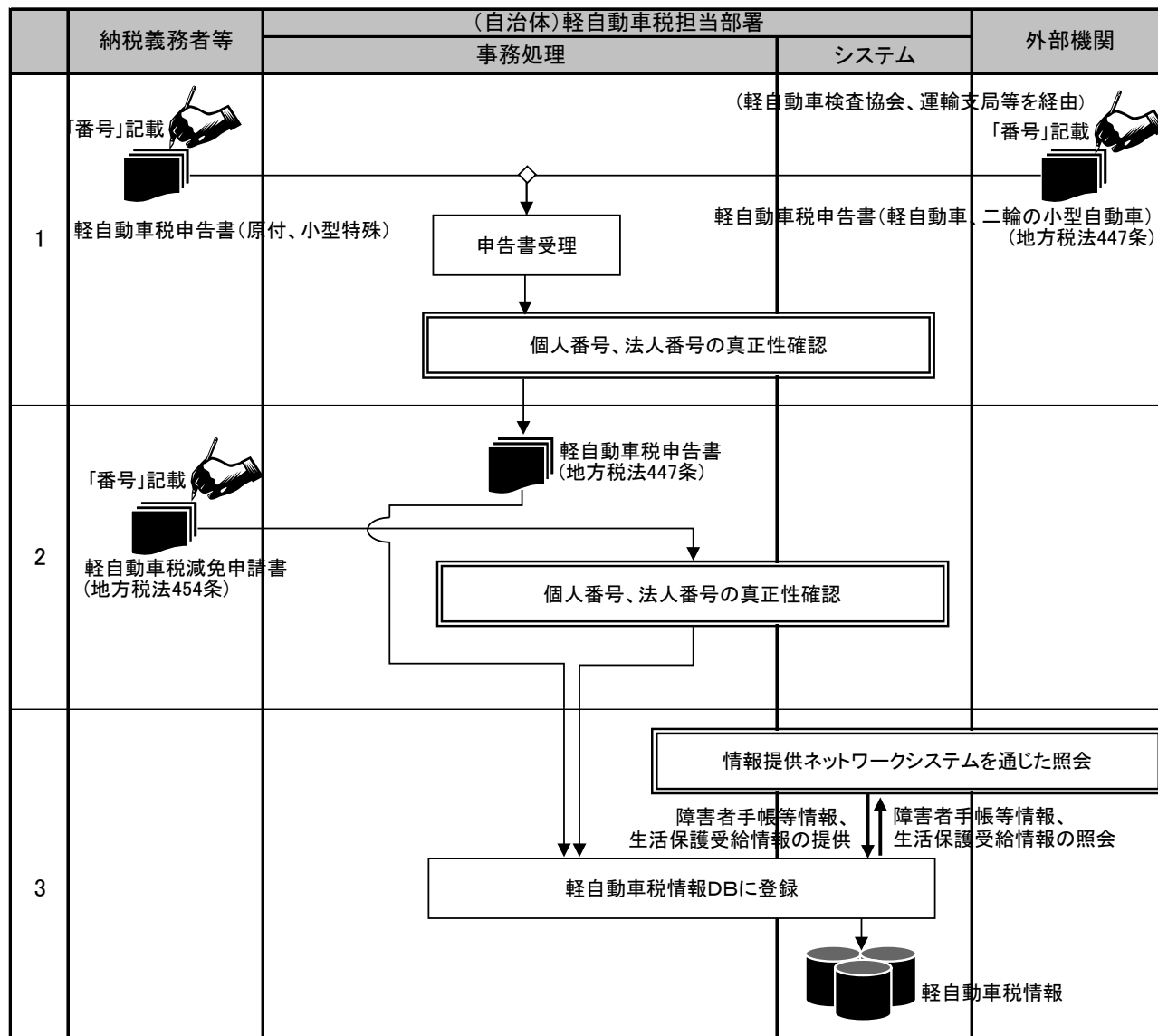
項番	課税客体	納税義務者	影響
1	軽自動車 二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車	- 所有者に主たる定置場所在の市町村が課税（地方税法442条の2） - 売主が所有権を留保しているときは、買主を所有者とみなす（地方税法442条の2 2項）	- 軽自動車税申告書から個人番号、法人番号を取得し、軽自動車税課税情報作成で利用する。 - 軽自動車税の課税情報に所有者の個人番号、法人番号を記録する。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、軽自動車税の事務に与える影響について記載する。

(ア) 番号制度導入後の軽自動車税に関する課税情報の整備の流れ

軽自動車税申告書から、軽自動車税に関する課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。



<図 2-5-1:軽自動車税に関する情報登録、変更>

＜表 2-5-2:軽自動車税に関する情報登録、変更＞

項番	項目	内容	影響
1	軽自動車税の申告	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	- 軽自動車税申告書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 - 軽自動車税申告書に記載された個人番号、法人番号の真正性を確認する。
2	所有者からの申請	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民に個人番号、法人番号の提供を求める。 - 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（第17条）。	- 所有者からの減免等の申請書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 - 申請書に記載された個人番号、法人番号の真正性を確認する。 - 住登外者の軽自動車税の減免（地方税法454条）を判定するため、障害者手帳等及び生活保護受給に関する特定個人情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 - 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報を利用して、減免判定を行う。 - 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(2)①項番3、4のフローを参照 - 符号を取得していない場合には、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(1)②-2 項番2のフローにより、符号を取得することが必要。
3	軽自動車税課税資料作成	軽自動車税の課税情報に所有者等の個人番号、法人番号を利用する。	軽自動車税の課税情報に、所有者等の個人番号、法人番号を利用（検索等）できるようにする。

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 2-5-3」に示す。

＜表 2-5-3: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる軽自動車税システムの主要機能要件を示す。

＜表 2-5-4: 軽自動車税における主要機能要件＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する（第16条）	軽自動車税データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない軽自動車税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、所有者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能の追加（第6条）	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。 個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	◎ ◎
3	表示機能	軽自動車税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	所有者等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		軽自動車税の賦課及び徴収のために用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	申告書等への個人番号、法人番号記載欄の追加	個人番号、法人番号を申告書等の帳票に追加する。	◎
5	名寄せ機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能への変更	名寄せキーを個人番号、法人番号へ変更	現在の登録ナンバーや所有者の宛名番号の他に、所有者の個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。（その場合、個人番号、法人番号が付番されない者に対する考慮が必要になる。）	●
6	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●
7		障害者手帳等情報の照会を行う。	情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●

(注1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注3) 個人情報保護の観点から通知書や証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(6) 収滞納管理システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

現行の収滞納管理事務では、市町村内の各課税部署において宛名番号による納税義務者の特定が行われており、番号制度導入後も従来通りの事務処理が想定されるが、番号制度導入後、個人番号、法人番号による個人及び法人の重複登録の整理が可能となり、滞納情報の名寄せ等が効果的に実施されることも想定される。

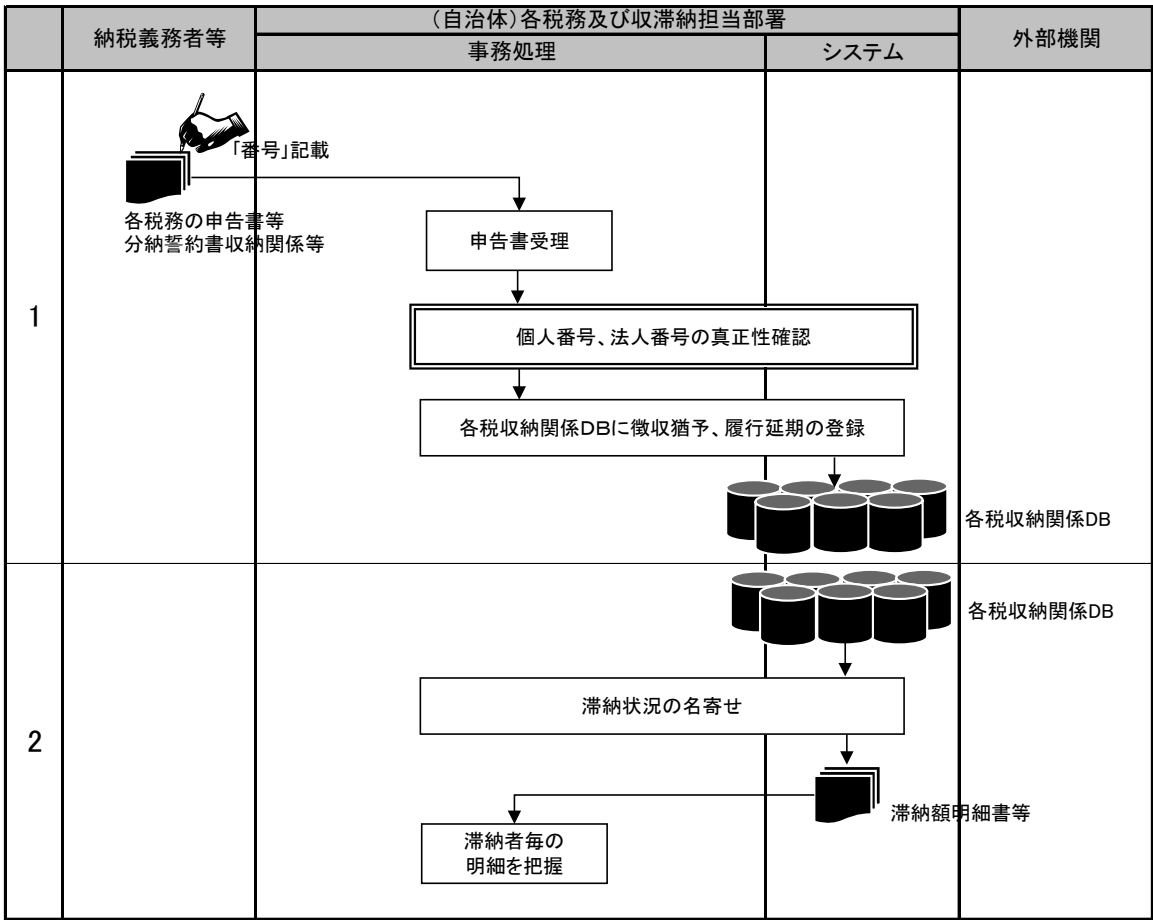
また、他の地方団体や税務署等への照会事務においても、個人番号、法人番号を利用することが想定される。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

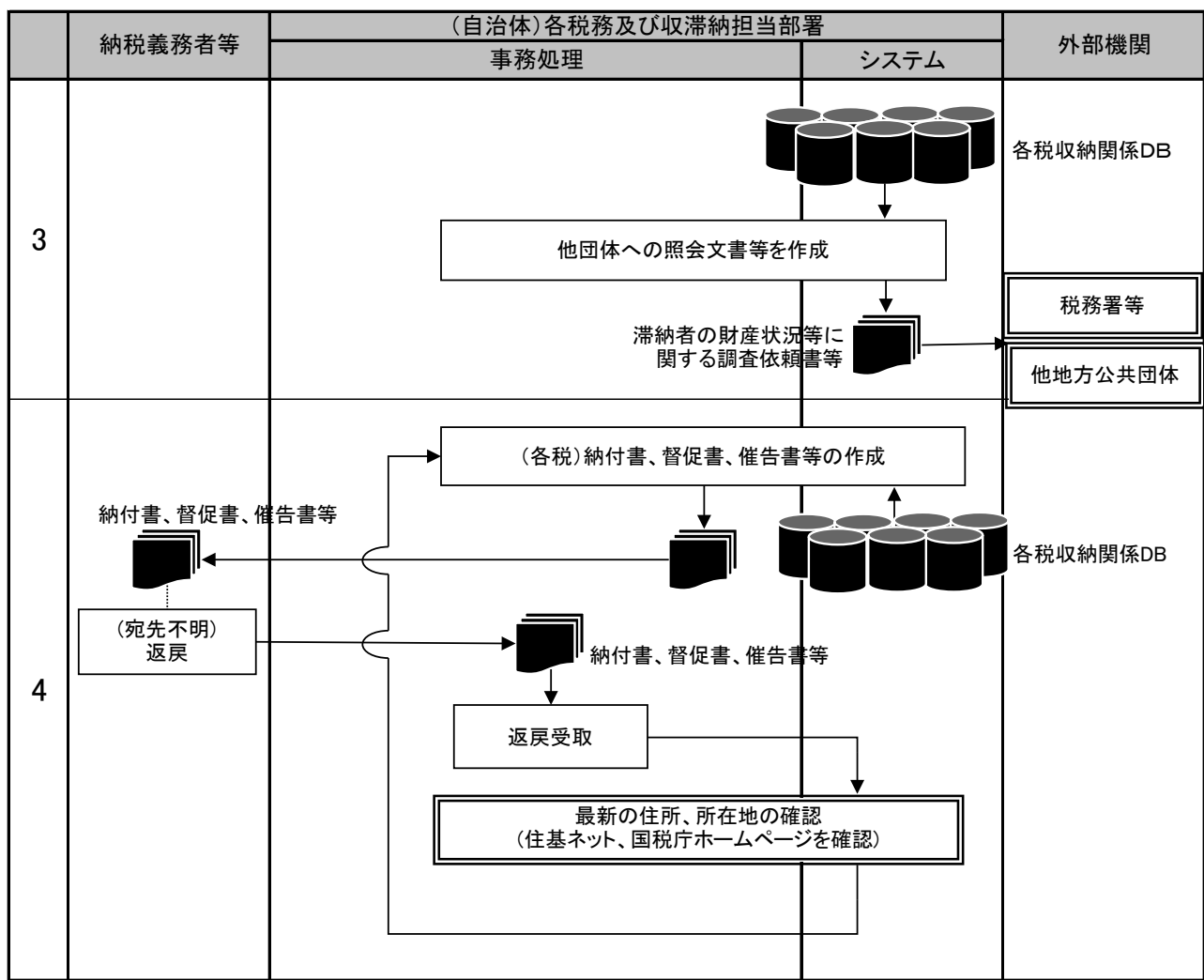
本項では、収滞納管理事務に与える影響について記載する。

(ア) 番号制度導入後の収滞納管理の流れ

滞納者の名寄せや、滞納処分にあたり他団体への実態調査を依頼する業務についての業務フローを示す。



<図 2-6-1:収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用(1/2)>



<図 2-6-1:収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用(2/2)>

＜表 2-6-1:収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用＞

項番	項目	内容	影響
1	特定個人情報、特定法人情報を宛名システム等に登録	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	- 申告、申請、誓約等に関する届出書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 - 個人番号、法人番号が記載された届出書の個人番号、法人番号の真正性を確認する。
2	収滞納状況の名寄せ	地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（第6条）。	収滞納管理システムで、滞納状況の名寄せを行う際のキーに個人番号、法人番号を利用することで、税目間の滞納明細の名寄せの精度が向上する。
3	滞納者の実態調査照会文書の回答依頼	- 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（第6条）。 - 他の地方団体に特定法人情報を求めるときは、法人番号を通知して行う（第53条）。	滞納者の実態調査照会文書に滞納者の個人番号、法人番号を記載する。
4	納付書等の発送と返戻	- 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。 - 地方団体で保有する特定法人情報について、事実と一致するように努める（第55条）。	納付書等の不着返戻が発生した場合、宛名システム等に保有している宛名情報が古いことが考えられるため、個人番号、法人番号を基に特定個人情報、特定法人情報を確認し、納付書等を再作成し発送する（個人番号、法人番号に関する確認方法は、個人番号、法人番号の真正性の確認方法と同様（本ガイドライン2(1)イ(7)及び(イ)））。

(注1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注2) 番号制度導入後、重複宛名の整理が一斉になされることは現実的には難しいことも想定されるため、滞納状況の名寄せについては、収滞納管理システム側においても個人番号、法人番号を利用することが想定される。

(注3) 納付書については、現行納付書の番号により管理がなされていることから、個人番号の記載は不要と考えられる。納付書の様式については、平成19年3月27日付け総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（総務省自治税務局企画課長通知）も参照。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 2-6-2」に示す。

＜表 2-6-2: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる収滞納管理システムの主要機能要件を示す。

＜表 2-6-3: 収滞納管理における主要機能要件＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する。	収滞納管理データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない収滞納管理システムでは、収納管理及び滞納管理のために用いるデータベースに、納税義務者の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能を追加する。	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。 宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	◎ ●
3	表示機能	収納管理及び滞納管理のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	納税義務者の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		収滞納管理の他団体への連絡に用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	滞納者の実態地調査照会文書への個人番号、法人番号の追加	滞納者の個人番号、法人番号を滞納者の実態調査照会文書に記載する。	◎
5	名寄せ機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能へ変更する。	名寄せキー個人番号、法人番号へ変更	現在の宛名番号の他に、納税義務者に対応する個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。（その場合、個人番号、法人番号が付番されない者についても考慮が必要になる。）	●

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

3 システム改修要件（都道府県）

「1 基本要件（番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響）」の概要を踏まえ、本章では、都道府県の宛名システム、収滞納管理システム及び主な課税管理システムについての改修要件を示す。

(1) 宛名システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

宛名システムでは、地方税務における賦課、徴収等の業務に必要な個人、法人等に対する氏名、商号、事業所名等、住所及び所在地等の宛名情報が管理され、これらは、個人宛名番号、法人宛名番号によって関連付けられている。

市町村と異なり、既存住基システムを有しない都道府県では、申告書等から個人、法人の基本情報を収集・整備している。

個人、法人の基本情報の変更（氏名・名称変更や住所・所在地変更等）があると、税業務の申告書等の処理タイミングによっては、個人特定、法人特定ができず、調査等に時間を要することがある。

基本情報の収集・整備がなされないと、滞納整理等で複数の税目間で名寄せする際に名寄せ漏れが生じたり、納付書の不着返戻が発生したり、徴収業務にも支障が生じる。

基本情報の収集・整備については、平成27年1月以降、住基法の改正により、地方税務において住基ネットが利用できるようになる見込みであるが、さらに個人、法人の基本情報に個人番号、法人番号が追加され、申告書処理等における個人特定、法人特定に個人番号、法人番号が利用されることで、上記の現行の作業負荷が軽減されることが考えられる。

番号制度導入の対応にあたっては、個人番号、法人番号を宛名システムに記録して管理することがシステム改修を局所化すると考えられる。

また、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供を行うための符号の取得にあたっては、宛名システムが処理通番と個人番号をひも付ける役割を担うこととなる。

＜表 3-1-1:宛名システムでの管理対象者＞

項番	管理対象者	内容	キー	例	影響
1	個人	個人事業税、不動産取得税、自動車二税等の納税義務者及び賦課決定に必要な個人	個人宛名番号	〇〇一郎 〇〇花子 〇〇WAGNER	- 個人宛名番号と個人番号をひも付けして管理を行うことで、個人番号と宛名情報を関連付けし、特定個人情報情報を管理する。 - 課税対象とはなり得るが付番されない個人（例えば、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者など施行日時点で住民票が消除されている者が該当）の存在を踏まえ、宛名システムにおいては、既存の（個人）宛名番号は残しつつ、（個人）宛名番号と個人番号をひも付けして管理することが想定される。 - 個人番号の取得については、平成27年1月以降、住基法の改正により、地方税務において住基ネットが利用できるようになる見込みである（住基ネットの具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要がある）。
2	法人等	都道府県民税利子割、法人二税、不動産取得税、自動車二税、鉦区税等の納税義務者及び賦課に必要な法人等	法人宛名番号	〇〇株式会社 〇〇株式会社××事業所 〇〇証券××支店 〇〇大学 〇〇病院 〇〇協会 〇〇連合会 〇〇機構 〇〇神社	- 法人宛名番号と法人番号をひも付けして管理を行うことで、法人番号と宛名情報を関連付けして特定法人情報を管理する。 - 都道府県の法人番号の取得、管理については、基本的に市町村と同様である。国税庁長官は、法人番号を指定し、当該法人に対して通知する（第52条）。また、国税庁長官は、法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表するものとされており（第54条）、これらの情報は国税庁ホームページ等で誰もが参照可能となるものと見込まれる（ただし、人格のない社団等の所在地等の公表は予め同意のあるものに限る）（具体的な仕組みについては、今後の政府における検討を踏まえる必要がある）。 - 法人番号については、利用範囲の制限等がなく、民間事業者等でも自由に利用できる。

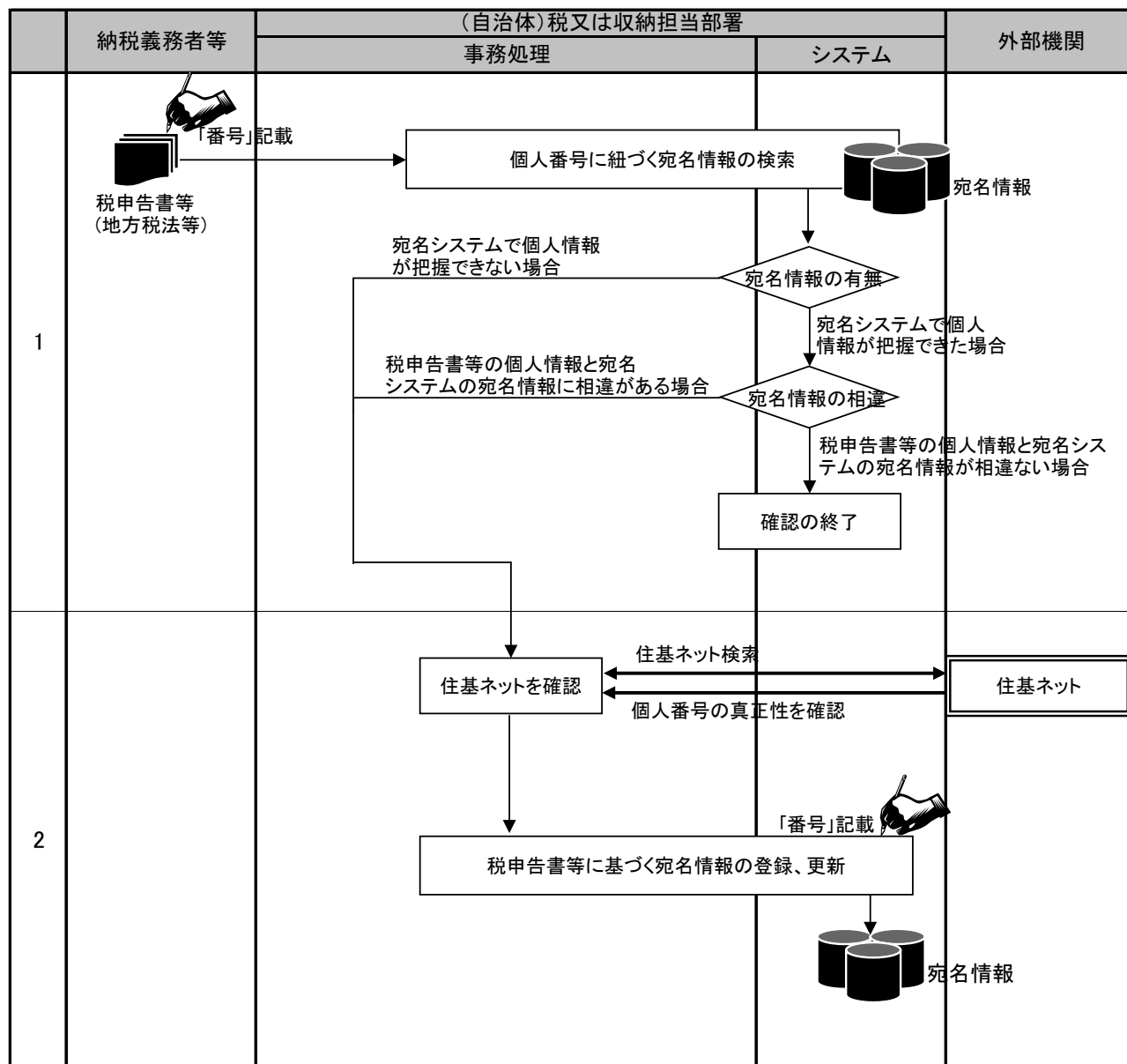
（注）個人番号、法人番号が付番されない者がいることを踏まえ、既存の名寄せキーに代替するのではなく、追加して名寄せすることが想定される。不動産の共有者については、不動産を共有名義で取得した場合の不動産取得税は、共有者全員に納税の告知が行われることから、本表では項番1の個人に含めている。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、宛名システムに与える影響について記載する。

(ア) 番号制度導入後の個人番号の真正性の確認の流れ

番号制度導入後に、個人番号の真正性の確認を行うための想定フローを示す。



< 図 3-1-1: 個人番号の真正性の確認 >

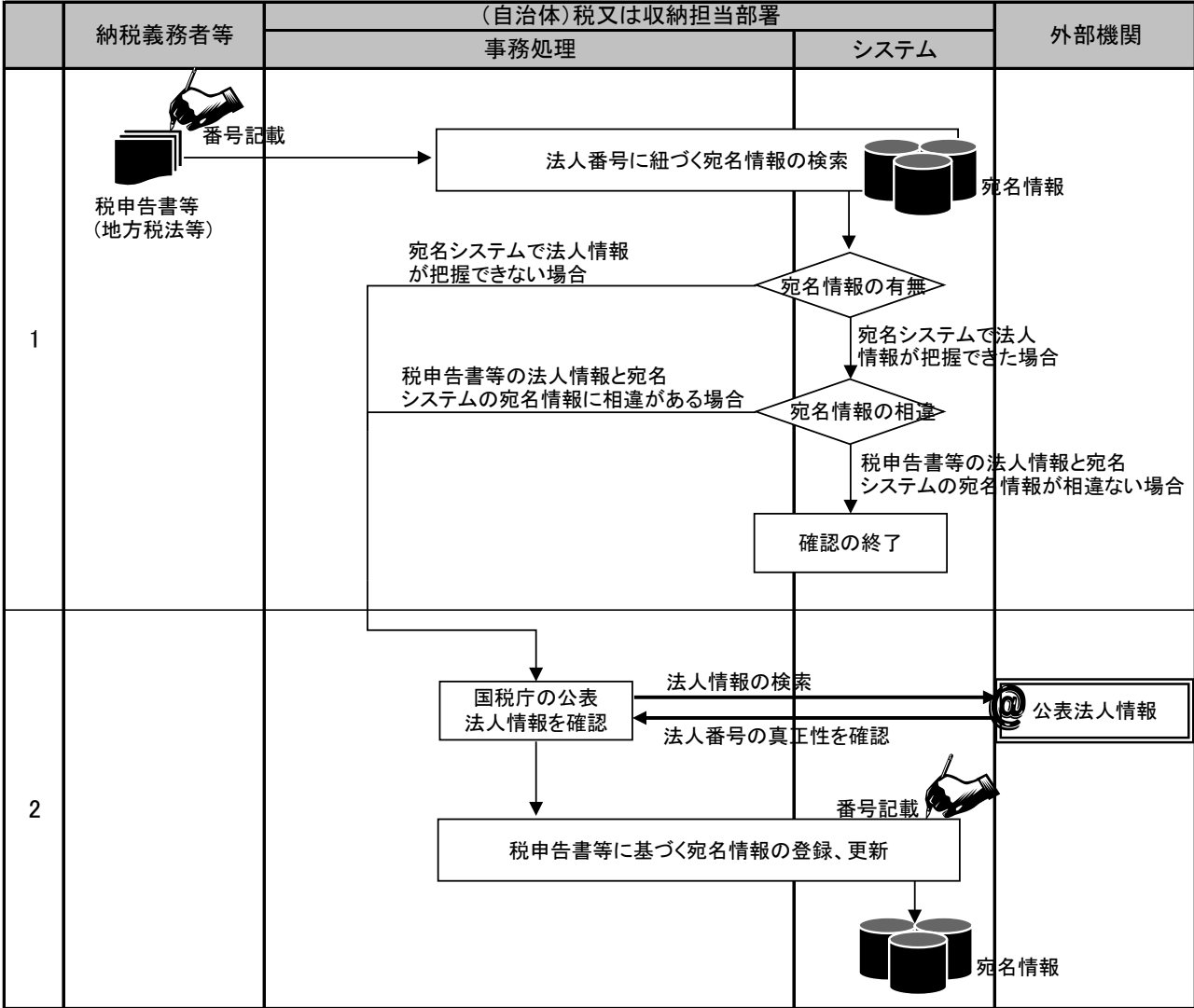
＜表 3-1-2: 個人番号の真正性の確認＞

項番	項目	内容	影響
1	宛名システムを用いた個人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な限度で個人番号を利用することができる（第6条）。 • 地方税の賦課徴収に関する手続に関し個人番号の提供を求めることができる。 • 個人番号の提供を受ける際、本人確認を行う（第12条）とともに、個人番号の真正性を確保する。	• 納税義務者等個人からの税申告書等に個人番号の記載欄を設ける。 • 税申告書等に記載された基本4情報又は個人番号で宛名システムを検索する。 • 宛名システムにおいて特定個人情報が検索でき、宛名システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、個人番号の真正性が確認できたものとする。 • 宛名システムにおいて特定個人情報が検索できない場合、又は宛名システムの特定個人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番2に記載する手段を用いて個人番号の真正性を確認する。
2	宛名システム以外を用いた個人番号の真正性の確認	• 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	• 税申告書等に記載された基本4情報又は個人番号で、住基ネットを照会するなどして、申告書等で提供された個人番号の真正性を確認し、真正性を確認した特定個人情報は、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。 • また、必要に応じて最新の特定個人情報を宛名システムへの登録を行う。

(注) 税申告書等の処理タイミングによっては、税申告書等に記載された特定個人情報が住所変更等で変更されている場合があり得るが、そのような場合、税申告書等に記載された特定個人情報と宛名システム等の情報で相違が発生するため、特定個人情報の真正性の確認のため住基ネットに対して本人確認情報の提供を求めることになる。

(イ) 番号制度導入後の法人番号の真正性の確認の流れ

番号制度導入後に、法人番号の真正性の確認を行うための想定フローを示す。



< 図 3-1-2: 法人番号の真正性の確認 >

＜表 3-1-3:法人番号の真正性の確認＞

項番	項目	内容	影響
1	宛名システムを用いた法人番号の真正性の確認	- 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 - 所有する特定法人情報について過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない（第55条）。	- 納税義務者等法人からの税申告書等に法人番号の記載欄を設ける。 - 税申告書等に記載された法人番号で宛名システムを検索する。 - 宛名システムにおいて特定法人情報が検索でき、宛名システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と一致した場合は、法人番号の真正性が確認できたものとする。 - 宛名システムにおいて特定法人情報が検索できない場合、又は宛名システムの特定法人情報が税申告書等に記載された内容と相違がある場合は、項番2に記載する手段を用いて法人番号の真正性を確認する。
2	宛名システム以外を用いた法人番号の真正性の確認	- 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（第52条）。 - 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第53条）。	税申告書等に記載された情報で、国税庁が公表する商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の情報を検索及び法人番号を確認するなどして、申請書等で提供された法人番号の真正性を確認し、必要に応じて最新の特定法人情報を宛名システムへの登録を行う。

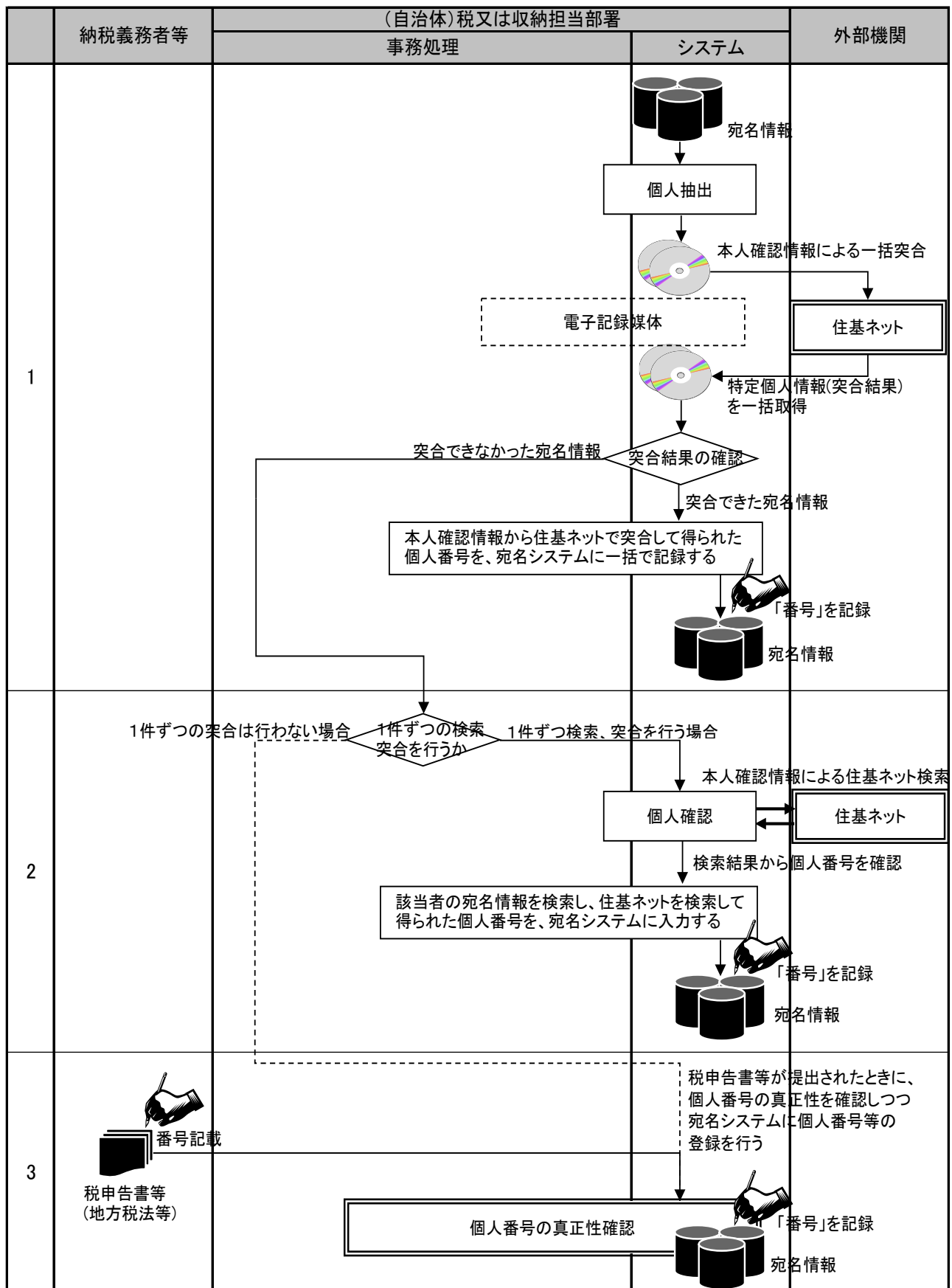
(注) 国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方団体に提出する法人設立(変更)等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

(ウ) 宛名システムの基本4情報による初期突合と個人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムの基本4情報による初期突合と個人番号の記録を行うための想定フローを示す。

「1 基本要件(番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響)」で記載したとおり、都道府県の住民については、宛名システムが保有する基本4情報の状態によっては突合しない場合があり、そのひも付けに負担が見込まれることから、費用対効果を検証して対応を検討し、可能な範囲で初期突合を行うといったことも考えられるものである。

また、初期突合を行う場合には、住基ネット側から取得した個人番号を含む本人確認情報を、セットアップ・ツール等を用いて一括処理することが考えられる。



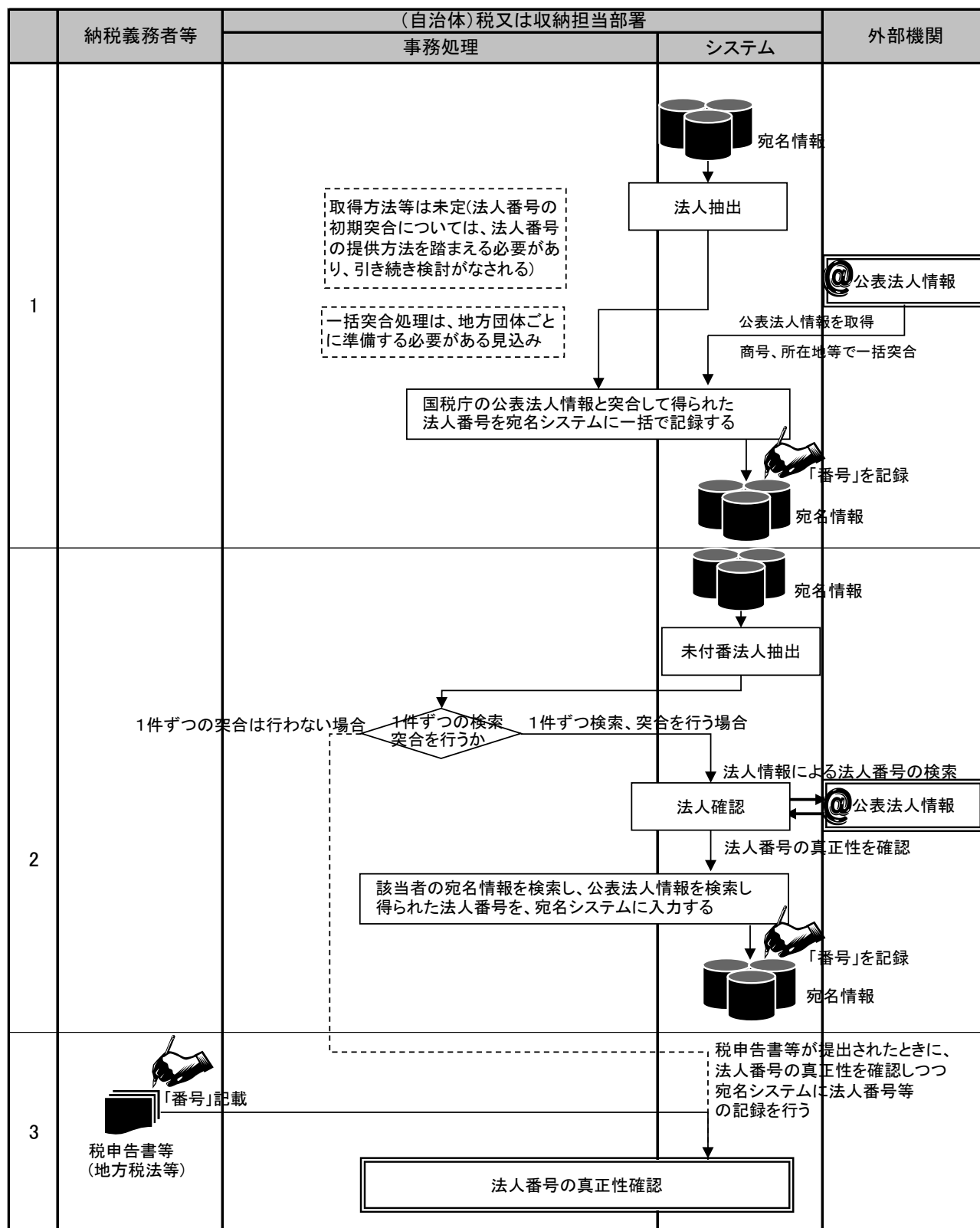
<図 3-1-3:基本4情報による初期突合と個人番号の記録>

<表 3-1-4: 基本4情報による初期突合と個人番号の記録>

項番	項目	内容	影響
1	基本4情報による初期突合と個人番号の記録（一括）	- 宛名システムの住民データに個人番号を記録する（第6条）。 - 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	- 都道府県の住基ネットを利用した個人番号の一括突合については「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(1)②-1 項番1のとおりであるが、宛名システムへの影響は以下のとおり。 - 宛名システムから突合用に個人情報ファイルを作成する。 - 住基ネットに照会し、住基ネットの基本4情報と一括突合せ、個人番号を含む基本4情報の提供を受ける。 - 突合できた個人に対して、個人番号、基本4情報を宛名システムに一括登録する。
2	基本4情報による初期突合と個人番号の記録（個別）	- 宛名システムの住民データに個人番号を記録する（第6条）。 - 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。	一括で突合できなかった個人について個別に突合を行う場合は、個人の基本情報で住基ネットを検索し、検索結果から突合できた場合は、個人番号、基本4情報を宛名システムに登録する。
3	基本4情報による初期突合と個人番号の記録（申告書処理時）		税申告書等に記載された個人番号の真正性を確認し、個人番号、基本4情報を宛名システムに登録する。

(I) 宛名システムの法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録

番号制度導入後に、宛名システムの法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録を行うための想定フローを示す。



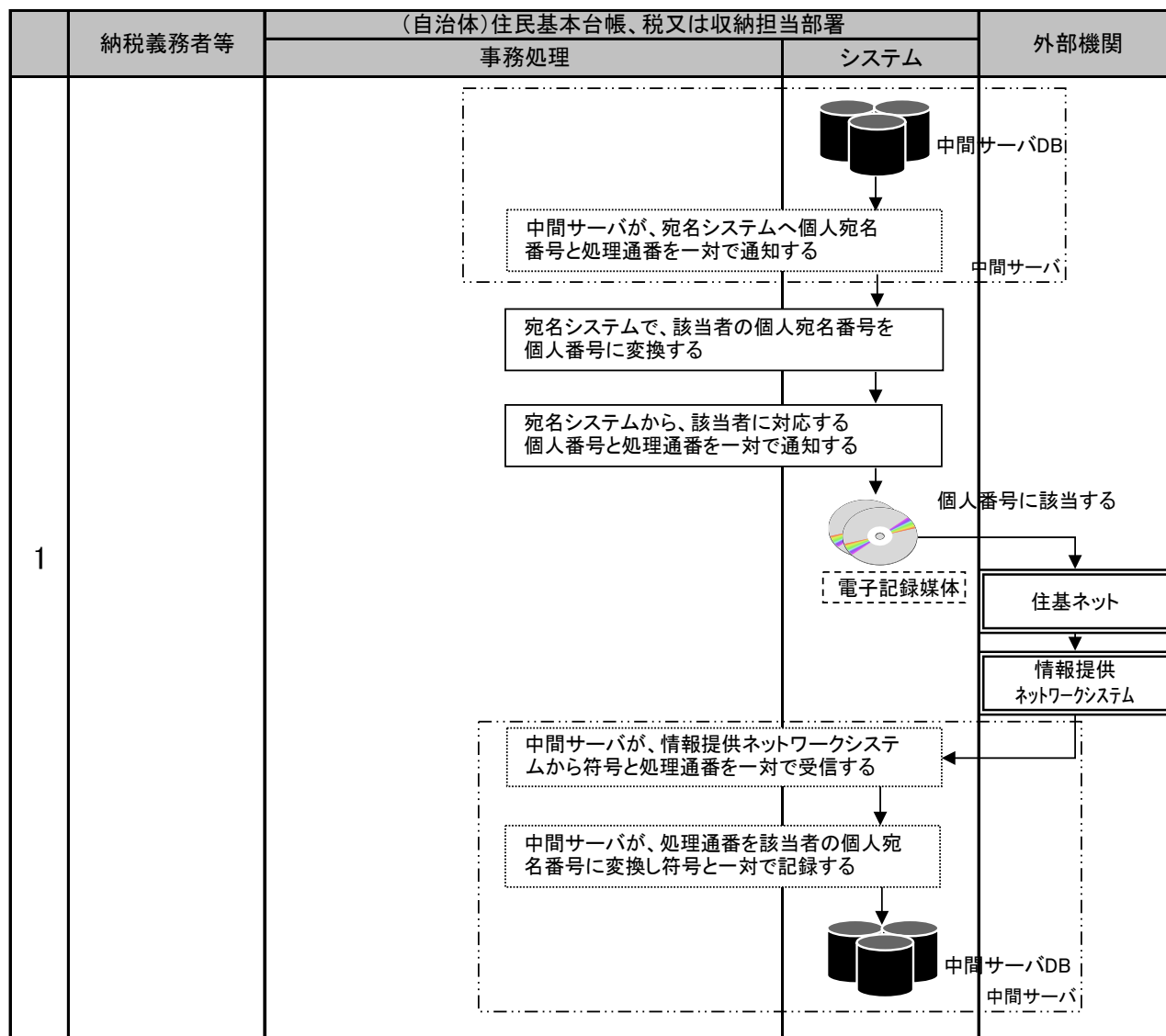
<図 3-1-4: 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録>

<表 3-1-5:法人番号の初期突合>

項番	項目	内容	影響
1	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（一括）	• 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 • 保有する特定法人情報について、過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない（第55条）。 • 国税庁長官に対し、法人番号保有法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第53条）。	• 法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、以下のとおり想定。 • 宛名システムから法人の「商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地」を抽出し、法人情報の突合用に法人情報ファイルを作成する。 • 国税庁が公表する公表法人情報と一括突合し、法人番号を特定する。 • 一括で突合できた法人に対して、法人番号等を宛名システムに一括記録する。
2	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録（個別）	• 国税庁長官は、法人番号の指定を受けた法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する（第52条）。	• 一括で突合できなかった法人について個別に突合を行う場合は、法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地等で国税庁が公表する特定法人情報を検索し、検索結果から当該法人であると特定できた場合は、当該法人の法人番号を宛名システムに入力して記録する。
3	法人の基本情報による初期突合と法人番号の記録(申告書処理時)		• 税申告書等に記載された法人番号の真正性を確認し、宛名システムに記録する。

(オ) 符号の取得を行う際の宛名システムの対応

情報連携を行うために必要な符号を取得するため、宛名システムで必要となる対応の想定フローを示す。



< 図 3-1-5: 符号の取得を行う際の宛名システムの対応 >

< 表 3-1-6: 符号の取得を行う際の宛名システムの対応 >

項番	項目	内容	影響
1	符号の取得	- 符号を取得する者の宛名番号を中間サーバへ通知する。 - 中間サーバから処理通番を受領し、住基ネットを通じて個人番号及び処理通番を地方公共団体情報システム機構へ通知する。	- 符号の取得に係る宛名システムの対応については、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」の以下の関係部分参照 - 2 (1)②-1 (住民以外の者の符号一斉取得) 項番 1 ～ 3 - 2 (1)②-2 (住民以外の者) 項番 1、2

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 3-1-6」に示す。

＜表 3-1-6: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる宛名システムの主要機能要件を示す。

＜表 3-1-7: 宛名システムにおける主要機能要件(1/2)＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	個人番号、法人番号の管理、真正性の確保	宛名データベースに、個人番号、法人番号を追加する（第16条）。	宛名データベースへの個人番号の追加	個人番号を保有・管理できるようにする。	◎
				個人番号が変更等された場合に、以前の個人番号を管理する。	◎
				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、個人番号を把握できるように考慮する。	◎
2		個人番号、法人番号による検索機能等を追加する。	宛名データベースへの法人番号の追加	法人番号を保有・管理できるようにする。	◎
3			個人番号での検索機能等の追加	個人番号での検索機能を追加する。	◎
				個人番号の保守機能を追加する。	◎
				変更前の個人番号での検索機能を追加する。	◎
4			法人番号での検索機能等の追加	法人番号での検索機能を追加する。	◎
				法人番号の保守機能を追加する。	◎
5	個人番号にひも付く個人情報、法人番号にひも付く法人情報の整合等	個人番号にひも付く個人確認情報の整合		税業務等で申告等があるごとに、個人番号での検索機能と個人番号の保守機能を利用して、申告書等の基本情報と宛名システムで管理する特定個人情報に相違がないかを確認し、個人番号、基本4情報を宛名システムに記録する。	●
				住基ネットを利用した個人番号の一括突合については、突合できた個人に対して、住基ネットから提供された個人番号、基本4情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●

(注) 個人番号の保有・管理については、「4 番号制度導入による地方税に係る業務・システムへの影響」、「4 (3) 想定スケジュールと移行に係る留意事項」、「3 (7) ヒアリング調査結果のご紹介」を参照。

＜表 3-1-7:宛名システムにおける主要機能要件(2/2)＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
6	個人番号、法人番号の真正性の確保	個人番号にひも付く本人確認情報、法人番号にひも付く法人情報の整合等	法人番号にひも付く法人情報の整合	法人については、税申告等があるごとに、申告書等の法人情報（法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地）と宛名システムで管理する特定法人情報に相違がないかを確認する。	◎
				国税庁ホームページ等に公表される情報を利用した法人番号の一括突合については今後の政府の検討を踏まえる必要があるが、突合できた法人に対して、国税庁ホームページ等に公表される法人番号と商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地等の基本情報を一括で記録する仕組みを構築する。	●
7	符号の取得への対応	符号の取得のために必要となる機能を追加	符号の取得のために必要となる機能を追加	符号を取得する者の宛名番号を中間サーバへ通知する。 中間サーバから処理通番を受領し、個人番号及び処理通番を住基ネットへ通知する。	◎

(注 1) 住基ネットを利用して個人番号を初期突合する場合、都道府県の基本4情報により突合を行うが、納税義務者個人について都道府県のシステムで保有する基本4情報の現況から、生年月日や性別が無いものや、都道府県内の個人の情報であっても住所情報が最新でないものがあるなどが想定され、住基ネットの基本4情報と突合させるための個人の基本情報の収集・整備が課題となることが想定される。

(注 2) 都道府県において個人の基本4情報の収集・整備については、情報保有機関によって基本4情報による要求に基づいて生成されることが想定される「符号」の取得を行う上でも課題となることが想定される。

(2) 個人事業税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

個人事業税は、個人が営む事業のうち、特に法律で定められた事業(法定業種)に課する税(地方税法72条の2 3項ほか)で、賦課課税方式を採用している。

番号制度導入によって、個人事業税申告書、所得税確定申告書、住民税申告書等に個人番号が記載されることによって、納税義務者の個人特定作業の効率化が期待できる。

また、これまで照会文書で取り交わしていた情報授受を、番号制度導入後は情報提供ネットワークシステムを介して他団体との情報連携により行うなどで、業務が効率化することが想定される。

＜表 3-2-1: 個人事業税の納税義務者＞

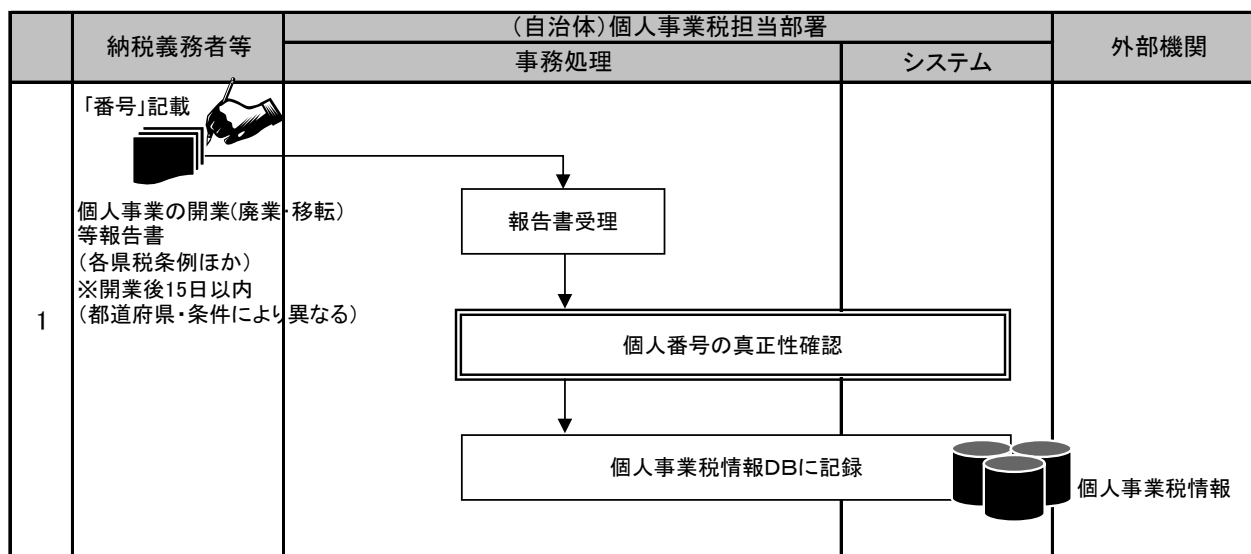
項番	納税義務者	影響
1	都道府県内に事務所又は事業所を設けて、法定業種の事業を行っている個人	事業を営む個人が提出する個人事業の開業(廃業・移転)等報告書から個人番号を取得し、個人事業税の課税資料作成で利用する。
2	事業所等を設けずに事業を行っている場合については、その事業を行う者の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いもの(自宅など)をもって事業所等とみなす。	

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、個人事業税の事務に与える影響について記載する。

(ア) 番号制度導入後の個人事業税課税情報の整備の流れ

個人事業の開業(廃業・移転)等の報告書から、個人事業税課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。



＜図 3-2-1: 個人事業税情報の登録、修正＞

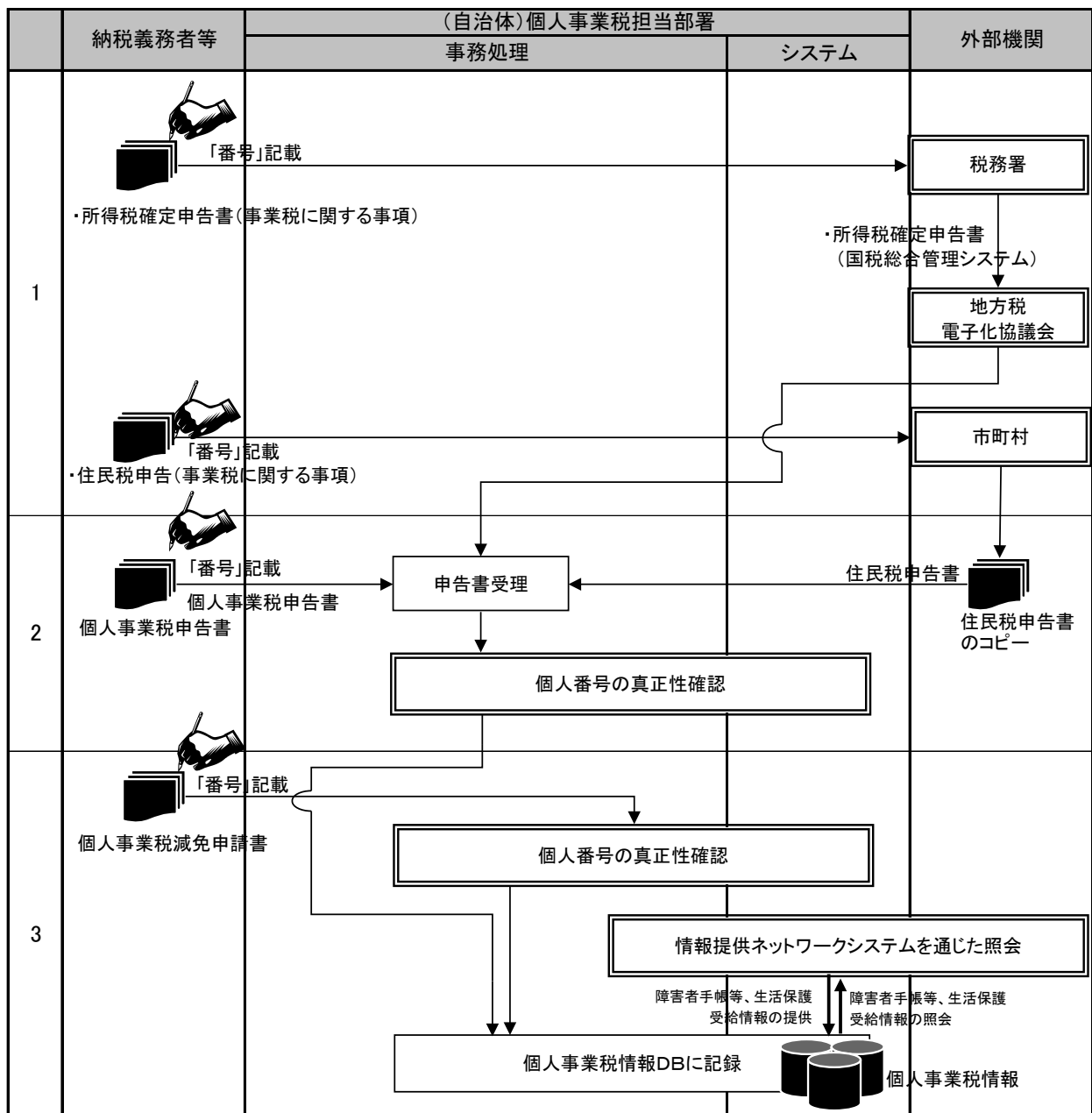
＜表 3-2-2:個人事業税情報の登録、修正＞

項番	項目	内容	影響
1	個人事業税のための個人事業の開業等の届出	- 地方団体に提出する書類へ個人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民に個人番号の提供を求める。	- 都道府県に提出される個人事業の開業・廃業等届出書に個人番号の記載欄を設ける。 - 届出書に記載された個人番号の真正性を確認する。

(注) 個人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(1) 番号制度導入後の個人事業税の申告に係る事務処理の流れ

納税義務者等から提出された申告書から、個人事業税に関する申告についての業務フローを示す。



＜図 3-2-2:個人事業税に関する申告＞

＜表 3-2-3: 個人事業税に関する申告＞

項番	項目	内容	影響
1	申告書等の記入	- 地方団体に提出する書類には個人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、納税義務者に個人番号の提供を求める。	- 所得税確定申告データに個人番号が追加されるため、申告データの取込レイアウトに個人番号を追加する。 - 住民税申告書、事業税申告書には、個人番号記載欄が設けられるため、データパンチ等を行う場合はパンチデータのレイアウトに個人番号の追加を行う。
2	申告書等の受理	- 地方団体に提出する書類へ個人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、納税義務者に個人番号の提供又は提出を求める。 - 地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（第17条）。	- 個人事業税申告書に、個人番号の記載欄を設ける。 - 個人事業税申告書の個人番号の真正性を確認する。 - 納税義務者からの減免等の申請書に個人番号の記載欄を設ける。 - 提供された個人番号で宛名システム等を検索し、特定個人情報を照合することで、個人番号の真正性を確認する。 - 個人事業税の減免（地方税法72条62項）を判定するため、障害者手帳等及び生活保護受給情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 - 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報を利用して、減免判定を行う。 - 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(2)①項番3、4のフローを参照 - 符号を取得していない場合には、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(1)②-2項番2のフローにより、符号を取得することが必要。
3	個人事業税課税資料作成	個人事業税の課税情報に納税義務者の個人番号を利用する。	個人事業税の課税情報で、納税義務者の個人番号を利用（検索等）できるようにする。

(注 1) 個人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 3-2-4」に示す。

＜表 3-2-4: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる個人事業税システムの主要機能要件を示す。

＜表 3-2-5: 個人事業税における主要機能要件＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号を追加する（第16条）。	個人事業税税データベースへの個人番号の追加	宛名システムを参照していない個人事業税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに個人番号を追加する。	●
2				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、個人番号が付番されない個人が残ることも考慮する。	●
3		個人番号による検索等機能を追加する（第6条）。	検索キーに個人番号を追加	個人番号による検索を可能にする。 変更等した個人番号による検索を可能にする。	◎ ◎
4	表示機能	個人事業税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号を追加	納税義務者の個人番号を画面に追加する。	◎
				個人番号を変更等した場合に、変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
5		個人事業税の賦課及び徴収のために用いる帳票に個人番号記載欄を追加する。	申告書等への個人番号記載欄の追加	個人番号を、申告書等の帳票に追加する。	◎
6	情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会	生活保護受給情報の照会を行う。	情報取得 情報取得	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報を取得する仕組みを追加する。	●
7		障害者手帳等情報の照会を行う。		情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●

(注 1) 個人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注 3) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(3) 自動車税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

自動車税は、課税の客体が、乗用車、トラック、バス、三輪の小型自動車等(地方税法147条)で、これらは既に登録ナンバーによる番号管理がなされている。

自動車税の納税義務者は自動車の所有者であり(地方税法145条)、自動車等の所有者に個人番号、法人番号 の提供を求め、賦課及び徴収のために行う事務に個人番号、法人番号を利用することが想定される。

<表 3-3-1:自動車税の納税義務者>

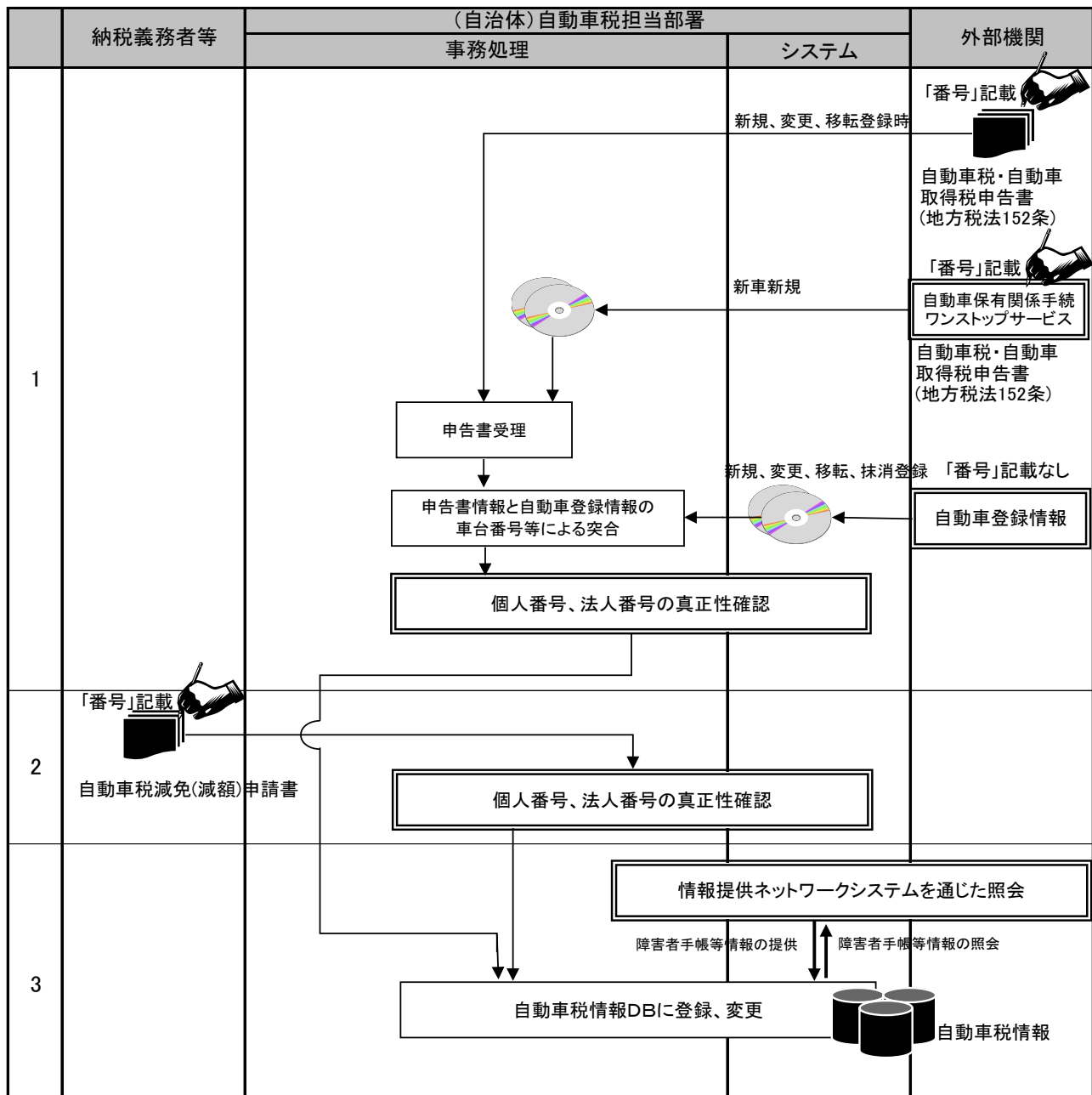
項番	課税客体	納税義務者	影響
1	自動車	- 所有者に主たる定置場所在の都道府県が課税(地方税法145条) - 売主が所有権を留保しているときは、買主を所有者とみなす(地方税法145条)	自動車税・自動車取得税申告書から個人番号、法人番号を取得し、自動車税課税資料作成で利用する。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、自動車税の事務に与える影響について記載する。

(ア) 番号制度導入後の自動車税に関する課税情報の整備の流れ

自動車税申告書から、自動車税に関する課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。



＜図 3-3-1:自動車税に関する課税情報の登録、変更＞

<表 3-3-2:自動車税に関する課税情報の登録、変更>

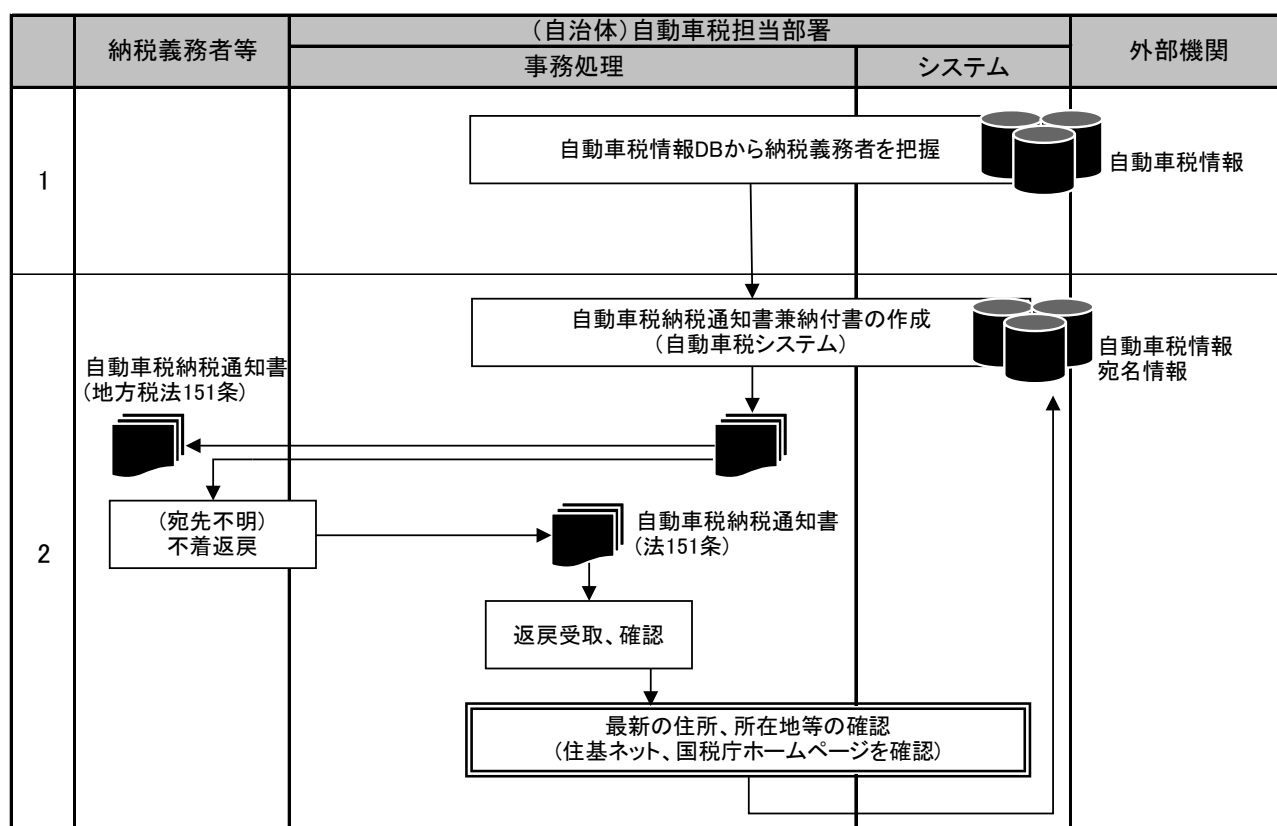
項番	項目	内容	影響
1	自動車税の申告	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	- 自動車税・自動車取得税申告書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 - 自動車保有関係手続きワンストップサービス（OSS）からの自動車税・自動車取得税申告書データにも個人番号、法人番号が記録される。 - 申告書情報と自動車登録情報を車台番号等により突合する。 - 自動車税・自動車取得税申告書及び自動車税・自動車取得税申告書データに記載又は記録された個人番号、法人番号の真正性を確認する。 - 氏名又は名称、住所又は所在地で宛名システム等を照合して、既に個人番号、法人番号が記録されているかを確認できるようにする。 - 個人番号、法人番号が記録されていない場合は、住基ネット、国税庁ホームページを確認する。
2	所有者からの減免等の申請	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号をする。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し、個人番号、法人番号の提供を求める。	- 減免等の申請書に個人番号、法人番号の記載欄を設ける。 - 申請書に記載された個人番号、法人番号で宛名システム等を検索し、特定個人情報、特定法人情報を照合することで、個人番号、法人番号の真正性を確認する。
		地方団体は、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求めを行うことができる（第17条）。	- 自動車税の減免（地方税法162条）を判定するため、障害者手帳等情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行う。 - 情報提供ネットワークシステムから提供された特定個人情報を利用して、減免判定を行う。 - 具体的な情報提供ネットワークシステムへの照会プロセスについては、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(2)①項番3、4のフローを参照 - 符号を取得していない場合には、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(1)②-2項番2のフローにより、符号を取得することが必要。
3	自動車税課税資料作成	自動車税の課税情報に所有者等の個人番号、法人番号を利用する。	自動車税の課税情報に、確認された納税義務者に対する個人番号、法人番号等を利用（検索等）できるようにする。

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(イ) 番号制度導入後の自動車税に関する納税通知書の作成の流れ

自動車税課税情報から、自動車税に関する納税通知書を作成する業務についての業務フローを示す。



<図 3-3-2: 自動車税に関する納税通知書の作成>

<表 3-3-3: 自動車税に関する納税通知書の作成>

項番	項目	内容	影響
1	自動車税の納税義務者の宛名情報の収集・整理	自動車税情報DBから納税通知書の作成対象を抽出する。	納税通知書を作成する際のキーとして、個人番号、法人番号を利用する。
2	自動車税の納税通知書の発送と不着返戻	- 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。 - 地方団体で保有する特定法人情報について、事実と一致するように努める（第55条）。	- 宛名システムなどの情報を検索し確認する。 - 住基ネット、国税庁ホームページを検索し、最新の住所、所在地等を確認する。確認された基本情報をシステムに記録し、納税通知書等を再作成する。（個人番号、法人番号に関する確認方法は、個人番号、法人番号の真正性の確認方法と同様（本ガイドライン3(1)イ(7)及び(イ)）

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 納税義務者宛ての納税通知書には、個人情報保護の観点から個人番号は記載しないこととすることが適当と考えられる。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 3-3-4」に示す。

＜表 3-3-4: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる自動車税システムの主要機能要件を示す。

＜表 3-3-5: 自動車税における主要機能要件＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する（第16条）。	自動車税データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない自動車税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、所有者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能の追加（第6条）	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。 宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	◎ ●
3	表示機能	自動車税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	所有者等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		自動車税の賦課及び徴収のために用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	申告書等への個人番号、法人番号記載欄の追加	個人番号、法人番号を申告書等の帳票に追加する。	◎
5	名寄せ機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能への変更	名寄せキーを個人番号、法人番号へ変更	現在の登録ナンバーや所有者の宛名番号の他に、所有者の個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる。（その場合、個人番号、法人番号が付番されない者に対する考慮が必要になる。）	●
6	情報提供ネットワークシステムを介した情報照会	障害者手帳等に係る情報の照会を行う。	情報提供ネットワークシステムを通じた照会と情報の取得の仕組み	情報提供ネットワークシステムを通じた照会により障害者手帳等情報を取得する仕組みを追加する。	●

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 情報提供ネットワークシステムの具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

(注 3) 個人情報保護の観点から通知書や証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(4) 法人道府県民税・事業税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

法人道府県民税は、法人税額を基礎に課する法人税割と、資本金等の額及び従業員数を基礎に課す均等割がある。

法人事業税は、所得金額又は収入金額等を基礎に課するが、資本金又は出資金が1億円を超える法人には、他に外形標準課税制度が適用されている。

法人道府県民税及び法人事業税は、申告納付方式を採用しているため、番号制度導入によって届出書や申告書に個人番号、法人番号が記載され、都道府県では申告書等の処理作業で個人番号、法人番号を利用することが想定され、また賦課及び徴収等の事務においても個人番号、法人番号を利用することが想定される。

＜表 3-4-1: 法人道府県民税・事業税の納税義務者＞

項番	納税義務者	影響
1	都道府県内に事務所又は事業所を有する法人	法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。
2	都道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該都道府県内に事務所又は事業所を有しないもの	- 法人設立（変更）等の申告書（届出書）が提出された場合は、法人番号の真正性の確認を行う。 - 商業・法人登記から法人番号が法人に通知されるまでのタイムラグによって、その後の申告書等への法人番号の記載の業務フローが異なることが想定される。
3	法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で都道府県内に事務所又は事業所を有するもの	- 法人課税信託の受託者から法人設立（変更）等の申告書（届出書）が提出された場合には、法人課税信託の受託者の個人番号について、真正性の確認を行う。 - 法人課税信託の受託者の個人番号が記載されなかった場合は、届出等に記載された基本4情報で、宛名システム又は住基ネットに照会するなどして確認し、必要に応じて宛名システムへの登録を行う。

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システムへの影響」を参照。

(注 2) 法人番号の具体的な仕様については、今後の政府における検討を踏まえる必要がある。

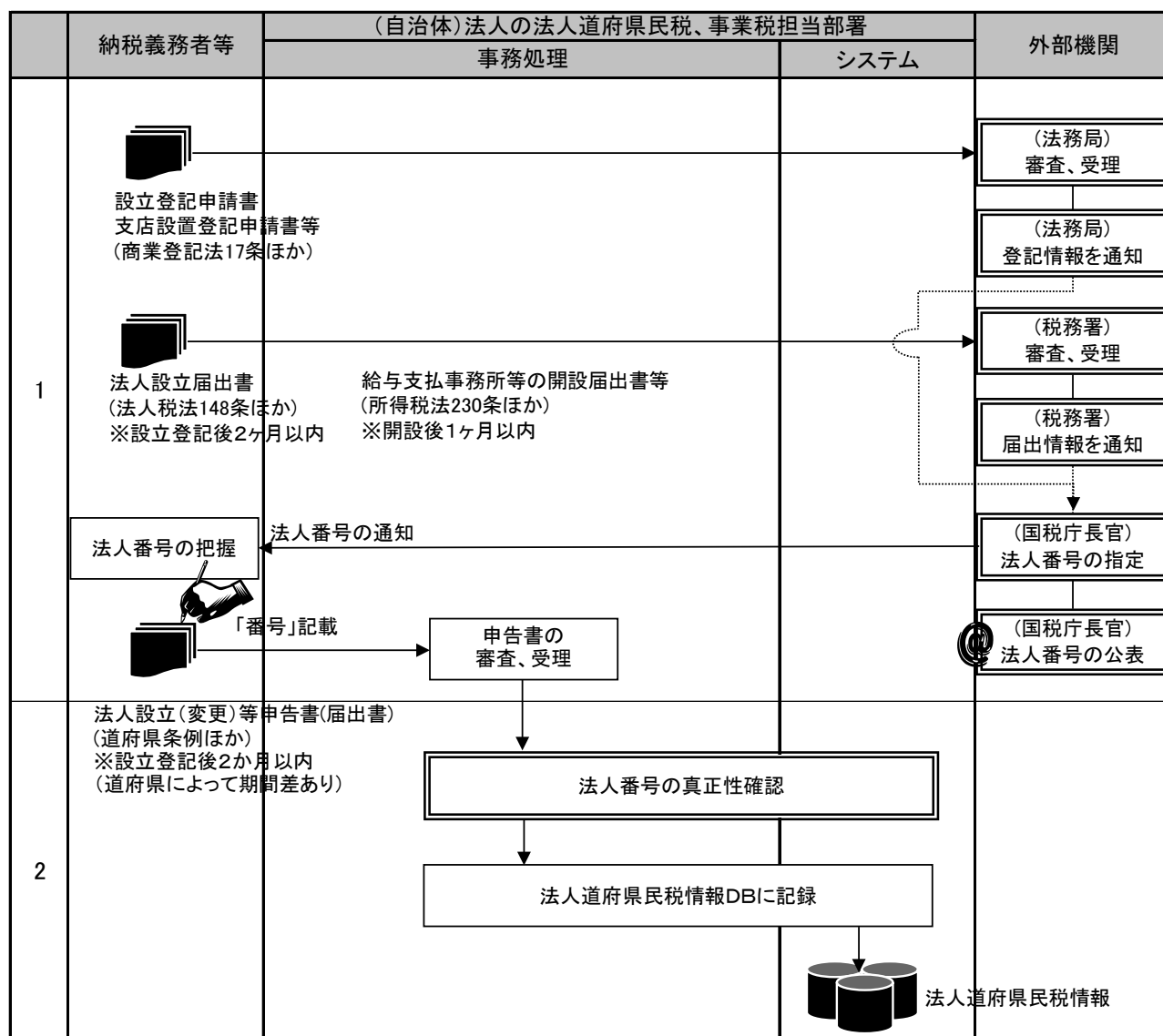
イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、法人道府県民税・事業税の事務に与える影響について記載する。

番号制度の導入により、申告書法人番号が記載されるため、法人道府県民税・事業税では法人、事業所の特定と納税義務者の特定の場面において法人番号を利用することが想定される。

(ア) 番号制度導入後の法人道府県民税・事業税課税情報の整備の流れ

法人からの設立等の申告書から、法人道府県民税・事業税課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。



＜図 3-4-1: 法人道府県民税・事業税課税情報の登録＞

＜表 3-4-2: 法人道府県民税・事業税課税情報の登録＞

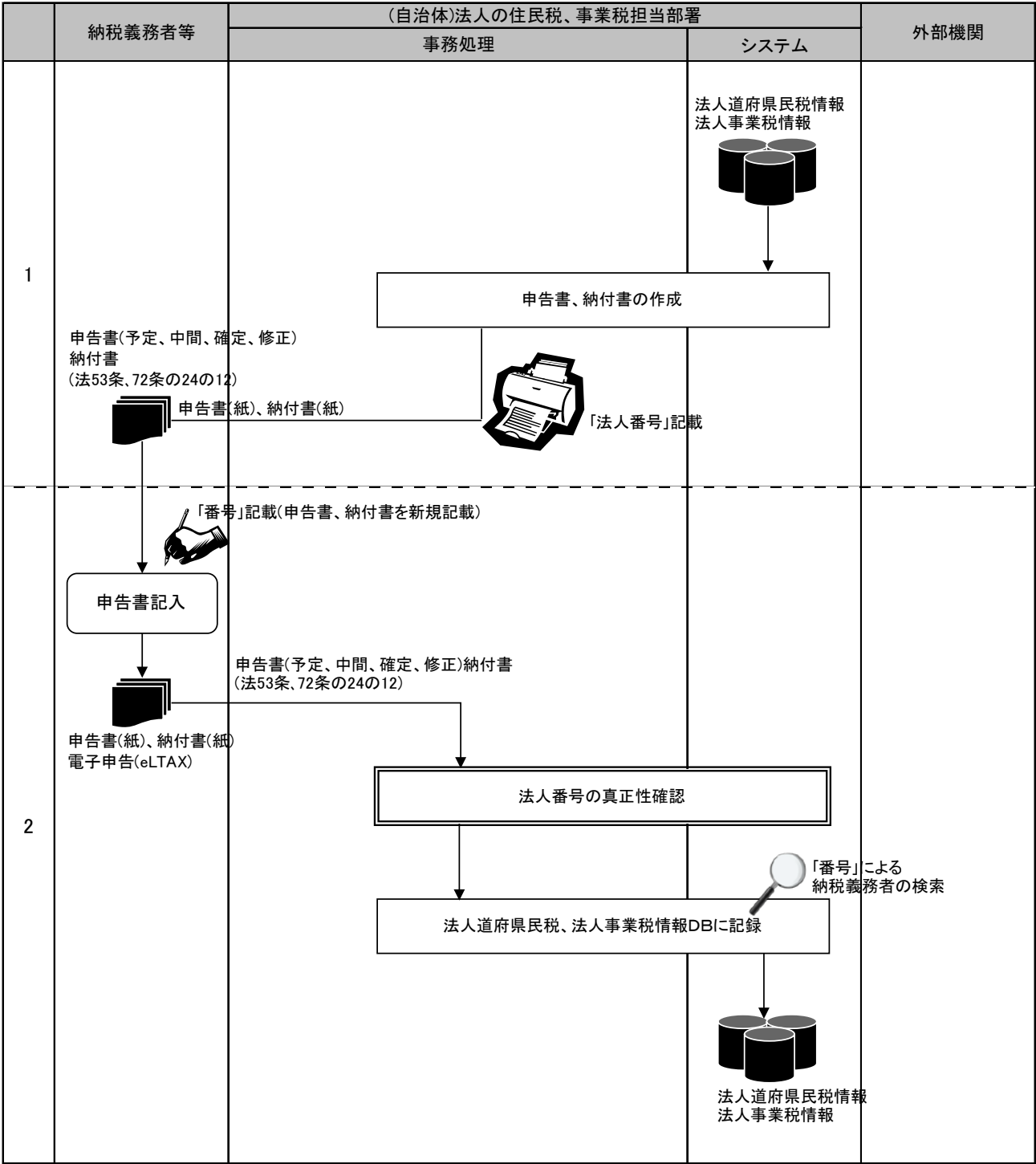
項番	項目	内容	影響
1	法人設立（変更）等の申告（届出）	- 国税庁長官は法人番号を指定し、これを当該法人に通知する（第52条）。 - 国税庁長官は法務大臣及び官公署に対して、法人番号の指定等を行うために必要な情報の提供を求める（第54条）。	法人番号の具体的な仕様については今後の政府における検討を踏まえる必要がある。法人番号がどのようなタイミングで付番されるのか、現段階では不明である。
		地方団体に提出する書類へ法人番号を記載する。	- 法人設立（変更）等の申告書（届出書）の法人名称欄等に法人番号の記載欄を設ける。 - 現在の法人宛名番号に法人番号をひも付けして、宛名システム又は法人道府県民税・事業税システムで管理することが想定される。
2	法人道府県民税・事業税の課税資料作成	- 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人等の商号又は名称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号の提供を求めることができる（第53条）。 - 法人道府県民税・事業税の課税情報に法人、事業所等の法人番号を利用する。	- 申告書等を受け取ったら、法人番号の真正性の確認を行う。 - 法人道府県民税・事業税課税に、法人の法人番号を登録する。
			- 法人課税信託の受託者となった個人について、個人番号の真正性の確認を行う。 - 法人課税信託の受託者となった個人の個人番号から法人道府県民税・事業税課税情報を利用（検索等）できるようにする。

（注 1）個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

（注 2）国税庁が法人番号を付番、通知、公表するタイミングにより、地方団体に提出する法人設立（変更）等の申告書には法人番号が記載されないことも想定される。

(イ) 番号制度導入後の法人道府県民税・事業税の申告に係る事務処理の流れ

納税義務者からの申告書(地方税法53条、72条の24の12)から、法人道府県民税・事業税に関する申告についての業務フローを示す。



<図 3-4-2:法人道府県民税・事業税に関する申告>

＜表 3-4-3:法人道府県民税・事業税に関する申告＞

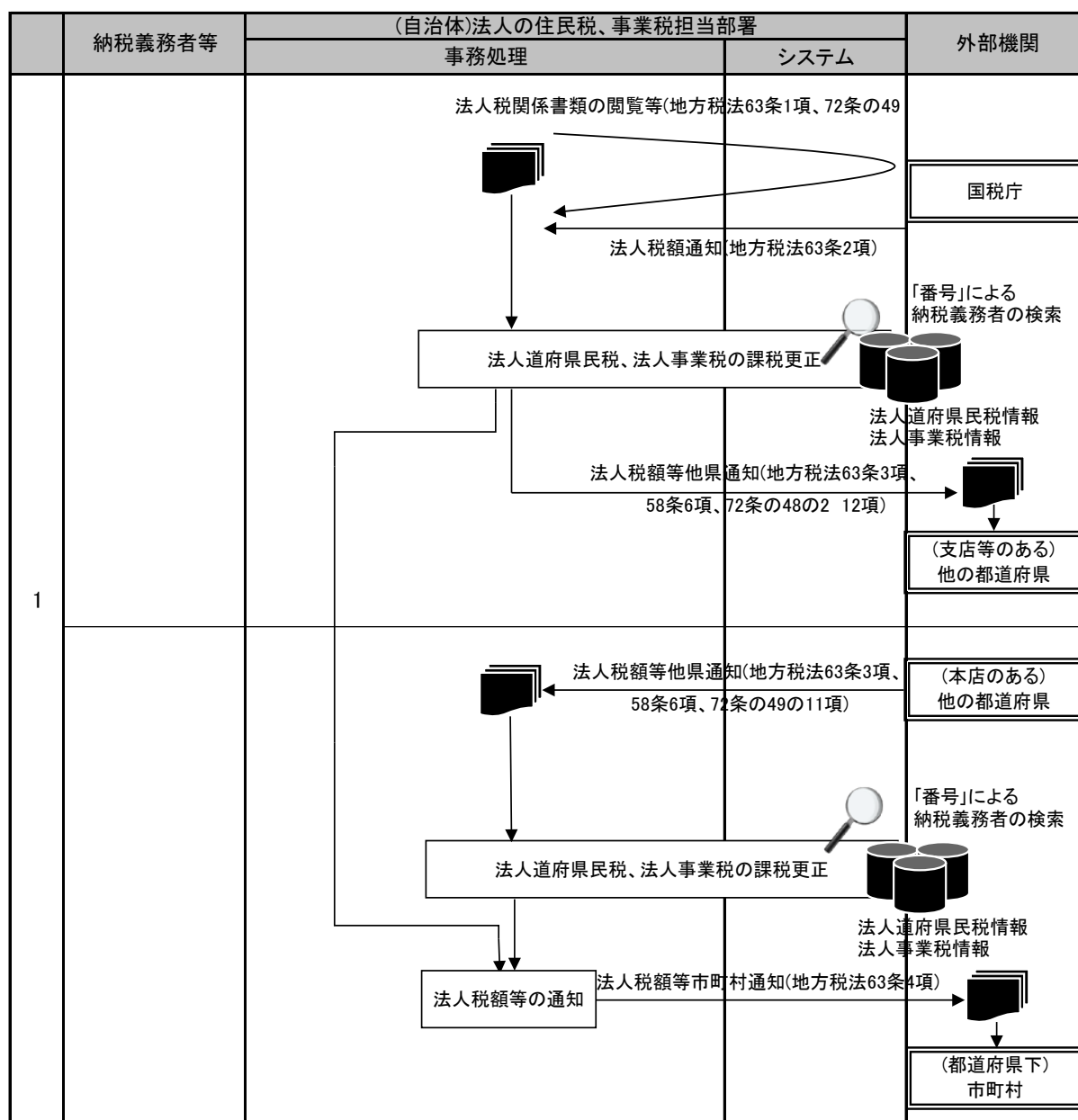
項番	項目	内容	影響
1	申告書等の送付	法人道府県民税・事業税申告書にあらかじめ法人番号を記載させ、法人に送付する。	- 申告書、納付書等の法人名称、事業所名称の記載欄に、法人番号の記載欄を設ける。 - プレ申告データに、法人番号の記載欄を設け、法人番号を記載する。
2	申告書等の記入、課税資料作成	- 地方団体に提出する書類へ法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 - 法人道府県民税・事業税課税情報に納税義務者の法人番号を利用する。	- 申告書、納付書等の法人名称、事業所名称の記載欄に、法人番号の記載欄を設ける。 - 申告書等に記載された法人番号の真正性の確認を行う。 - 法人道府県民税・事業税の課税情報に、法人に対する法人番号を登録する。 - 法人番号から法人道府県民税の課税情報を検索できるようにする。 - 法人課税信託の受託者となった個人の個人番号から法人道府県民税・事業税の課税情報を検索等ができるようにする。

(注 1) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システムへの影響」を参照。

(注 2) 「(1) 宛名システムへの影響」の章に記載した法人番号の初期突合を実施しない場合、申告書等に既存の法人宛名番号と法人番号の両方の記載欄を設け、並行で運用することが想定される。

(ウ) 番号制度導入後の他団体との情報のやり取りの流れ

法人税に関する書類の供覧等（地方税法 63 条 1 項、72 条の 49 の 2）、法人税額等の通知（地方税法 58 条 6 項、63 条 3 項 4 項、72 条の 48 の 2 12 項）についての業務フローを示す。



<図 3-4-3:他団体との情報のやり取りの流れ>

<表 3-4-4:法人二税に関する他団体との情報のやり取りの流れ>

項番	項目	内容	影響
1	法人税に関する書類の供覧等	- 地方税の賦課徴収に関する事務に法人番号を利用することができる。 - 他の行政機関の長等に特定法人情報の提供を求めるときは、当該法人番号を通知してするものとする。	- 法人番号が含まれる国税庁の法人税関係書類の閲覧・記録や法人税額の通知により、法人道府県民税・事業税の課税資料作成にあたり、法人番号が利用できる。他の都道府県への法人税額等の通知にも、法人番号を記載して通知する。 - 特定の法人に係る法人税関係書類等の閲覧又は記録を求めるときは、情報提供を求める際に当該法人の法人番号を通知する（各月中に法人税申告書を提出した法人の課税情報等、法人を特定できない場合はこの必要はない）。

(注 1) 法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 法人番号の導入後は、都道府県からの法人税額等の通知と課税情報との突合が法人番号をキーとして電子的に行われれば、事務が効率化することが考えられる。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 3-4-5」に示す。

<表 3-4-5: 方向性及び留意事項における区分一覧>

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度に伴い必要となる法人道府県民税・事業税システムの主要機能要件を示す。

<表 3-4-6: 法人道府県民税・事業税における主要機能要件>

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、法人番号を追加する（第16条）。	法人道府県民税・事業税データベースへの法人番号の追加	宛名システムを参照していない法人道府県民税・事業税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、法人の法人番号を追加する。	●
2				番号制度施行前に解散、閉鎖等した過去の法人に対しては、法人番号が把握できないことも考慮する。	●
3		法人番号による検索等機能を追加する（第6条）。	検索キーに法人番号を追加	法人番号による検索を可能にする。	◎
4	表示機能	法人道府県民税・事業税の賦課及び徴収のために用いる画面に法人番号を追加する。	画面表示項目に法人番号を追加	法人の法人番号を画面に追加する。	◎
5		法人道府県民税・事業税の賦課及び徴収のために用いる帳票に法人番号記載欄を追加する。	申告書等への法人番号の追加	法人番号を、申告書、課税台帳等に追加する。	◎
				法人番号を、通知書、証明書等の帳票に追加する。	●
			国税庁及び他の都道府県からの通知の突合	国税庁及び他の都道府県からの通知に法人番号が付加されることが想定されるため、法人道府県民税・事業税システムで管理する課税情報データと、法人番号を使用して突合ができるようする。	●
			他の都道府県、市町村への通知の作成	他の都道府県及び市町村向けに作成する法人税額等の通知に法人番号を追加する。	◎

(注) 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織とされており、特定法人情報を情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携することは想定されていない。

(5) 不動産取得税システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

不動産取得税は、土地、家屋等の不動産の取得に対して課税され、納税義務者は土地や家屋を売買、交換、贈与、建築等により取得した者である。

不動産取得税の賦課徴収については、地方税法第73条の18に基づき市町村から道府県に「不動産取得税申告書」が送付される場合と、地方税法第73条の21、第73条の22に基づき市町村から道府県に送付される「固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知」が利用される場合がある。

この通知の内容は、固定資産課税台帳のデータ(原始取得)とされている道府県が多く、既存の土地や家屋につき売買、贈与、交換などにより取得する継承に係る固定資産課税台帳は市町村から都道府県に提供されていないため、法務局の登記申請書(所有権移転登記申請書等)及び添付される住民票の閲覧・転記がなされている。

不動産取得税については、市町村の固定資産税と異なり、取得時の一時のみの課税であるので、現行、必ずしも課税管理システムに課税資料をシステム登録している訳ではないが、納税通知書の作成等で宛名システムや収納管理システムに納税義務者の宛名情報等を登録しており、番号制度導入後は個人番号、法人番号により管理することが想定される。

この際、申告書以外の方法により課税する場合には、個人番号、法人番号が記載されていないことを踏まえる必要がある。

<表 3-5-1:不動産取得税の納税義務者>

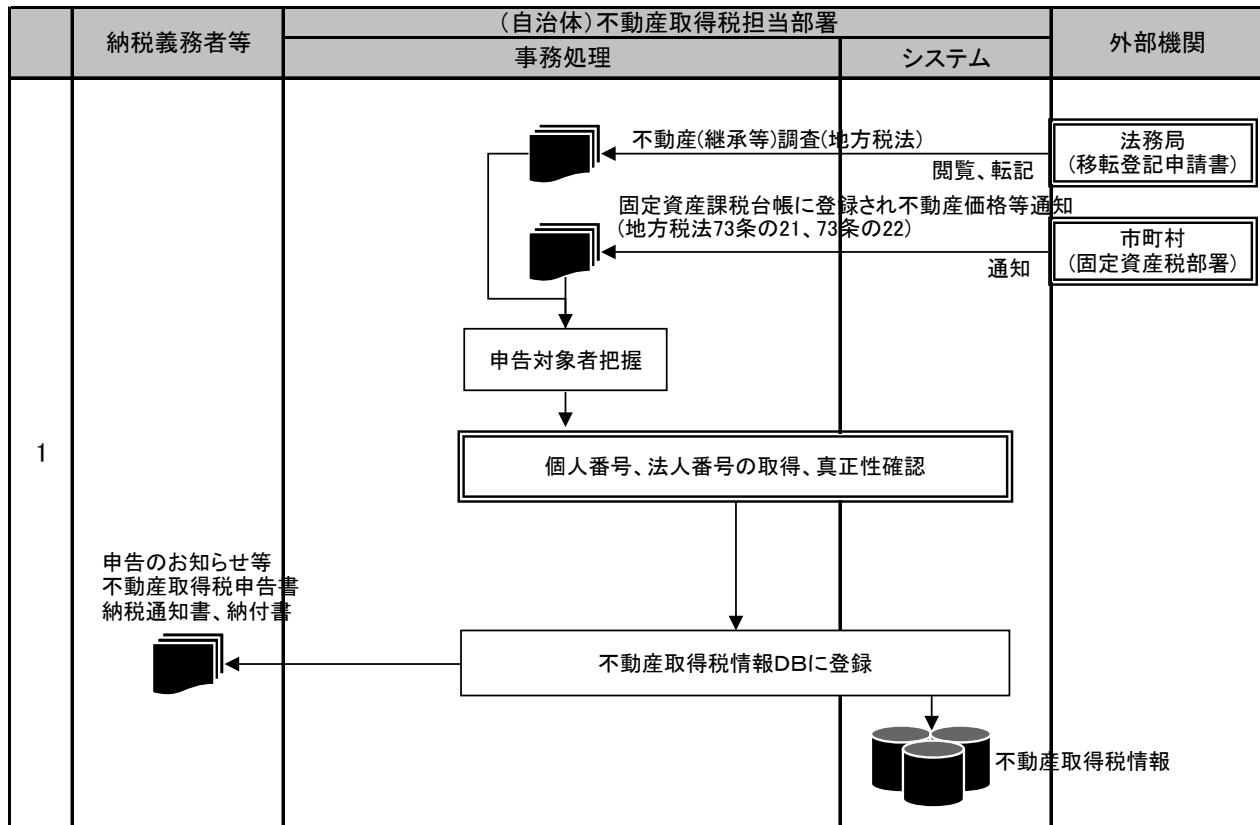
項番	課税客体	納税義務者	影響
1	土地、家屋等の不動産の取得	• 不動産の取得者(個人、法人)	• 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知等から個人番号、法人番号を取得する。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

本項では、不動産取得税の事務に与える影響について記載する。

(ア) 番号制度導入後の不動産取得税課税情報の整備の流れ

市町村からの不動産の価格等の通知から、不動産取得税課税情報を整備する業務についての業務フローを示す。



<図 3-5-1:不動産取得税情報の登録>

<表 3-5-2:不動産取得税情報の登録>

項番	項目	内容	影響
1	移転登記申請書の調査、固定資産課税資料等の調査、固定資産台帳に登録された不動産価格の通知	- 不動産の原始取得については、番号制度導入後は市町村からの提供データに個人番号、法人番号が入ることが想定される。 - 不動産の継承については、登記所（法務局）の登記申請書（所有権移転登記申請書等）及び添付される住民票等により個人番号、法人番号を確認できる場合はあるが、登記事務については番号別表事務でないことから登記申請書には個人番号、法人番号が記載されないことを踏まえる。	- 不動産の新規取得については、市町村から提供されたデータをシステムに登録する。その際、氏名、名称、住所、所在地等の基本情報で宛名システム等を照合し、番号や基本情報が登録されているか、正しいかを確認する。 - 不動産の継承については、法務局で閲覧、転記した情報をシステムに登録するが、その際、氏名、名称、住所、所在地等の基本情報で宛名システム等を照合し、番号や基本情報が登録されているか、正しいかを確認する。 - 個人番号、法人番号が記録されていない場合や基本情報が異なる場合は、住基ネット、国税庁ホームページを確認し、必要に応じて番号等を記録する（個人番号の取得については、「情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン」2(1)②-1 項番1のフローを参照）。

(注 1) 個人番号、法人番号 の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 不動産取得税申告書は、地方税法第73条の18 2の規定により、市町村を経由して提出されるが、都道府県における個人番号、法人番号の真正性の確認の要否については今後検討。

(注 3) 不動産取得税の課税標準額は、不動産の購入価格でなく、市町村の固定資産税課税情報に登録されている価格が使用されるため、道府県が市町村の固定資産税課税情報を照会する場合に個人番号、法人番号が使用される。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 3-5-3」に示す。

＜表 3-5-3: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる不動産取得税システムの主要機能要件を示す。

＜表 3-5-4: 不動産取得税における主要機能要件＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する（第16条）。	不動産取得税データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない不動産取得税システムでは、賦課及び徴収のために用いるデータベースに、納税義務者等の個人番号、法人番号を追加する。	●
				番号制度施行前の死亡者、海外転出により住民基本台帳の除票処理をされた者、短期滞在の外国人等、個人番号が付番されない個人が残ることも考慮する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能の追加（第6条）	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。	◎
				宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	●
3	表示機能	不動産取得税の賦課及び徴収のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	納税義務者等の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

(注 3) 不動産取得税については、市町村の固定資産税と異なり、取得時の一時のみの課税であるので、現行、必ずしも課税管理システムに課税資料をシステム登録している訳ではないことから、道府県によって主要機能要件が異なることも想定される。

(6) 収滞納管理システム

ア 番号制度導入における影響の全体像

現行の収滞納管理事務では、都道府県内の各課税部署において宛名番号による納税義務者の特定が行われており、番号制度導入後も従来通りの事務処理が想定される。

ただし、個人番号、法人番号による個人及び法人の重複登録の整理が可能となり、滞納情報の名寄せ等が効果的に実施されることも想定される。

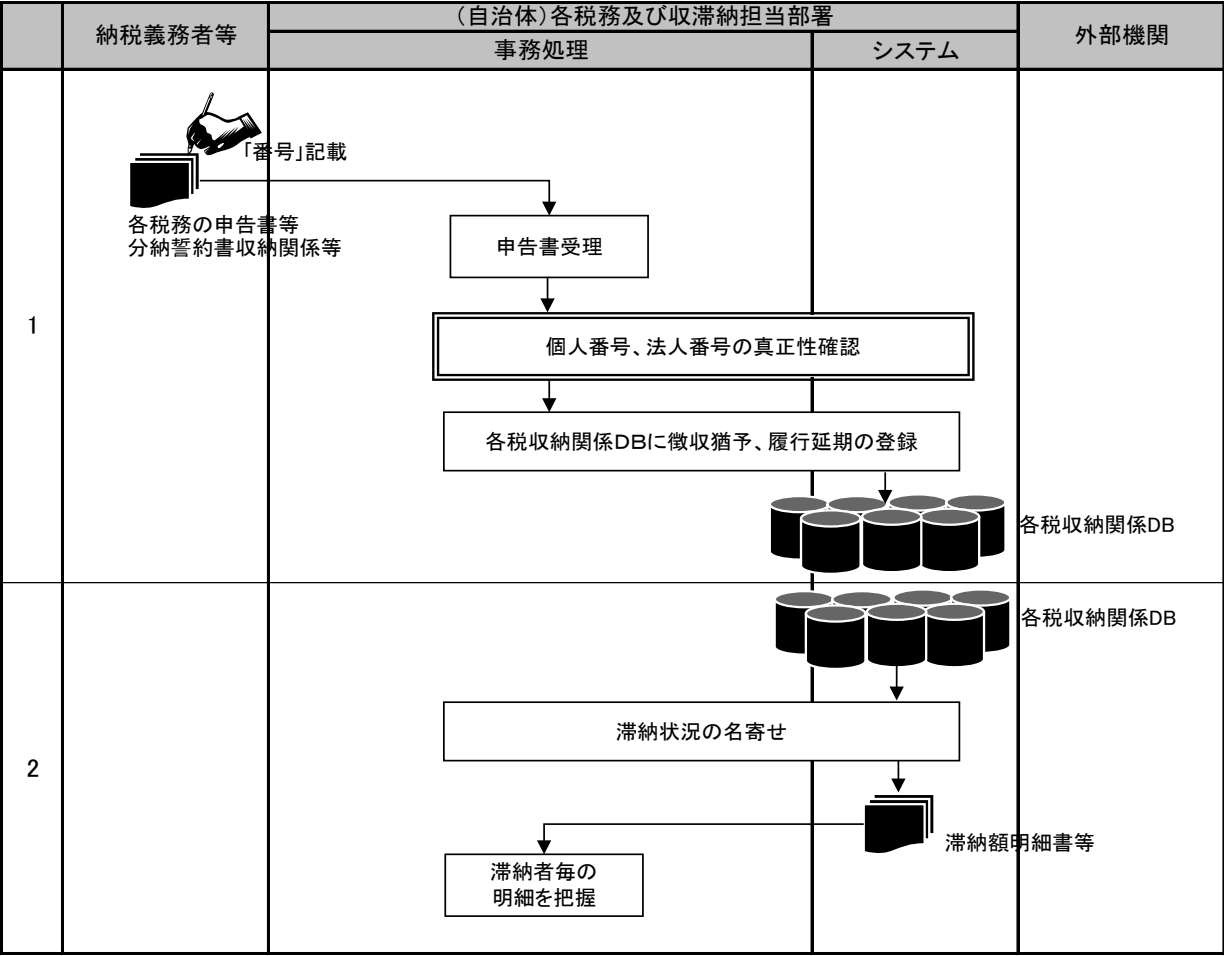
また、他の地方団体や税務署等への照会事務においても、個人番号、法人番号を利用することが想定される。

イ 番号制度導入後の業務の流れ

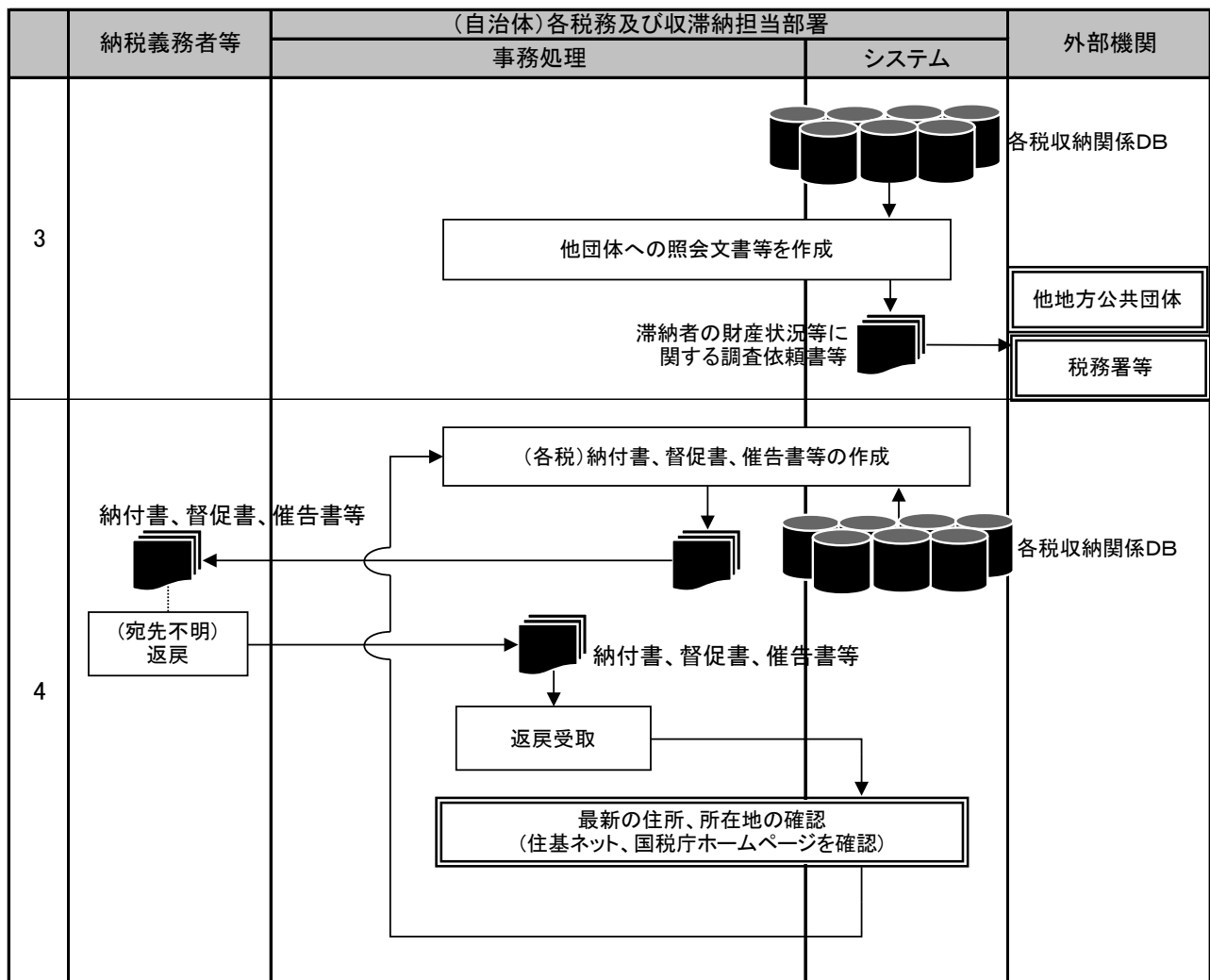
本項では、収滞納管理事務に与える影響について記載する。

(ア) 番号制度導入後の収滞納業務の流れ

滞納者の名寄せや、滞納処分にあたり他団体への実態調査を依頼する業務についての業務フローを示す。



<図 3-6-1:収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用(1/2)>



＜図 3-6-1:収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用(2/2)＞

＜表 3-6-1:収滞納業務に関する個人番号、法人番号の活用＞

項番	項目	内容	影響
1	特定個人情報、特定法人情報を宛名システム等に登録	- 地方団体に提出する書類へ個人番号、法人番号を記載する。 - 地方税の賦課徴収に関する手続きに関し住民に個人番号、法人番号の提供を求める。	- 申告、申請、誓約等に関する届出書に個人番号、法人番号の記載欄を設け、個人番号、法人番号を提供させる。 - 届出書を受け取ったら、個人番号、法人番号の真正性を確認する。
2	滞納状況の名寄せ	地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（第6条）。	収滞納管理システムで、滞納状況の名寄せを行う際のキーに、個人番号、法人番号を利用することで、税目間の滞納明細の名寄せの精度が向上する。
3	滞納者の実態調査照会文書の回答依頼	- 地方団体は、特定個人情報ファイルにおける個人情報の検索及び管理のために個人番号を利用することができる（第6条）。 - 他の地方団体に特定法人情報を求めるときは、法人番号を通知して行う（第53条）。	指定された滞納者の実態調査照会文書に滞納者の個人番号、法人番号の記載欄を設け、個人番号、法人番号を記載する。
4	納付書等の発送と返戻	- 地方税の賦課徴収に関する事務に必要な場合は、住基ネットに本人確認情報の提供を求めることができる。 - 地方団体で保有する特定法人情報について、事実と一致するように努める（第55条）。	- 宛名システムなどの情報を検索し確認する。 - 住基ネット、国税庁ホームページを検索し確認する。確認された基本情報をシステムに記録し、納付書等を再作成する（個人番号、法人番号に関する確認方法は、個人番号、法人番号の真正性の確認方法と同様（本ガイドライン3(1)イ(ア)及び(イ)））。

(注1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注2) 番号制度導入後、重複宛名の整理が一斉になされることは現実的には難しいことも想定されるため、滞納状況の名寄せについては、収滞納管理システム側においても個人番号、法人番号を利用することが想定される。

(注3) 納税義務者宛ての納付書には、個人情報保護の観点から個人番号は記載しないこととすることが適当と考えられる。

(注4) 納付書の様式については、平成19年3月27日付け総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」(総務省自治税務局企画課長通知)も参照。

ウ 主要機能要件

「ウ 主要機能要件」で示す検討事項の方向性及び留意事項においては、それぞれの内容に応じた区分を設けている。区分が示す意味について、「表 3-6-2」に示す。

＜表 3-6-2: 方向性及び留意事項における区分一覧＞

区分	区分が示す意味
◎	番号制度上対応が必須
●	システムの実情によっては対応が必要

ここでは、番号制度導入に伴い必要となる収滞納管理システムの主要機能要件を示す。

＜表 3-6-3: 収滞納管理における主要機能要件＞

項番	機能	機能要件	検討事項	方向性及び留意事項	区分
1	検索機能	データベースに、個人番号、法人番号を追加する（第16条）。	収滞納管理データベースへの個人番号、法人番号の追加	宛名システムを参照していない収滞納管理システムでは、収納管理及び滞納管理のために用いるデータベースに、納税義務者の個人番号、法人番号を追加する。	●
2		個人番号、法人番号による検索等機能の追加（第6条）	検索キーに個人番号、法人番号を追加	個人番号、法人番号による検索を可能にする。 宛名システムを参照していないシステムでは、個人番号が変更等された場合に、変更前の個人番号を把握できるように考慮する。	◎ ●
3	表示機能	収納管理及び滞納管理のために用いる画面に個人番号、法人番号を追加する。	画面表示項目に個人番号、法人番号を追加	納税義務者の個人番号、法人番号を画面に追加する。	◎
4		収滞納管理の他団体への連絡に用いる帳票に個人番号、法人番号記載欄を追加する。	滞納者の実態地調査照会文書への個人番号、法人番号の追加	滞納者の個人番号、法人番号を滞納者の実態調査照会に記載する。	◎
5	名寄せ機能	個人番号、法人番号による名寄せ機能への変更	名寄せキー個人番号、法人番号へ変更	現在の税宛名番号の他に、納税義務者に対応する個人番号、法人番号による名寄せを可能にすることも考えられる（その場合、個人番号、法人番号が付番されない者についても考慮が必要になる。）。	●

(注 1) 個人番号、法人番号の真正性の確認については、「(1) 宛名システム」を参照。

(注 2) 個人情報保護の観点から証明書等、本人宛に交付を行う帳票や閲覧可能となる帳票には個人番号を記載しない取扱いとすることが適当と考えられる。

第3節 情報連携のための中間サーバの構築に係るガイドライン

1 基本要件

(1) 中間サーバの必要性

① 番号利用法案における情報連携の位置づけ

番号利用法案第 17 条本文において、国や地方公共団体等の個人番号利用事務実施者が、個人番号を利用して情報収集し、管理している個人情報(以下「特定個人情報」という。)については、原則的に、他の機関に提供することは禁止されている。

しかしながら、同条第7号において例外規定が設けられており、番号利用法案別表第二に掲げる情報照会者が、同表に掲げる情報提供者に対し、同表に掲げる事務を処理するために必要な同表に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するときは、特定個人情報を提供することが可能となっている。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

(特定個人情報の提供の制限)

第十七条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(中略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

(後略)

② 情報提供ネットワークシステムの構成

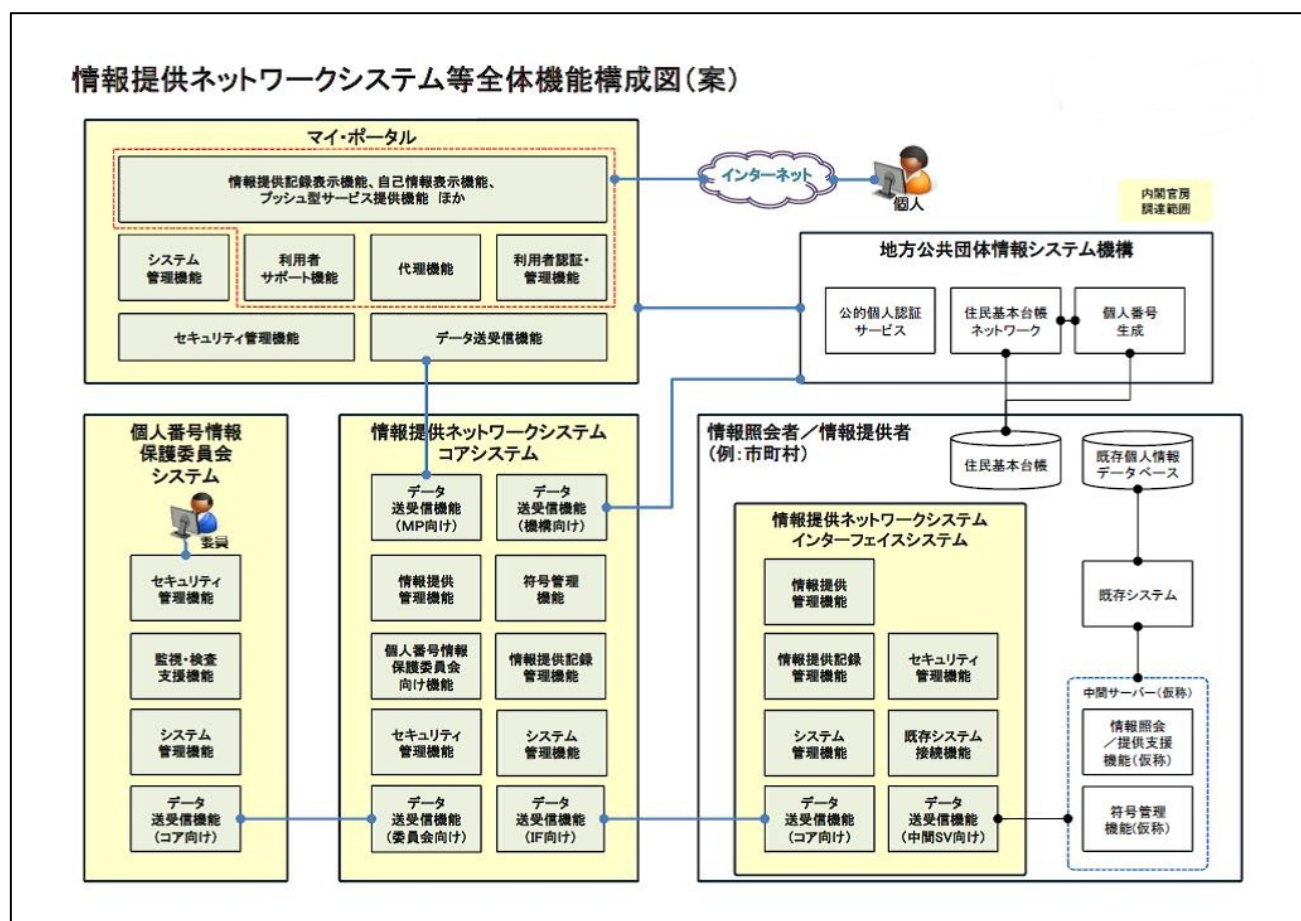
情報提供ネットワークシステムについては、平成 24 年 3 月 23 日に開催された第8回情報連携基盤技術WGにおいて、その全体機能構成図案が示されている。

当該全体機能構成図によると、情報提供ネットワークシステムは、情報提供者又は情報照会者(以下「情報提供者等」という。)からの求めに対し、情報連携のための符号(ID コ

ードを含む)を生成する機能や、情報提供の際に情報提供者と情報照会者間の符号を交換する機能、情報提供者と情報照会者間の情報提供及び情報提供者等とマイ・ポータル間の情報提供を中継する機能などで構成される「コアシステム」と、各情報提供者及び情報照会者側に設置し、情報提供者と情報照会者間又は情報提供者等とマイ・ポータル間での情報提供に際して必要とされる情報を提供する情報提供管理機能などで構成される「インターフェイスシステム」で主に構成されることとされている。

地方公共団体は、インターフェイスシステムを通じて情報連携を行うことになり、当該インターフェイスシステムと各地方公共団体が保有する既存業務システムを接続する必要がある。

当該全体機能構成図においては、地方公共団体が整備することが想定されるシステムとして、インターフェイスシステムと既存業務システムとの間に設置し、情報照会／提供支援機能と符号管理機能を有する「中間サーバ」の必要性が指摘されている。



<図1:情報提供ネットワークシステム全体機能構成図案>

(平成 24 年 3 月 23 日第8回情報連携基盤技術WG)

③ 情報連携における地方公共団体の役割

特に市町村においては、番号利用法案において、所得情報や世帯情報等を提供する等、情報提供者としての役割が期待されている。番号利用法案第20条第1項には、「情報提供者は、・・・特定個人情報の提供を求められた場合において、・・・情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。」と規定されており、各地方公共団体は情報提供ネットワークシステムのインターフェイスシステムと情報連携の対象となっている情報を保有する既存業務システムとを接続する必要がある。

④ 中間サーバの必要性

地方公共団体は、総合的な行政主体として住民のさまざまな個人情報を保有しているが、各行政分野において業務システムを構築し、それぞれのデータベースに、業務に必要な個人情報が保存され管理されていることが通常である。

一方、インターフェイスシステムは、その管理権は各地方公共団体にあるものの、情報提供ネットワークシステムの一部を構成しており、情報提供ネットワークシステムは個人情報の一元管理機関とならないよう、常時個人情報を保有しないこととされているところである。

また、インターフェイスシステムは、効率性等の観点から、各行政分野ごとではなく、各地方公共団体ごとに設置管理することが想定されており、一の地方公共団体に設置管理されるインターフェイスシステムに対し、当該地方公共団体が保有している複数の業務システムを接続する必要がある。

以上の状況を勘案すると、次に示すとおり、セキュリティ、コスト、拡張性の3つの観点から、インターフェイスシステムと既存業務システムとの接続の方法として、インターフェイスシステムと既存業務システムとの間に、情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、インターフェイスシステムと既存業務システムとの情報の授受の仲介をする役割を担う「中間サーバ」を置くことが適当であると考えられる。

④-1 セキュリティ

仮に、各業務システムが個別にインターフェイスシステムに接続すると、外部機関が情報提供を求める度に、インターフェイスシステムを通じて、各業務システムのデータベースを直接参照することになる。各業務システムのデータベースに保存されているデータは原本であり、たとえ情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会であったとしても、原本を外部機関が取り扱えることとなることは、当該データベースの改ざん、漏えい等が発生した場合等におけるその管理責任の所在を不明確にさせてしまうことになる。

一方、中間サーバを設置して、既存業務システムのデータベースの原本の副本を中間サーバのデータベースに保存すれば、直接原本を外部機関が取り扱うことにはならない。この場合、中間サーバのデータベースの情報の更新が必要になり、その頻度をどのように設定するかが課題となる。たとえば、業務によっては、日々更新するものもあれば、情報が確定するまで時間がかかる場合もある。しかし、当該頻度については、各地方公共団体の運用を勘案して全国的に統一することにより解決が可能と考えられる。

④-2 コスト

インターフェイスシステムを通じて国の行政機関等と情報連携を行うためには、情報連携する対象となる情報の形式を統一する必要がある。一方、各地方公共団体の各業務システムで取り扱う情報の形式はそれぞれ異なることから、中間サーバの設置の有無にかかわらず、既存業務システムを改修して情報連携に必要な情報を抽出する機能が必要となり、コストとしてはほぼ変わらない。

しかしながら、既存業務システムから抽出した情報に情報連携の符号をひも付け、インターフェイスシステムの求めに応じて当該情報を収受する機能については、仮に、インターフェイスシステムに各業務システムが個別に接続すれば、各既存業務システムごとにシステム改修が必要となる一方、中間サーバを設置すれば、当該機能については中間サーバにのみ機能を追加すればよく、その分、コストが削減されと考えられる。

また、インターフェイスシステムと既存業務システムを直接接続すると、情報連携が既存業務システムの稼働時間に依存してしまうことから、仮にマイ・ポータルを通じたサービスを24時間可能とする場合には、既存業務システムを24時間稼働する必要が生じる。一方、中間サーバの設置方法にもよるが、既存業務システムは稼働していなくても、中間サーバのみを稼働させることで、必要最小限の管理コストに抑えることができると考えられる。

④-3 拡張可能性

インターフェイスシステムは、アクセス記録を保存し、情報提供を管理する機能が搭載されることから、そのアプリケーションについては、セキュリティの観点及び相互接続性の維持の観点からも各地方公共団体において自由に改変してよい性質のものではなく、より厳格な管理が求められると考えられる。

一方、中間サーバについては、情報提供ネットワークシステムに基づく情報連携を行うために利用することが前提であるが、既存業務システムのデータベースの副本として位置づけられるものであることから、地方公共団体がその行政サービスを高めるために利用することを妨げるものではない。たとえば、総合窓口化を進めるために中間サーバに

情報を追加するなどの活用方法も考えられる。

仮に、インターフェイスシステムと既存業務システムを直接接続すると、地方公共団体が拡張して利用する可能性が失われてしまう。

中間サーバの必要性		
	(1) 既存業務システムをインターフェイスシステムと直接接続する場合	(2) 既存業務システムを中間サーバを経由してインターフェイスシステムと接続する場合
①概要		
②セキュリティ	低い ・原本を他団体が直接参照する	高い ・原本を他団体が直接参照せず ・情報連携に必要な情報のみを抽出する ・ただし、情報の更新のタイミングが課題
③コスト	高い ・既存システムの改修が多くなる	低い ・既存システムの改修は最小限
④拡張性	低い ・地方公共団体が独自に個人番号の利用拡大や庁内連携をする場合など更なる活用が困難	高い ・地方公共団体が独自に個人番号の利用拡大や庁内連携をする場合など更なる活用が可能

<図2: 中間サーバの必要性>

(2) 中間サーバの基本的な考え方

① 管理権

①-1 インターフェイスシステム

インターフェイスシステムは、地方公共団体に設置されるものであり、その設置方法については今後検討されるべきものであるが、当該インターフェイスシステムの設置・管理の主体は、地方公共団体にあると考えるのが合理的である。

一方、インターフェイスシステムには、情報連携記録が保存されることから、当該記録を地方公共団体が改変できないようにする必要がある。また、インターフェイスシステムは情報提供を管理する機能があり、当該機能を地方公共団体が改変したり自由に取り扱えるようにするべきではない。

また、インターフェイスシステムのソフトウェア等については、全国統一の仕様でなければ情報提供ネットワークシステムを構築することができない。

以上を勘案すると、インターフェイスシステムのソフトウェアについては、国がその仕様を策定するべきものであり、その開発や管理についても、各地方公共団体が個別に行うのではなく、国が一括で開発し、管理するなど効率的な開発や管理の方法を今後検討する必要がある。

①-2 中間サーバ

中間サーバは、インターフェイスシステムと既存業務システムとを直接接続することがセキュリティやコストの観点から適当ではないとの考え方に立ち設けるものであり、既存業務システムのデータベースの副本を保存するサーバとしての位置づけられるものである。したがって、基本的にはその管理は各地方公共団体が行うべきものである。

② 保有すべき情報のあり方

②-1 保有すべき情報

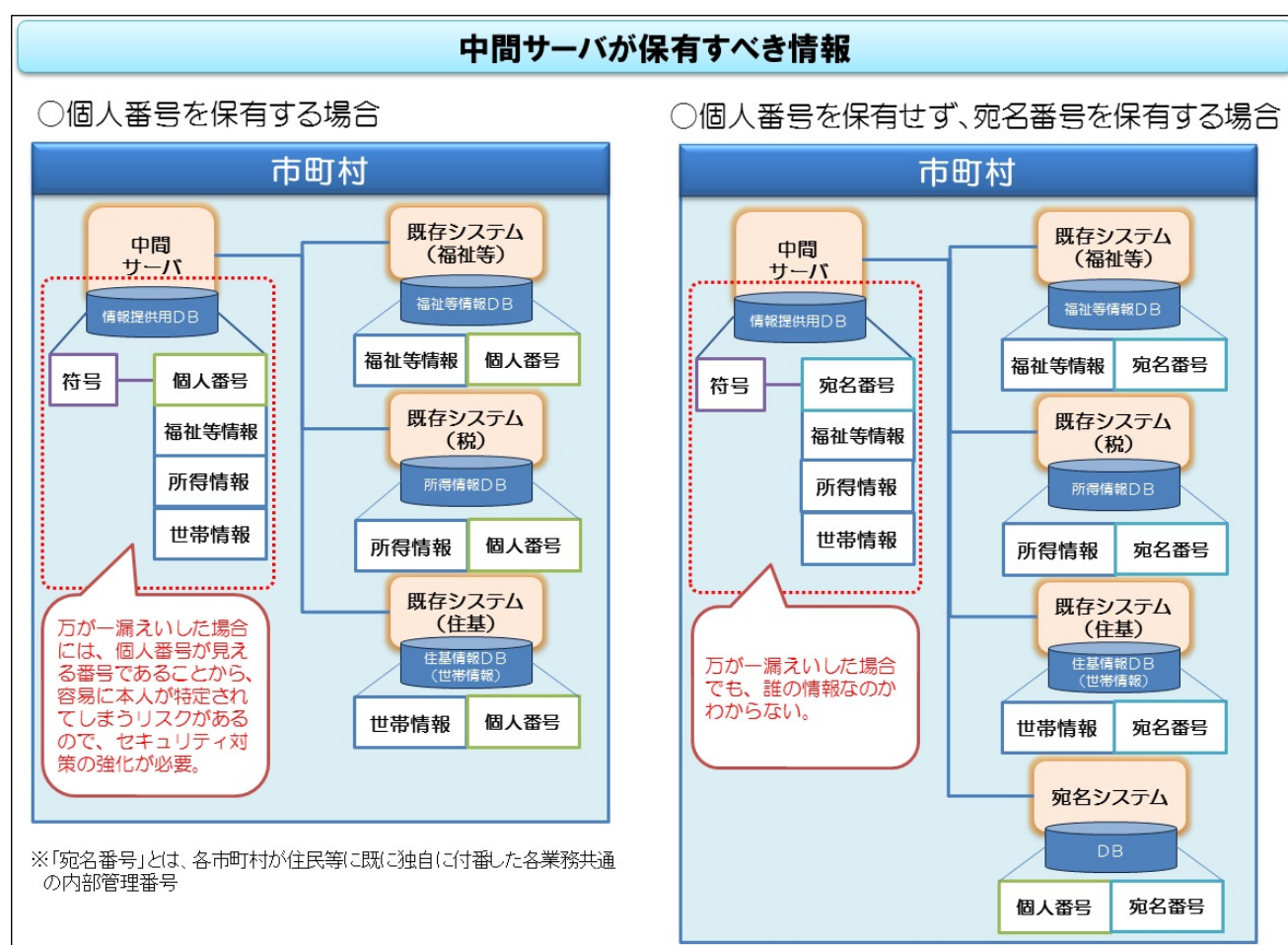
中間サーバのデータベースには、番号利用法案別表第二に規定する個人情報that保存されることになる。たとえば、所得情報や世帯情報、各福祉分野の情報やこれらの情報を更新した日時等が一つの符号にひも付けられて管理されることになる。また、中間サーバのデータベースは、これらの情報が誰の情報であるかを示す情報を保有する必要があるが、当該情報として個人番号を保有する場合と宛名システムで利用される宛名番号を保有する場合が考えられる。

地方公共団体が宛名システムを保有している場合、宛名システムで宛名番号と個人番号をひも付けて管理し、中間サーバで宛名番号と符号をひも付けて管理すれば、他の既存業務システムのデータベースに個人番号を追加する改修が原則的に不要となるため、全体的な総コストは削減されと考えられる。

また、符号は、情報提供ネットワークシステムのコアシステムが生成し、一般に知られることのない、秘匿性の高いものであり、当該符号を見ただけでは、誰を指すものであるのかを特定することが困難である。宛名番号も、地方公共団体の内部でのみ利用される秘匿性の高いものであり、符号と同様である。

一方、個人番号は「民一民一官」で見える番号として広く民間事業者を含め流通するものであり、容易に個人を特定できる可能性のあるものであるため、個人情報が集積する中間サーバに個人番号を保有する場合は、万が一中間サーバの情報が漏えいした際に容易に本人が特定されてしまい被害が拡大する可能性があることになる。

以上の状況を勘案すると、中間サーバは、個人番号を保有せず、宛名番号を保有することが適当であると考えられる。



<図3: 中間サーバが保有する情報>

②-2 符号の取得

第1節で述べたように、符号による情報連携を行うかどうかを含めて、情報連携の具体的な仕組みは明らかでないが、当面、次のような方法で符号による情報連携が行われるものと想定することとする。

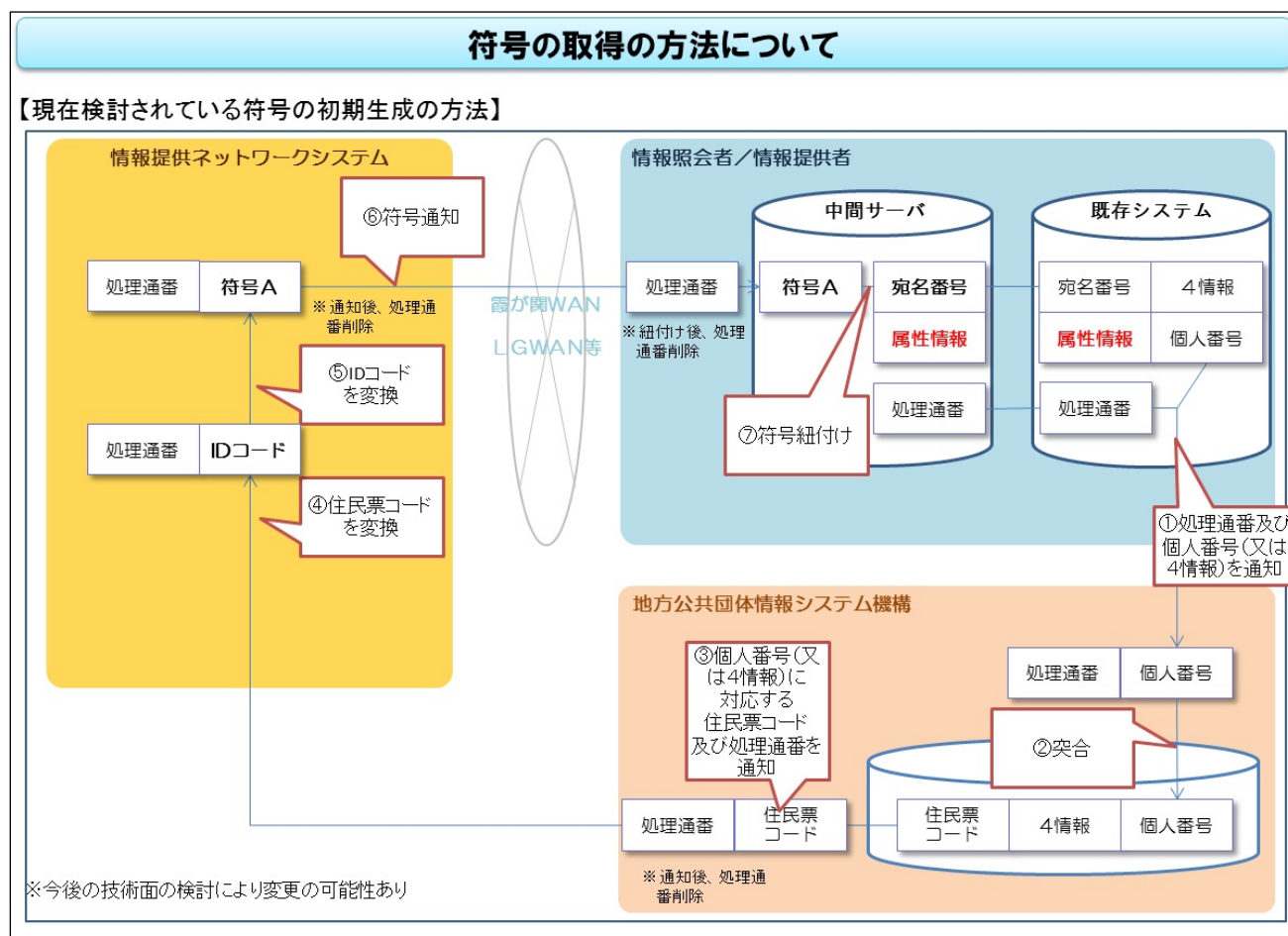
情報提供者等は、国民からの申請時等において個人番号カード等により本人確認及び個人番号確認を行い、正しい個人番号又は基本4情報(以下「個人番号等」という。)を収集する。

情報提供者等は、当該個人番号等に処理通番を付けて、機構に通知する。

機構は本人確認情報(個人番号等及び住民票コード)を保有していることから、当該個人番号等に対応する住民票コードを検索して、当該処理通番と住民票コードを情報提供ネットワークシステムに通知する。

情報提供ネットワークシステムは、当該住民票コードを変換して(住民票コード→IDコード→符号)、当該処理通番と符号を情報提供者等に通知する。

情報提供者等は情報提供ネットワークシステムから処理通番に対応する符号を取得し、データベースにひも付ける。



<図4: 符号の取得の方法について>

②-3 情報の更新頻度

中間サーバを設置することにより、業務システムのデータベースが保有する情報と中間サーバのデータベースが保有する情報との間には、タイムラグが生じることになる。

情報提供者として中間サーバの情報を更新する頻度については、業務負担の軽減の観点から、全地方公共団体がリアルタイムで行うことは困難であり、情報の更新時点を中間サーバが保持することを前提に、提供する情報に係る業務の特性に応じた更新頻度とする。

例えば、個人住民税の情報については、年1回、税額決定通知後速やかに更新を行うとともに、随時の税額変更を反映するため月に1回以上は更新を行うこととする。世帯情報については日次処理とする。

②-4 情報の形式

情報連携のためにインターフェイスシステムが要求する情報の形式については、情報提供ネットワークシステムを利用する情報照会者側・情報提供者側の調整が必要であり、今年度末に内閣官房から示される技術標準の中で示される予定である。

中間サーバが保存する情報については、情報連携のためにインターフェイスシステムが要求する情報の形式とするものとする。

一方、既存の業務システムが保有する情報の形式は、中間サーバが要求する情報の形式と異なる場合がある。既存の業務システムが保有する情報の形式を、中間サーバが要求する情報の形式に変換する機能については、中間サーバ側に設けることとすると、中間サーバは既存業務システムに大きく依存することになる。しかしながら、それぞれの既存業務システムは一地方公共団体の中でも開発・管理しているベンダーが異なる場合があり、中間サーバで全ての既存業務システムに対する、情報の形式を変換する機能を設けることは現実的には困難である。

一方、当該機能を既存業務システムに設けると、当該機能が既存業務システムに影響を与える可能性があり、既存業務システムの改修を増加させる懸念もある。

したがって、インターフェイスシステムが要求する情報の形式を技術標準において明確かつ詳細に示しつつ、当該情報の形式に合わせて情報を変換する仕組みについては、共通化できる部分は中間サーバの機能として付加し、共通化の難しい部分は既存業務システムの改修で対応することが適当であると考えられる。

②-5 収受される情報の取扱い

情報提供ネットワークシステムで収受される情報については、電子的なデータとしてやりとりされるものである。番号利用法案においては、情報提供ネットワークシステムは、

「行政機関の長等の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織」とされていることから、情報提供ネットワークシステムを通じてやりとりされる情報については、情報照会者又は情報提供者からの情報であることが法律上担保されることとなる。

したがって、情報照会や情報提供を行うにあたり、市町村においてアクセスコントロール(操作者の管理)を必ず行うことを前提に、収受する情報にその都度職責による電子署名をすることは不要であり、また、その都度、紙で打ち出して保存することや内部的な決裁を行うこと等は不要であると考えべきである。

【参考】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

(定義)

第2条 (中略)

13 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)並びに第十七条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第十五条及び附則第二条において同じ。)の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十七条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第十九条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

(後略)

③ ネットワークの接続のあり方

中間サーバは、インターフェイスシステムと既存業務システムとの間に、既存業務システムのデータベースが保有する、情報連携すべき個人情報の副本を保存・管理し、インターフェイスシステムと既存業務システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うものである。したがって、既存業務システムに大きく依存することから、既存業務システムが接続されているいわゆる基幹系LANに接続することが適当である(中間サーバを共同利用する場合には、LGWAN等の閉域ネットワークを利用することが適当である。)

一方、インターフェイスシステムは、各地方公共団体が管理するとしても、外部機関とのインターフェイスとなるものであり、いわゆる情報系LANに接続することが適当であると考えられる。

なお、地方公共団体において外部接続禁止条例を制定している場合が考えられるが、情報提供ネットワークシステムとの接続を規定する番号利用法案の規定により、当該禁止規定の効力は及ばないものと考えべきである。

④ 中間サーバの機能

以上を踏まえ、中間サーバの機能をまとめれば、次のとおりである。

④－１ 情報提供機能

符号にひも付いた世帯情報、所得情報、福祉等情報を管理し、情報提供ネットワークシステム経由で情報照会があれば、これらの情報を提供する機能。これらの情報は、既存業務システムから一定の頻度で更新される。

④－２ 情報照会機能

既存業務システムから、業務内容で必要とする情報を特定した上で行う情報照会を情報提供ネットワークシステムに中継し、情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果(情報提供)を既存業務システムに中継する機能。中間サーバ端末から情報照会を行う機能を付加することも考えられる。

④－３ 符号管理機能

符号を取得し、宛名番号その他の既存業務システムで用いる番号とひも付けて管理する機能。

④－４ 既存システム接続機能

既存業務システムが保持する個人情報の中間サーバへの登録や、既存業務システムからの情報照会依頼、及び情報照会結果の受取りをする場合に、既存業務システムと接続する機能。

なお、既存システムにおいても、中間サーバと接続するための改修が必要となる。

④－５ インターフェイスシステム接続機能

情報照会や情報提供を行うにあたり、インターフェイスシステムが要求する情報の形式に変換して接続する機能。

④－６ その他

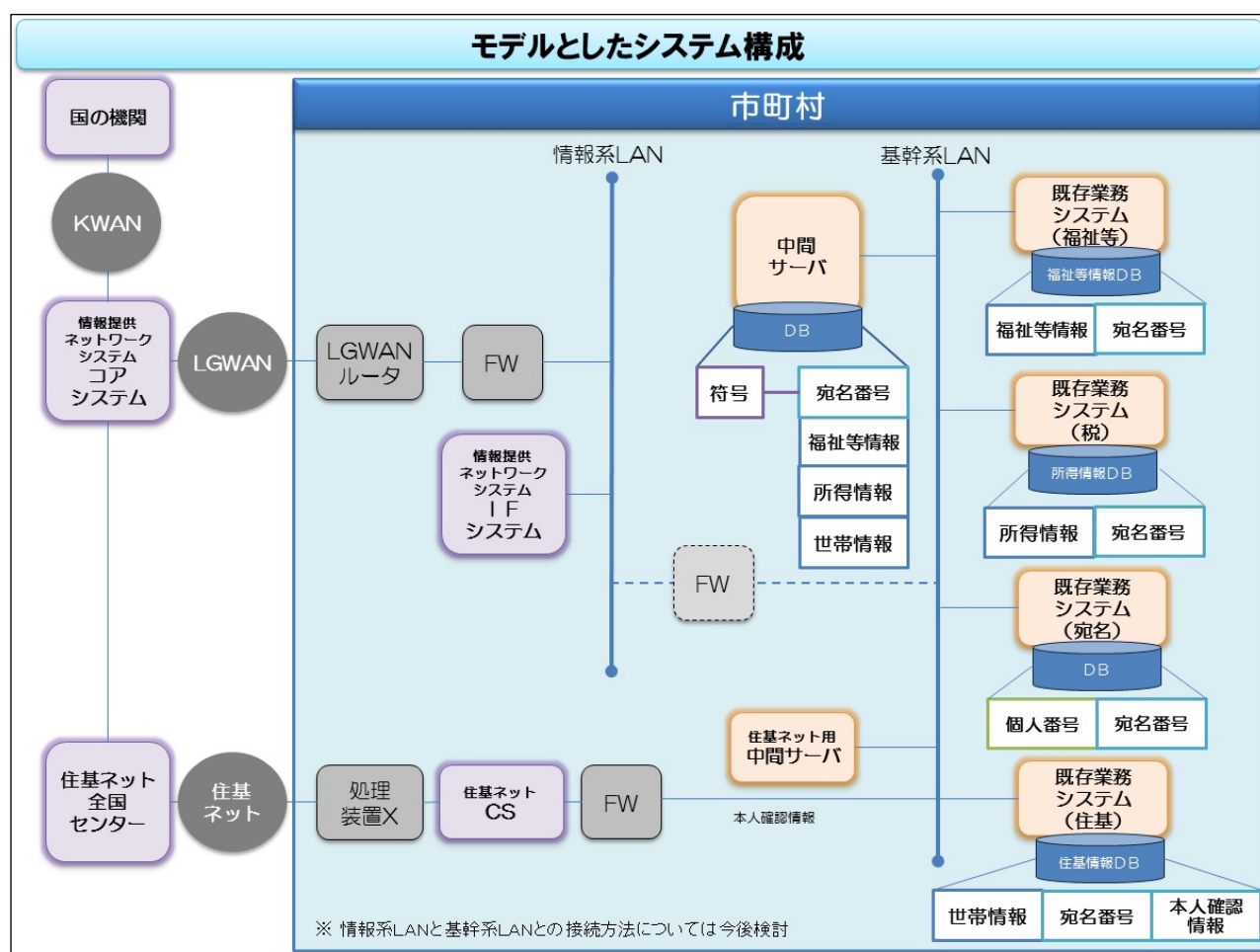
プッシュ型お知らせを行う機能や同一地方公共団体内での情報連携を行う機能を付加することが考えられる。

(3) モデルとしたシステム構成

2からは、番号制度の導入に伴い必要となる業務フローとそれに伴って必要となるシステム構築要件を示すこととする。

この検討の前提となるシステム構成としては、総務省自治税務局が平成 24 年3月に公表した「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究」の中で実施した市町村向けアンケート調査において、10 超のシステムで宛名番号(個人)が統一されていると回答した市町村が約8割となっていること等を踏まえ、下記のとおりとする。

なお、番号制度の導入に伴い、地方公共団体内での情報連携がこれまで以上に重要になることは、1で述べたとおりであるが、今回のシステム構築とあわせて、地方公共団体のシステム構成をそれぞれの連携が図られる方向で見直していくことも重要な検討課題の一つであると考えられる。



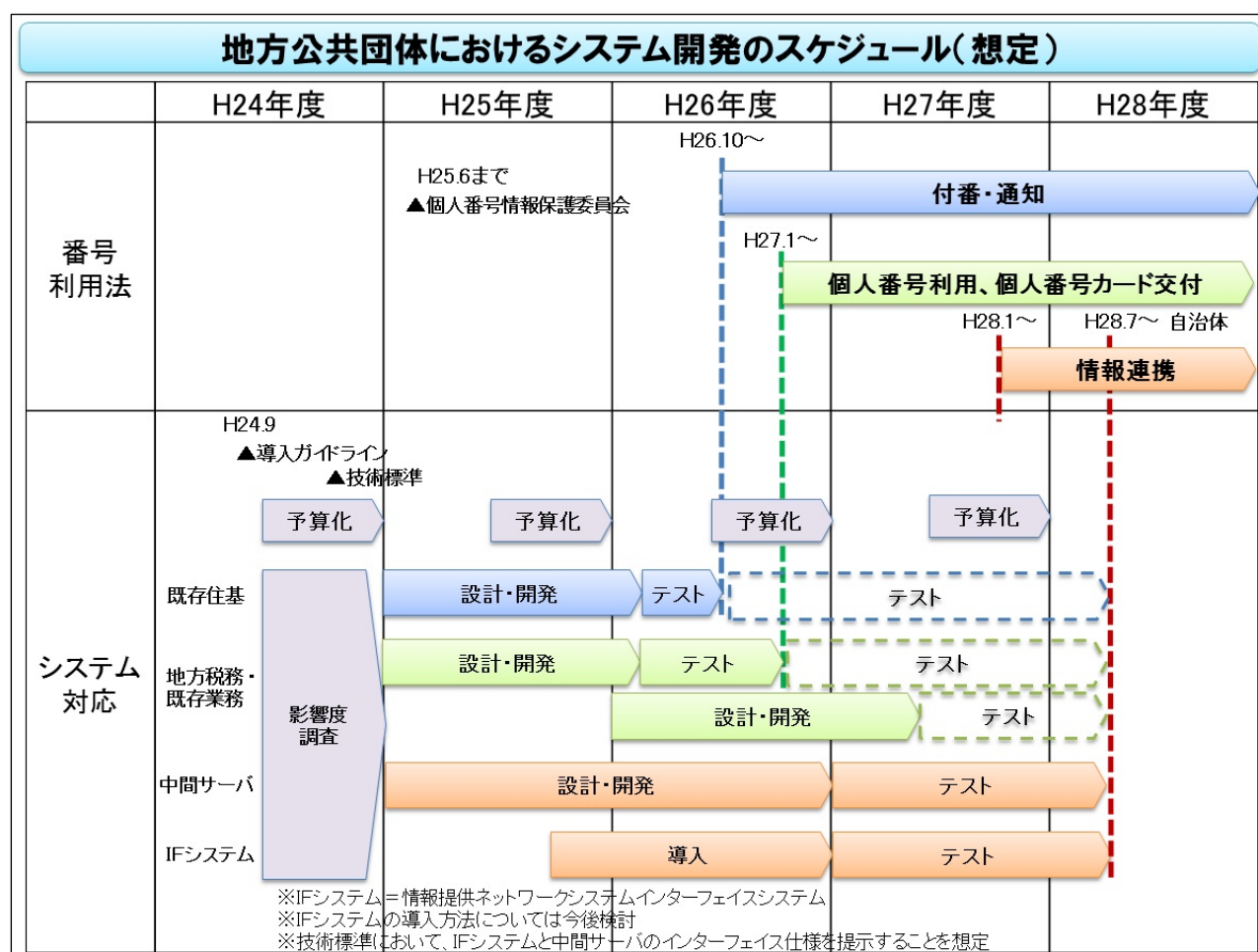
<図5:モデルとしたシステム構成>

(4) スケジュール

スケジュールについては、下記のとおり想定している。

本ガイドラインは、各地方公共団体の担当者が庁内システム及び宛名システムの開発等を担うベンダー等に対し本ガイドラインを示し、システム構築に必要な費用の積算の一助となることを目的として作成するものである。システム構築に伴う財源措置については、検討中であるが、各地方公共団体においては本ガイドラインに基づき必要な見積りをとるなど、平成25年度予算計上に向けて準備を進めていただきたい。

なお、さらに詳細な技術標準については、今年度末に内閣官房から示される予定である。



<図6: 地方公共団体におけるシステム開発のスケジュール(想定)>

(5) 効率的な導入に向けて

中間サーバを導入するにあたっては、その機能を満たすソフトウェアを開発し、当該ソフトウェアを動かすためのハードウェアを調達することになる。

中間サーバを効率的かつ確実に導入していくためには、各地方公共団体の実情に応じて行うことを基本としつつ、全地方公共団体で共通の部分は共同で行うことが効率的であると考えられる。

中間サーバは、既存業務システムのデータベースが保有する個人情報の副本を情報連携が可能な形式で保存・管理し、インターフェイスシステムと既存業務システムとの情報の授受を仲介する役割を担うものであることから、中間サーバの機能の開発は原本たる既存業務システムに大きく依存する部分がある。特に、既存業務システムのデータベースが保有する情報の形式を中間サーバが保有する情報の形式に変換する機能については、各地方公共団体の個々の既存業務システムの違いを勘案して開発する必要があることから、各地方公共団体の既存業務システムの実情等を踏まえながら効率的な方策を検討する必要がある。

これらの中間サーバの特性を踏まえると、中間サーバの導入については、次のとおりとすることが適当である。

① 共通するソフトウェアの一括開発

中間サーバのソフトウェアについては、前述のとおり、仕様が共通する部分も多いと考えられることから、経費の節減を図るため、ソフトウェアの開発を一括して行うことも今後検討する必要がある。

② ハードウェアのクラウド化の推進

地方公共団体のシステムについては、近年様々な分野で活用が進んでいるクラウドコンピューティング技術を活用して、共同利用等を進めることにより、経費の削減や住民サービスの向上を図ることが求められている。

したがって、番号制度の導入をきっかけとして、既存業務システムの共同利用等について、クラウド技術等を利用して強力に推進することにより、既存業務システムの改修等に係る費用負担を軽減することができるほか、既存業務システムの共同利用等に併せて中間サーバも共同利用することによって、中間サーバの導入経費を節減することが可能になると考えられる。

また、各団体の既存業務システムの状況を踏まえつつ、経費の節減することができるような場合には、複数団体で中間サーバのみを共同利用することも考えられる。

なお、インターフェイスシステムの導入方法については、今後内閣官房が策定する技術標準等において示される予定であるが、既存業務システムの共同利用等の推進に支障が生じることのないよう適切な配慮がなされるものと考えられる。

2 システム構築要件

本項は、次の順番に従って、必要な業務フローを記載し、それに伴って必要となる中間サーバ及び宛名システムの構築要件について俯瞰する。

(1) 符号の取得

① 住民

①-1 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得

①-2-1 出生

①-2-2 海外からの転入等

①-2-3 転入

② 住民以外の者

②-1 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

②-2 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

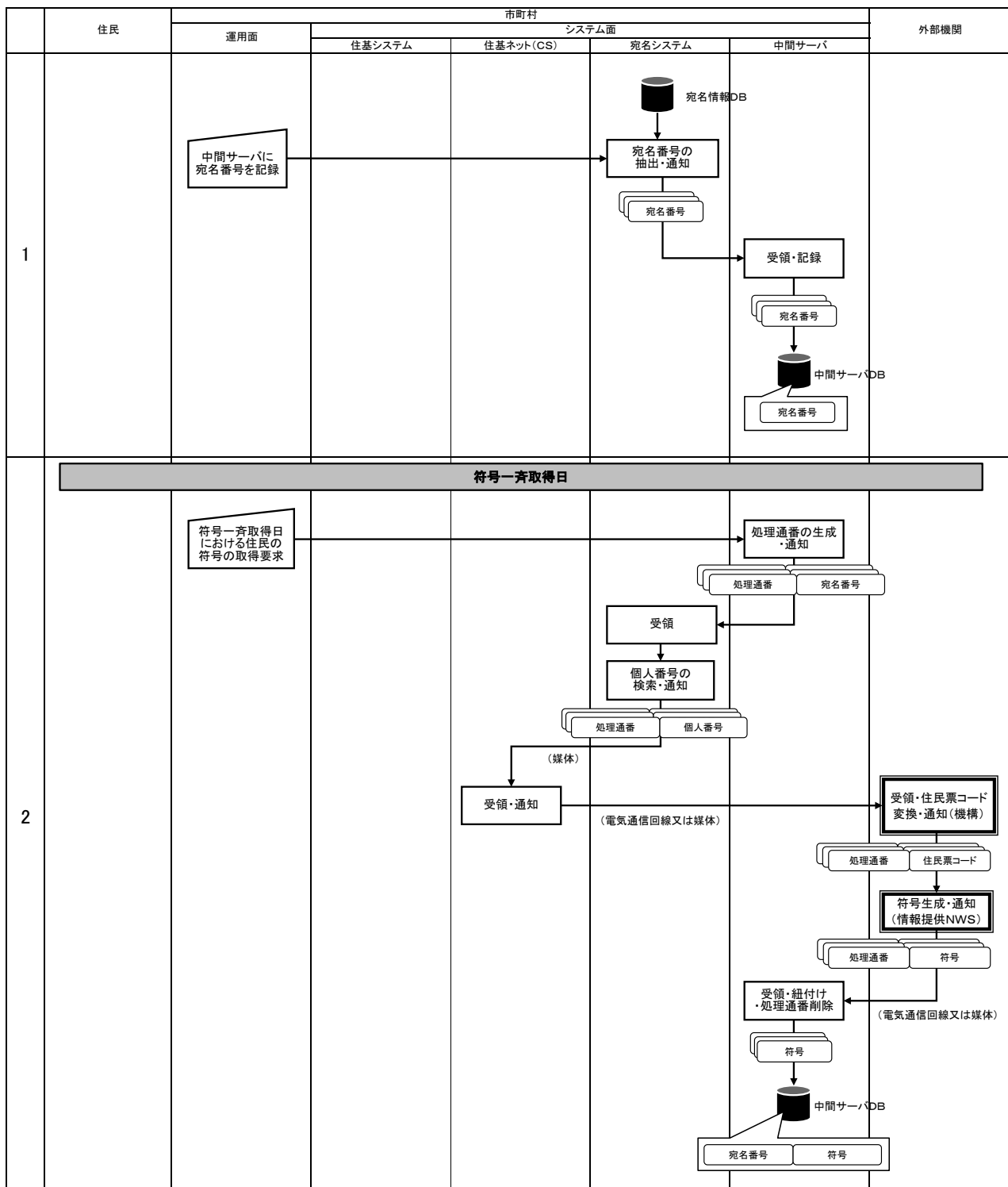
(2) 情報連携

① 情報照会者になる場合

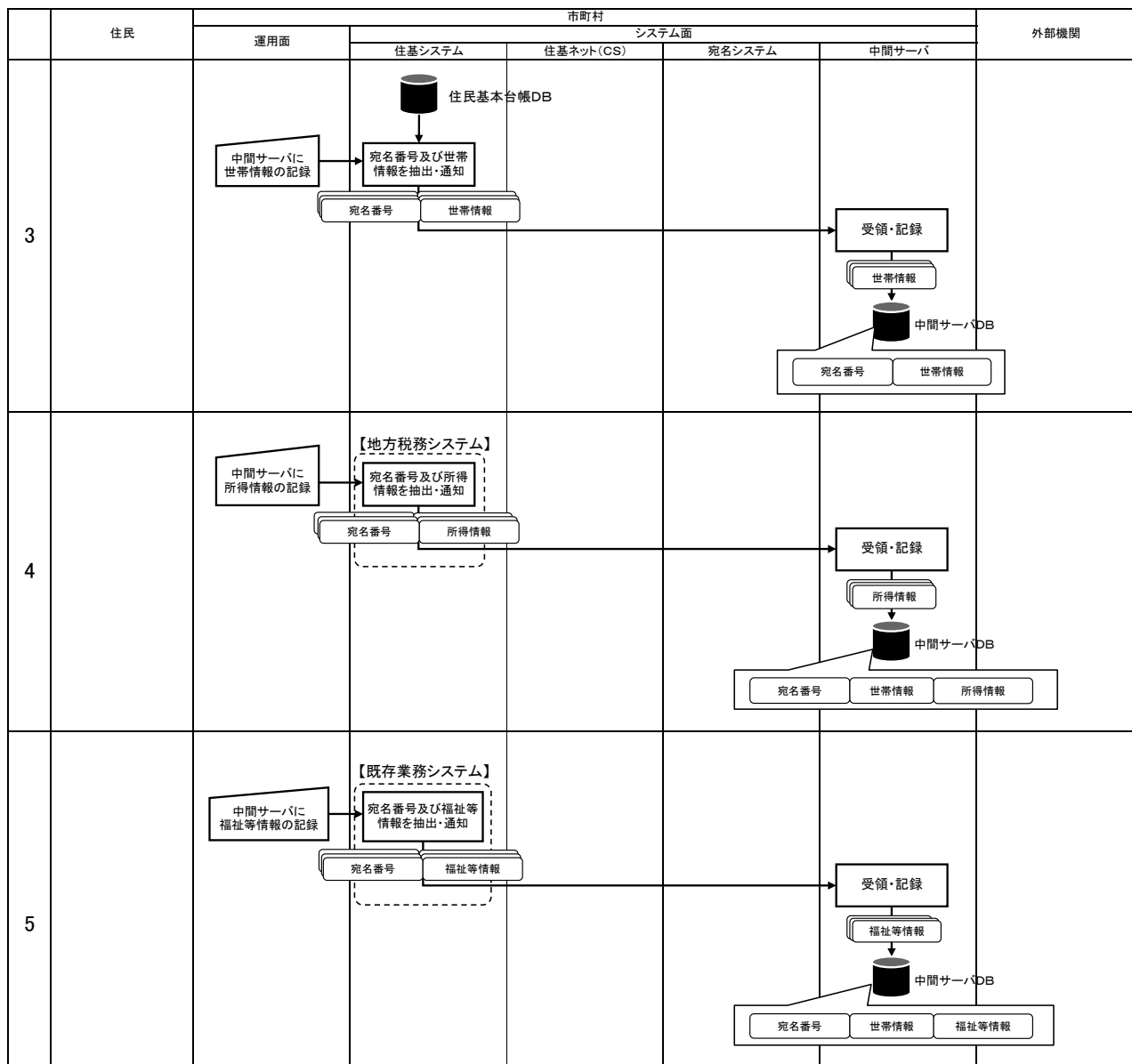
② 情報提供者になる場合

(3) プッシュ型のお知らせ

(1)①-1 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得



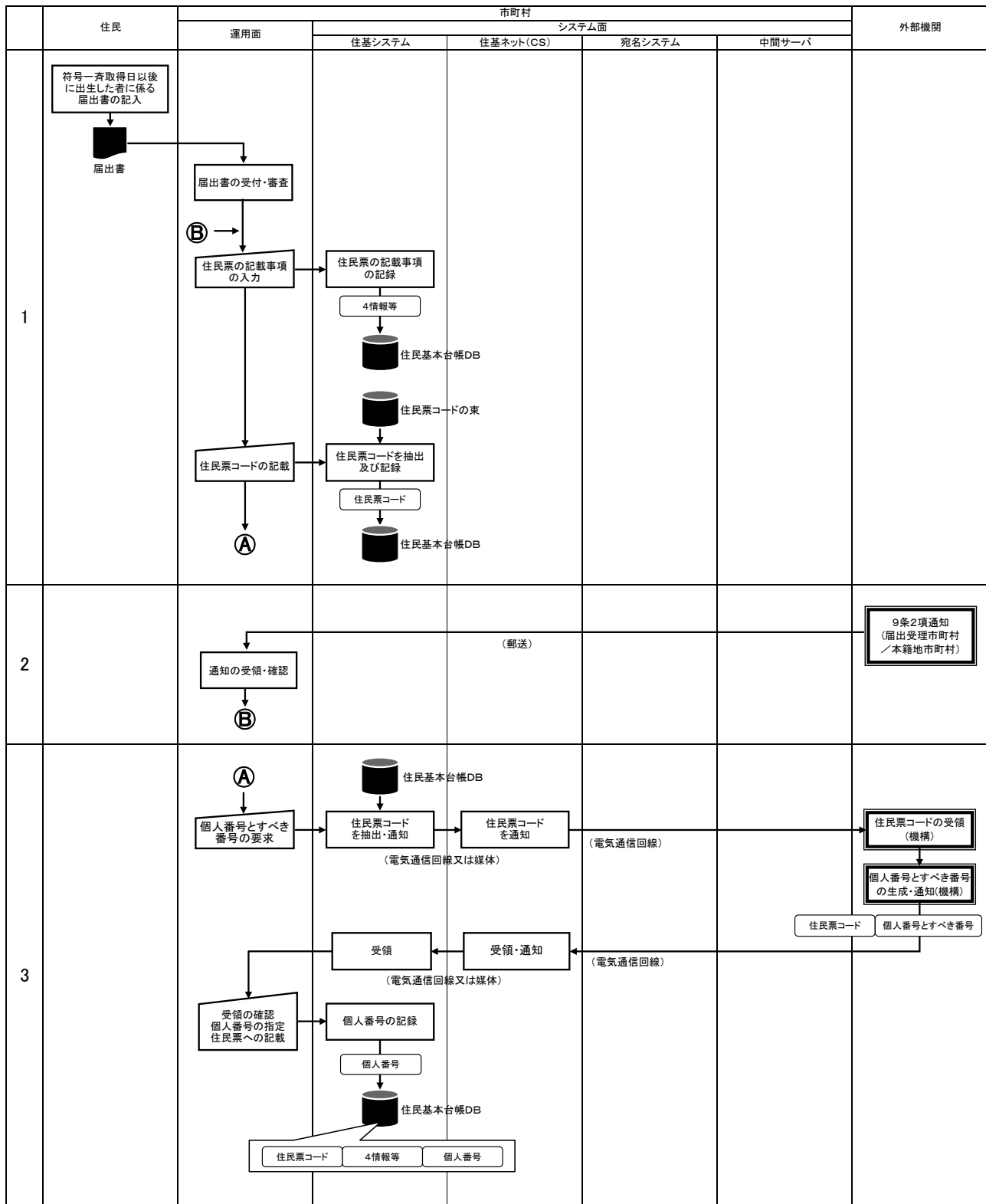
(1)①-1 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得



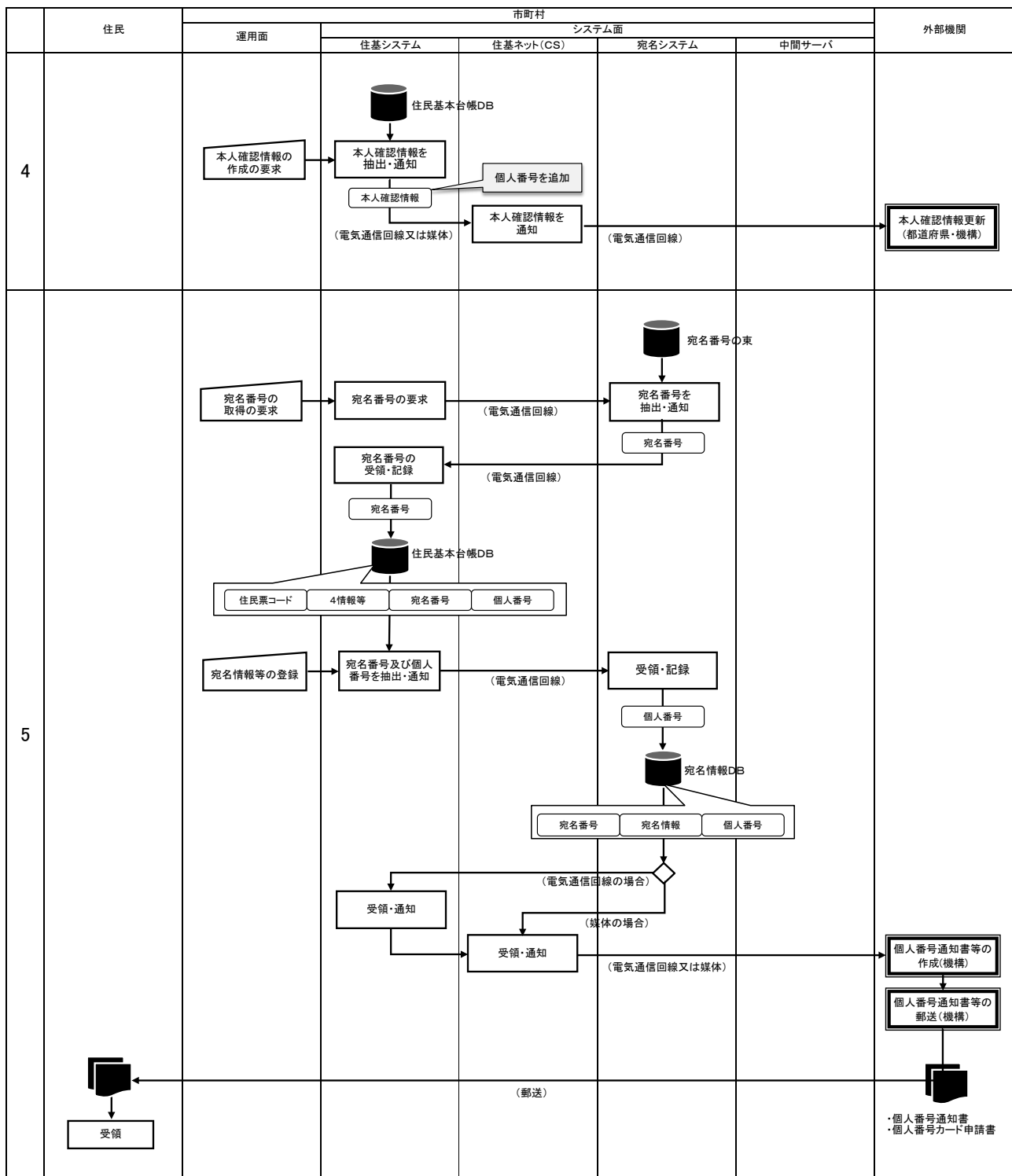
(1)①-1 符号一斉取得日における住民に対する符号一斉取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	宛名番号の記録	宛名システムが保有する全住民の宛名番号を中間サーバに記録する。	[宛名システム] 宛名システムが保有する全住民の宛名番号を抽出し、中間サーバに通知する。
			[中間サーバ] 宛名システムから通知のあった全住民の宛名番号を中間サーバDBに記録する。
2	符号一斉取得日における住民の符号の取得	符号一斉取得日に、宛名システムが保有している全住民の符号を取得する。	[宛名システム] - 中間サーバから通知のあった処理通番及び宛名番号に対し、当該宛名番号に対応する個人番号を抽出し、当該宛名番号と置き換え、ファイルに出力する。 - 当該ファイルを媒体に保存後、処理通番等を削除する。
			[中間サーバ] - 符号一斉取得の要求に対し、中間サーバDBに保有する全住民の宛名番号に対して、それぞれ異なる処理通番を作成し、ファイルに出力する。 - 処理通番と宛名番号のファイルを宛名システムに通知する。 - 情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバDBに記録する。 - 符号を中間サーバDBに記録後、処理通番を削除する。
3	世帯情報の記録	既存住基システムに保存されている全住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 住基システムから通知のあった世帯情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。
4	所得情報の記録	地方税務システムに保存されている、符号取得年の1月1日現在で住民だった者で、符号取得日に住民である者の所得情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 地方税務システムから通知のあった所得情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。
5	福祉等情報の記録	既存業務システムに保存されている住民の福祉等情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。

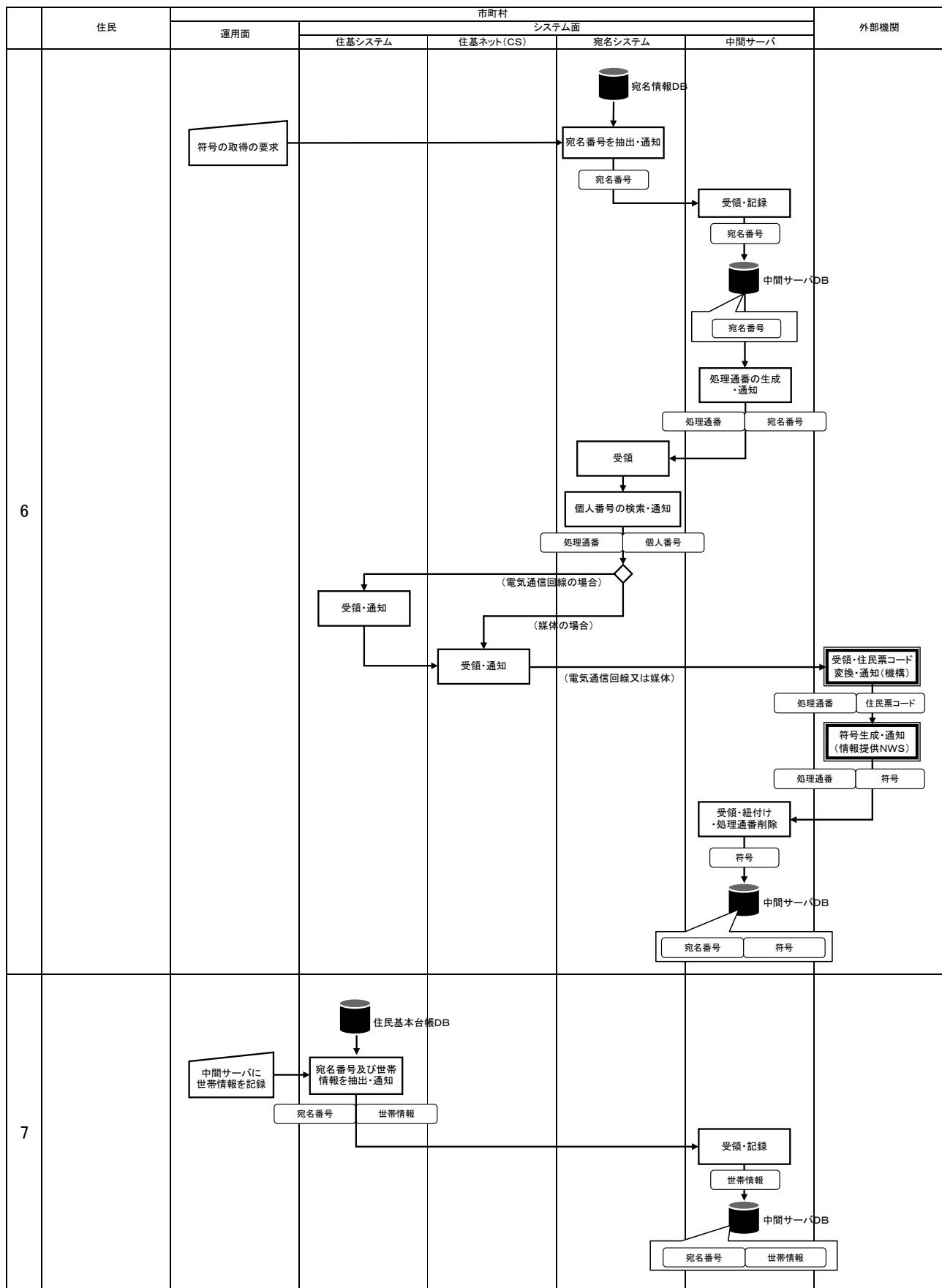
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-1 出生



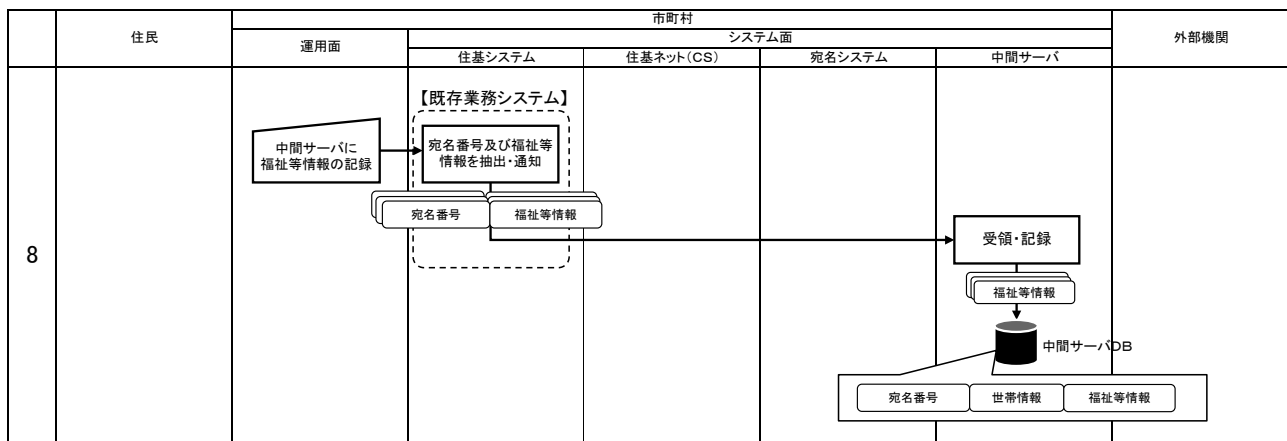
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-1 出生



(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-1 出生



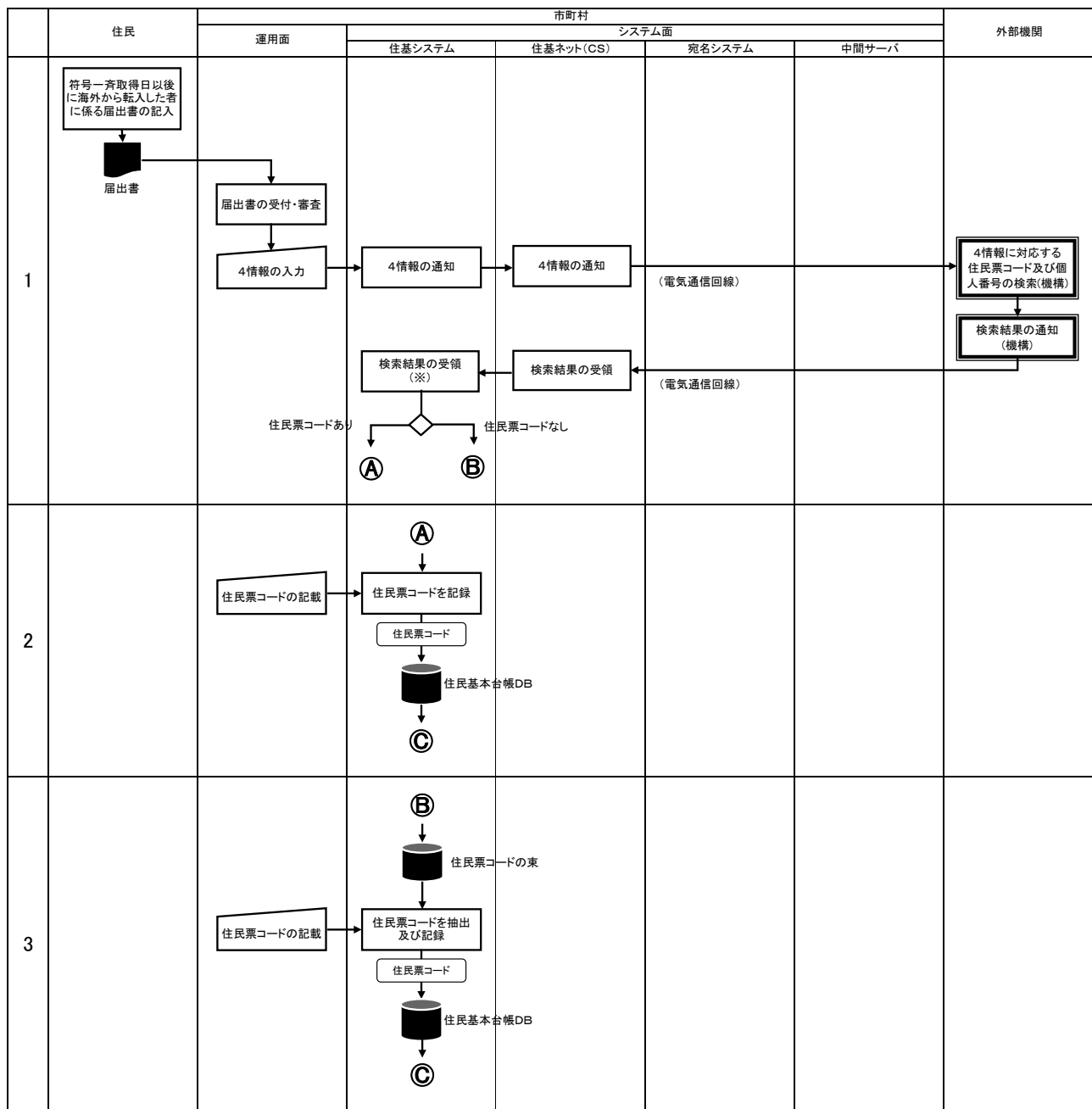
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-1 出生



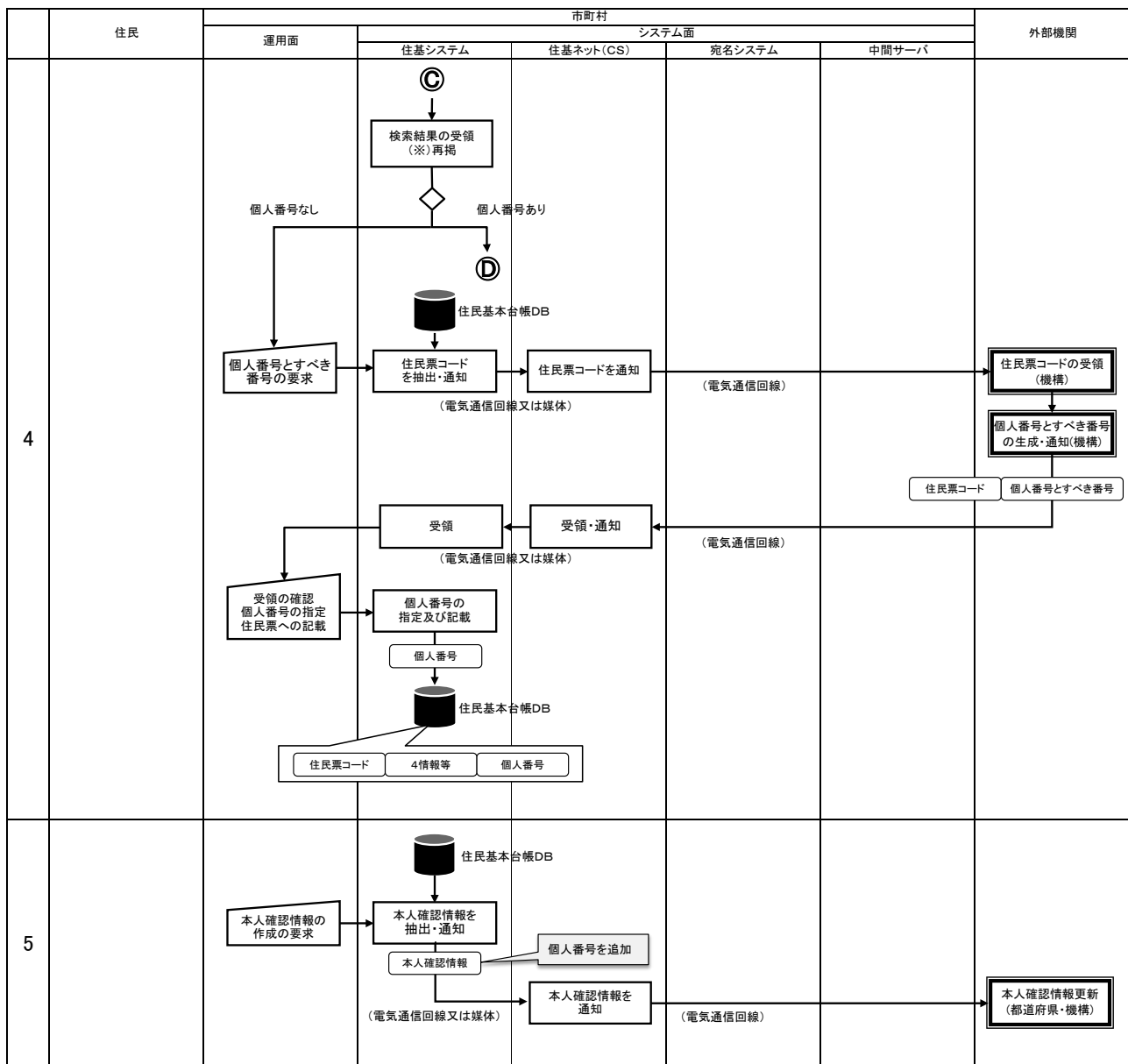
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-1 出生

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1 ～ 5	項番 1 ～ 5 の解説については、 「住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン 2(6)①-1-1 出生」を参照。		
6	符号一斉取得日以後に出生した者の符号の取得	符号一斉取得日以後に出生した者の符号を取得する。	[宛名システム] - 新たに設定された宛名番号を抽出し、中間サーバに通知する。 - 中間サーバから通知のあった処理通番及び宛名番号に対し、当該宛名番号に対応する個人番号を抽出し、当該宛名番号と置き換え、ファイルに出力する。 - 当該ファイルを媒体に保存又は電気通信回線により住基システムに通知後、処理通番等を削除する。 [中間サーバ] - 宛名システムから通知のあった宛名番号を中間サーバDBに記録する。 - 宛名番号に対し処理通番を作成する。 - 処理通番及び宛名番号を宛名システムに通知する。 - 情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバDBに記録する。 - 符号を中間サーバDBに記録後、処理通番を削除する。
7	世帯情報の記録	住基システムに保存されている当該住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 住基システムから通知のあった世帯情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。
8	福祉等情報の記録	既存業務システムに保存されている当該住民の福祉等情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。

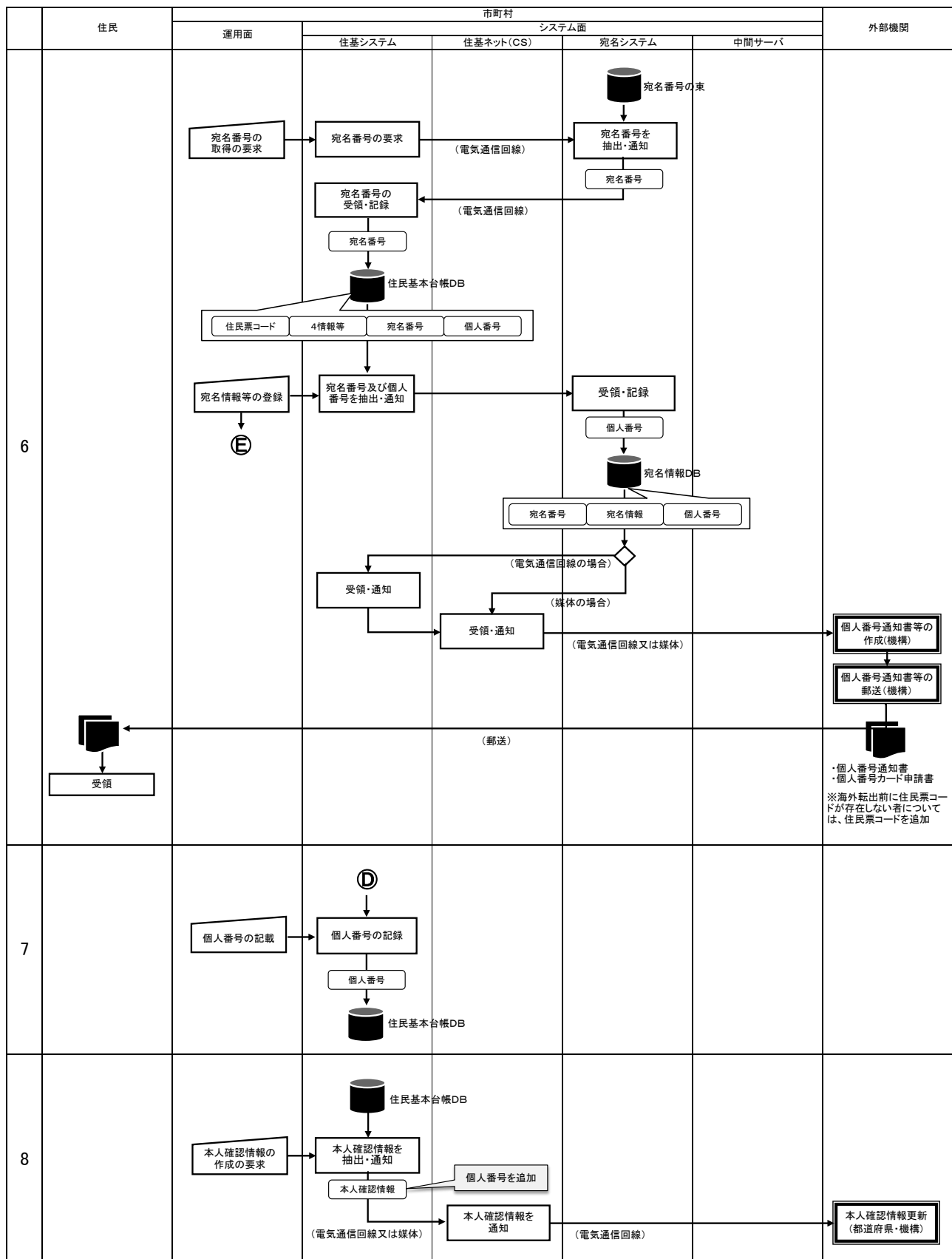
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等



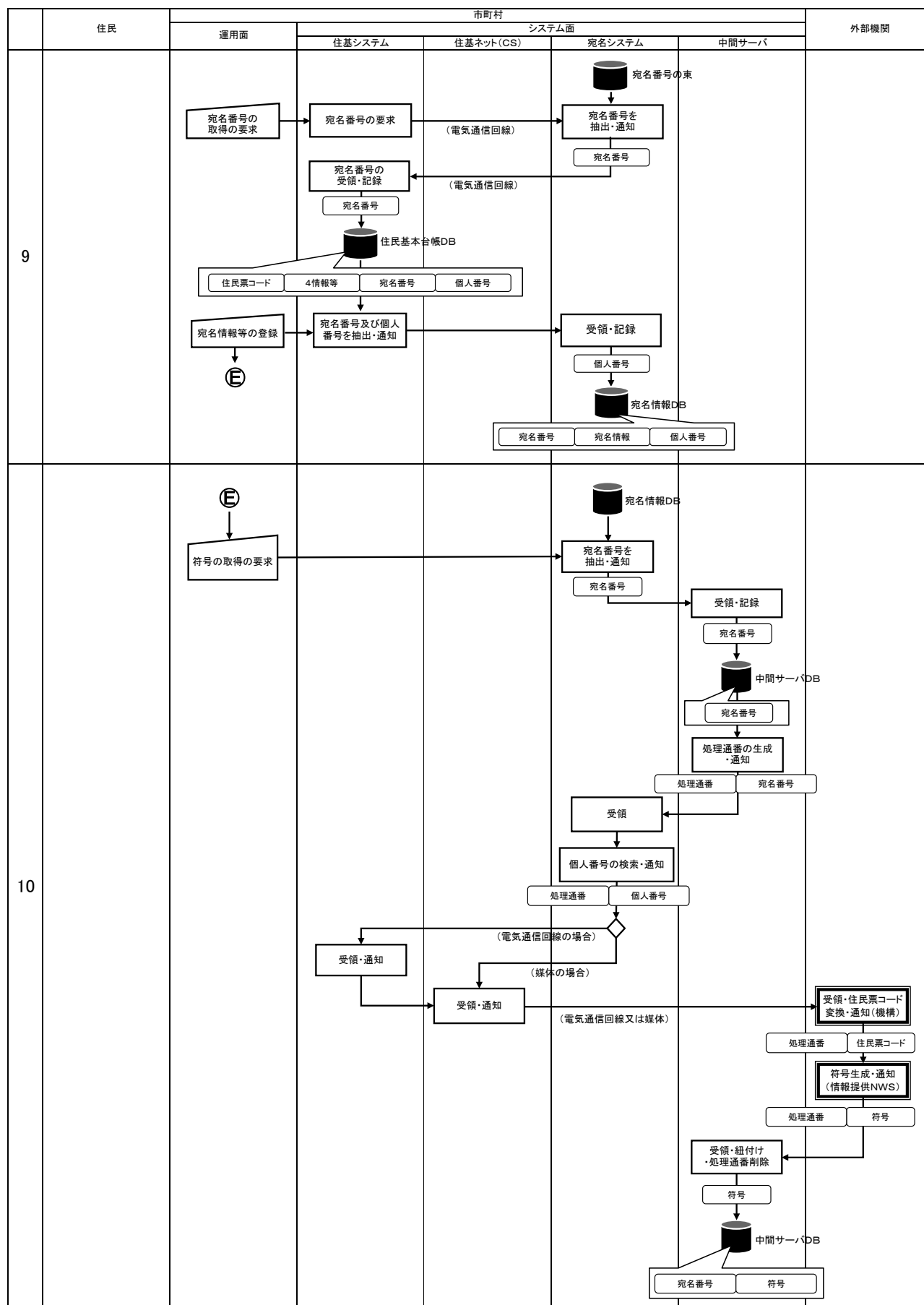
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等



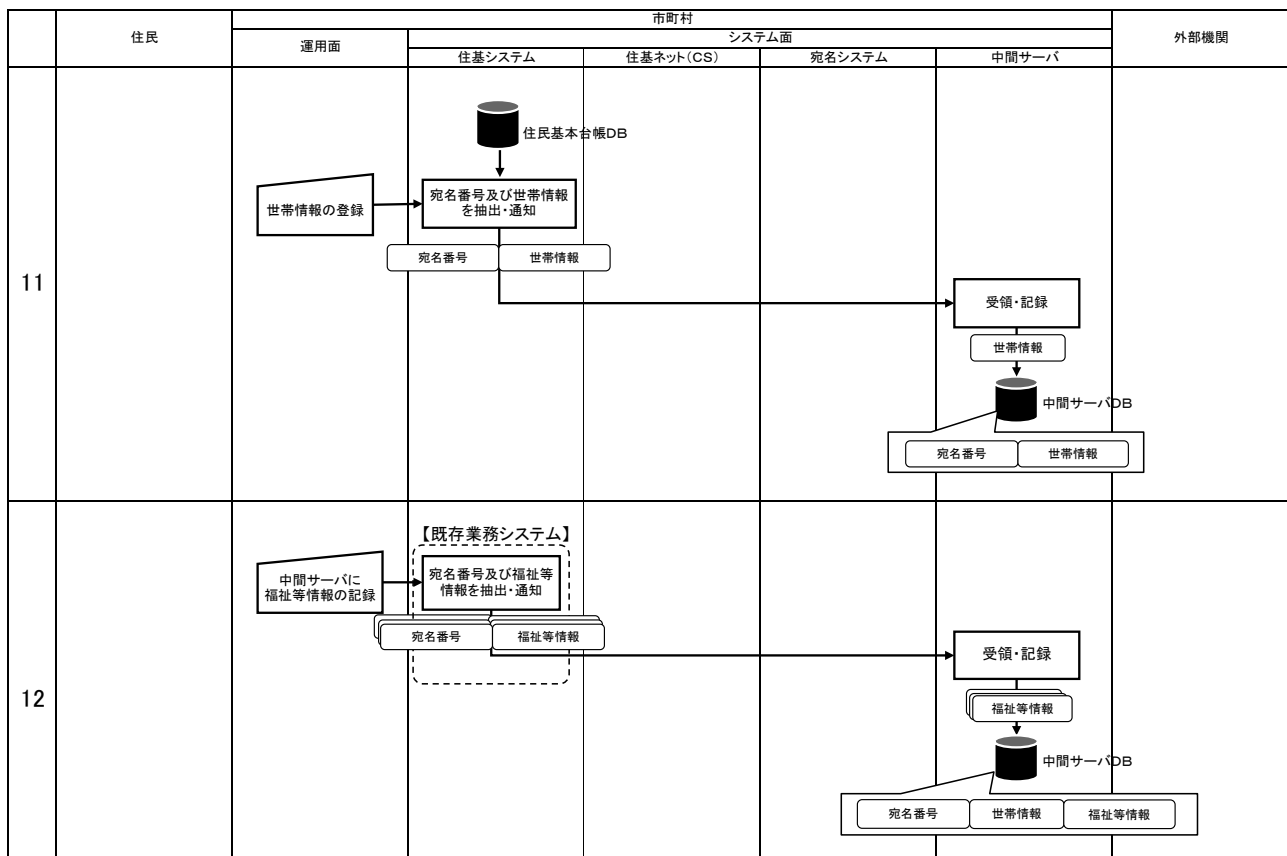
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等



(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等



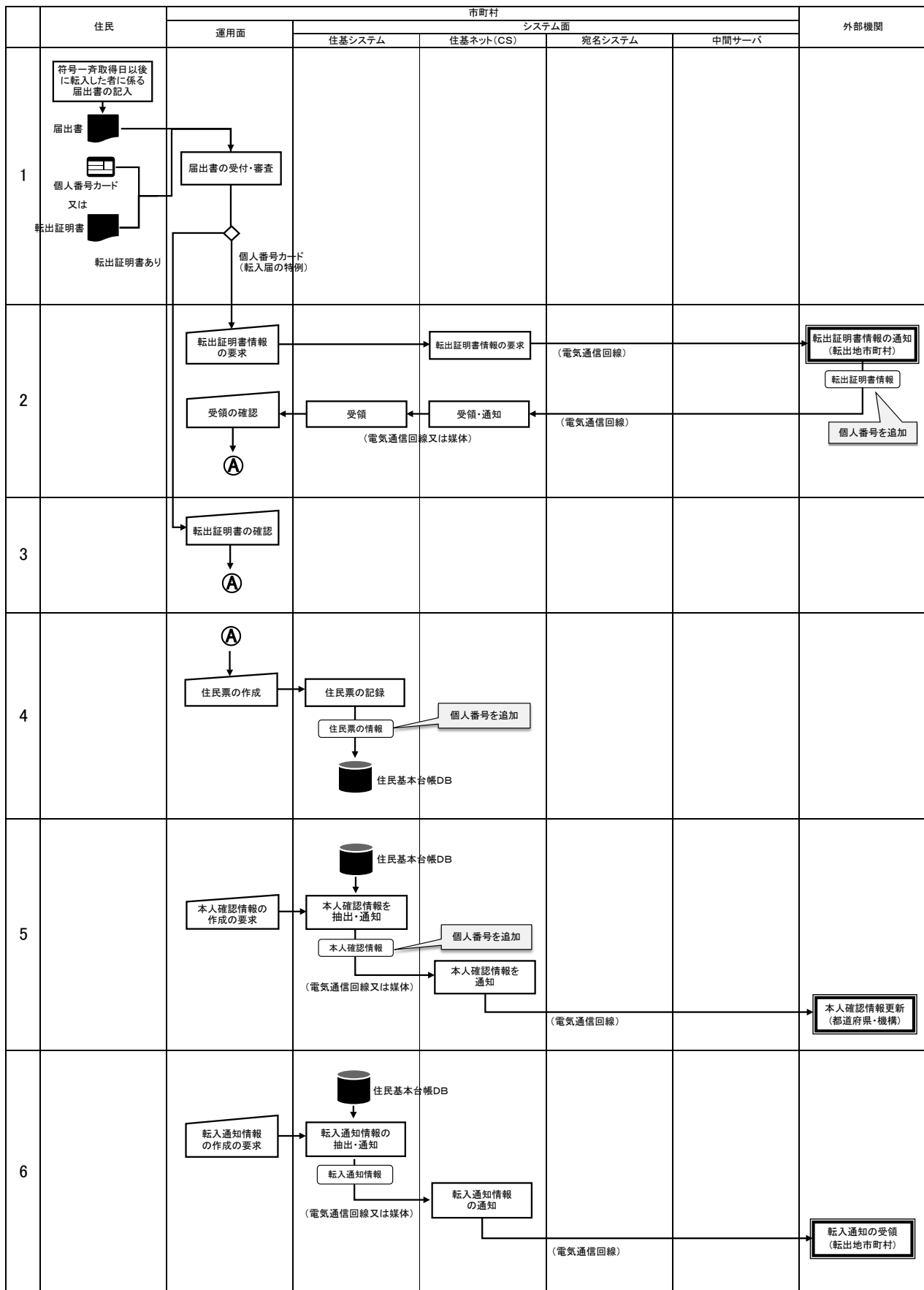
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等



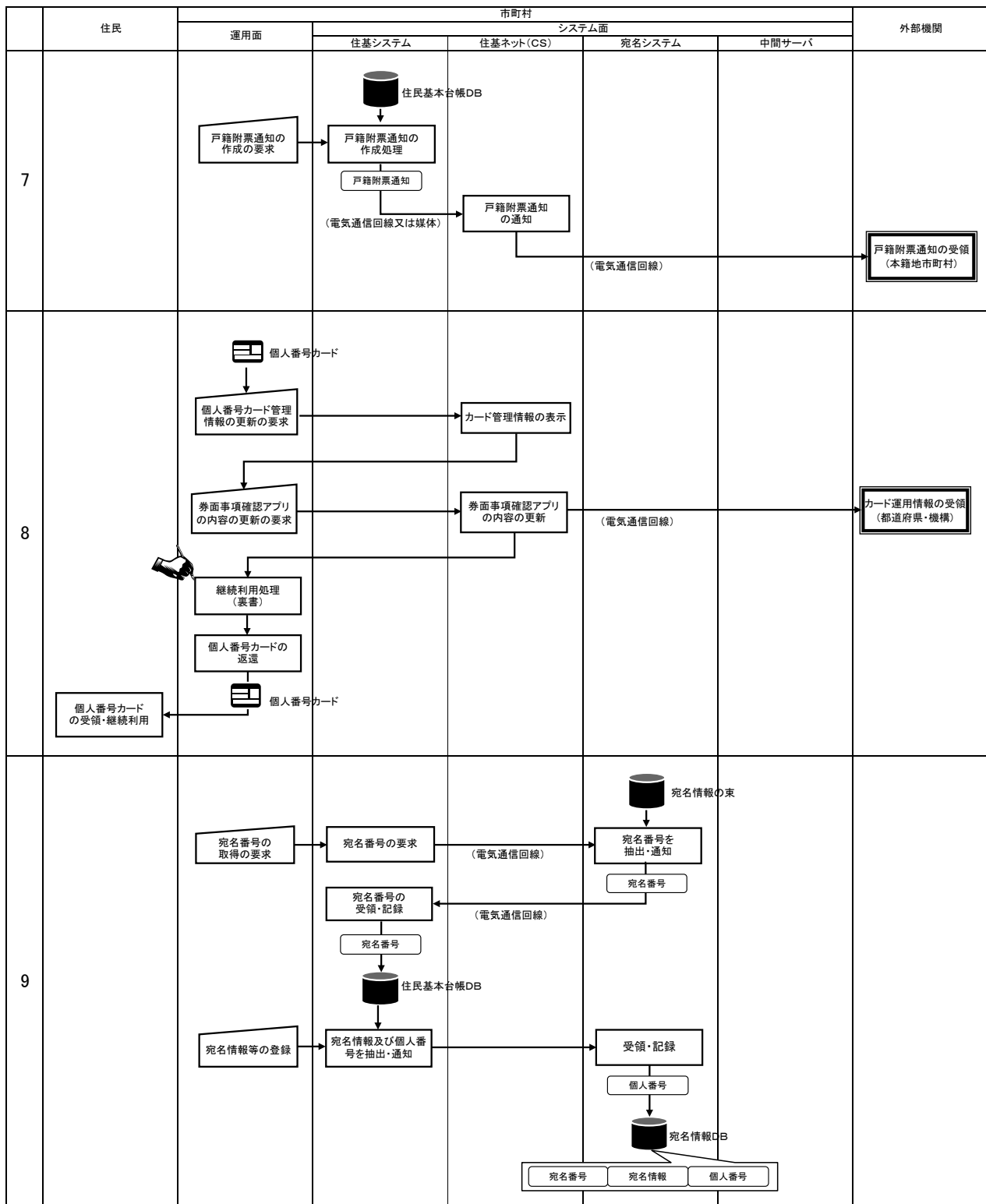
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-2 海外からの転入等

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1 ～ 9	項番 1 ～ 9 の解説については、 「住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン 2(6)①-1-2 海外からの転入等」を参照。		
10	符号一斉取得日以後に海外から転入した者の符号の取得	符号一斉取得日以後に海外から転入した者の符号を取得する。	[宛名システム] - 新たに設定された宛名番号を抽出し、中間サーバに通知する。 - 中間サーバから通知のあった処理通番及び宛名番号に対し、当該宛名番号に対応する個人番号を抽出し、当該宛名番号と置き換え、ファイルに出力する。 - 当該ファイルを媒体に保存又は電気通信回線により住基システムに通知後、処理通番等を削除する。 [中間サーバ] - 宛名システムから通知のあった宛名番号を中間サーバDBに記録する。 - 宛名番号に対し処理通番を作成する。 - 処理通番及び宛名番号を宛名システムに通知する。 - 情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバDBに記録する。 - 符号を中間サーバDBに記録後、処理通番を削除する。
11	世帯情報の記録	住基システムに保存されている当該住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 住基システムから通知のあった世帯情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。
12	福祉等情報の記録	既存業務システムに保存されている当該住民の福祉等情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。

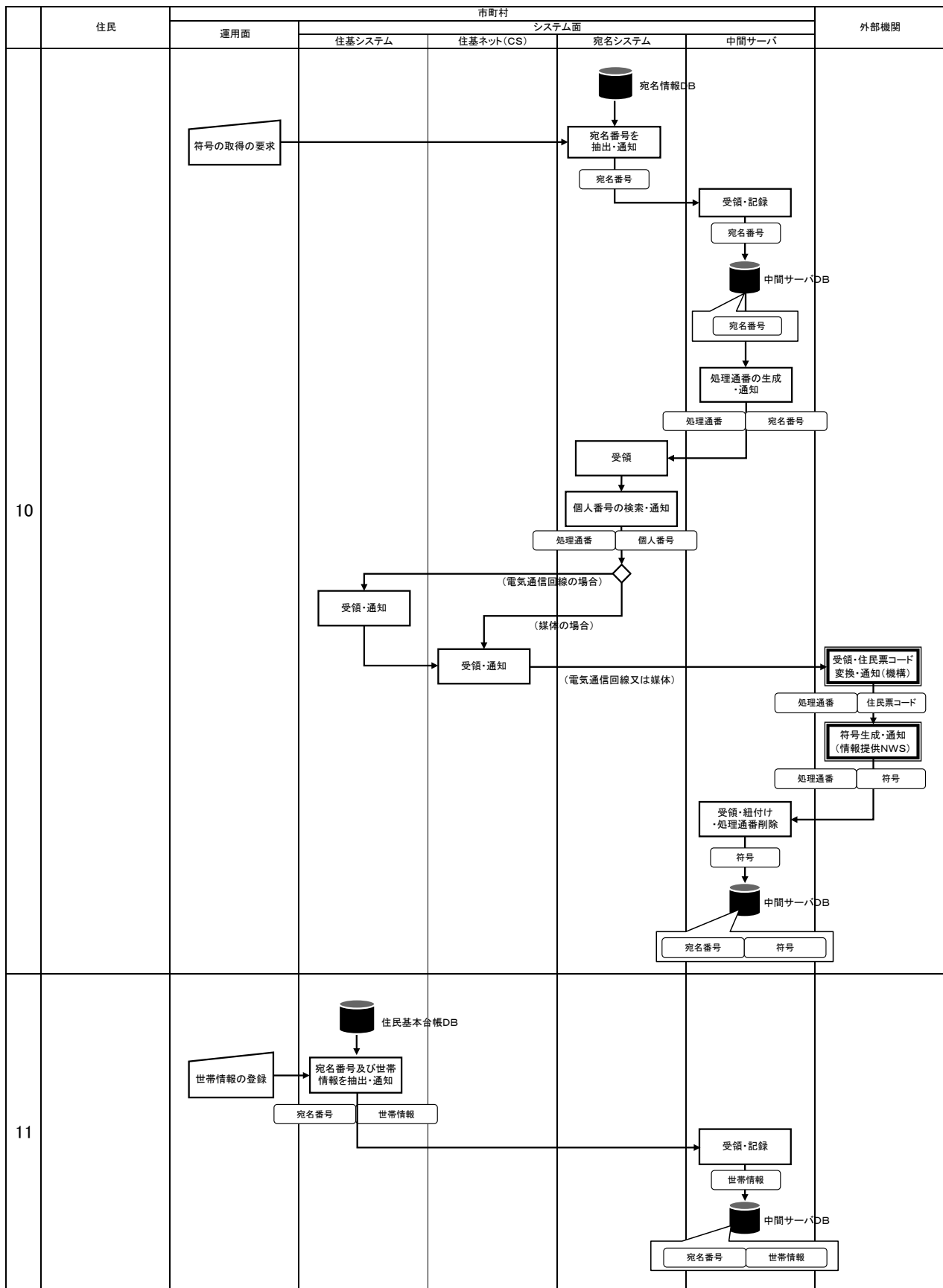
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入



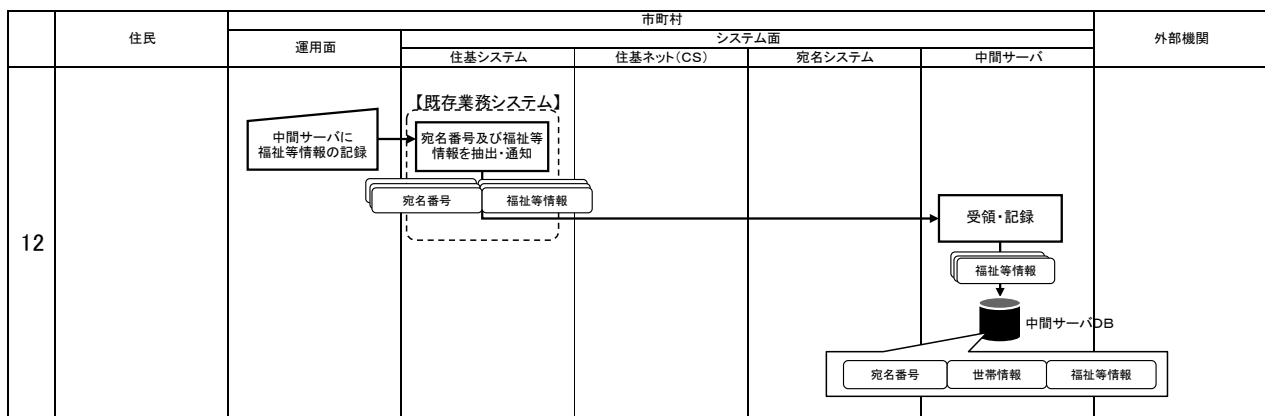
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入



(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入



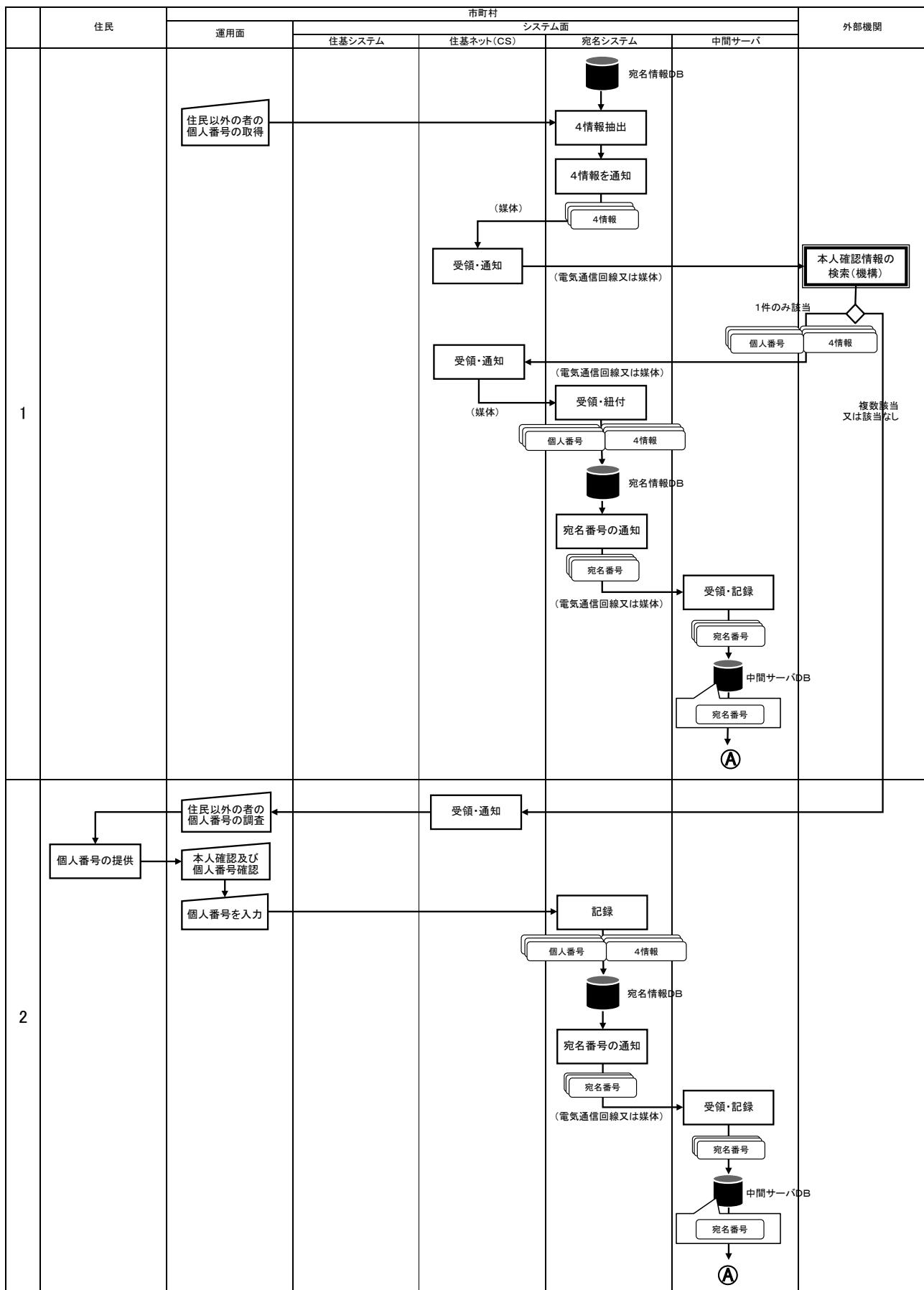
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入



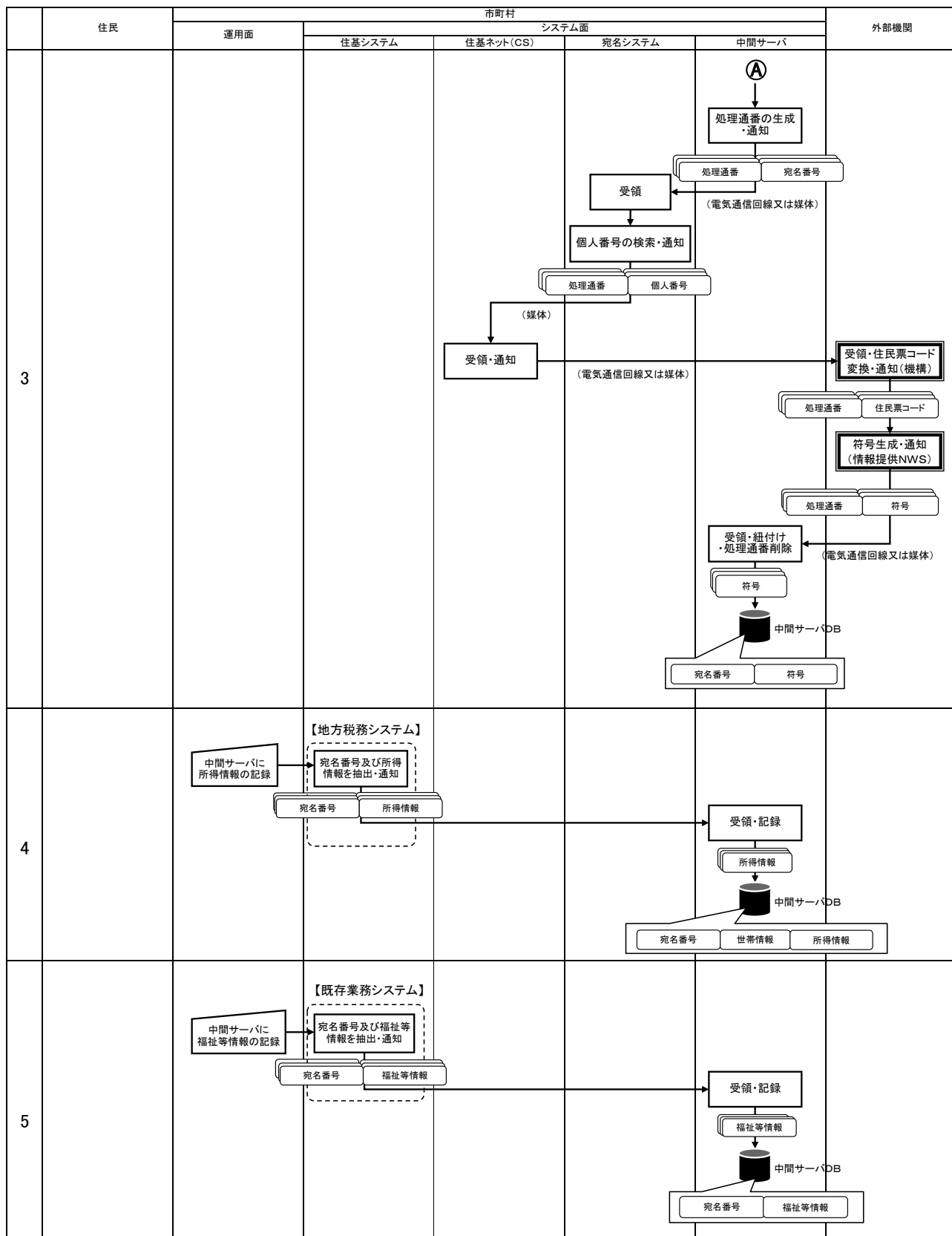
(1)①-2 符号一斉取得日以後の住民に対する符号の取得 ①-2-3 転入

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1 ～ 9	項番 1 ～ 9 の解説については、 「住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン 2(6)③転入」を参照。		
10	符号一斉取得日以後に転入した者の符号の取得	符号一斉取得日以後に転入した者の符号を取得する。	[宛名システム] - 新たに設定された宛名番号を抽出し、中間サーバに通知する。 - 中間サーバから通知のあった処理通番及び宛名番号に対し、当該宛名番号に対応する個人番号を抽出し、当該宛名番号と置き換え、ファイルに出力する。 - 当該ファイルを媒体に保存又は電気通信回線により住基システムに通知後、処理通番等を削除する。 [中間サーバ] - 宛名システムから通知のあった宛名番号を中間サーバDBに記録する。 - 宛名番号に対し処理通番を作成する。 - 処理通番及び宛名番号を宛名システムに通知する。 - 情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバDBに記録する。 - 符号を中間サーバDBに記録後、処理通番を削除する。
11	世帯情報の記録	住基システムに保存されている当該住民の世帯情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 住基システムから通知のあった世帯情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。
12	福祉等情報の記録	既存業務システムに保存されている当該住民の福祉等情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。

(1)②-1 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得



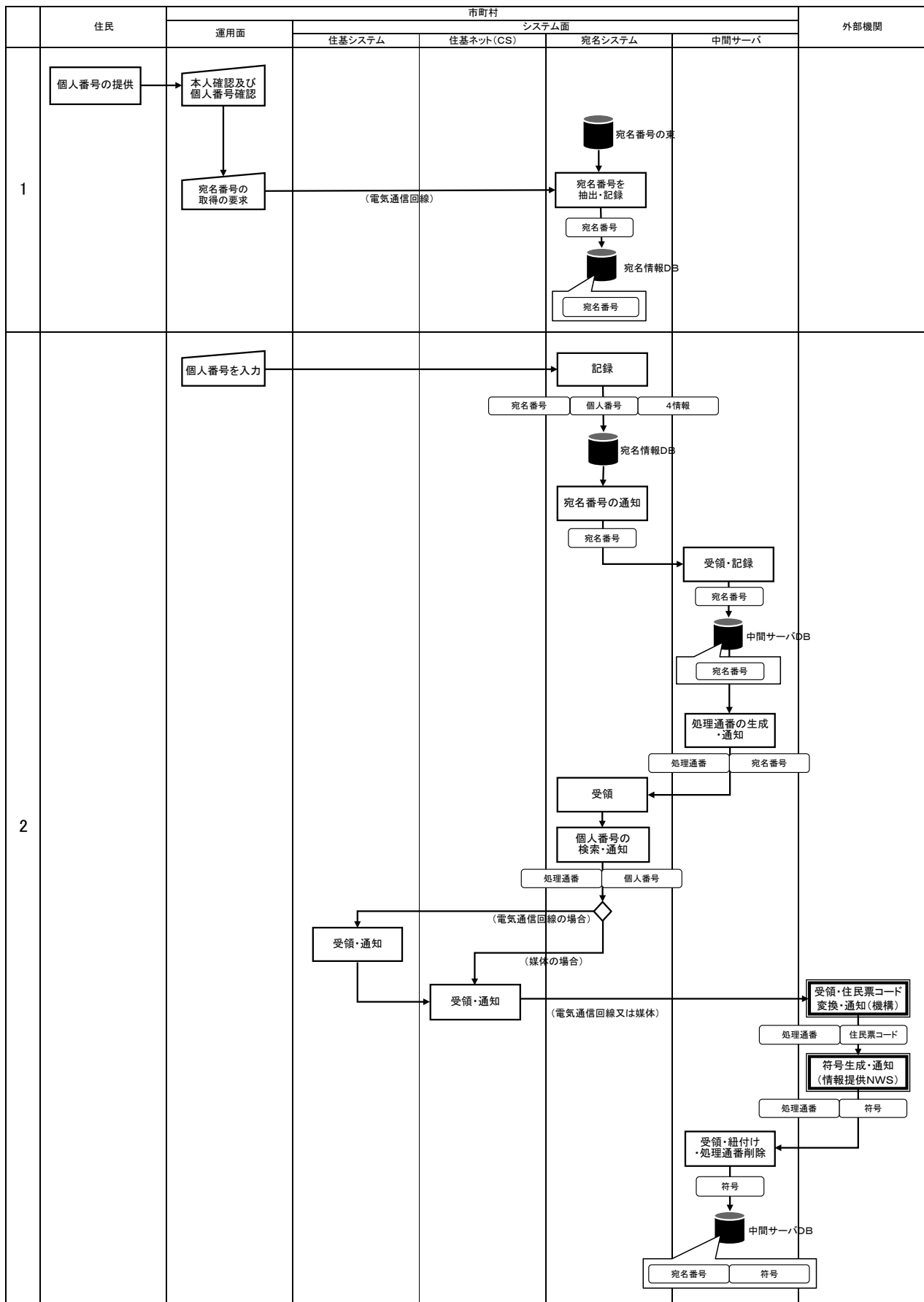
(1)②-1 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得



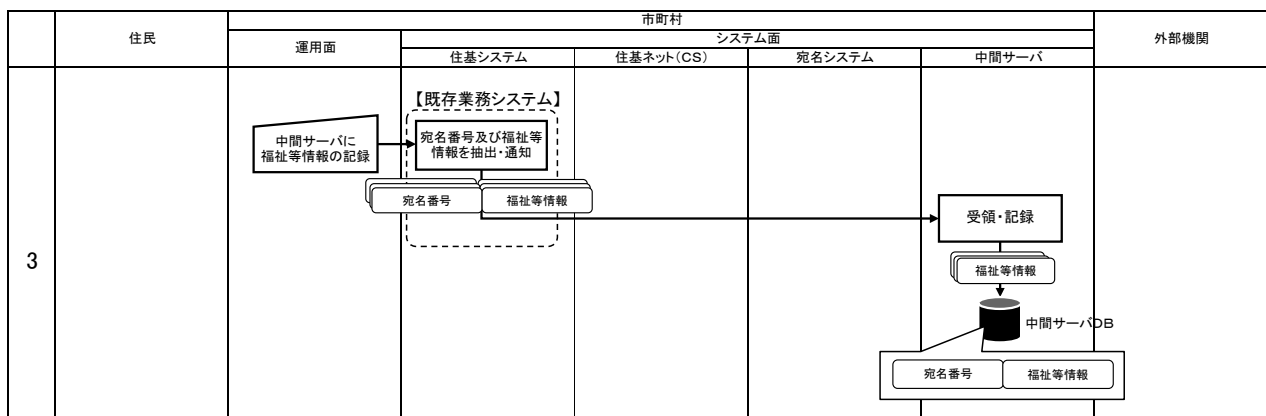
(1)②-1 符号一斉取得日における住民以外の者に対する符号一斉取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号の初期一斉取得	- 宛名システムが管理している住民以外の者に係る個人番号を取得する。 ※ 住民以外の者の個人情報について、マイナンバー法に基づき個人番号を利用でき、同法に基づき情報連携を行う場合の処理であることに留意する必要がある。	[宛名システム] - 対象となる住民以外の者の4情報を抽出し、電子ファイルに出力する。 - 住基ネットCSから受領した個人番号及び4情報を宛名情報DBに記録する。 - 宛名番号を中間サーバに通知する。
			[中間サーバ] 宛名システムから通知された宛名番号を中間サーバDBに記録する。
2	住基ネットで検索できなかった者の個人番号の調査	- 宛名システムの宛名情報DBに保存されている4情報が不完全等の理由で、住基ネットで検索できなかった者又は複数候補の結果を得た場合には、個人番号を調査する。 ※ 当該調査については、当該者に係る個人情報の情報連携の必要性等を勘案して実行する。	[宛名システム] - 入力があった個人番号及び4情報を宛名情報DBに記録する。 - 宛名番号を中間サーバに通知する。
			[中間サーバ] 宛名システムから通知された宛名番号を中間サーバDBに記録する。
3	符号一斉取得日における住民以外の者の符号の取得	住民以外の者の符号を取得する。	[宛名システム] - 入力があった個人番号に対応する宛名番号を抽出し、中間サーバに通知する。 - 中間サーバから通知のあった処理通番及び宛名番号に対し、当該宛名番号に対応する個人番号を抽出し、当該宛名番号と置き換え、電子ファイルに出力する。 - 電子ファイルに出力後、処理通番等を削除する。
			[中間サーバ] - 宛名システムから通知された宛名番号を中間サーバDBに記録する。 - 宛名番号に対し処理通番を作成する。 - 処理通番及び宛名番号を宛名システムに通知する。 - 情報提供ネットワークシステムから受領した符号を処理通番をキーとして中間サーバDBに記録する。 - 符号を中間サーバに記録後、処理通番を削除する。
4	所得情報の記録	地方税務システムのデータベースに保存されている、符号取得年の1月1日現在で住民だった者で、符号取得日に住民でない者の所得情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 地方税務システムから通知された所得情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。
5	福祉等情報の記録	既存業務システムのデータベースに保存されている当該住民以外の者の福祉等情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] 既存業務システムから通知された福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。

(1)②-2 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得



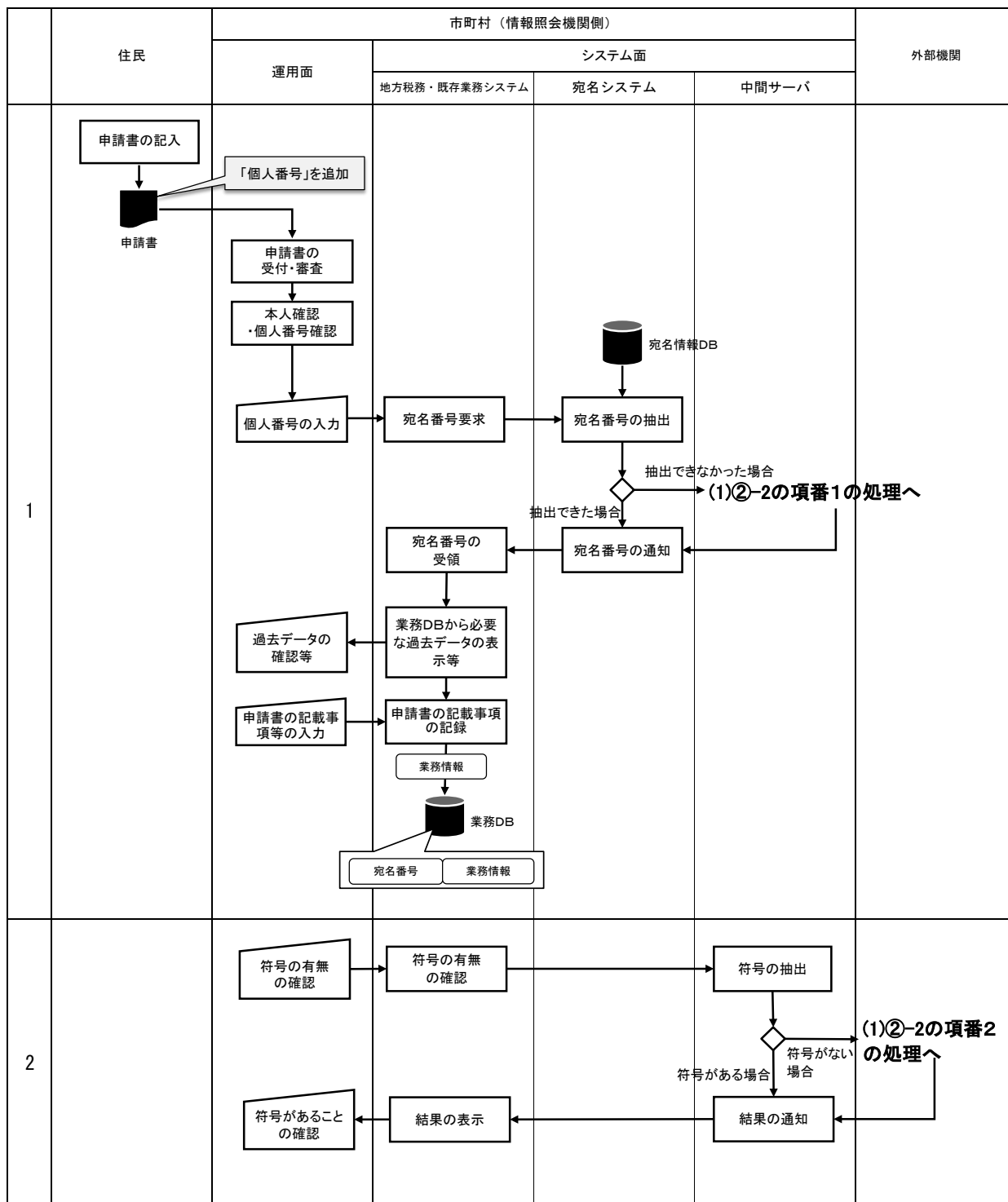
(1)②-2 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

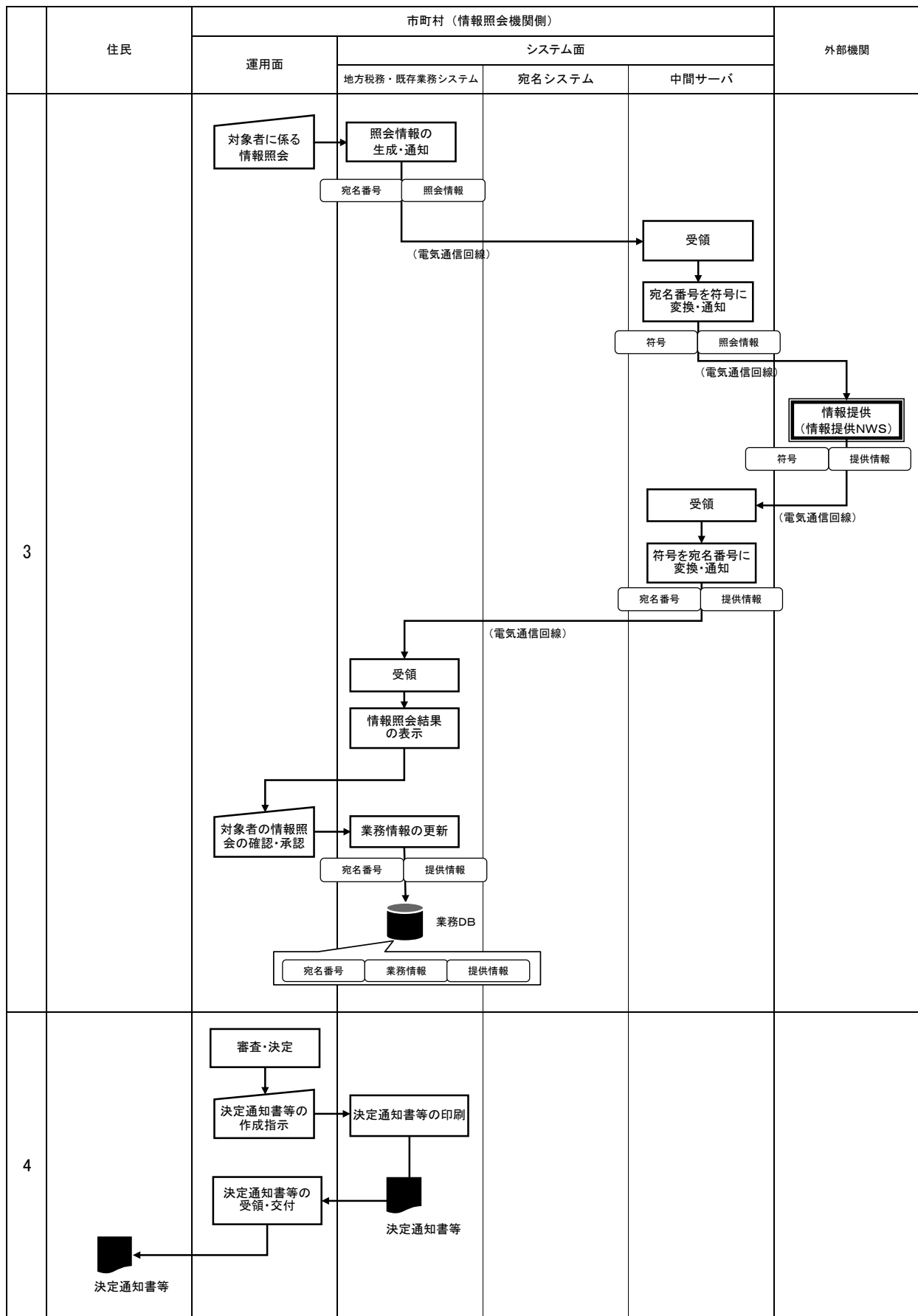


(1)②-2 符号一斉取得日以後の住民以外の者に対する符号の取得

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	符号一斉取得日以後の住民以外の者の宛名番号の取得	・ 個人番号カード等により本人確認及び個人番号確認を行い、住民以外の者の個人番号を取得する。 ・ 住民以外の者の宛名番号を取得する。	[宛名システム] ・ 宛名番号の束から宛名番号を抽出する。 ・ 抽出した宛名番号を宛名情報DBに記録する。
2	符号一斉取得日以後の住民以外の者の符号の取得	・ 符号一斉取得日以後の住民以外の者の符号を取得する。 ※ 住民以外の者の個人情報について、マイナンバー法に基づき個人番号を利用でき、同法に基づき情報連携を行う場合の処理であることに留意する必要がある。	[宛名システム] ・ 個人番号及び4情報を宛名情報DBに記録する。 ・ 宛名番号を中間サーバに通知する。 ・ 中間サーバから通知のあった処理通番及び宛名番号に対し、当該宛名番号に対応する個人番号を抽出し、当該宛名番号と置き換え、ファイルに出力する。 ・ 当該ファイルを媒体に保存又は電気通信回線により住基システムに通知後、処理通番等を削除する。 [中間サーバ] ・ 宛名システムから通知のあった宛名番号を中間サーバDBに記録する。 ・ 宛名番号に対し処理通番を作成する。 ・ 処理通番及び宛名番号を宛名システムに通知する。 ・ 情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバDBに記録する。 ・ 符号を中間サーバDBに記録後、処理通番を削除する。
3	福祉等情報の記録	・ 既存業務システムに保存されている当該住民以外の者の福祉等情報を中間サーバに記録する。	[中間サーバ] ・ 既存業務システムから通知のあった福祉等情報を、宛名番号をキーに中間サーバDBに記録する。

(2) 情報連携 ①情報照会者になる場合

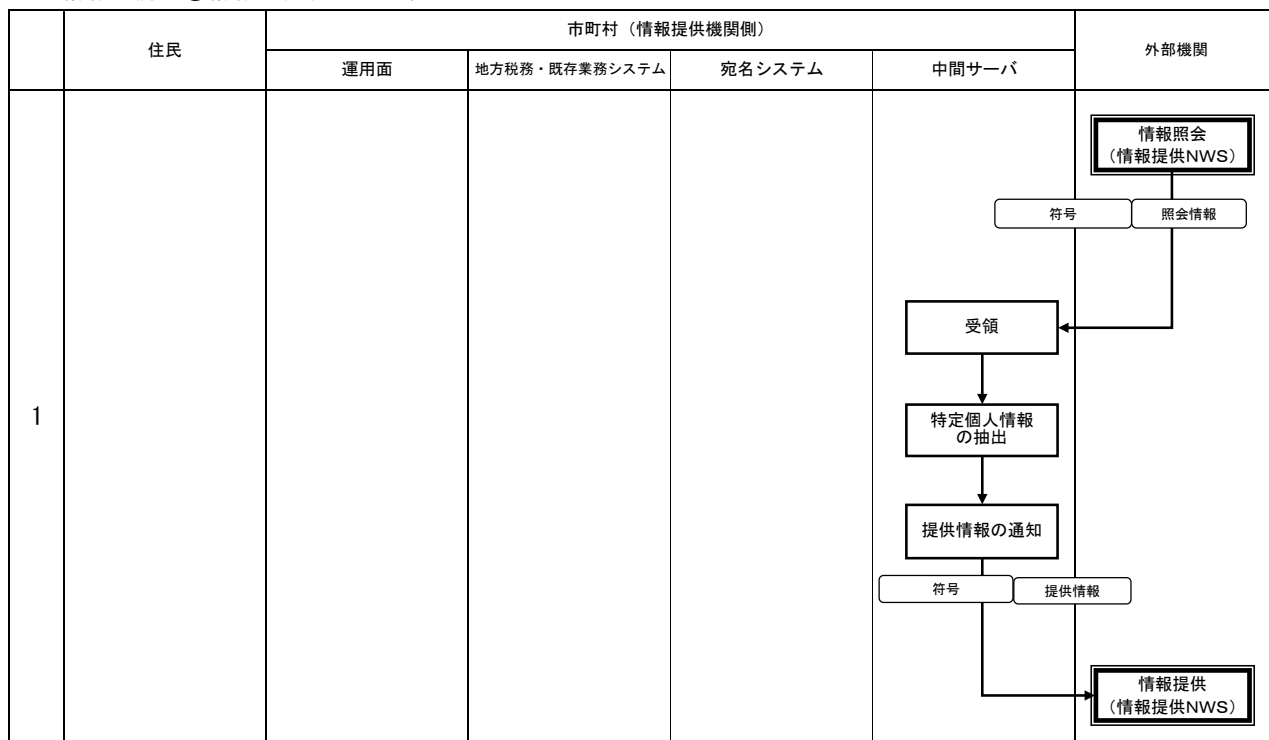




(2) 情報連携 ①情報照会者になる場合

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	個人番号の取得及び宛名番号の有無の確認	・ 住民等からの申請等において、個人番号カード等により本人確認・個人番号確認を行い、個人番号を取得する。 ・ 当該者の宛名番号の有無を確認する。	[地方税務・既存業務システム] ・ 宛名システムに対し、個人番号を通知して当該個人番号に対応する宛名番号の有無を要求する。 ・ 宛名システムから通知のあった宛名番号に対応する情報を抽出し、表示する。
			[宛名システム] ・ 個人番号に対応する宛名番号を抽出して地方税務・既存業務システムに通知する。 ・ 宛名番号が存在しない場合には、宛名番号を取得するフローへ。
2	符号の有無の確認	・ 当該者の符号の有無を確認する。	[地方税務・既存業務システム] ・ 中間サーバに対し、宛名番号を通知して当該宛名番号に対応する符号の有無を確認する。
			[中間サーバ] ・ 宛名番号に対応する符号を抽出して、符号が存在する場合にはその旨を地方税務・既存業務システムに通知する。 ・ 符号が存在しない場合には、符号を取得するフローへ。
3	情報提供ネットワークシステムに対する情報照会	・ 情報提供ネットワークシステムを利用して、当該者に係る特定個人情報情報を情報提供者に対して求める。	[地方税務・既存業務システム] ・ 照会したい情報を情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して照会情報を作成する。 ・ 宛名番号及び照会情報を中間サーバに通知する。 ・ 中間サーバから通知のあった提供情報を画面に表示し、かつ、業務DBに記録できる形式に変換し、業務DBに記録する。
			[中間サーバ] ・ 地方税務・既存業務システムから通知のあった宛名番号及び照会情報のうち、宛名番号を符号に変換して、当該符号及び照会情報を情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムに通知する。 ・ 情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムから通知のあった符号及び提供情報のうち、符号を宛名番号に変換して既存業務システムに通知する。
4	審査等	・ 情報提供ネットワークシステムから提供された照会結果等をもとに審査・決定する。	[地方税務・既存業務システム] ・ 情報提供ネットワークシステムから提供された提供情報をもとに審査・決定等を行う。

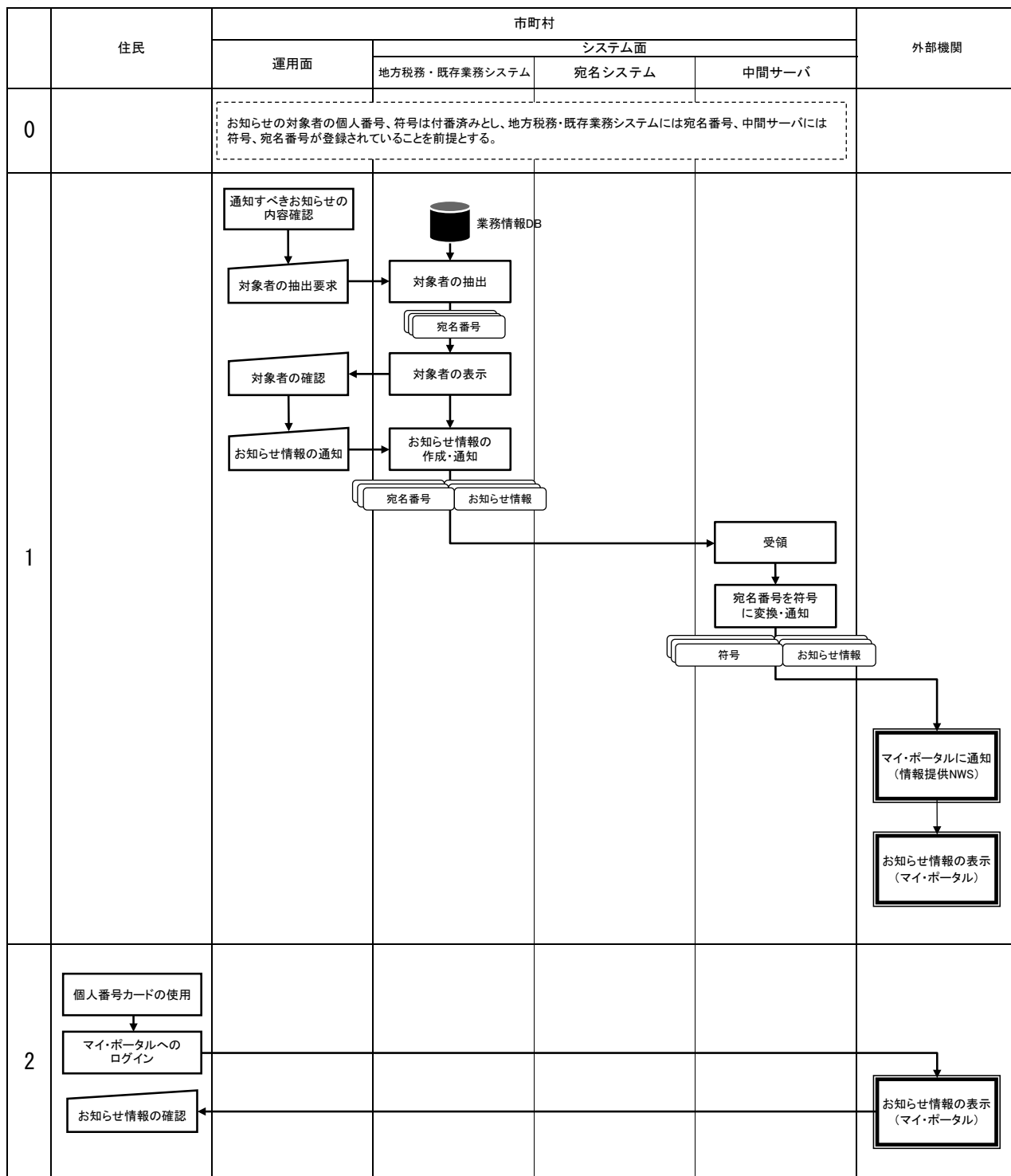
(2) 情報連携 ②情報提供者になる場合



(2) 情報連携 ②情報提供者になる場合

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	情報提供ネットワークシステムに対する 情報提供	—	[中間サーバ] ・ 情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムから通知のあった符号及び照会情報に対応する提供情報を中間サーバDBから抽出する。 ・ 符号及び提供情報を情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムに通知する。

(3) プッシュ型のお知らせ



(3) プッシュ型のお知らせ

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	お知らせ情報の通知	・ お知らせをしたい対象者を抽出する。 ・ お知らせ情報を作成し、情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムに通知する。	[地方税務・既存業務システム] ・ お知らせ情報を通知する対象者の宛名番号を抽出する。 ・ お知らせに必要なデータを情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して、お知らせ情報を作成する。 ・ 宛名番号及びお知らせ情報を中間サーバに通知する。
			[中間サーバ] ・ 地方税務・既存業務システムから通知のあった宛名番号及びお知らせ情報のうち、宛名番号を符号に変換して、当該符号及びお知らせ情報を情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムに通知する。
2	お知らせ情報の確認	—	—

3 非機能要件等留意すべき事項

(1) 規模

本項は、中間サーバの非機能要件等留意すべき事項について、現時点での想定に基づき、その概略を俯瞰する。

① 中間サーバにおける業務量の検討

中間サーバに求められる性能、容量等は、地方公共団体の規模に応じて異なる。主に地方公共団体の人口規模に応じて、業務量が増加し、中間サーバに求められる性能、容量等が増大するものと考えられる。

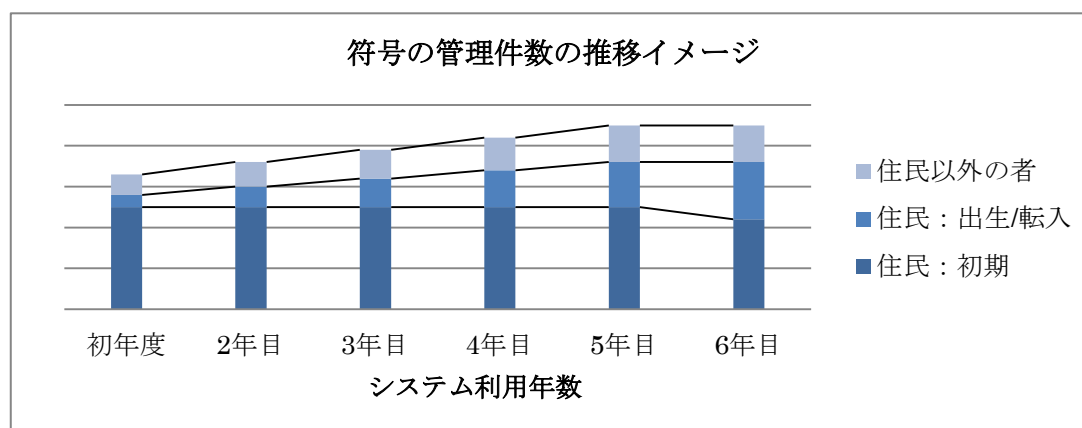
ここでは、市町村が中間サーバを調達するにあたって、中間サーバベンダーに示す必要のある業務量の想定についての考え方を示す。

①－1 中間サーバで管理する符号の管理件数の想定

中間サーバにおいて管理する符号は以下の通りである。これらの要素に加えて、人口の増減を加味し、符号の管理件数を設定する必要がある。

項番	要件	管理件数の想定
1	符号(住民:初期)	住民基本台帳に記録された住民数(現存者及び消除者) ※死亡者、転出者等については、符号の保管年数経過後に削除する。
2	符号(住民:出生／転入)	年間の出生数×システム利用年数 年間の転入数×システム利用年数
3	符号(住民以外の者)	情報連携で用いる情報のうち、住民以外の者の情報を保持する人数

<表1:符号の管理件数の想定>



①ー2 中間サーバで管理する特定個人情報のデータ量の想定

中間サーバにおいて管理する特定個人情報のデータ量の想定は、以下の通りである。

項番	要件	データ量の想定
1	住民票関係情報(世帯情報)	住民基本台帳に記録された住民数(現存者および消除者) ※時点情報を保持し、過去5年分の履歴を保持
2	地方税関係情報	住民数及び住登外者であって当該市町村が税情報を把握している者の数 ※各年度の最新情報×保管年数×対象者を保持
3	国保給付関係情報	国民健康保険の給付件数 ※各月の最新情報×保管年数×給付対象者を保持
4	介護保険給付関係情報	介護保険の給付件数 ※各月の最新情報×保管年数×給付対象者を保持
5	福祉関係情報	福祉資格該当者数 (障害者自立支援給付受給者数、生活保護受給者数、児童扶養手当受給者数、児童手当受給者数等) ※現年度分の福祉資格該当者数を保持

＜表2:特定個人情報のデータ量の想定＞

①ー3 中間サーバで処理される情報連携の件数の想定

中間サーバにおいて処理される情報照会件数・情報提供件数の想定は、以下の通りである。なお、ここでは、現行の公用照会件数のみから、件数の想定を行っているが、これらの数字に、住民が申請を行う際の添付書類の件数を加算する必要がある。

項番	要件	件数の想定
1	情報照会件数	・年間の他市町村への住民票関係情報照会件数 ・年間の他市町村への地方税関係情報照会件数 ・年間の他市町村への医療保険・介護保険給付関係情報照会件数 ・年間の他市町村への福祉関係情報照会件数 (福祉資格該当者の転出者数)
2	情報提供件数	・年間の他市町村への住民票関係情報提供件数 ・年間の他市町村への地方税関係情報提供件数

		・年間の他市町村への医療保険・介護保険給付関係情報提供件数 ・年間の他市町村への福祉関係情報提供件数 (福祉資格該当者の転出者数) ・年間のプッシュ型お知らせ件数
--	--	---

＜表3:情報連携の件数の想定＞

② 中間サーバにおけるアクセスログ保管量の想定

後述するセキュリティ要件において、中間サーバでアクセスログを管理する必要がある。
中間サーバにおけるアクセスログ保管量の想定は、以下の通りである。

項番	要件	保管量の想定
1	アクセスログ管理	(符号の取得依頼件数＋情報照会件数＋情報提供件数＋特定個人情報の登録・更新操作件数)×1件当たりのアクセスログのサイズ×アクセスログの保管年数

＜表4:アクセスログ保管量の想定＞

(2) 可用性要件

本要件については、インターフェイスシステムの可用性要件に合わせることを望ましいが、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「IPA」という。)が定めた非機能要求グレードや住基ネットのCS構成を参考にし、基本的な考え方を示す。

① 継続性に係る要件

①-1 サービス稼働時間(非機能要求グレード:レベル2)

中間サーバは、主に以下に示す機能を担っている。

- ・ 宛名番号と符号のひも付け
- ・ 既存業務システムから通知のあった宛名番号及び照会情報のうち、宛名番号を符号に変換して、当該符号及び照会情報をインターフェイスシステムに通知する。
- ・ インターフェイスシステムから通知のあった符号及び提供情報のうち、符号を宛名番号に変換して既存業務システムに通知する。
- ・ インターフェイスシステムから通知のあった符号及び照会情報に対応する提供情報を中間サーバDBから抽出する。
- ・ 符号及び提供情報をインターフェイスシステムに通知する。
- ・ 既存業務システムから通知のあった宛名番号及びお知らせ情報のうち、宛名番号を符号に変換して、当該符号及びお知らせ情報をインターフェイスシステムに通知する。

このような機能を考慮すると、中間サーバに求められるサービス稼働時間は、既存業務システムの稼働時間と同等と考えられる。しかし、地方公共団体によって既存業務システムの稼働時間は様々であるため、中間サーバは、全地方公共団体共通の運用時間を定めて統一化を図ることが望ましいと考えられる。共通運用時間の詳細については、別途定められることとなるが、IPA 非機能グレードのレベル2(夜間のみ停止)を前提に、システム構成を検討することも考えられる。

指標	レベル0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
運用時間	復旧不要	定時内	夜間のみ停止	1時間程度の停止	若干の停止(5分程度)	24時間

＜表5: (参考) 非機能要求グレードによる運用時間のレベル＞

①-2 目標復旧水準(非機能要求グレード:レベル2)

業務停止を伴う障害が発生した際、何をどこまで、どれ位で復旧させるかの目標を定める必要がある。RPO(目標復旧地点)は、データ種別ごとに定めるものとし、RTO(目標復旧時間)は、国の行政機関等からの情報照会等が発生することも考慮し、12 時間以内の復旧が望ましいと考えられる。

観点	データ種別	復旧地点
データ	業務データ(特定個人情報等)	前日バックアップ
	符号	前日バックアップ
	提供ステータス、提供の求め	前日バックアップ
ログ	操作履歴等	前日バックアップ

(注)提供ステータス、提供の求めは、情報照会における処理状況及び要求内容を一時的に保存しているデータである。

(注)業務データ(特定個人情報等)、符号は、当日分を再処理することで最新データに復旧する。

<表6:RPO(目標復旧地点)>

指標	レベル 0	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
RPO	復旧不要	5 営業日前時点	1 営業日前時点	障害発生時点	-
RTO	1 営業日以上	1 営業日以内	12 時間以内	6 時間以内	2 時間以内

<表7:(参考)非機能要求グレードによる RPO・RTO のレベル>

② 耐障害性に係る要件

中間サーバは、障害が発生した場合でも地方公共団体の情報照会や情報提供の業務に支障をきたさないように、ハードディスク、電源、ネットワークインターフェイス等の部品の冗長化やクラスタ構成によるサーバ本体の冗長化等の対応を行う必要がある。

中間サーバの機器構成については、業務量、サービス復旧時間、コスト等を考慮し、人口規模に応じたハードウェア構成パターン例を以下に示す。

人口規模	システム構成	コスト
50 万人以上	部品の冗長化+サーバ本体の冗長化	高
50 万人未満	部品の冗長化	低

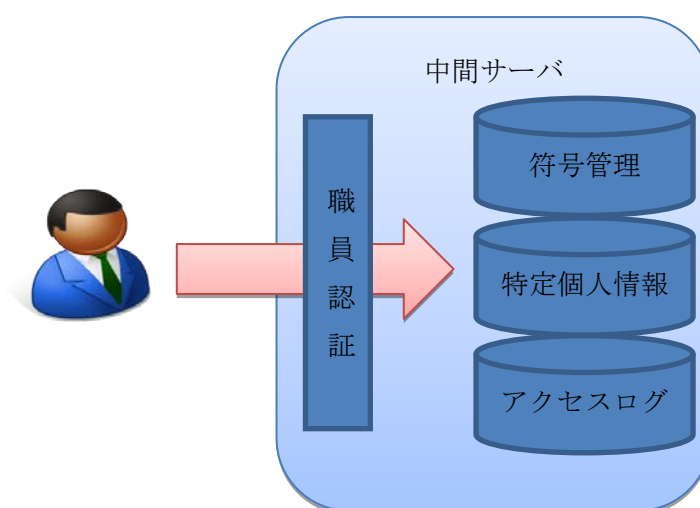
<表8:ハードウェア構成パターン>

(3) セキュリティ要件

中間サーバは、番号利用法案別表第二に規定する特定個人情報が保存されることになるので、システムのセキュリティには、十分な対策が必要である。

① 職員認証

中間サーバの特定個人情報管理やアクセスログの抽出等を行うため、中間サーバを利用するための職員認証を行い、操作者を必ず一意に特定できることが必須となる。認証の方式については、今後、内閣官房から示される情報提供ネットワークシステム及びインターフェイスシステムの方式を十分に考慮する必要がある。



<図7: 中間サーバの職員認証>

② 操作者権限

中間サーバは、業務毎の特定個人情報を保存している。担当以外の特定個人情報を参照または更新等が行えないように、権限設定を行う必要がある。例えば、税業務担当者が福祉業務の特定個人情報の参照または更新等を行えないようにする必要がある。

また、保存されている情報をバックアップする運用管理者、アクセスログを操作する業務管理者等、取り扱う情報によって操作者を分ける必要がある。

③ 接続権限

セキュリティを確保するため、中間サーバに接続する既存業務システム及び端末については、許可された機器に限定する必要がある。接続可能なシステム(サーバ機器)及び端末の

コンピュータ名やIPアドレス等を登録し、未許可の機器からは接続させない仕組みを組み込むことが望ましいと考えられる。

④ アクセスログ

国の行政機関等との情報提供及び情報照会に係るログは、インターフェイスシステムを含む情報提供ネットワークシステムで管理されることとなる。しかし、中間サーバにおいても、既存業務システムと中間サーバ間で行われる情報照会や情報提供に係るログ、インターフェイスシステムと中間サーバ間のログ、中間サーバの操作者による操作ログ等を取得し、管理する必要がある。

ログには、操作職員、操作端末、操作日時、情報種別や業務種別、提供した特定個人情報等を記録し、追跡調査を可能にする必要がある。また、アクセスログは完全性を担保し、容易に改竄ができない対策を施さなければならない。

⑤ ウィルス対策

コンピューターウイルス、マルウェア等の検知、除去、監視等を行う必要がある。

(4) 運用に関する要件

① 通常時運用に係る要件

①-1 情報の更新

年次で行われると想定される地方税関係情報の更新時等の大量データの更新において、夜間のシステム停止時間に処理が完了しない場合が想定される。また、様々な既存業務システムの情報が対象となるため、月次または年次の更新処理が集中することも想定される。よって、平日の開庁時間中更新作業を可能にする等の対策、土日の比較的業務が少ない日に更新作業を行う等の運用による対策等、地方公共団体の実情に応じた情報の更新方法を検討する必要がある。

①-2 バックアップ

中間サーバに保存されている特定個人情報情報は、既存業務システムの副本であり、符号は再取得することで復旧可能であるが、障害発生時の復旧時間を考慮すると、日次バックアップを取得することが望ましいと考えられる。また、夜間のシステム停止時間帯での一括処理の有無やその他の処理の時間を考慮し、バックアップ処理で確保できる時間を事前に確認しておく必要がある。

①-3 システム監視

中間サーバの管理権は1(2)①-2で述べたとおりであり、システム監視は、地方公共団体が実施する。

② 障害時運用に係る要件

①-1 障害時の代替運用

地方公共団体が定める障害時の運用計画については、インターフェイスシステムの運用も含めて、別途検討する必要がある。

①-2 処理途中の情報提供・情報照会の扱いについて

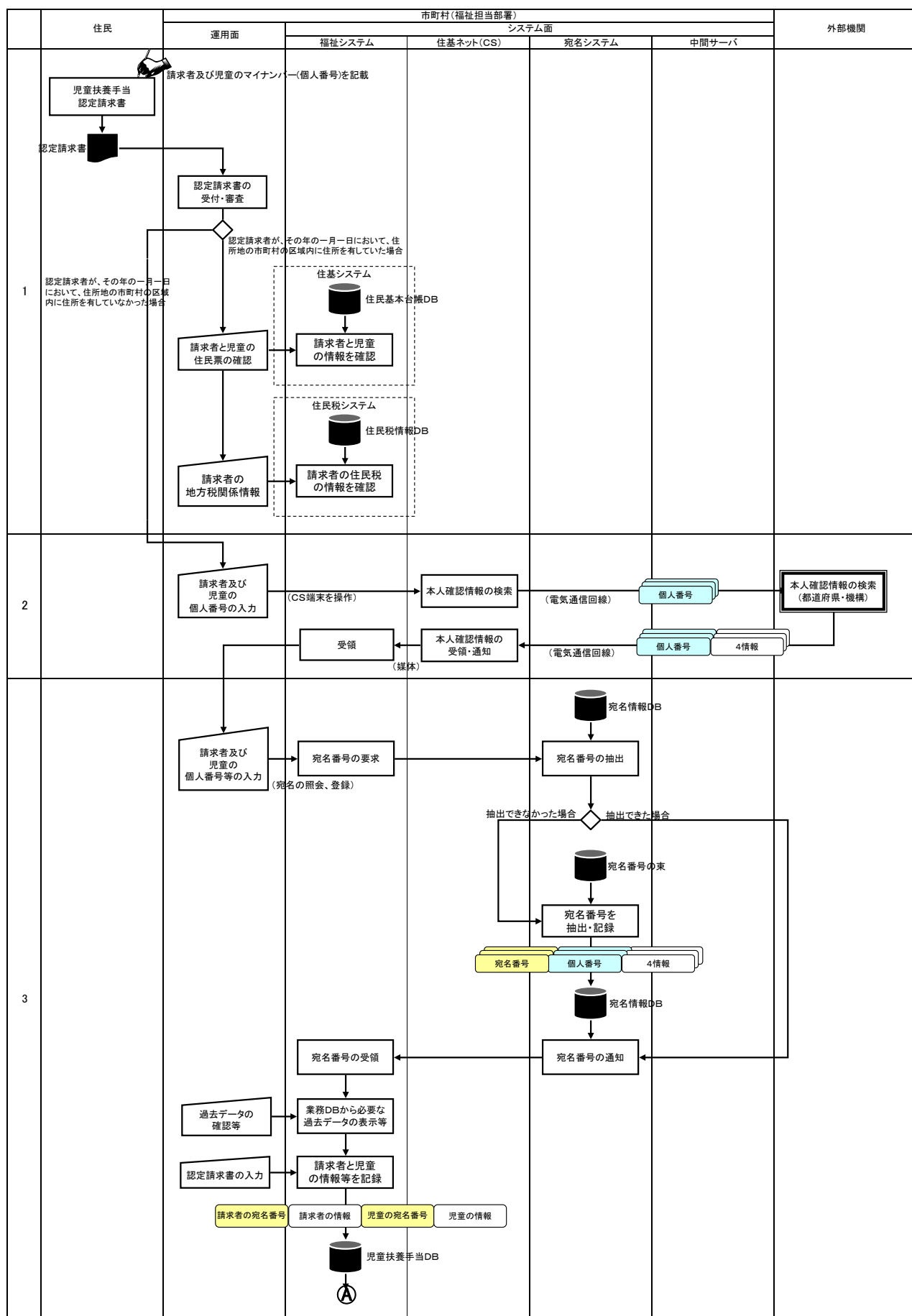
中間サーバが停止していた場合、情報提供時または情報照会結果受信時において、自動再送処理がされるか、再操作による情報照会や情報提供が必要かについては、インターフェイスシステムの仕様に従うことになる。

第4節 その他の業務システムに関する留意事項

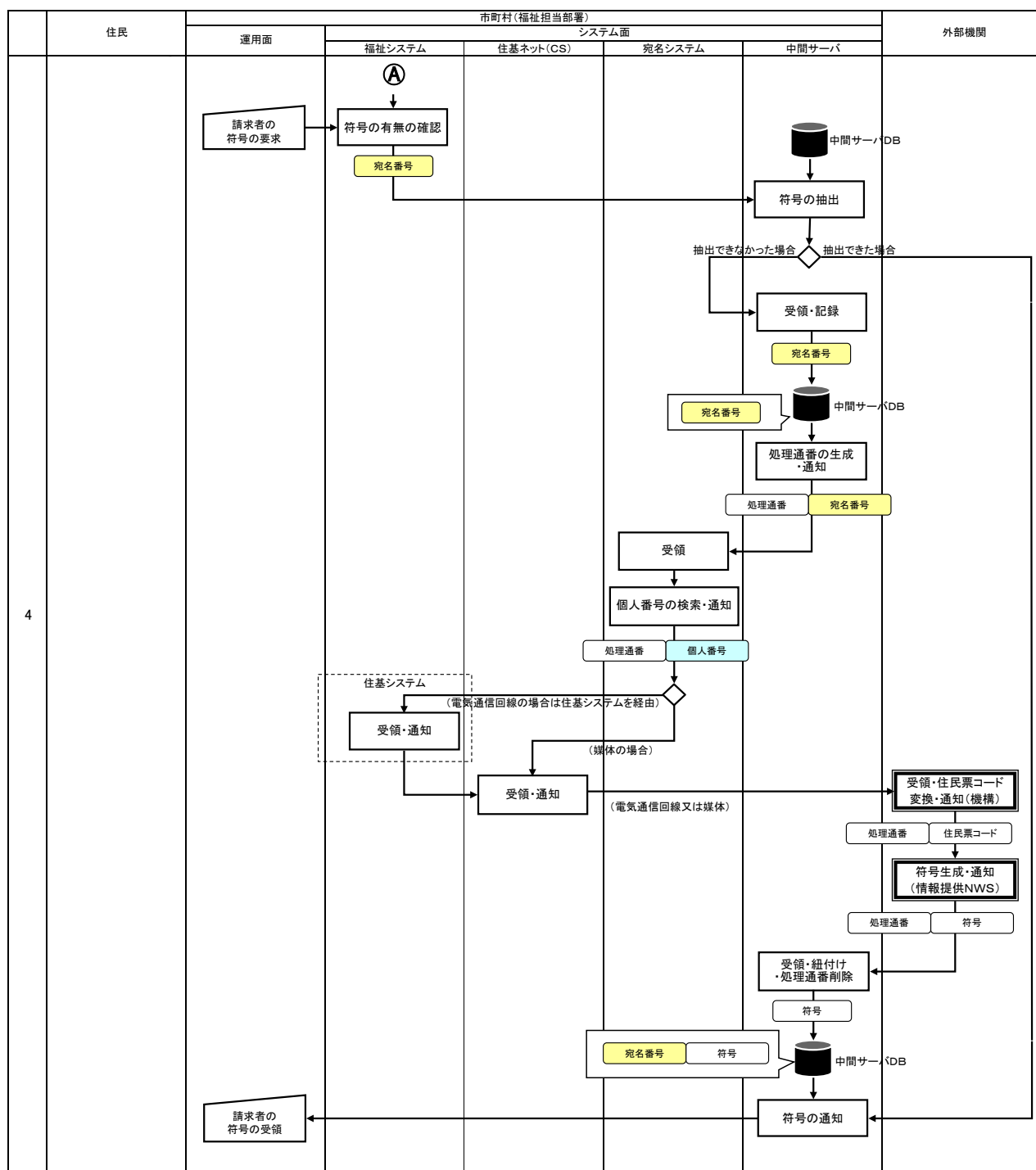
住民基本台帳システム及び地方税務システム以外にも、住民向けの社会保障関係システムにおいて、個人番号を利用するための改修、情報提供を行うための改修(中間サーバに福祉等情報を登録)及び情報照会を行うための改修(業務内容を必要とする情報を特定した上で行う、中間サーバを経由した情報照会と情報照会結果の受領)を行う必要がある。このほか、地方公共団体が利用者等として個人番号を取り扱う業務(給与等の支払者としての手続、地方公務員共済組合関係の手続等)に関係する人事・給与システム等の改修も視野に入れておかなければならない。これら住民基本台帳システム及び地方税務システム以外の業務システムの改修についても、各地方公共団体において必要な準備を進めていただきたい。

なお、一例として、児童扶養手当の認定請求における地方税関係情報又は住民税関係情報の情報照会について考えられる業務フローを記載するが、その他の業務についても、このような業務フローが作成される必要がある。

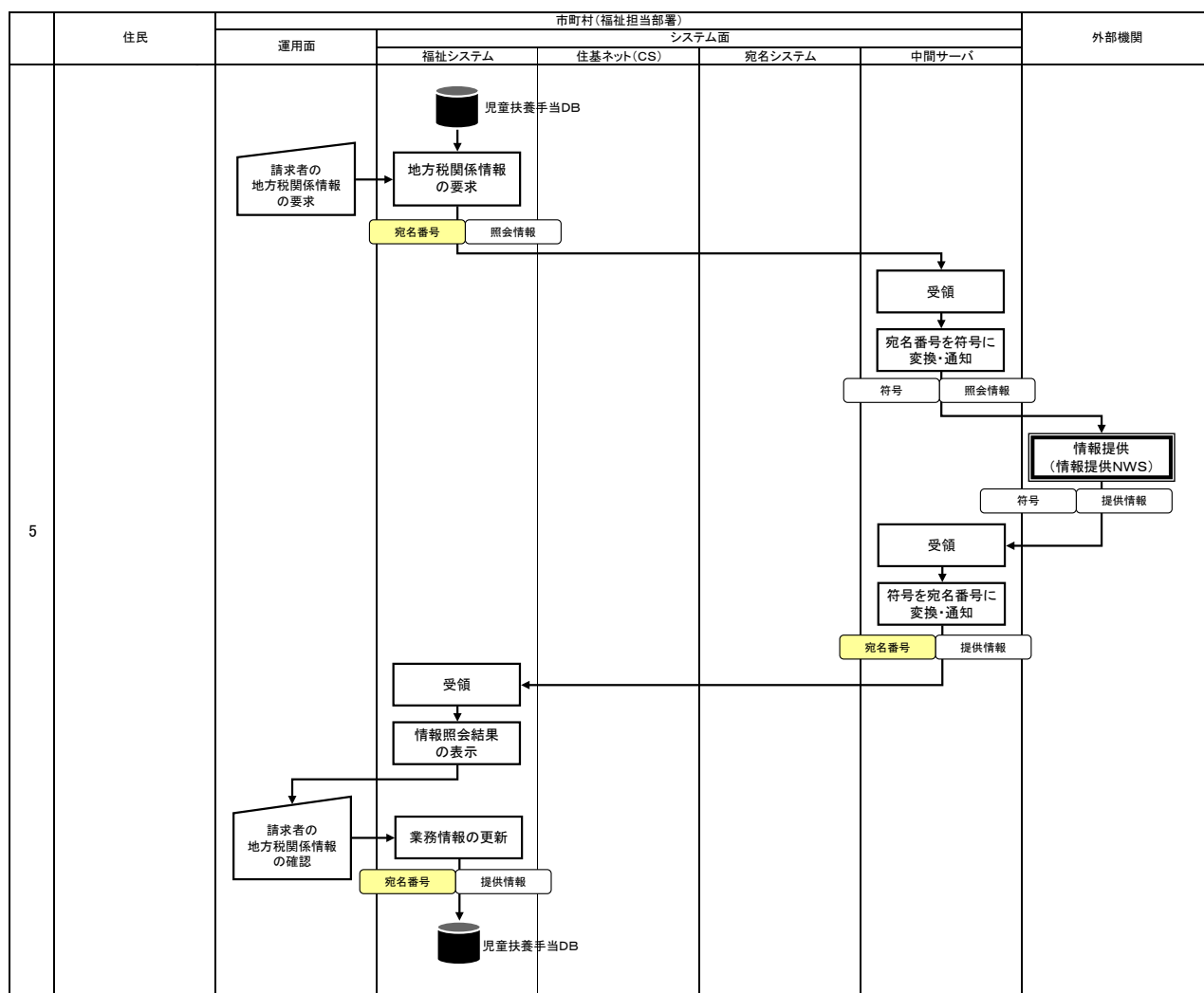
(例①) 児童扶養手当の認定請求における地方税関係情報の確認について



(例①) 児童扶養手当の認定請求における地方税関係情報の確認について



(例①) 児童扶養手当の認定請求における地方税関係情報の確認について



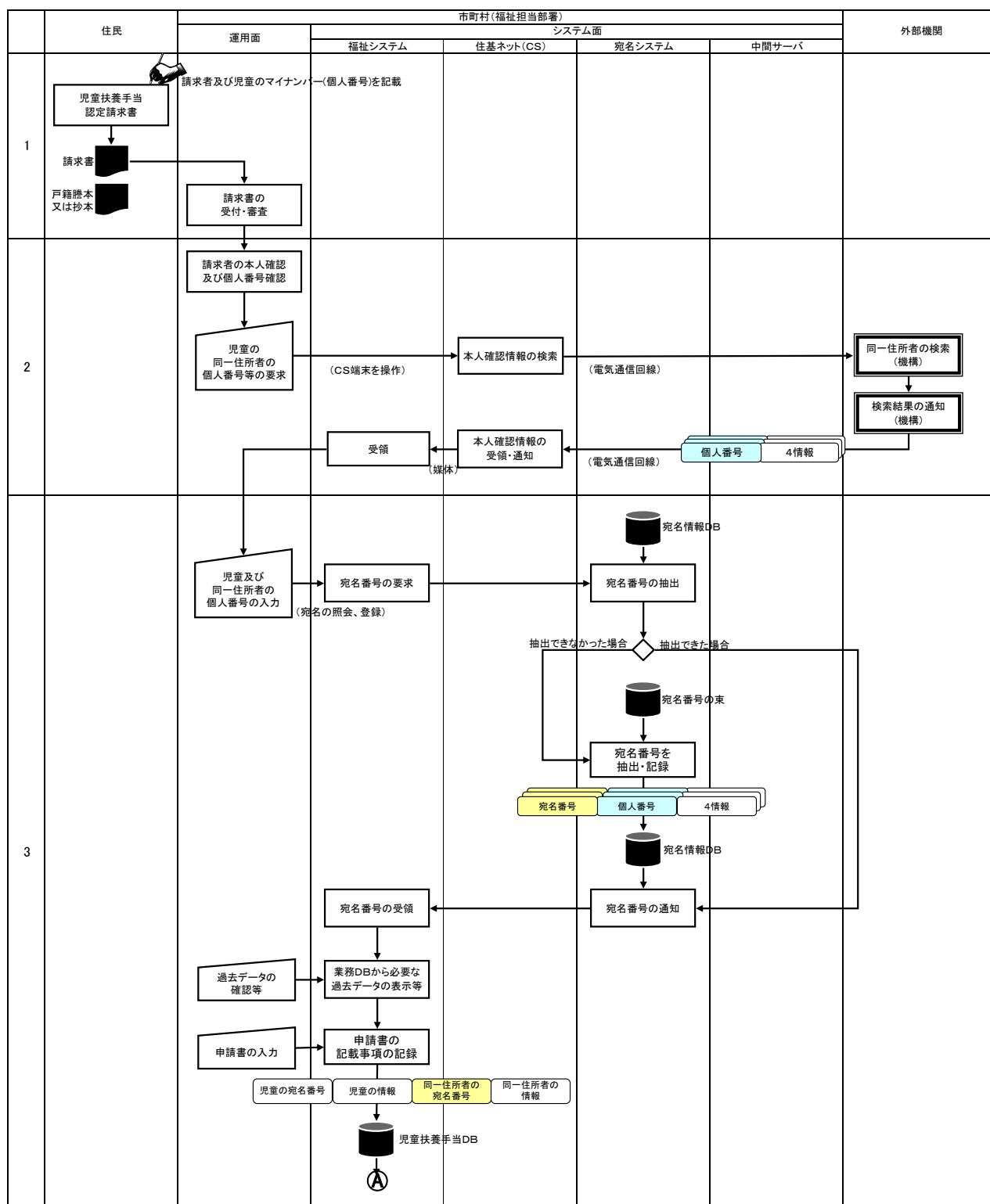
(例①) 児童扶養手当の認定請求における地方税関係情報の確認について

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	今までどおり		
2	請求書等の受付・審査及び本人確認情報の検索	・ 請求者からの請求等において、個人番号カード等により本人確認・個人番号確認を行い、個人番号を取得する。 ・ 住基ネットＣＳに、請求書等に記載された個人番号を入力して、請求者等の１月１日に住所を所有していた市町村を検索し、本人確認情報を受領する。	—
3	宛名番号の取得	・ 請求者等の宛名番号を取得する。	〔既存業務システム〕 ・ 宛名システムに対し、個人番号を通知して当該個人番号に対応する宛名番号の有無を要求する。 ・ 宛名システムから通知のあった宛名番号に対応する情報を抽出し、表示する。 〔宛名システム〕 ・ 個人番号に対応する宛名番号を抽出して既存業務システムに通知する。 ・ 宛名番号が存在しない場合には、宛名番号の束から宛名番号を抽出する。 ・ 抽出した宛名番号を宛名情報ＤＢに記録する。
4	符号の取得	・ 請求者等の符号を取得する。	〔既存業務システム〕 ・ 中間サーバに対し、宛名番号を通知する。 〔中間サーバ〕 ・ 宛名番号に対応する符号を抽出して、符号が存在する場合にはその旨を既存業務システムに通知する。 ・ 符号が存在しない場合には、宛名システムから通知のあった宛名番号を中間サーバＤＢに記録する。 ・ 宛名番号に対し処理通番を作成する。 ・ 処理通番及び宛名番号を宛名システムに通知する。 ・ 情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバＤＢに記録する。 ・ 符号を中間サーバＤＢに記録後、処理通番を削除する。

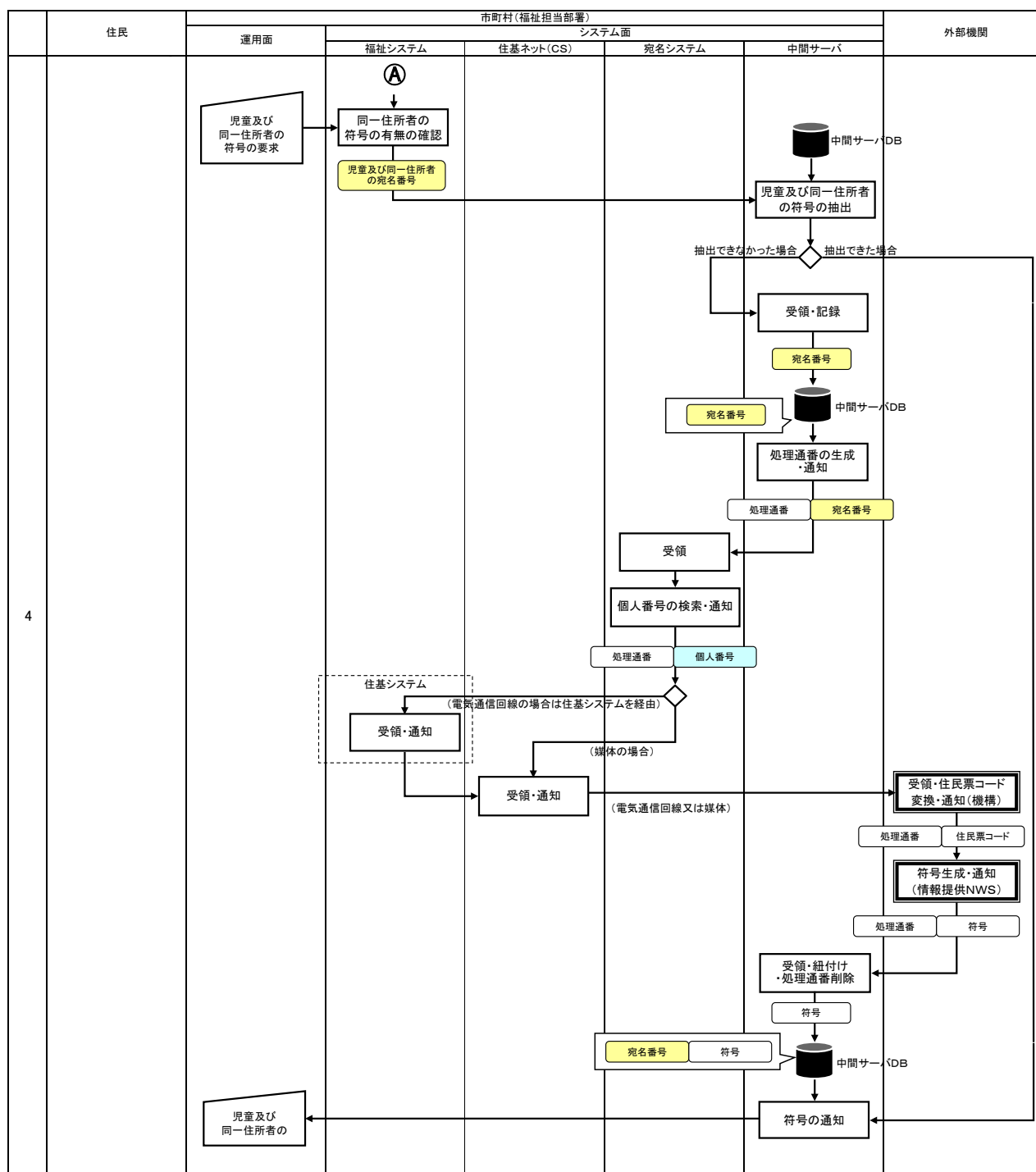
(例①) 児童扶養手当の認定請求における地方税関係情報の確認について

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
5	情報提供ネットワークシステムに対する情報照会	情報提供ネットワークシステムを利用して、当該者に係る特定個人情報を情報提供者に対して求める。	[既存業務システム] - 照会したい情報を情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して照会情報を作成する。 - 宛名番号及び照会情報を中間サーバに通知する。 - 中間サーバから通知のあった提供情報を画面に表示し、かつ、業務DBに記録できる形式に変換し、業務DBに記録する。 [中間サーバ] - 既存業務システムから通知のあった宛名番号及び照会情報のうち、宛名番号を符号に変換して、当該符号及び照会情報を情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムに通知する。 - 情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムから通知のあった符号及び提供情報のうち、符号を宛名番号に変換して既存業務システムに通知する。

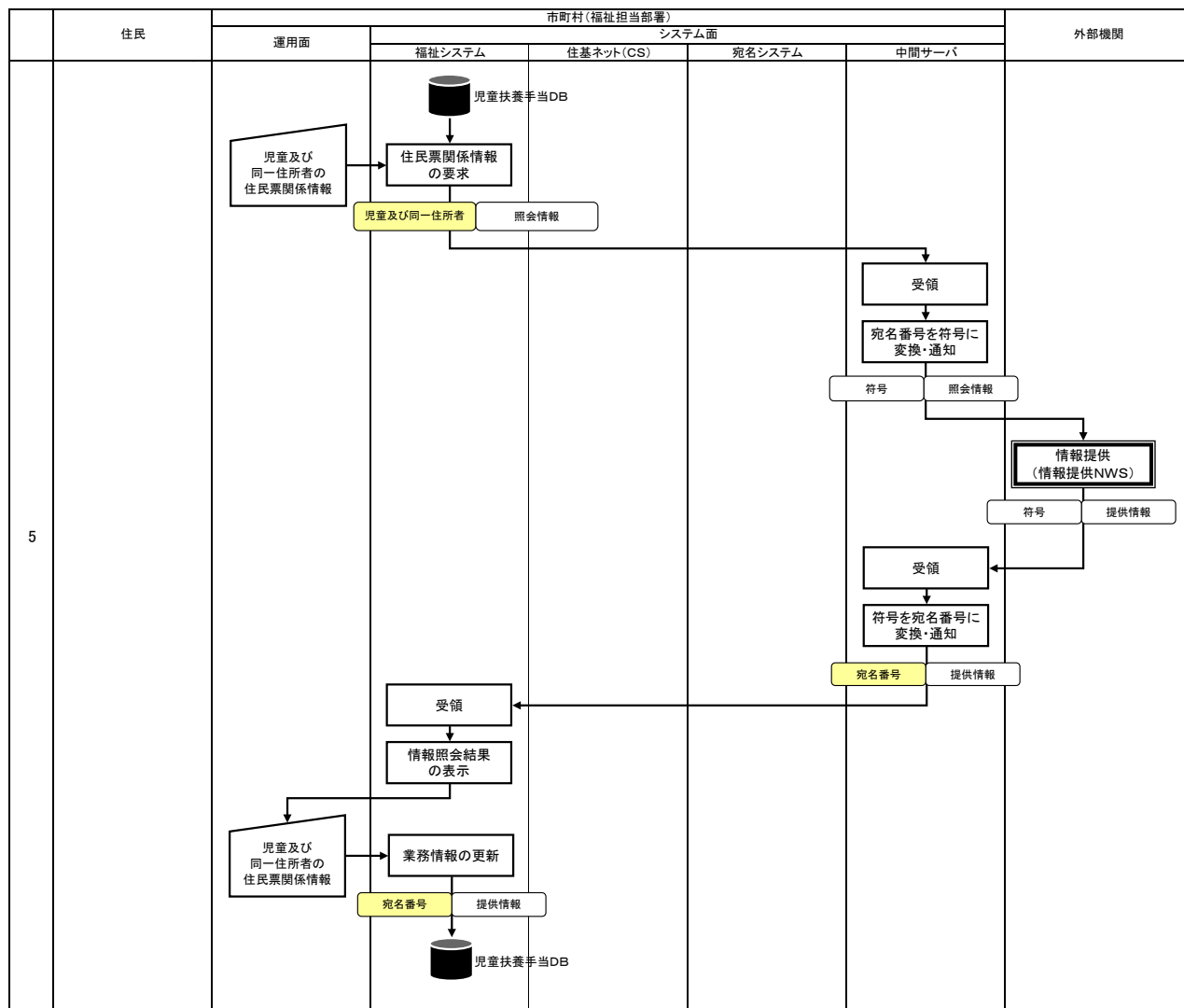
(例②) 別居児童における児童扶養手当の認定請求における住民票関係情報の確認について



(例②) 別居児童における児童扶養手当の認定請求における住民票関係情報の確認について



(例②) 別居児童における児童扶養手当の認定請求における住民票関係情報の確認について



(例②) 別居児童における児童扶養手当の認定請求における住民票関係情報の確認について

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
1	今までどおり		
2	請求書等の受付・審査及び本人確認情報の検索	- 請求者からの請求等において、個人番号カード等により本人確認・個人番号確認を行い、個人番号を取得する。 - 住基ネットCSに、端末を操作し、児童及びその者と同居する者全員の本人確認情報を検索し、それらの者の基本4情報及び個人番号を受領する。	—
3	宛名番号の取得	児童及びその者と同居する者全員の宛名番号を取得する。	[既存業務システム] - 宛名システムに対し、個人番号を通知して当該個人番号に対応する宛名番号の有無を要求する。 - 宛名システムから通知のあった宛名番号に対応する情報を抽出し、表示する。 [宛名システム] - 個人番号に対応する宛名番号を抽出して既存業務システムに通知する。 - 宛名番号が存在しない場合には、宛名番号の束から宛名番号を抽出する。 - 抽出した宛名番号を宛名情報DBに記録する。
4	符号の取得	児童及びその者と同居する者全員の符号を取得する。	[既存業務システム] - 中間サーバに対し、宛名番号を通知する。 [中間サーバ] - 宛名番号に対応する符号を抽出して、符号が存在する場合にはその旨を既存業務システムに通知する。 - 符号が存在しない場合には、宛名システムから通知のあった宛名番号を中間サーバDBに記録する。 - 宛名番号に対し処理通番を作成する。 - 処理通番及び宛名番号を宛名システムに通知する。 - 情報提供ネットワークシステムから通知のあった符号を処理通番をキーとして中間サーバDBに記録する。 - 符号を中間サーバDBに記録後、処理通番を削除する。

(例②) 別居児童における児童扶養手当の認定請求における住民票関係情報の確認について

項番	項目	運用面の対応	システム面の対応
5	情報提供ネットワークシステムに対する情報照会	情報提供ネットワークシステムを利用して、当該者に係る特定個人情報情報を情報提供者に対して求める。	[既存業務システム] - 照会したい情報を情報提供ネットワークシステムで規定される形式に変換して照会情報を作成する。 - 宛名番号及び照会情報を中間サーバに通知する。 - 中間サーバから通知のあった提供情報を画面に表示し、かつ、業務DBに記録できる形式に変換し、業務DBに記録する。
			[中間サーバ] - 既存業務システムから通知のあった宛名番号及び照会情報のうち、宛名番号を符号に変換して、当該符号及び照会情報を情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムに通知する。 - 情報提供ネットワークシステムインターフェイスシステムから通知のあった符号及び提供情報のうち、符号を宛名番号に変換して既存業務システムに通知する。